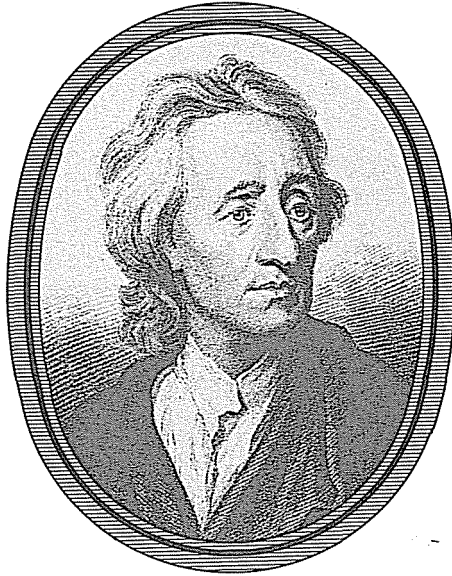


社会思想史学会年報

社会思想史研究

NO. 7 1983

シンポジウム：ロック生誕 350 年記念



北樹出版

社会思想史学会の創立にあたって

このたび、さまざまな研究領域において、思想史の社会的性格に関心をもっているものがあつまり、社会思想史学会をつくることになりました。

社会思想史が学界で市民権をえるようになったのは、国内はもとより国際的にも比較的あたらしいことであり、したがって社会思想史の研究者たちは、既成の各学問分野で訓練をうけ、そこに所属しながら、それぞれの側面から社会思想史を研究してきました。このことは社会思想史という多面的な研究対象に接近するのに、かえって有利であったと考えられますし、今後もこの接近方法を持続すべきであると考えられます。しかしながら反面では、それらの多様な接近に意見交流の場があたえられるならば、さらに効果をあげうるであろうことを容易に想像されます。

私たちが意図しているあたらしい学会は、このような意味で既成諸学会の存在を前提とした横断組織としての思想史研究者のあつまりであり、思想史の社会的性格への関心を核としたインターディシプリナリなものであります。思想史の関心をおもちの研究者各位の広範なご参加を期待します。

目次

第7回大会記録

〔シンポジウム〕

ロック生誕350年記念4
 平野 歌/加藤 節/伊藤宏之

〔自由論題〕

I ロックの所有権起源説についての一視点.....倉島 隆.....59
 —そのJ・バルベラックの説明を中心に—
 II ドイツ敬虔主義と経済思想.....酒井昌美.....69
 III 一八世紀ロンドンにおける音楽状況.....藤江効子.....84
 —ヘンデルを中心に—
 IV ニューディール期におけるビッグ・ビジネスの
 思想と行動.....小林清一103
 V L・Tホブハウスの市民社会思想.....英 明116

論 文

「人倫的自由」論の道徳的基礎.....南條文雄124
 —ヘーゲルとカントの社会思想の接点について—
 ヘーゲルの陶冶論—主体の社会的形成をめぐる—高田 純140
 リストとシュルツ—生産諸力概念と歴史認識—植村邦彦156
 ベルンシュタイン思想の意味.....亀嶋庸一171
 —「修正主義者」像の修正の試み—

研究展望

戦後日本のマルクス研究の動向大庭健・吉田
 憲夫・山本啓185

海外研究展望

西欧におけるマルクス没後100年記念集会.....山中隆次197
 公券論文執筆・送付要領 (201) 編集後記 (202)

シンポジウム

ロック生誕350年 記念

〔報告〕 平野 耿／加藤 節／伊藤宏之

〔司会〕 田中正司

1 『人間知性論』の成立と

その社会的契機

平野 耿

ロックは『人間知性論』の冒頭に置かれた「読者への手紙」の中で、ポイル、シドナム、ホイヘンス、ニュートンら当代新科学や医学の「巨匠たち」(masters)を礼讃し、自らは真知への道に落ちているごみくずを片付ける「下働き」(under-ta-hoiser)に甘んじたいと述べている。

この文節には『知性論』の課題とロックの思想的立場を理解するために、看過することのできない幾つかの問題が含まれているように思われる。まず第一に「巨匠たち」と「下働き」のアナロジーからは『知性論』を当代諸科学の「基礎学」ないしは「予備学」として成立させようとしたロックの意図がうかがわれる。いうまでもなく、ここで名指しされた巨匠たちは、今日「科学革命」という新しい概念で呼ばれる時代区分の中で、すぐれた知的記念碑をのこした人々である。若くして新科学や近代医学に深い関心を寄せ、これら巨匠たちと研究や診療を分かち合ったロックは、なぜ己れを「下働き」視しなければならなかったのであろうか。かかる表明を単にロックの謙讓な人柄に

帰しただけでは答えとならない。手掛りはまず、彼らの求めた知識の対象の相違にある。

周知のようにロックの生きた科学革命の最盛期には、古代・中世にわたるグレコ・ローマンの科学理論体系が次々に崩壊し、新しい自然観と学説が樹立されていった。観察、実験、論証を経て確立された実証的知識が、人体生理をも含めて自然の説明や理解に説得力を発揮しはじめると、実験哲学や医学に寄せる信頼も増大した。ただし実験哲学者や医学者たちが探究したのは、総じて外的世界であった。解剖学の革命があらわにした人体の構造も、自然世界の一部なのである。彼らは空想的思弁や質的解釈の呪縛から知性の自己解放を計りながら、自然の外部観察を徹底した。ところで、このように事物事象に照明を当て、それに関する知識を獲得する機能こそ人間の知性である。しかし外的事物の知識獲得にのみ腐心して、知性そのものを考察する「骨折り」(I. I. I.)¹はとかく忘れられ勝ちであった。真知を求め、未詳の領域に分け入ろうとする知的探索は、とりわけ自然研究において顕著であるが、人間知性のさまざまな営為とその成果を明らかにするそれは、これまで殆ど省みられていない。その知性の吟味と考察には、当の知性そのものが当然なければならない。つまり「知性がある距離を置いて自身自身の対象とする」(I. I. I.)²という、知性の自己経験に即した、しかも内視的研究の試みを、ロックははじめて体系的に企てたのであった。

しばしば語られるように『知性論』を生む直接のきっかけと

なったのは、一六七一年の春と推察されるロンドンのアッシュリー邸エクゼター・ハウスでの劇的な会合であった。そしてその時以来ロックの心を占めたのは、こうした知性の内部観察の問題であった。彼が自らの哲学著作をあえて論文(Tracts)と呼び、わざわざ人間知性に関する一試論(First Essay)と呼んだ理由も、対象と方法の未踏性にあった。知性による自然の外部観察を目指す当代科学と、知性そのものの内部観察を企てる『知性論』の役割りを対比する時、あらためて先のアナロジーの達意に人は気づくであろう。

では次に、ロックが片付けようという「こみくず」、つまり真知への道を阻んでいる障害物とはなんであろうか。

第一に除去されねばならぬものは、「学問的談論」と「市民的談論」とに(III. 6. 3. 4)ともに見られる言語の曖昧さと混乱であり、第二に問題となるのは、生得観念に真知の起源を求めたり、三段論法をもって知識増進に役立つ全能の道具だと考える誤った探究方法である。そして最も根深く取り除き難い最後の邪魔物は、不可知なるものを知ろうとする「人間自身の抑えがたい無限の好奇心」である。この第三番目の障害物を取り除くために、人間の知識に限界を定めることが必要である。さもないと人々は自分の知性の力能の及ばぬ事物に向かって猪突する結果、結局は真知を獲得できず、絶望のあまり懐疑的となり、今度は自己の能力を正当に行使すれば理解しうる場合でも、それを拒否するという不幸な挫折を招くことになる。

知性の向かう行手を阻む以上三種の障害物を除去する仕事は

『知性論』の課題であり、それをロックは「人間の真知の起源と絶対確実性と範囲を探究し、あわせて、信念、臆見、同意の根拠と程度を探究すること」(I, 1.2.) という有名な一句で集約するのである。

すなわち、まず第一に、もし我々が真知の起源を発見するならば、我々はその不思議な生得知識の存在はもとより、公理、原理、公準の源を吟味することができるにちがいない。第二に絶対確実な知識の本質が理解できれば、三段論法だけが絶対確実性を獲得するための唯一の方法であるか否かを決定することが可能である。さらに我々は意味の曖昧な言語にふりまわされることなくなるにちがいない。第三に、もし人間の到達する知識の範囲を知るならば、我々の能力を越えたところに横たわる事物はすべて、それに触れぬままにしておくことが賢明であることを知るだろう。

ところで、我々が現実において関係を持つ知識のすべてが絶対確実であるのではない。真知のほかに、多数の蓋然知を我々は注意深く識別しなければならぬ。「信念、臆見、同意の根拠と程度を探究する」とは、かかる蓋然知の検討を意味するものなのである。

『知性論』の目的を集約したこの課題を実行するに当って、ロックは心の「物的考察」(physical consideration)を避け、知性という人間の識別機能が、その取り扱うべき対象にどのようにならずにわたっているかを、ありのままに考察すれば十分だという(I, 1.2.)。そのために彼は、あらためて「事象記述の平

明な方法」(historical, plain method)の適用を提案する(I, 1.2.)。ところでこれの二つの方法は、ともに十七世紀の実験哲学や医学が自然事象の探究に用いた代表的な方法で、特にロックは、前者をボイルから、後者をソドナムから学んだ。そこで再び視点をロックが讚美した当代の巨匠たちに戻して、『知性論』の成立に、ロックと彼らとの交流がもたらした思想的因果関係を探ってみたいと思う。

まずホイヘンスについては、ロックがオランダ亡命中面識を得た証拠はなにもない。たまたま幾何学的知識の欠如から、ニュートンの『プリンキピア』を理解することができなかったロックが『プリンキピア』の中の数学的命題がいずれも真であるかどうかホイヘンスに尋ねたという挿話が伝えられているだけである³⁾。

そのニュートンとロックの交友が始まるのは名譽革命後のロンドンであるが、ロックはオランダ亡命中、八七年に出版された『プリンキピア』の初版を早速読んで、翌八八年には、当時彼が書評欄を担当していたル・クレール(J. Le Clerc)の「プリオテク・ユニヴェルセル・エ・イストリク」(Bibliothèque Universelle et Historique)誌第八号に二五頁(pp. 436~450)にわたる要約と紹介を載せているから、彼の関心はなみなみならぬものがあつたと思われる。ニュートンの書簡を編纂したターンプルは、ロックの著作のうちにニュートンの特別な影響が見出されるというが、当時『知性論』の最終写稿を母国の友人クラークに送ってしまっていたロックは、『プリンキピア』読

了後八九年にかけて最後の補訂の中で、第四巻第一章九節や第七章第一節など若干の付加をしたに留まっている。強いて挙げれば、一七〇〇年の第四版、第二巻第八章第一一節に見られるインバルス理論への影響くらいで、ラスレットやロジャーズの言う通り『知性論』そのものの成立に及ぼしたニュートンのそれは殆どないと言ってよいであらう。

今日では広く知られているように、少なくとも七一年の『草稿A』と『草稿B』で最初の知性研究を志したロックに、当時大きな影響を与えていた人物はボイルとシドナムであった。当代を代表する実験哲学者、医学者との交わりは、その後ふたりの死まで続くが、共同研究や啓発的交流の濃密さ、そしてそこから生まれた共通成果の質と量を考えてみても、一六六〇年代ほど三人が緊密な関係にあった時代はない。

しかしながら、ロックの経験主義的傾向はボイル、シドナムとの邂逅により突然開花したのではなかった。彼が入学した五〇年代のオックスフォードでは、内乱下のロンドンで四五五年に結成された「見えぬ大学」のオックスフォード・グループが、アリストテレス・スコラのアカデミズムの伝統に新しい挑戦を始めていた。彼らは、のちに王立科学協会（一六六二年に設立）の初代会長となるワダム・カレッジの学長ウィルキンズ (John Wilkins) を中心に、「実験哲学クラブ」(experimental philosophy clubbe) を作り、経験的実証をモットーとする新科学の分野で着々と成果をあげていた。メンバーの大半は医者で、それを指導するのは、ゴダード (Thomas Goddard)、バサ

ースト (Ralph Bahurst)、ウイリス (Thomas Willis) の各々 レッジを代表する錚々たる医師であった。すでにロックのウエストミンスター時代の三人の学友、レン (Christopher Wren) とフック (Robert Hooke) とロウアー (Richard Lower) と、ウィリスらのもので解剖の助手を務めていた。ロウアーの奨めでクラブに入り始めたロックは、伝統的カリキュラムの学習と並行して医学、特に実験生理学や各種対症薬の研究に従事した。医学および医化学への関心は、彼が五八年にマスターの学位を取り、王制復古の年に母校のギリシャ語講師に任命された後も益々高まった。ボイルとロックが相識したのも同じ六〇年五月のことである。四六年以来「見えぬ大学」のメンバーとして活躍してきたボイルは、この二年ぶりにオックスフォードに帰り、処女作『空気の弾力性およびその効果に関する物理学的・力学的新実験』(New Experiments physico-mechanicall, touching the Spring of the air, and its effects, 1660) を出版したばかりであった。その後両者の知的交流は六六年に頂点に達する。この年の春、数ヶ月にわたる大陸滞在から帰国したロックは、オックスフォードに戻り、ボイルの指導下で実験哲学や医学の研究に没頭した。

周知のように六五年以来ロンドンではペストが流行していた。五〇万人に及ぶ首都の人口は五分の一を失い、疫病は六六年秋の大火まで終熄の気配を見せなかった。病因と対症療法の発見が、実験哲学者や医者に課せられた急務であった。当時有力であったのは毒気説 (miasmatic doctrine) で、伝染性の毒素

を含む有毒ガスが沼沢地などから立ち昇り、疫病流行の原因となるという考えである。ポイルと彼の友人シドナムは、二四、二五年と今回ロンドンを襲ったペストが、どちらも異常早魘の後に発生している事実⁽⁶⁾に注目し、「疫病の流行は、毒気の空中放散を促す天候の変化と因果関係がある」とするこの学説を支持していた。特に化学者であり、微粒子論者であったポイルは、地殻に付着した無機物から空中に立ち昇る目に見えない臭気⁽⁷⁾が、他の微粒子と出合つて有害なものになると推測した。伝染病の正体を確認するには、そのため天候の継続的な観察が不可欠だと彼は考えた。デューハーストのいうように、幸いポイルはオーガナイザーとして超一流の人物であつたらしい。彼は研究室に集まる人々を巧みにまとめ、精力的な実験と共同討議を重ねて、次々に成果を学界へ報告した⁽⁸⁾。ロックはポイルの主宰するこの科学サークルに参加し、彼に奨められて、(一)天候ならびに伝染病とその関係、(二)人間の血液の自然誌、(三)医薬の調剤という疫病の原因探究とも深い関連を持つ三種のテーマと取り組んだ。その頃、自動雨量計、自動風力計、自記温度計、回転気圧計などの気象観測機器が、同じ目的のために次々と発明された。ロックの友人フックやレンの貢献である。そのレンは、病気と天候の因果関係を研究し、その詳細な記録を提供するよう医師たちに繰り返し要請している。またフックも「天候の記録を作る方法」についてノートを遺している。この分野でポイル自身が寄与した二つの観察記録「寒気の記録」(六五年)と「気圧計の観測と用法」(六六年)は、六六年四月発行の王立科学

協会会報 (*Philosophical Transactions*) 十一号に収められている⁽⁹⁾。ロック自身の観察は同年六月二十四日より翌年三月二十八日に及ぶ。彼は、毎日風力、風向き、気圧、気温、降雨と一般気象概況を記録した。この記録は、ポイルの死の翌年(九二年)遺言によりロックが加筆して出版した『大気通誌』(*A General History of the Air*)の中に収録されている。

一方、人間の血液の自然誌を作るための実験も、ハーベイやマルビーギによつて漸く完成を見た血液循環説を、呼吸生理学の分野で継承発展させる営みであった。なぜなら、解剖学の成果はこの革命的理論の正しさをすでに承認していたが、呼吸生理学の世界では、依然としてガレノス派の学者たちが權威を誇っていたからである。彼らは、呼吸の効用を心臓内部の熱を下げることにあると考えた。また心臓のポンプ作用は、汚れた蒸気を取り換え、空気を血液に混じて、その結果左心室に⁽¹⁰⁾精氣の発生を見ることができると信じていたのである。ウィリス、ロウア、フックそしてロックは、動・静脈血の色の変化を、呼吸の際肺に取り入れられた空気による化学的变化によるものと推測して、六四、六五年にかけて多くの実験を行なつた。ポイルの指示で六六年にロックが手がけた実験も、ガレノス派の人々に決定的な事実をつきつけるために、血液の正確な自然誌を作る必要があつたからである。彼は呼吸時に血液に吸収された空気中の亜硝酸塩の痕跡を見つけることにより、血液に加わつた空気の化学作用を傍証するとともに、熱処理された血液の二次性質、つまり臭気、色、味などの調査によつて、物

体の微粒子説の実験的確認を企てたのであった。残念ながらこの実験は満足すべき成果をあげなかった。しかし後年ボイルの出版した『人間の血液の自然誌覚え書』(Memoirs for the Natural History of the Human Blood, 1683-4)の献辞に「きわめて賢明にして学識あるドクター」⁽⁹⁾と記されているのを見れば、ボイルがロッキンを高く評価していたことは明らかである。

さて『知性論』の成立と関連して、ボイルとの共同研究からロッキンの得た最大の収穫は、当代の代表的物質観「微粒子説」(corpuscula theory)を身につけたことであった。周知のように微粒子説とは、物質を構成する感知できない微粒子の運動と相互作用から、物質の変化を原子論的に説明しようとする十七世紀に独特な物質観であった。ガリレイ、デカルト・ボイル、ニュートンらはいずれもこの仮説の信奉者であったが、ボイルは『新実験』と主著『懐疑的化学者』(Sceptical Chymist, 1661)でガッサンディの原子論を修正し『形相と質の起源』(The Origins of Forms and Qualities, 1666)でそれを発展させて自らの微粒子哲学を完成した。

ボイルによれば、世界のすべての物質は「単純で」「さまざまな形(shape)と大きさ(size)を持ち、いろいろに運動する微粒子」から成り、相互に結合しあって、より複雑なグループを形成しているという。これらの微粒子の大きさ、形、運動を我々は感知できないが、それらから構成された外的対象は我々の感官に作用して、色とか味とか匂いといった対象の可感的性質

を我々の心に生ずるのである。前者をボイルは微粒子の「本質的性質」(essential properties)と呼び、後者を「単純ならざる性質」(less simple properties)と名付けた。⁽¹⁰⁾

例えば「金」という実体を考えてみよう。我々はふつう金の色や形状や肌ざわりといった諸性質を金の本質だと考え、これらの性質を金という言葉で定義する際に数えあげている。しかし我々が金の意味だと考えているこれらの性質は偶有的なものに過ぎない。微粒子の運動や相互作用により、この実体はたちまち別のものに変化してしまうからである。したがって金という言葉は、たまたまこの実体の偶有的な性質の集まりを表示しているだけであって、決して本質的性質を指示するものではない。事物の類・種の分類も、かかる事物の偶有的性質に基づいて行なわれた便宜的区別(convenient distinction)にはかならない。

こうしたボイルの微粒子説に基づく知覚理論や実体論は、より精緻な形で整頓され『知性論』の随所で利用される。知識の成素としての観念の構造を分析して、原子的な単純究極の成素である単純観念(simple ideas)から、一切の複雑観念(complex ideas)が構成される過程は原子論的観念学(ideology)の名にふさわしく、もちろん微粒子説の応用である。特に感覚の単純観念に関する原子論的構成手法は、内省の観念の場合と異なり、知性の働きを身体的生理的側面から眺める外部観察が可能であるだけに、きわめて説得力を持っている。だがそのためにもまたロッキンは、彼が当初排除することを表明した心の物性

的考察——つまり心の本質や、観念が知性に宿る過程を探る當代自然哲学や実験哲学の手法——に必要以上に深入りせざるをえなかったのである(II, 8, 22)。

なぜならロックの内観的観念学にあつては、知性の直接対象である感覚の観念は少なくとも外的世界とは別に存在するものだから、それをどのように外的事物と関連させるかという問題を、感覚の観念を生む外的事物の性質との関わり合いから説明する必要に迫られたからである。この解決のために、ロックはボイルの「本質的性質」と「単純ならざる性質」にならつて、物体に「一次性質」(primary qualities)と「二次性質」(secondary qualities)の区別を導入する。『草稿A』では「潜在的性質」(potential q.)と「現実的性質」(actual q.)と呼ばれた両性質は、^(註)公刊本では「本源的性質」(original q.)および「可感的性質」(sensible q.)とも別称され、いずれも我々の感覚に作用して観念を生む力能とされた。

名称はともかく、両性質の区別はすでにガリレイ、デカルト、ホップズにも見られ、ボイルやロックの独創ではない。しかしこれらの先達は、区別を単に主観的なものと考えていた。ロックの新しさは、一次・二次性質をあくまで対象の側に置いた点にある。彼は一次性質の観念を外的事物の類似物とする模写説の立場に立つて、外的対象の實在的側面を保証するとともに、この一次性質の間接的な働きかけによって生ずる二次性質の観念だけは主観的なものと解して、外的現象世界と心内観察の調和をはかったのである。

観念ながらボイルは、まだロックほど徹底した立場に立っていない。知覚における観念理論に思いいたらなかったボイルは、一次性質だけを感知できぬ対象側の実在と考へ、二次性質は主観的なものとしか説明できなかったのである。とはいへ、ロックの『知性論』の成立をボイルの影響を無視して語るわけにはいかない。例えば、物質の属性を延長だけとするデカルトとちがつて、物体の固性(solidity)ある部分のかさ、形、数、位置、運動などを重視し、さらにはそれと関連して充実空間を認めず、純粹空間(真空)の存在を認めざるをえなかったロックは、まぎれもないボイル主義者であつた。そしてボイルやロックのこうした物質観形成のひとつの契機を、我々は疫病の原因探索や最新の呼吸生理学説の検証を目指す彼らの実験哲学や物性的考察に見出すことができるのである。

* * *

ボイルと並んで、否それ以上に『知性論』の成立と深い関係があるのはシドナムである。ロックが彼を知るのは六七年の秋、つまりアシュリー家の侍医としてオックスフォードからロンドンに移つて数ヶ月後のことである。オックスフォードで学び、モンペリエでの留学を終えたシドナムは、七年来ウエストミンスター病院に居を定め、臨床的観察と経験を重視した治療で名声を博していた。ふたりの友情は急激に深まり、協力して患者の診察と治療に当たるとともに、思想的にも強く影響し合うことになつた。

当時ロンドンではペストが漸く終熄したものの、原因不明の

伝染病による死者はあとをたたず、天然痘もまた猛威を振っていた。クレイトンの『英国伝染病誌』によれば、疫禍の去った六七年の死者は一万六千人、翌六八年は一万七千人で、うち天然痘によるものは、一一九六人と一四六八人を数えた。したがって、ペストはもとより各種熱病の蔓延は大きな社会問題で、その原因究明や治療法の確立が、当時新旧医学や実験哲学にたずさわる人々に要求されていた急務だったのである。

友人ポイルの励ましをえて、かねてから天然痘や伝染性熱病の治療に関心を抱いていたシドナムは、六六年に処女作『独自の観察の上に打ちたてられた熱病を治療する方法』(Methodus Curandi Febris, Proptius Observationibus Superstructa)をロンドンとアムステルダムで同時に出版した。この著作はその後、六八年、七六年、八五年と著者の生前に四版を重ねたが、もちろん一五六頁からなる初版にロックの影響の痕跡はない。ところが六八年に出た『方法』第二版は、ペストに関する第五章が増補されて二一八頁となり、しかもロックがシドナムの仕事を賞讃した五四行にわたるラテン語の献詩が添えられている。しかし讃辞に比して、シドナムの初版と第二版の内容は、必ずしも伝統的思弁的な医学の立場から脱し切っていない。例えば彼は、「天然痘とは、新しい状態に(身体が)移行しようとしている間に、血液に併発する病気である」と記して、いわば生涯に一度すべての人が体験する脱皮のような自然の変様過程だという。しかも天然痘の原因に対する不確かな仮説をたてた後に「ところで、これが天然痘の原因であるかどうか、

あるいはなにかもつとよい説明が可能かどうかについて、私はこれ以上立ち入りたくない」と自らの仮説の不確実性を逆証しているのである。

その後七六年に出た第三版は、四二五頁と旧版のほぼ二倍となり、内容も一新、あらためて『急病の記録と治療に関する医学的観察』(Observationes Medicae circa Morborum Acutorum Historiam et Curationem)と改題された。初版・第二版に比べて第三版のいちじるしい特徴は、思弁的なドグマの後退と全篇にみぎる批判的精神である。例えば天然痘の性質を論じた個所でシドナムは次のように述べている。

「天然痘の本質がどんなものであるかに関して、私自身としては全く無知であることを告白するのに少しもやぶさかではない。この知的欠陥は人間本性の不運であって、私はもとより世間にとつても広くありふれたことなのである。それにも拘らず前述した症候から引き出された証拠を注意深く吟味すると、それは私に炎症の考えを——特に他のあらゆる場合とはちがった炎症の考えを——すなわち血液と体液の炎症の考えを思いつかせるのである」と。この論述には見落せないふたつの点が含まれている。そのひとつは、天然痘の本質を不可知なものと考える可謬論(Fallibilism)の立場にシドナムが転身したことである。第二は先の空想的な脱皮説(molting theory)が放棄され、天然痘の臨床研究から経験的に帰納された新しい炎症仮説(Infamatory theory)が登場してきた点である。こうしたシドナムの医学観の変化は第三版の序文でも明らかである。そこで

は、大多数の病気の原因がなぜ予測しがたく不可思議なものであるかを論じて、その理由を人間の能力が誤りを犯し易い点に帰している。もしこの点を無視すれば、遠く隔たった原因を空しく求めて、現実の病気の治療に少しも関係のないことに力を浪費してしまつたため、医学の営みは悲惨な結果に終るのであらう、と。こうした視座の転換が、六七年に始まるロックとの知的交流によることは、第三版冒頭の次の一節からも明らかである。

すなわちシドナムは、ジョン・メイプルフト (John Mapletoft) に宛てた献辞の中で「どれほど完全に私の方法が親しい友により是認されているか。そしてこの問題を厳密に余すところなく吟味してくれた人——それこそジョン・ロック氏なのである」と記して、ロックの医学的資質と知性の鋭さを絶讃しているからである。

シドナムの主著『医学的考察』を巡る思想の授受だけに論点を絞るならば、シドナムに影響を与えたのはロックだといふべきであろう。しかしシドナムの伝記研究者ペインは、ロックの哲学思想に寄与したのはシドナムだといふ。この点を明らかにするためには『知性論』の二つの草稿の書かれた七一年迄に限って、ふたりの協力と互恵の跡を辿らねばならない。

六八年から七〇年にかけて、シドナムとロックは協力して数篇の医学に関する手稿を書いた。今日入手できるコピーは次の六種である。(一)『解剖学』(Anatomie)〈六八年⁽²⁰⁾〉(二)『医術に』(De Arte Medica)〈六九年⁽²¹⁾〉(三)『咳嗽』(Tussis)

〈年月不詳〉(四)『呼吸法』(Respirationis Usus)〈年月不詳〉(五)『天然痘論・付・序文と献辞』(Sydenham's Original Treatise on Smallpox with Preface, and Dedication to the Earl of Shaftesbury, by John Locke)〈六九年⁽²²⁾〉(六)『天然痘論・序文手稿』(Smallpox Fragment)〈七〇年⁽²³⁾〉。

(一)と(二)は既にその存在が研究者に知られていた資料で、ロンドンの公文書館に保存されるシャフツベリ文書に含まれている。『解剖学』はもともと『医術について』の一部としてふたりの協力により書かれた。後者の筆跡はロックのものであるが、デューハーストは「シドナムがその著者だったことは当時の証拠が示唆しているから、ロックの役割は書記のようなものであったらう」と推測している。(三)の『咳嗽』はぜんそくの特効薬の調剤法のノートがついた共筆のエッセイ。(四)の『呼吸法』はロックが単独で書いたラテン語のエッセイでどちらも公文書館にある。(五)の存在は、早くからポインとペインによつて予想されてきたのであるが、第二次大戦後ラブレース・コレクションの中から発見された手稿がデューハーストの研究によりオリジナルなものであることが立証され、ロックの手になる序文とシャフツベリ伯への献辞も添えて公表された。デューハーストによると、シドナムの『天然痘論』の手稿には三種類ある。(1)は六九年の二二九頁にわたるロックの医学備忘録に含まれた一六頁の小論で「かの医学の天才シドナム博士により一六六九年七月に執筆される」という注記で終っている。ロックの手で転写された英文の「オリジナル手稿」がこれで、シドナムの要請によ

り、ロックがその序文と献辞を覆面で執筆している。(2)は(1)の「姉妹手稿」である。内容に多数の訂正が見られるところから、シドナムの口述をロックが筆記し、のちにノートへ転写したものでらしい。一六六九/七〇年二月一日という日付の入った英文転写手稿である。(3)は一七九五年にロンドンの The Royal College of Physicians が入手して、以来この図書館に保存されている英文の手稿である。数人の筆跡が認められるこの手稿は、「トマス・シドナムによる医学的観察……ロンドン、一六六九年三月二六日」と明記され、その中に「一六六九年七月に書かれた」という言葉で終る「天然痘の治療について」(On the Treatment of the Small-Pox)の一節が含まれている。ポーンやペインがかつて推測の根拠にしたのはこの「カレッジ手稿」であるが、実際には「オリジナル手稿」より大分あとで書かれたものでらしい。なぜならば、この手稿には、シドナムの著『方法』の第三版、つまり「医学的観察」が出版されてからのちに書かれたものと思われる数章が含まれているからである。文体の比較検討の結果、今日では、一旦ラテン語訳されたものから再度英訳されたものと見なされている。最後の(4)の『天然痘論・序文手稿』は、ロマネルがシャフツペリ文書の中から発見した一枚の断片手稿で、一九行二四〇語あまり、ロックが『天然痘論』の序文の下書きとして別の機会に記したものでらしい。ロマネルの紹介により、ロックの医学研究と『知性論』の関係を捉えなおす発端となった新資料である。

ところでこれらの手稿を比較検討してみると、六八年から七

〇年にかけてふたりの辿った思想の軌跡はかなり明白なものとなる。『解剖学』の論調は『医術について』と大差ない。その『医術について』は、デューハーストも指摘するように、シドナムとロックの営んだ共同研究の成果としては「最も重要なもの」で『知性論』の『草稿A・B』と内容的にも類似点の多い代表的な手稿といえる。

彼らは、医術というきわめて有用な学芸を完成させ、病気の確固たる治療法を打ちたてるために、この学問に造詣の深い人々に次のような提案をする。「もちろん有用な学芸のはじまりと改善、および人間生活をそれらによって援けることは、すべて勤勉と観察とから発している。現世において、真の知識 (true knowledge) は、まず経験と合理的諸操作 (experience and rational operations) によって生み出される。この方法が持続され、またすべての人々の思考力が、彼ら自身の試みを他の人々の観察に役立たせるために使われていたならば、医術も他の多くの学芸と同様、現在よりはるかによい状態になっていたことは疑いない。しかし不遜な人は、彼にとって可能でありまた有用である知識に満足せず、必ずや事物のかくされた諸原因を看破しようとする」⁽²³⁾なぜならば、「人間知性の本性は、自分の作用と事象を観察することに満足せず、それらの原因について非常にせんさく好きで、知性が精通している事物に関して知性がある仮説を設定し、知性の論証が確立されるための基礎を定置し終らぬ限り、非常に不安で落着かないものだからである」⁽²⁴⁾とところが「人間の狭くて弱々しい諸能力は、目でみること

ができる外的な諸原因によつてつくり出されるいくつかの効果についての観察と記憶をこえてそれ以上、つまりかれの理解力が及ぶ範囲を全くはなれては到達しえないのである」から、神の作品である精密な世界構造のすべてを知ろうとしたり「病氣のかくされた原因を探究し、自然のひそかな働きぶりとわれわれには知覚できない自然が働きかけるいくつかの道具とをあれこれと想像し」たりすることは「人々の思考に限界を置き、それをせよ、人々の知性を洗練されてはいるが無用な思索にうち異じさせ、事物の真実で有益な認識からそらせてしまふ」結果となるからである。

シドナムとロックが、医術の改善のために、誤り易い人間知性の過信と濫用を戒めたこの主張は、早くも七一年の『草稿B』第二節でロックにより自覚的に取り上げられ、二〇年後の『知性論』では「人間の真知の起源と絶対確実性と範囲を探究する」仕事として広く深く掘り下げられた。その意味で『医術について』は『知性論』の一祖型だといえるのである。

同じ年に書かれた『天然痘論』では、ふたりの人知可謬論は主題的にもっと明確化され、驚くべきことに、前述した七六年の『医学的観察』と殆ど変らぬ文節が登場する。

「しかるに今、人間知性の共通にして生来の欠陥のために、この病氣(天然痘のこと)の本質がなんであるかを私は知らないし、理解することすらできない。しかしながら前述された諸現象をもっと厳密に考察したとしても、それは——他のあらゆるものとは違った種類の炎症であるにせよ——血液や体液の炎

症だという確信を、私はますます抱かざるをえないのである。」天然痘の原因について、脱皮説から炎症仮説へのシドナムの転身は、七六年ではなく実際には六九年に終っていたのである。となると『方法』第二版の出た六八年から二種の医学手稿の出る六九年までの時間的エレメントがここでは最も重要である。つまりこの一年間にロックの与えた影響が、シドナムの変化の原因だと推測されるからである。七〇年の『天然痘論・序文手稿』の内容は『知性論』の思想の凝縮ともいえる。実際の筆者であるロックは、急病や天然痘の原因を思弁的仮説の援けをかちて探索することの空しさを指摘して、「なんども誤りを犯し常に不確実である仮説を設定したり、また事物の本質を探索しようとして試みたり、さらに感覚の教えや知性の到達範囲を越えて存在するため、われわれが知ることのできない事物を観察する手段方法を示そうとすることは、虚飾と時間の浪費にほかならない」と主張するのである。

これら一連の医学手稿に共通してみられる特徴は、徹底した人知可謬説と事物の實在の本質に対する根強い懐疑観である。こうした人間観と物質観は、その後ロックの『草稿A・B』に生々しく受けつがれ、公刊本でははるかに綿密に解析される。だがその基本的性格に関しては最初から一貫して変ることがない。細い資料の検討が教えてくれることであるが、ロックがシドナムと知り合う以前に書いた医学備忘録の中には、既に *empirical* な表現が見出せる点から、やはり *empiricism* をシドナムに教えたのはロックであろう。しかし、ロマネルが強調するよう

に、ロックに「経験的方法を具体的に身につけること」を教えたのは、彼と行動を共にしたシドナムの自然誌(natural history)の方法であったと思われる。シドナムは臨床研究に際して、思弁の説明や不当な哲学的仮説を避けた。そして病状をありのままに記録し分類する自然誌の方法を採用した。ヒッポクラテスやペーロンにならって「病気の自然誌家」を自認したシドナムが、当時天然痘の対症療法として奨めたのが「平明で隠しだてのない方法」(plain and open method)であった。『天然痘論』の献辞の中で、シドナムを装ったロックは、次のようにシャンツベリ伯に呼びかける。「私は他の人々の医学を軽視するたみにかく申し立てているではありません。平明で隠しだてのない方法を実行するに当って、きわめて多くの非難と叱責を蒙ってきた私が、どんなに大変な思いをしたか閣下にお知らせするため、かく申し上げているのにはなりません。」シドナムのいう「plain」とは、症候の調査・記録の仕方が、「わかり易く、人為的な不自然さを介入させない」ための要請であり、「open」とは「事実をありのままに捉える」のに不可欠な態度である。シドナムとの共同研究で可謬主義を一段と深めたロックは、病気の自然誌の代りに「知識の自然誌」を「知性論」で作ろうとした。その時彼は、シドナムの愛用句を、あの有名な「事象記述の平明な方法」(historical, plain method)という言葉に置き換えて一般化したのである。したがって我々は、ロックの方法論の特徴を、従来よく言われるように合理的(rational)なものに対する経験的(empirical)なものとしてではなく、むしろ「哲学

的」(philosophical)なものに対する「記録的」(historical)なものとして、別の表現を借りるならば「解説的」(explanative)なものに対する「記述的」(descriptive)なものとして捉えなければならぬ。一七世紀のコンテクストを用いれば、自然哲学(natural philosophy)に対する自然誌(natural history)の立場で理解すべきなのである。それゆえにこそロックは、一方ではボイルから影響を受けた微粒子説を「知性論」の随所で展開しながらも、遂に自然哲学に対して同情を抱くに至らず、これが科学として成立するものではないとのペシミズムに到達してしまっているのである。重ねていうならば、ロックは知性研究に当代自然哲学の「物性的考察」を避けて、シドナムから伝えられた「事象記述の平明な方法」を適用したのであった。いわばデカルトが数学を新しい方法の典型としたのと好対照に、ロックがモデルとしたのは医学の方法なのである。

かくのごとく『人間知性論』の成立とロックの医学研究の不可分な関係が明らかになるにつれて、研究者の中には『人間知性論』執筆の動機となった例の劇的会合の主題まで、医学の問題だったと推測する者が現われた。残念ながらこの推論は、状況証拠を補強する資料の不足から決定的な定着を見てはいない。だがその反面、テイレル(James Tyrrel)の書き残したように、よしんばそのテーマが道徳の原理と啓示宗教に関するものであったとしても、ロックと彼の哲学主著を繋ぐ医学という絆は断ち切られるべきものではない。ロックが彼の前半生に、ボイルとシドナムに出会って実験哲学や医学に献身し、しかも

- Anatomy, *Medical History*, (1958), 2, pp. 1-12.
- (15) H. R. F. Bourne, *op. cit.*, vol. I, pp. 222-227; A. G. Gibson *The Physician's Art, an Attempt to expand John Locke's De Arte Medica*, (Oxford, 1933), pp. 1-13.
- (16) P. R. O., 30/24/47/2.
- (17) P. R. O., 30/24/47/2.
- (18) Kenneth Dewhurst, Sydenham's Original Treatise on Smallpox with a Preface, and Dedication to the Earl of Shaftesbury, by John Locke. *Medical History*, vol. 3, 1959, pp. 284-300.
- (19) Patric Romanelli, Locke and Sydenham: A Fragment on Smallpox (1670), *Bulletin of the History of Medicine*, XXII, July-August, 1958, pp. 294-295.
- (20) Kenneth Dewhurst, *John Locke*, p. 38.
- (21) *Ibid.*, p. 38.
- (22) H. R. F. Bourne, *op. cit.*, p. 225. なお引用文は中村恒矩氏が述べた邦訳を使用した。中村恒矩「医学のついで」邦訳試稿『東京経済大学全誌』六一号、一九六九年。
- (23) *Ibid.*, p. 223.
- (24) *Ibid.*, p. 223.
- (25) *Ibid.*, p. 223.
- (26) *Ibid.*, p. 223.
- (27) *Ibid.*, p. 223.
- (28) *Ibid.*, p. 223.
- (29) *Ibid.*, p. 223.
- (30) *Ibid.*, p. 225.
- (31) *Ibid.*, p. 223.
- (32) *Ibid.*, p. 224.
- (33) Draft B, §2, pp. 16-17.
- (34) Kenneth Dewhurst, *Sydenham's Original Treatise*, p. 294.
- (35) Patric Romanelli, *op. cit.*, pp. 294-295.
- (36) *Brit. Mus.*, Add. Ms., 32, 554, f. 233. 今日大英博物館に所蔵される『医学備忘録』(*Medical Common-Place Book*, 1659, Feb. 25~1664)中の「病氣」(Morbus)の項目——日付の記載はなすが、備忘録の末尾近くに出ているので、少なくとも六四年頃までにはロックによって書かれたものと思われる——に次のような記述がある。「いかにしてこれらの小さな目を見えぬ 酵素をこの有力な

アトケウス (archeus) が作るか——その結果は明らかであるが——私は納得のいくように理解することはできなからうとを告白する。しかしこのような病気がこれらの酵素から発するのを発見することは、考察する価値がある。私は信じてゐるのである。」

(37) Patric Romanelli, *op. cit.*, p. 309.

(38) *Ibid.*, p. 316.

(39) Kenneth Dewhurst, *Sydenham's Original Treatise*, p. 285.

(40) Patric Romanelli, *op. cit.*, pp. 317-321.

(41) H. R. F. Bourne, *op. cit.*, vol. I, p. 249.

2 ロック寛容論における

「個体化の原理」

—信仰・理性・政治社会のトリアデー—

加藤 節

はじめに

私が立てましたのは、「ロック寛容論における個体化の原理」という問題であります。最初、自己紹介を兼ねまして、「二つ断りしておきたい点がございます。私、この数年来、大変多面的なロックの思想を、世界と人間とについての彼の宗教的なヴィジョン、神学的なクレンジから統一的に解釈しようとする視点に立つて、ロック研究を続けてまいりました。ロック

を、一個の「ミクロ・コスモス」、一人の「思考する実存」として捉えました場合、それがシュトラウスのなものであれマクファースンのなものであれ、従来の世俗的なロック解釈は、「神学」を「他のすべての知識を包含したもの」とみなすこの思想家について、何か本質的なものを見逃しているように私には思われるからであります。

私のこの報告は、ロック解釈史のそうした文脈の中で、一つの解釈モデル、一つの解釈範囲を提示してみようとの意図の下に構想されておりますので、その点をまずお含みおきいただきたいと思ひます。また、そうした意図との関連におきまして、私の報告は、歴史的事実や細かな論点にあまり立ち入ることなく、ある意味で大変大雑把で抽象的な議論に終始することになるはずでありますので、その点もまた予めお断りしておきたいと思ひます。解釈範囲はできるだけ単純な方がよいと考えたからであります。

一七世紀寛容論をめぐる問題状況といったことから報告を始めさせていただきます。

一 一七世紀寛容論をめぐる問題状況

よく知られておりますように、ロックが生きたヨーロッパ一七世紀は、宗教改革の余波のうちに、信仰の問題が直接強烈な政治的意味をもつ所謂コンフェッションナリズムが常態化した時代でありました。「寛容」や「信教の自由」が一七世紀最大の「論争的概念」の一つになったのは、そのためであります。そ

して、この問題に寄せられた数多くの回答のうち、ロックの『寛容書簡』が、スピノザの『神学政治論』、ペールの『聖句へ強いて入らしめよ』に関する哲学的註解』とともに、その論理的徹底性から言つて、一七世紀寛容論の理論的頂点をなす作品であることも、よく知られている通りであります。

確かに、これら三つの作品は、一七世紀寛容論をめぐる問題状況を典型的に示すいくつかの共通点をもっております。一つは、それらを貫く歴史意識の共通性であります。それらとはともに、宗教改革以来、宗教界の分裂が既に逆行不能な歴史的趨勢となったこと、従つて、コンフェッションナリズムは、単一宗教の権力的強制ではなく、多元的な宗教の共存という方向でしか克服しえないとする歴史意識で一貫していたからであります。

彼らの寛容論にみられる第二の共通点は、寛容をめぐる問題枠組の同質性であります。彼らは、寛容問題を、国家権力に対する「政治的寛容」、国教会に対する「教会内寛容」、各教会、各クリスチャンを相互に規制する道徳的心性としての「寛大さ」という三つの枠組の中で処理しようとした点で、明らかに共通しているからであります。そこにみられるのは、宗教の多元化が進む中で、寛容論の歴史における二つの原理 Tolerance and Civenantia とを結びつけることによつて、コンフォーミストとノンコンフォーミスト、正統と異端、聖職者と平信徒といった伝統的二元論それ自体を無意味化しようとする彼らの捉われざる精神に他ならないわけです。

そしてその捉われざる精神ということに関連して、彼らの寛

容論にみられる第三の共通点、すなわち、宗教的独断を拒否する批判的な思考態度を指摘することができるでしょう。彼らは、人間の認識能力の可謬性を承認し、真理に関する宗教的独断を否定する視点から、国家権力や特定の教会による「真の宗教」の独占と強制とを拒否する思考態度で一貫していたからであります。ペールの寛容論が『哲學的註解』と名づけられたのは、まさにそれを象徴していると言っているでしょう。

しかし、一七世紀寛容論の典型として、彼らの寛容論が以上のような共通点をもっていたといたしましても、それらが、それぞれに固有の思想的個性をもっていたことも、また否みえない事実であります。例えば、政治権力が侵しえない「政治的自由」として寛容を弁証したロックの立場は、国家主権の下で内面的な「哲学する自由」に収斂するスピノザ自由論の消極性を明らかに打破していること、また、等しく「政治的寛容」を求めながら、野沢協氏の的確な指摘通り「迫害を絶対主義的統治原理に由来する体制の悪と見る視点」を欠いていたペールの寛容論に比べて、政治社会一般の考察に関連づけて寛容を正当化したロックのそれは、より原理的に「政治的寛容」の主張を理論化したことから、我々は、彼らの寛容論相互の個性的相違を窺うことができるわけでありませう。

もちろん、寛容論における彼らのそうした個性が、彼らがその中で寛容論を展開した歴史的文脈や、彼らの党派的・宗派的な帰属の相違に起因する側面を強くもっていたことは、紛れもない事実であります。具体的に立ち入ることは避けませんが、彼

らの寛容論は、コンフェッションナリズムの外に立つ「傍観者の寛容論」ではなく、生命がけの亡命や国内逃亡を身をもって体験した「当事者の寛容論」に他ならなかったからであります。

しかし、同時に注意すべき点は、彼らの寛容論を真に個性的なものにした要因が、単に彼らの「党派の論理」に求められるだけではなく、むしろより多く、独自の構造をもつ彼らの思想体系それ自体のうちに潜んでいたことでもあります。一七世紀が生んだ他の多くの寛容論に比べて、スピノザ、ペール、ロックのそれに極立った精彩を与えているのは、自分もそれに巻き込まれた時代の最もアクチュアルな問題に、各自の哲学を引照枠組として正面から取り組んだ透徹した理論性であったと私には思われるからであります。それは、形式的には、彼らの寛容論が「党派の論理」につきまとうファンティンズムを免れている点に示されておりませんが、実質的にも、例えば、スピノザによる「哲学する自由」の主張が、聖書神学に対して「神即自然」の哲学的認識への途を確保しようとする『エチカ』の視点に規定されていたこと、また、「迷える良心」に寛容への普遍的権利を認めたペールの立場が、神の内なる啓示として主観化された良心に絶対的権威を与える彼の独自の道德哲学に支えられていたこと、更に、ロックの寛容論が『統治二論』の「論理的系」としての側面をもっていたことから窺われるわけでありませう。そうした事情に注意しませう限り、一七世紀寛容論の頂点をなす彼らの寛容論の個性的な特質を解明しようとする場合、それを、それぞれに独自の構造をもつ彼らの思想体系に関連づけ

て理解しようとする方法的視座がどうしても必要だと私には思われるわけです。

私の報告は、そうした視点を前提にしながら、ロックの寛容論に個性的な特質をもたらした「個体化の原理」、それなしにはロックの寛容論がそれになったところのものにはならなかった「個体化の原理」を、ロックの思想全体のうちに探ることを主要な課題としましたものであります。ただしその場合にも、私は、ロック寛容論の個々の論点に深く立ち入ることを避けて、問題の大きな枠組をできるだけ単純な形で示すように心がけたいと思います。私のここでの主要な関心は、ロック寛容論がその中から紡ぎ出されてきたロックに固有の思想世界を明らかにすることにあり、ロック寛容論の基本的な特質という点から本論に入って行きたいと思えます。

二 政教分離の原理と意味

例えば『寛容書簡』の叙述形式が端的に示しておりますように、ロック寛容論の最も基本的な特質は「政治の問題と宗教の問題とを区別」する所謂「政教分離」の主張に求められると言つてよいでしょう。従いまして、論点を最大限単純化して申しますと、ロック寛容論の「個体化の原理」は、政教分離の要求の背後にそれを支えるような形で広がっているロックに固有の思想のあり方のうちに潜んでいると考えられるわけです。そして、この問題を解く最初の手懸りとして、ロックが政教分離をどういう原理に従つて導いたかという点に注目してみたいと思

います。

端的に申しまして、その原理は二つあったと言つてよいと思えます。すなわち、一つは、キリスト教の本質的な精神を、政治的統治とは親和しえない彼岸性「*transcendent*」、ヘーゲルの言う実定性 *Positivität* において捉える宗教的原理であり、他の一つは政治的原理、つまり、正統な政治権力固有の目的を「世俗的善」、端的に「プロパティ」の保全に局限する権力制限論に他なりません。

第一の宗教的原理について、ロックは「諸個人が永遠の生に達しうるための信仰と行為とを教えたキリストは、国家を制定したわけでも新たな統治形態を導入したわけでもない」として、「福音の下ではキリスト教コモンウェルスなどというものは絶対に存在しない」と言い切っております。これはホッブスの「キリスト教コモンウェルス論」を解体している点で大変興味深いのですが、いずれにせよ、ロックのそうした言明は、ロックが、キリスト教の精神をいかなる政治的統治にも親和しない実定性において捉えることによつて、いわば、キリスト教信仰の側から政教分離を基礎づける宗教的原理にコミットしていたことを示しております。キリスト教の精神が政治的統治と親和しえないものである限り、政治と宗教との抱合体制は、それが神政政治的なものであれ、エラストウスの名のものであれ、ホッブスの名のものであれ、キリスト教の名において拒否されざるをえないからであります。ロックが、一貫して、キリスト教の「本質的な部分」を権力的統制の外に置いたことに注意してお

きたいと思えます。

第二の政治的原理についてであります。よく知られておりますように、ロックは、政治権力固有の目的を自然権としての「プロパティ」（『統治二論』では「生命、健康、自由、資産」、『寛容書簡』では「生命、自由、健康、苦痛からの自由、外的事物の所有」）の保全に求めております。もちろん、政治権力に課せられた目的は政治権力固有の範囲を「プロパティ」の保全に局限する規範に他ならないわけですから、ここにロックの権力制限論は、統治者が「魂の救済にまでは手を伸ばしえない」とする政教分離の主張を、いわば政治の世界の側から基礎づける政治的原理に転化することになります。

しかも、この権力制限論について興味深いことは、ロックが『寛容書簡』を展開するに当って、新しい視点を導入していることであります。すなわちそれは、政治権力が保障すべき「プロパティ」、特にその一契機たる「自由」の中には「自分がいかなる信仰をもつかについての判断権」が含まれており、従ってそれは人間の自然権であるとの視点に他なりません。ロックはそれを、統治権力が「宗教と礼拝形式とに関する意見」を処罰することは「各人が自然状態において回避しようとしていた権利侵害」であり、従って各人は国家においても「寛容への権利」を保持しているといった表現で主張しております。こうしてロックは、各人がもつ「救済への配慮の自己決定権」を政治権力が侵しえない自然権としての「プロパティ」のうちに規範的に繰り込むことによって、政教分離を導くに必要な政治的理

理を最終的に確立したわけです。

以上から、ロック寛容論の最大の特質をなす政教分離の主張が、二つの原理に基づくものであったことが明らかになったと思われれます。しかし、ロック寛容論の「個体化の原理」を問おうとする限り、問題はむしろその先にあるわけであり、我が真に問うべき問題は、上にみた宗教的原理と政治的原理とに支えられた政教分離論によってしか表現されなかつたロック独自の思想世界は何か、でなければならぬからであります。例えば、ともに政治の問題と宗教の問題とが循環する状況の中に生きたスピノザ、ペール、ロックのうちで、ロックだけが政教分離という理論形式を使って寛容論を展開した事実は、その理論形式の採用を不可避なものとしたロック固有の思想問題の存在を示唆せずにはおかないと言ってもいいでしょう。

もちろんこれは大変な難問であります。私には、それを解く一つの有力な手懸りがあるように思われるわけであり、それは、既に見ましたように、ロックが「救済に関し自ら判断する最高で究極的な権利」を、自然権として政治権力が保障すべき人間の「プロパティ」、まさにラテン語の「プロプリエタス」に由来する「人間に固有のもの」のうちに繰り込んでいたことであります。この視点は、ロックの政教分離論の背後に広がる思想世界が、人間に所与として与えられた「プロプリエタス」、すなわち「人間の条件」との関連において、信仰と政治的統治とのそれぞれに固有の位置を与えようとする、そういう思想世界であったことを暗示しているからであります。事実ロックは

『寛容書簡』において、「不死なる魂と現世的生と」を与えられた人間の条件に引照しながら、政教分離によって信仰と政治的統治との双方の固有性を守ろうとする視点を明確に打ち出し、しておりますので、次にその視点に光を投げかけてみたいと思ひます。論点を先取りして申しますと、そこにおいて、ロックの政教分離論を支える二つの原理はますますロックの相貌を深め、より鮮明にロック的思想世界の個性を示すことになるはずであります。

三 「人間の条件」と政教分離

ロックが、寛容の問題を扱った最初の作品『宗教統制権論』(『世俗権力二論』)の中で、「人々が自らの宗教と国家とに十分愛着をもつてくれるようにと願つ」たことはよく知られております。ロックのこの願望が示しておりますのは、彼がコンフェッショナルリズムの死闘のうちに切実にみえていたものが、宗教的迫害の横行によるクリスト教それ自体の解体、宗教上の専制とアナキーとの悪循環による政治社会そのものの分解であったことに他なりません。そうした文脈に注意します限り、『宗教統制権論』では萌芽的に、『寛容に関するエッセイ』以降は本格的に提示されたロックの政教分離論が、実は、それぞれに固有の意味をもつ信仰と政治的統治とにあるべき位置を与えようとする視点から構想されていたことが理解されるわけであります。その点に関連して更に申しますと、『宗教統制権論』では権威主義的であったロックが『寛容に関するエッセイ』以降り

ベラルになったという周知の議論も、結局それは、信仰と統治との固有性をいかに守るかという共通の問題神における重心移動であったとの視点への配慮を欠く限り、殆ど無意味な議論であると私には思われませう。

そして、政教分離によって信仰と政治的統治との固有性を確保しようという問題は、一六八五年、すなわち、ロックが、既に『統治二論』『人間悟性論』の主要論点を確立し、また、リンボルクとの交流を通して後の『クリスト教の合理性』に結晶するクリスト教観の基本枠組を形成し了えていた時点で執筆された『寛容書簡』において、より原理的なパースペクティブの中で論じられることになりました。既に示唆しましたように、そこでは、政教分離の問題が、人間がそれをもつて創造された「人間の条件」との関連において突きつめられているからであります。その点を、ロックは、おおよそ次のように述べております。

「すべての人間は不死なる魂をもっている。そしてその救済は、神に命じられたことがらを現世において行為し信仰することによって依拠しているから、人間はそれらを遵守するよう何にもまして義務づけられ、また、それらを発見し遂行するために、極度の注意と努力とを払わなければならない。しかしその場合にも、各人の救済への配慮は彼自身のみに属するものであり、救済に関する限り、各人は自ら判断する最高で究極的な権利をもっている。

しかし、人間は、不死なる魂の他に現世における生をもつて

いる。しかもその生ははかなく不確定な持続しかもたないから、それを支えるためには地上的な便益が必要であり、人間はそれを努力と勤勉とによって獲得しなければならぬ。しかし人間は、その大部分が他人の労働の成果を享受する方を好む程に墮落しているから、彼らは、生活の手段である所有物、富、財産、自由、身体的な力を守るために政治社会に入り、結合した力によって、生活に有用な事物の安全で私的な所有を享有するように強いられたのである。しかし、その場合にも、永遠の救済への配慮は各人の手に残されている。

ロックのこの言明に示されました思想世界に、彼の大変宗教的な人間規定、すなわち『悟性論』で強調されました「人間は神から理性を与えられた理性的被造物である」という規定と、『統治論』で強調されました「人間は造物主の業を果たすために地上に送られた神の作品である」という規定とに注意しながら、若干の光を投げかけてみたいと思います。

「不死なる魂」を条件とする人間が神への第一の義務として負った「魂への配慮」について、まず注意すべき点は、その配慮が、どこまでも、神に対する個々人の義務、個々人の自己責任として、徹底的に個人化されたこととあります。しかし、ロックのそうした強くプロテスタント的な信仰の捉え方において直ちに問題となりますのは、各人が「神に命じられたこと」が「自ら」発見し遂行する「場合に、それが「真の宗教」だとする確証がどこからくるかということとあります。一七世紀において「信仰の分析」問題としてカトリックとプロテスタン

トとの間で論争されたこの問題につきまして、しかし、ロックの回答は極めて明快でありました。ロックは、理性的被造物、『悟性論』の定式化によりますと「造物主の知識と自らの義務の洞察とに導かれるに十分な理性の光」を与えられている人間は、「反省と研究と」における理性の認識的な使用を通して「救済に導く真の宗教」「精神の内的確信」に到達することができると指摘しているからであります。この立場が、後に『キリスト教の合理性』において更に強化され、また「真の宗教」の権力による促進を認めた論敵プローストへの批判原理となったこと、それは改めて述べるまでもありません。

そして、このように、ロックの人間において、信仰と理性との調和の下、信仰が、個々人の責任として個人化され、更には「精神の内的確信」すなわち良心に根差すものとして内面化されます時、そうした「個人の私的な宗教的判断の自律性」を奪うような信仰のあり方、すなわち政治権力と国教会との抱合体制が権力的、他律的に強制する体制宗教は、まさに「真の信仰」の名において拒否されざるをえないであります。それは「理性と良心との戒律」に基づかない点で、「永遠なる魂」をもつ理性的被造物としての人間に相応しい固有の信仰のあり方ではないからです。その意味におきまして、ロックが政教分離を主張したのは、彼が、人間理性への信頼の下、キリスト教の実定性を信仰の個人化と内面化との方向に徹底しつつ導いた信仰のあり方を、「永遠なる魂」を一つの条件とする理性的被造物に固有の信仰のあり方として確信していた限り、明らかに

必然的であつたと言つてよいでしょう。

しかも、もう一つの「人間の条件」、すなわち「現世的生をもつ」という条件もまた、ロックによる政教分離の要求を不可避なものとする要因でありました。既にみましたように、「はかなく不確定な」現世的生を避けられない条件として与えられたロックの人間にとつて、その生を支える手段が「プロパティ」に他なりません。従いまして、この「プロパティ」は、ロックの人間が、それなしには地上的存在としての自己完結に達しえない全人的本質であつたと言つてよいわけでありませぬ。しかも、この「プロパティ」は、地上的人間の本質的属性として「自然権」であるだけではなく、また「全人類の保存」を求め神の「作品」としての人間が負つた宗教的義務、タリ—の的確な表現によれば、「自己の全作品を保存しようとする神の目的を遂行すべくこの世界を利用する義務」の確証でもあつたわけです。

もちろん、ロックにおいて、こうした「プロパティ」は、理性的被造物としての人間の「努力と勤勉」、すなわち「労働」によつて作り出されるべきものでありました。『悟性論』において「自己の意見に基づく行動を律することのできる」理性的存在として定式化されましたロックの人間は、『統治論』『寛容書簡』の段階においても、理性を実践的に使用しながら、自己保存の手段としての「プロパティ」を生み出すことのできる「合理的で勤勉な人間」として前提されていたからであります。しかも、その点に関連してダンが強く主張しましたよう

に、ロックにおいて、こうした「プロパティ」を現実に産み出す場が、「摂理がその人間のうちに定めた仕方」、すなわち「召命としての各人の職業」に求められていたことは、ロックの神学的な世界解釈との関連において注意しておいた方がよい事実であります。

しかし、ロックの想定する世界において、「職業」としての各人の労働によつて作り出されるべき「プロパティ」は、墮落した人間の存在によつて「確実な保証」をもたないわけですから、そうだといたしますと、その「確実な保証」として、「プロパティの保全」をもたらず政治的統治は、「はかない生」を与えられたロックの人間が、その下で初めて、自己の全人的本質を実現することによつて同時に自己保存への宗教的義務を果たしうる条件それ自体に転化し、「固有の価値、一つの自己目的」を帯びずにはいられないでしょう。言い換えますと、ロックが構想した政治的統治は、その範囲を「プロパティの保全」に限定されることによつて初めて、「不死なる魂の他に現世的生をもつ」人間の条件の中に固有の位置を占める自己目的的世界として聖別化されるものであつたと言つてよいわけです。そして、政治的統治は、その目的を「プロパティの保全」に局限される限りにおいて聖別化されるというこうした遊説のうちにこそ、ロックが政教分離を要求せざるをえなかつた根拠があつたと思われませぬ。ロックにとつて「プロパティの保全」という固有の領域を越えて「魂」の問題まで支配しようとする政治権力は、もはやいかなる意味でも政治的統治と呼ぶには値しないからで

あります。そうした文脈でみまます限り、政治権力の絶対性を否定しながら、しかも「はかない生」をもつが故に「政治社会なしには存続しえない境遇に創造」された「人間の条件」との関連で政治的統治固有の意味を認めたロックにとつて、政教分離の要求は、政治的統治のその固有性を守るための不可避的な主張であったと言つてよいでしょう。それは、信仰の固有性を守るために政教分離を求めたロックの視点と、ちょうど見合つた思想構造を示しているわけです。

以上私は、「不死なる魂とともに現世的生をもつ」ロック的人間の条件に参照しながら、ロック寛容論の最大の特質をなす政教分離論が、いわばそこから必然的に紡ぎ出されてきた思想の世界をみてまいりました。もちろん、その思想の世界こそ、それがなければロックの寛容論が政教分離という理論形式を採つて表現されることもなかつたという意味におきまして、ロック寛容論の「個体化の原理」に他ならなかつたと言つてよいわけでありませう。従いまして、最後に、上に述べてきたことがらの全体的な関連を明らかにしておきたいと思ひます。

四 ロック寛容論の「個体化の原理」

上にみてきた内容を、ロック寛容論の「個体化の原理」という観点から統一的に捉える場合に、何よりも注意すべきだと思ひます点は、ロックが政教分離論によつて表現した思想世界が、結局、神の被造物としての人間が織りなす世界についてのロックの神学的な構想、それも、神と被造物との関係に関する

義務論デューティ的な構想を示しているということでもあります。

既にみましましたように、ロックの人間は「神の業を果たすために地上へ送られた神の作品」であり「理性的被造物」でありました。そこから、永遠の救済をめざす「不死なる魂への配慮」が人間の第一の義務とされ、しかも、各人は、自らの理性を用いて「真の宗教」を発見し遂行しない限り「神に命じられたこと」がらを現世において信仰し行爲する。その宗教的義務を果たしえないとされたわけです。従いまして、いわば信仰と理性との共働の上に成り立つ厳しい「宗教的個人主義」をつらぬく以外に、ロックの人間が地上における義務として「神の業」を果たす途は断たれているわけですから、そこから我々は、ロックが体制宗教を否定して政教分離を要求したのは、ロックのそういう義務論的な、敢えて言えばカルヴィニスティックな信仰観から言つて必然的であつたことを理解しようと言つてよいでしょう。

しかも大変興味深いことに、信仰だけではなく、政治的統治、すなわち「プロパティ」を保全する限りにおいて聖別化される政治的統治もまた「神の作品」としての人間が織りなす世界についてのロックの義務論的な神学的構想の中に固有の場所をもつていたと考えられるわけです。先にみましましたように、「はかない生」を与えられたロックの人間にとつて、「プロパティ」は、「全人類の保存」を求める神に對して負つた自己保存の義務を果たすための唯一の手段でありました。そうだといたしますと、この「プロパティ」に確実な保証を与えることによつて

人間の自己保存を可能とする政治的統治は、「全人類の保存」を求めらるれば神の世界計画の中にあるべき場所を占めていることになり得ます。ロックは『パウロ書簡註釈』において、「聖書は、誰がいかにして政治権力をもつかについては沈黙しているけれども、政治権力が神に由来し、かつ神がそれに与えた目的すなわち人民の善によって制限されるという点については語っている」という趣旨のことを述べておりますが、これは、ロックが、政治的統治は「プロバティ」を保全する限りにおいて、神の目的に適うものとして神学的に聖別化されると考えていたことを示しております。もちろん、ロックが契約説にコミットしていた以上、我々は、ロックが、神の目的によって唯一聖別化されうる政治的統治、その範囲を「プロバティの保全」に厳しく制限された政治的統治を、人間が、理性的判断によって、しかも「神の目的」に仕える義務として、作為し維持すべき対象とみなしていたと考える他ありません。そしてそう考える時、我々は、ロックによるフィルマー批判が、神学的背景をもっていること、フィルマーは、政治権力に絶対性、全能性を与えることによって、かえって、神の目的に対する政治的統治の義務、神の目的に適う政治的統治を作為すべき人間の責任を曖昧にしてしまったという義務論的な視点から出ていることを、理解しようと言つていいと思います。

更に、政治的統治が「神の目的」に仕えらるもう一つの局面がありました。それは、タリーが、政治的統治は「人間の宗教的義務の遂行に必要な手段である」と指摘している局面、すな

わち「職業」による「プロバティ」の充足を可能とする政治的統治は、「はかない生」を条件とするロックの人間が現世における義務として信仰生活を営むためのシネ・クワ・ノン、つまり生存それ自体を保障するという局面であります。そしてこの局面に注目する限り、我々は「プロバティの保全」という信託された目的を逸脱する権力に対する「合理的抵抗」というロック固有の問題を、ダンが言うように「諸個人の宗教的義務の覆行と両立しえない権利を主張する」権力に対する宗教的な抵抗義務の問題と解釈した方がよいと私には思われるわけであります。

以上のように考えてまいりますと、政教分離を最大の特徴とするロック寛容論の「個体化の原理」は、結局、ロックが、神の目的、神の業に仕えるべき「神の作品」としての人間についてもついていた神学的構想の中で、信仰、理性、政治的統治とが次のようなトリアードをなしている、そうした思想世界であったと考えることができるのではないのでしょうか。すなわちそれは、政治的統治が「プロバティ」を保障する限りで神の目的に適うことを理性的に判断した人間が、そこに作り上げた政治社会の下でまず「はかない生」を充足する手段を獲得し、次いで「合理的で勤勉な」職業労働を通して「プロバティ」を再生産しつつ、更に理性に基づく自らの責任において永遠の救済をめざす信仰生活を生き抜いて行く、そういう思想世界であります。言い換えますと、それは、人間が神によって与えられた理性を使って、神の目的に適う政治的統治をつくり、その下で

「プロバティ」を充足し「魂への配慮」をなしながら「神の作品」としての義務を果たして行く、そうした思想世界であります。『寛容書簡』におけるロックが、理性的被造物としての人間は「最後の審判までの間何をなすべきか」を問うて、「人間の第一の配慮は魂への配慮であるべきであり、次いで政治社会の平和を維持するのに全力が尽されるべきである」と断言している事実は、信仰、理性、政治的統治が神の目的、神への義務の中で一つのトリアーデをなすロックの神学的思想世界を暗示し、象徴していると私には思われるわけであります。

では、ロック寛容論の「個体化の原理」となったそうした神学的思想世界は、ロックの中でどこからきたのでしょうか。それは、ダンの言うように「ロックがカルヴァン派の家庭で育った」事実とももちろん無関係ではないでしょうが、私は、結論的に、それは、むしろ、時代のカオスの中に投げ出されたロックが「思考する実存」としての自己同一性を確立する過程で我物とした世界に関する神学的クレド、宗教的ヴィジョンからきたと申し上げておきたいと思えます。詳述する余裕はありませんが、かつて論じたことがありますように、ロックのアイデンティティは、人間の運命をヴァイタルに支配する政治の世界への不信の果てに、「人間存在の方向づけのための十全な規範の体系」とその規範を認識し実践する理性とを人間のうちに配剤してくれた「神の摂理」との全き一体化において確立されたものでした。そうだといたしますと、そのロックが、信仰と理性と政治的統治とを含む全人間的事象の意味を神との関連で義

務論的に問おうとするカルヴィニスティックな神学的枠組の中で、信仰への途を理性に基づく自己責任の原理によって基礎づけ、また、人間の運命を不可避的に支配する政治的統治の神学的聖別化への途を探り続けたことは、いわば一個の必然であったと思われるわけであります。

では、神学的クレドに支えられたロックの寛容論の「個体化の原理」に注目することは、他ならぬ我々のロック研究にとって、どういう意味をもちうるのでしょうか。これも時間の関係で結論的にしか申せませんが、私は、二つの意味があると思います。一つは、ロックの思想の全体像を明らかにしようとする限り、我々は、『宗教統制権論』から『パウロ書簡註釈』に至るロックの個々の作品を、神学的な世界解釈の中で信仰と理性と政治的統治とが一つのトリアーデをなす思想世界の中に配置し、それに関連づけて理解しなければならぬということですから。その意味で、私には、ロックが『悟性指導論』の中で、「神と被造物、神と人間とに対する義務、我々の現在と未来との状態についての知識からなる神学は、造物主への崇敬と人類の幸福とを真の目的とすべき他のすべての知識を包括したものである」と述べている点は、そのまま、ロックの統一的理解に必要な視点を示唆しているように思われるわけであります。

もう一つ、信仰と理性と政治的統治とが微妙なトリアーデをなすロック的思想世界に注目することによりまして、我々はロックを一七世紀思想史のベーススペクティブの中に位置づける一つの手懸りをえられるのではないかと私には思われます。一七

世紀に生きた「鋼鉄のような」思想家達の個々の思想的営みの中で、あるいはまた、彼らが織りなす一七世紀的「思想空間」の中で、力点の置き方や論理の構造はもろもろ多様であるとしても、やはり、信仰の問題、理性の問題、政治的統治の問題がある意味的な連関をもって問われ続けていたと私には感じられるからであります。かつて丸山真男氏は、ロックを「一七世紀に身を置きながら一八世紀を支配した思想家」と呼んだことがあります。しかし、よく考えてみますと、ロックが一八世紀を支配したということは、直接的には、ロックを受けいれ、ロックの思想に「必要な変更を加えて」同時代の課題を解こうとした一八世紀思想史の問題であります。ましてや、例えば、国家と社会との二元論といった一八世紀的観点をロック解釈に持ち込むことは、当然、ロック像の非歴史化という危険を伴います。その意味で、私はむしろ、ロックが一七世紀に生きたという事実、ロックが、スピノザやブーフエンドルフとともに一六三二年に生を受け一七世紀の現実を「職業としての学問」に賭けて生き抜いたという素朴な事実を重視しながら、ロック思想全体の「個体化の原理」を、一七世紀思想の歴史的アイデンティティに結び合わせるような作業を、今後とも続けて行きたいと思っております。その点を結びといたしまして、はなはだとりとめのない私の報告を終えさせていただきます。

附記

一、本稿は、社会思想史学会第七回大会で行なった報告の原稿を、そのまま印刷していただいたものである。雑誌に収載するに当って加

筆、訂正することを許された編者の御好意にもかかわらず、現在の筆者の健康状態がそれを許さなかったからである。

一、筆者は、この報告をまとめるに当って、多くの方々から貴重な示唆を与えられた。そのうち、ジョン・ダン、野沢協、安藤英治の三氏に、筆者はとりわけ負うところが大きい。

3 ジョン・ロックにおける

自然法学と経済学

伊藤 宏之

以下、◎は、Two Treatises of Government ◎は、An Essay Concerning Human Understandingの略号である。

「自然状態」(「平和や善意や相互援助や保存の状態」◎

Ⅱ-19)の設定に見られる如く、ロックが個々人の自己保存の権利Ⅱ自然権を肯定し、それを基軸にして社会Ⅱ秩序の形成を構想したことは周知のところである。しかし、ロックは、個々人相互の自然権の自由な行使が直ちに社会秩序Ⅱ正義(「人類

の自己保存」という自然法の目的)を実現するとは考えず、利己心は自然法Ⅱ神法によって導かれなければならないとし、また現実の個々人の自己保存追求における「自己偏愛性 partiality」を止揚するものとしての自然法にもとづく実定法Ⅱ政治権力を要請しているのである。自然権を中心としつつも、ロックの個人は、なお社会形成において個人を支える支柱としての宗教的権威と政治的権威とを、つまりは自然法を必要としているのである。利己心の追求が正義の則を媒介として、そのまま社会的徳につながるというスミスの場合、その正義とは、ロックのように立法者が定立し指し示すものではなく、個々人が「公平な観察者」を自己の中に見出しそれによって行動する「自己規制」の中に、すなわち、各人の行為が他人Ⅱ第三者 (Bar of the world) の同感をえられるような限度に統御されることの中に、求められている。換言すれば、正義は、スミスにあっては、等価交換の原則として、利己心の平等公平な発動のうち実現されるといえるのである。この経験的自然法の完成者スミスと対比すれば、個人をささえる自然法Ⅱ政治権力を必要とするロックがなおその確立過程にあることは明らかである。

* ロック『寛容についての書簡』、中公版、末尾、参照。

しかし、ロックの立法者は、個人に先行して存在するものではない。自己保存の権利を持つに至った個人が自己の「自己偏愛性」へのおちいりやすさを止揚する為に立法者Ⅱ政治権力を契機によって設立するのであって、政治権力の手段性は明白である。この点は、同じく「自然状態」を設定しながらもそれ自

体が「戦争状態」(Ⅱ「敵意や悪意や暴力や相互破壊の状態」⑥Ⅱ—19)であり、したがって「絶対主権」なしには自然法的秩序が実現しえないとしたホッブスを批判して「自然状態」がすでに一定の秩序——労働にもとづく所有とその剰余生産物の交換からなる相互保存の状態Ⅱ平和の状態——を持つこと、にもかかわらず「他人に対する暴力、あるいは暴力を用いようという明白な意図」が生じた場合、「戦争状態」に転化するものであり、これを止揚するものとしての「共通の裁判官」が必要とされるといふ、ロックの論理を想起すればよい。そしてさらにいえば、ロックの絶対主義批判、すなわち絶対君主は自己の利益追求を排他的に優先させる「専制的権力」に他ならず、これは国民にとっては「戦争状態」そのものであって、それと比較すれば「自然状態の方がはるかにまさっている」(⑥Ⅱ—13)という言明によっても、この点は明らかである。

このような政治権力Ⅱ国家^{ソブリン}の手段性の明確化、換言すれば国家の存在理由を問うということは、合わせて所有制度の根拠を問うということをも意味した。ファイルマーによって弁証されたイギリス絶対王制は専制的秩序の形成者であるとともに唯一の所有者でもあった。またホッブスにとっても「正義と所有権はコモンウェルスの設立とともににはじまる」(『リヴァイアサン』第一部第一章)というにとどまるものであった。これに對して、ロックは「自然状態」が一定の秩序を持つこと、いかえれば、自己保存の手段確保において一定の秩序があることを明示するのである。労働にもとづく所有と剰余生産物の貨幣

を媒介とする交換、すなわち社会的分業Ⅱ経済的連合がそれである。ここでは、所有の根拠が、政治権力の決定にもとめられてはいない。そこには、また土地という財産Ⅱ生産手段の所有者が果して是認されるかどうかという問いかけがある。労働の神聖観が旧来の財産Ⅱ所有制度の神聖観を破砕しているのである。

「神がアダムとその子孫に世界を共有物として与えたという仮定」は、こうして、国家と所有の制度根拠を問ひ直す文字どおりの出发点なのである。ロック所有論は単に、旧来の所有者とは異なる新たな所有者の確立を意味するにすぎないものではない。土地所有を楨杆とする人格的依存Ⅱ隷属関係からなる社会的分業の体制から、土地という自然的なそれ自体ではほとんど何も生まない生産手段の所有者Ⅱ地主からの人間の解放（封建的土地所有の廃棄と人格的自由の確立）を起点として、その人間Ⅱ直接的生産者が、自己労働にもとづく成果とその交換、すなわち社会的分業Ⅱ経済的連合の中に自己保存Ⅱ生活手段確保の体制を樹立するということ——その為にはまさに労働の生産物が地主Ⅱ絶対君主に奪われてはならない。「所有権」の保障が意味するものはこれである——すなわち、新たな物的依存関係Ⅱ価値関係からなる社会的分業体制への転換を意味するのである。なるほど、ロックの中には、価値関係の展開の中で新たな所有の不平等と他人労働の領有が始まりかけている。しかし、ロックにあつてはさきの解放の論理が軸心をなしているのであつて、この収奪の論理もそれを十分にふまえて説

みとるべきであらう。

ロックの所有論Ⅱ経済論がこのように、社会的分業の組み換えを意図したこと、そしてなおこの社会的分業が自律的な経済的連合たりえず、この再編に自然法Ⅱ政治権力を必要としたこと、つまりは自然法的経済秩序の構想をこそ、以下浮彫することとした。

以上の如き自然法的経済秩序というロック経済論分析の視角は、従来のロック解釈の一傾向への批判を蔵するものである。論点は、貨幣導入以後の自然状態の性格把握に結局のところしぼられる。すなわち——

「国家が所有権を維持しさえすれば、あとは個々人の営利追求の行動がおのずと社会全員の福祉をもたらすであらう」という「市民革命の論理」と「経済過程が個々人の営利活動の自由に委ねられてはならず、国家権力の指導と統制を俟たなければならぬ」という「国民主義の論理」とが「ロック自身によって何等内面的な論理連関性をもたされることなしに、いわば外面的に接木されて文字通り並存していた」という羽鳥卓也氏の解釈（なお羽鳥氏によればのちに前者の論理がスミスによって「継承・深化」され、後者のそれは、マンデヴィル、ヒューム、J・ステュアートなどによって「継承・展開」されるものである）と、そして「人間の行為原理を個々人の主観的・相対的・恣意的な快苦の情に求める快樂主義的な動機付けの原理と、そうした個々の経験からはなれた地点で成立する『普遍的に確実な』合理的倫理学確立の要求との矛盾として、ロックの方法そ

のものにつながる問題である^②し、さらに積極的に「ロックの自然法的社会理論の特色は、こうした「ザイン・ソールレン」の「二重性をもつ自然法の規範的側面を強調したホップスや、その存在の秩序そのものの表現としての側面を重視した一八世紀の市民社会理論とちがって、この両側面を合せ含みながらも、その認識論と自然法観の故に、客観法則への傾斜を深めていった点にあったのである」という田中正司氏の解釈とに見られる共通な傾向の問題性である。「市民革命の論理」(羽鳥氏)あるいは「快楽主義的行為原理」(田中氏)があまりに「スミスの」でありその純粋性の故に他の論理・側面との連関の環を見失っているというのである。

- (1) 羽鳥卓也『市民革命思想の展開』(一九五七年)増補版一九七六年。
- (2) 田中正司『ジョン・ロック研究』(一九六八年)増補版一九七五年。
- (3) 田中正司『市民社会理論の原型—ジョン・ロック論考—』一九七九年。
- (4) 田中前掲書(一九六八年)二四四頁注(19)、三五—三頁注(23)を参照。

ロックの経済論や方法の中に「スミスの」なもの(の萌芽)を見出し、それが拡大・全面化することによってスミスの世界が成立してくる、という理解に対して、本稿はむしろ、利己心や所有の自然的「規制」の中に、つまりは一見すればむしろ非スミスのものの中にこそ、実はスミスを用意するものがあったという論点を提示したいと思う。

* 加藤節『近代政治哲学と宗教』(一九七九年)でのロック宗教論の強調も、この視角から歴史的限制性を付与しうるし、ロック政治論の宗教への架橋の「不可避性」を、外在的ではなく内在的に位置づけることが可能となるであろう。

二

自然権を中心とする自然法的秩序形成の主体は、ロックにおいては原理的には人間一般に平等に広められている。ところで、自然法的秩序形成には自然法の認識を必要とする。自然法＝神法を「認識する根本的で確実な方法」(Law of Nature, p.129)として感覚的＝理性的方法に依拠し、生得的認識及び伝承的認識を排したること、そして初期ロックにおいては感覚的＝理性的方法によれば「全宇宙の構成」(Ibid, p.109)＝「存在」認識の可能性が説かれていたのに対し『悟性論草稿』をへて『悟性論』段階にいたると、個々人の認識主体としての有限性、つまりは「存在」の認識の断念の表明とともに、理論的被造物としての有用な知識の体系化は可能であるという確信がのべられることとなったことは、すでによく知られているところであろう。

「私たちの諸機能は、物体の内部の仕組みや実在の本質」＝「ある事物の実在の構造」を洞察するには適さないが、神なるものの存在と私たち自身についての真知を私たちに平明に知らせて私たちの義務と大いなる関心事の遺漏なき明晰な発見へ私たちを導くには十分であるから、私たちにあるこれらの諸機能を最も適したものに使い、自然が私たちに道を明示したと思われ

るところで自然に従うことは、理論的被造物としての私たちにふさわしいことであろう*。(④Ⅳ—12—11)

* ヴォルテール『哲学書簡』岩波文庫版、八八—九頁参照。

ここには、トマス・サイデンハムらの「経験的方法」による医学Ⅱ科学革命をふまえて、ロックが新たな哲学原理に立脚することが明示されている。いわば、「神経の回復」(P・ゲイ)の一つの表現である。ロックにおける人格の回復の主張はこの認識論的背景を持っている。

「自然状態とは、人それぞれが他人の許可を求めたり他人の意志に依存したりすることなく、自然法の範囲内で、自分の行動を律し自分が適当と思うままに自分の所有物と身体を処理するような完全に自由な状態である。」(②Ⅱ—4、R、②Ⅱ—57)

「いったい英知あるものが、真の福祉を求めて絶えず努力しゆるぎなく遂行する際、その自由の成り立つ軸心は次の点である。すなわち英知あるものが、個々の場合に前方を眺めてその時「心に」提案されている事柄いいかえれば欲望されている事が、自分たちの主要目的を達する途上において最大善であるものの真実の部分をなすかどうかを告げ知らされてしまうまで、そうした遂行を停止できるという点である。……経験が私たちに明示するところでは、私たちは大部分の場合になにかの欲望を現にいま満足させることを停止できる。」(②Ⅱ—21—52)

「すべての人が自分の利益と見出し出すものを尊重と好評とで奨励し、その反対を非難して賛成しないことほど自然なものがあるはずがないから、尊重と悪評、徳と悪徳が、どこまでも神

の法が確立しておいた正と不正の不変の規則といちじるしく対応するというのも怪しむべきではない。」(②Ⅱ—28—11)

ロックのこれらの言葉には、自然法Ⅱ最大善Ⅱ神の法と、個人の自己保存の追求との合致の可能性と必要性が説かれている。しかし、こうした「熱感」Ⅱ「欲望の停止」を媒介とする自由な人間は、直ちに現実の諸個人に対応するものではない。現実の個々人は、「心の弱く狭い構造」によって「獸的、下劣、非理知、法外な生活」に身を任せがちであることをロックはみとめる(②Ⅱ—21—64)。個々人の快Ⅱ善の追求が、結果として自然法の目的であるところの「人々の平和と保全」(②Ⅱ—8)に連動するようなその媒介物としての「自由」の存立の現実における欠如ないしは不十分さを止揚するものとして、ロックにあつては「君主や立法者」(キリスト教の合理性)邦訳、一三九頁)が必要とされるのである。いいかえれば「私的な裁判権」(②Ⅱ—87)に随伴する問題、すなわち「自身に関する事件の裁判官となることから必然的に生ずる弊害」(②Ⅱ—13、cf Ⅱ—124・125・126)への対策として「政治的社会」の設立が必要とされるのである。ロックにおいては、自己保存Ⅱ利己心が自然法規準に照して政治権力によって制御されねばならない、ということになる。いいかえれば、ミスに見られるような倫理学と法学との峻別はロックにはない。勿論個々人の自己保存の権利Ⅱ利己心は肯定されている。しかし、それはあくまでも自然法基準に照してコントロールを受けるとされるのである。

「私人の利益は……無視さるべきでないし、公共の明白な利益がある場合以外には、何物の犠牲にも供さるべきではない。」

〔利子・貨幣論〕邦訳、一四頁）

制御の対象はまずは前期的商人ならびに旧型地主である。

「商人は、王国を貧困化させるトレードからも利益をあげる。……国民が衰微と破滅に向いつつある時にも、商人と貨幣所有者が飢えることは、どんな場合に立たされても、決してない。」(同上、八三―四頁)

「土地に支払われるべき購買年数を増加することによって、売却される土地の価格を引き上げるとは、土地保有者の利益とはならず、土地保有者でなくなる人間に利益を与えることになる。……土地保有者の真の利益は、彼の穀物・肉および羊毛がもっとよく売れ高値を生むことである。」(同上、九六頁)

さらに政治権力者もこの自然法基準による利己心の制御の対象から免れるものではない。

「立法部が社会のこの「II 成員の所有物の保全という」基本的規則を犯し、国民の生命、自由、資産に対する絶対権力を、その野心や恐怖や愚かさや墮落から自ら握ろうとしたりあるいは誰か他人の手に委ねようとつとめる場合には、つねに立法部はこの背信行為により国民がそれとは全く反対の目的の為に彼らの手にあずけていた権力を喪失することになるのであり、この権力は国民の手に復帰するのである。……ここで私が立法部一般に関して述べたことは、最高の行政者についてもあてはまる。」(◎II―22)

そしてまた利己心の制御は、ナショナル・インタレストについても必要とされている。国境の厳密化による領土の確定の根拠はそれである。

「この「自然法の許す範囲内で、人間は自分自身と他人の保存の為に適當と思うことは何でもしてよいという」人類共通の法によって、全人類は一つの共同社会となり、他のすべての被造物とは別個の一つの社会をつくっている。そしてもし墮落した人々の腐敗と邪悪がなければ、このほかにはどのような社会も不要だろうし、また人々がこの偉大な自然の共同社会 *great and natural community* から離れ、明文の合意によってもっと小さく分割された集団 *small and divided association* に結合する必要もないのである。」(◎II―28)

ここに、国内的にも国際社会的にも、自己と他者との相互の「平和と保存」を求め、つまり自然法的秩序を希求するロックの立場は鮮明である。「正義と慈愛チャリティという偉大な原理」(◎II―5)は人類一般を「規制」する基準なのである。

他者の犠牲の上に追求される利己心は、「獸的」なものである。人類にとって危険な存在「II 人間の自然本性の原理を捨てた有害な被造物」に他ならず、規制されねばならないのである。

* cf. P. Laslett, *Introduction*, p. 13.

ロックは、自然法を原則として、具体的には手段としての政治権力によって、近代的利己心の表現を図っているのである。

「自然法の義務は、社会「II 政治的社会」の中ではなくなく

てしまうのではなく、むしろ多くの場合、もっと精密に成文化され、人間の法〔Ⅱ実定法〕により周知の刑罰を付加されて、それを遵守するよう強制されるのである。このようなわけで、

自然法は、万人に対して、つまり立法者に対してもその他の人々に對しても永遠の掟として存在する。(◎Ⅱ—135)

「くだらない野心やよこしまな所有愛や邪悪な食欲が、人々の心を墮落させ、本當の権力や名誉についての誤った考えをもたせるようになる以前の時代」〔Ⅱ黄金時代〕(◎Ⅱ—111)の高次元での再建が渴望されているのである。

三

ロッキの肯定する自己保存の権利Ⅱ自然権がなお自然法的支柱を必要としたことは、ロッキが現存の所有制度をそのものとして是認するのではなく、自然法基準から何らかの所有「規制」を説くことを意味する。何故ならば、利己心Ⅱ自己保存の権利行使は、何よりも個々人の自己保存の手段としての生活手段Ⅱ財産所有を欠いてはありえないからである。

ロッキが所有の根拠を、神による「アダムとその代々の後継者」〔絶対君主への支配権Ⅱ所有権の授与や、「全共有者の明確な契約」に求めるのではなく、共有をまず仮定し、労働の投下にてそれを求めたことは、前述したところでもある。

* P. Laslett, *Two Treatises* Ⅱ—25 への脚注を見よ。

この労働にもとづく所有論は、労働にもとづかない所有、すなわち所有としての所有の前期的形態への批判である。

「神が土地を与えたもうたのは、勤勉で理性的な人々の使用に供する為であり、……喧嘩好きで争いを好む人々の気まぐれや食欲の為ではなかった。」(◎Ⅱ—34)

「かりにある人が祖国への奉仕のためにやむなく借金するに至ったとすれば、国家が彼に弁済し、彼の借金をなくしてやる事が適切である。……しかし経営が拙劣のため支払いがとどこおっている人々のために、国制 Constitution を変更するといった政策をとった国家を私は知らない。思うにそれは、国家が、個人的出費を過度におこなって国の資本を濫用し、また破滅をもたらすような流行を率先して広めた人々に、少しも恩養を受けていないと考えるからである。抵当に入った土地からも人々が租税を支払うのは、拙劣な経営——それは抑止しなければならぬ——に対する一つの罰である。」(利子・貨幣論「一七頁」)

「怠惰で働かない小売商は、一國の貨幣の多くを常時手元に保持しているのみならず、自分たちが貨幣を保持しているための犠牲を公衆に払わせる点では、賭博師よりいっそう始末が悪い。」(同上、四二頁)

ところでさらに、ロッキの労働にもとづく所有論は、市場の存在Ⅱ貨幣の導入によつて腐敗制限Ⅱ必要制限と十分制限を除去して、経営Ⅱ所有の拡大を社会的富Ⅱ「人類の共有財産」の増大として肯定するものであった。この展開にあつて、労働制限は事実上破棄されていくが、しかし、必要労働部分はむしろのこと、農工の経営主体に剰余労働部分が確保されるかぎり、

において、所有としての所有が、つまりは近代地主と商人の貨幣の存在が肯定されるというのが、ロックの主張である。

「貨幣がトレードにおいて借手の勤勉によって、借手に六パーセント以上のものを生み出す傾向があるのは、土地が借地人の労働によって、彼の地代収入の総額以上の収穫を生み出す傾向があるのと同じである。したがって貨幣も土地と同じように、年貨賃料の支払いを受ける資格がある。……利息付で貨幣を借りることは、業務の必要と人間社会の仕組みとの故にある人々にとってはやむえないことであるばかりでなく、貨幣の貸付に対して利得を受け取ることもまた、若干のあまりに小心すぎる人々の意見にもかかわらず、土地の地代を受け取ることと同じように公正で合法的なことであり、かつ借手にとってむしろ認容できることである。」(同上、五四―六頁)

* K・マルクス『剰余価値学説史』ME全集二二―I、四六四頁。さて、ロックにおいて特に注視された問題は「自然状態」での労働による富増大と貨幣を媒介とする剰余生産物の譲渡と交換の展開が、富の一方的収奪(「蓄積基盤の移行」)に転化する事の危険性であった。それは、ロックにとっては「戦争状態」に他ならない。

「自然状態において、その状態にあるすべての者に帰属する自由を奪い去ろうとするものは、その自由がそれ以外のあらゆるものの基礎であるが故に、他のものもすべて奪い去ろうともくろんでいると当然推測しなければならない。それと同じように、社会(「政治的社会」)においても、その社会あるいは国家

の成員に帰属する自由を奪い去ろうとするものは、他のものもすべて奪い去ろうともくろんでいると推測しなければならない。それ故、私と戦争状態にあるものと見做さなければならない。」(⑥―17)

「利用可能な現金が今日ほとんどすべてロンドンに向って流れ、比較的にいえばごくわずかの人人々に独占されている現在の潮流のもとでは、経験の浅い人々や現金に不足している人々がたやすく「高利子の」強要や庄迫にさらされることがないようにし、また抜け目がなく結託し合っている貨幣仲買人たちが借手の無知なり窮迫なりを喰いものにするほど、巨大な無制限の力をもたないようにする「ためにも法定利子率があることは必要である。しかし」貨幣がトレードの差し迫った必要に応じ、イングランドの各地方に、またいっそう多数の人々にもっと平等に配分されていれば、この点についてはあまり危険はないであろう。／貨幣を土地と同様に借りることができたり、穀物や羊毛のように持ち主自身から受け取ることができ、その上それに対して良質なことがよく知られている担保が与えられている場合には、貨幣はほぼたしかに市場利子率(それが真実の利子率である)で手に入れられるであらうし、その利子率はわが国のトレードと富の状態を判断する恒常的な標準となるであろう。事業と貨幣の流れが不断に変化する場合、法定利子率がいくらであるべきかを決定することはむずかしいことではあるが、しかし一種の独占ともいふべきものが「仲間の」合意に基づいてこの一般的商品を少数者の手中に集中する場合には、規

制が必要であろう。「ただ」その規制は次のような限界内であるべきだということが、多分妥当な提案として認められるであろう。すなわちそれは、一方では商人たちや商工業者の利潤を完全に喰いつぶしたり、彼らの勤勞の意欲を失わせるようなものであつてはならず、他方では、人々が彼らの貨幣を他人の手にゆだねる危険を冒すのを妨げたり、ほんの少しの利得で危険にさらすよりはむしろトレードの外に置いておく方を選ばせるほど低いものであつてはならない。」(『利子・貨幣論』九九—一〇〇頁)

ここには、商人と貨幣の前期的形態への批判と社会的分業を媒介するかぎりでの、(土地と労働とのより生産力的・自然的な配分と組み合せを結果するかぎりでの)貨幣重視が明確に述べられている。金融の前期的形態(価値法則||自然法から逸脱して生産力の発展を阻むもの)の当時の状況について関口尚志氏の次の記述がある。

「当座、マニファクチュア段階にあつては、産業資本の循環それ自身から遊離してくる遊休資金はなお相對的に微弱であり、動員可能な資金の多くは地主・投機家あるいは金利生活者の手持ちとして存在していた。当時の信用機構の外資依存||公金依存的な性格や預金銀行の未成熟は、そのように社会的遊休資金が資本主義経済の外側からあたらえられるという事情を表現していたといつてよい。つぎに、産業革命にいたるまでの原始蓄積期には、前近代的な蓄積基盤がまだ多様に存在し、もしくは再生可能性をもっていたこと、いいかえれば、遊休資金ばか

りでなく蓄積基盤(投資対象)もまた、まだまだ資本主義経済の外側にはみ出たという事情が指摘されなければならない。いわば純粹経済的な『自然的方法』のみをもつてするかぎり資金が生産的目的に流入するよりも、むしろ生産的目的から流出しさる』という、時代に特徴的な現象はここに根ざしており(J・A・シュンペーター『景気循環論』一九三九年、金融経済研究所訳、第二巻、三七—一ページ)、だからまた、貨幣資本は、近代的な経済の循環が阻害されたり攪乱されたりせぬよう最大限の人為的統制(高利禁止法、土地銀行ならびにさういふ株式銀行の禁止、泡沫会社禁止法など)のもとに置かれねばならなかつたというわけなのである(山之内靖『イギリス産業革命の史的分析』一九六六年第四章第二節、および前掲拙稿「初期恐慌」一九ページ参照)。(関口「第七章 市場および金融の発達」二四四—五頁、大塚編『西洋経済史』筑摩書房所収)

* なお、同論文、二三八ページでの金匠の铸貨操作についての記述を見よ。

四

利己心および所有の自然法基準からの「規制」、すなわち自然的な経済秩序の構想は、一国的な経済秩序||国民経済^{*}のレヴェルで一つの総括的表現を示す。

* 「国民経済」という概念については筑摩『経済学史』用語解説、四三—四四頁を見よ。

この点は、すでに大塚・関口両氏によって整理されていると

ころである。いわゆる「自立型」内部成長型国民経済」の創出がそれである。これは「オランダ型貿易国家」＝「中継貿易型」（本質は絶対王制のオランダ型）への志向と対抗し、固有の重商主義路線を追求するものであった。

「ロックのばあい、このいわば先駆的『経済表』の作成動機は『貨幣不足』がまず『工業生産 (Artisan's Manufacture) を阻害』し、それが諸階層の沈滞へと波及していくことを論証するにあり、まさに初期産業資本（『富の源泉』としての「Trade」のなかでも『最も重要』な Manufacture）の再生産こそ経済発展の牽引力であり、経済循環の実質的な基礎視点をなしていたこと、および『第一の生産者』（地主ではなく）としての土地保有者が社会の『自然的基礎』たる農業労働の担当者として、また国内購買力の起点として評価され、他方『拙劣な経営』に立脚する旧土地所有者や仲継貿易資本が独占金融業者とともに『経済表』から意識的に排除されている。」（関口「イングリッド銀行と重商主義—銀行創設の社会的推進主体—」『経済学論集』第三二巻二号、一九六五年）

ロックの希求するものは、イングラッドの「再版絶対主義」路線＝復古王制との対抗であった。対仏従属によってフランスをモデルとする絶対主義固守を図るそれが、いかに反自然的秩序であるかを、ロックは一六七五—一九年のフランス旅行においてさまざまに観察してゆく (J. Lough, *Locke's Travels in France, 1675-1679*)。

「貴族と地主は、民衆の信頼をほとんどかちえています。」

(1676.5.23, p.102)「フランスの地代は、農民の貧困と貨幣不足でここ数年二分の一に低下しています。商人と職人も二分の一の利得しかえていません。」(1767.5.1, p.89)「穏当な課税とその筋からの自由が、ルイ十四世の臣民をより勤勉にするように思えます。」(1676.4.22 p.86)

このフランス旅行（ただし、その目的が病氣＝肺病養生の為のみかどうか不明）の日録には、編者 John Lough も指摘するとおり、フランス国内を「観察」的方法に徹することで、コルベール主導の前期的重商主義体制の強力的構築——ロックは特権のマニユファクチュアの育成・マルセイユ、トゥーロンそれにロシュフォールでの海軍力の拡充整備・科学アカデミーの創設などがイングラッドに焦点を合わされていることに注目している——と、その故の国民的＝大衆的基盤の脆弱さ——重税への民衆的不満、農民へのタイユの賦課・土地への緊縛、タイユと塩税それに加えてタバコ・国家独占＝新税等による農村・都市双方での一般的難況、例えば絹業の衰退・貧困の増大、そして宗教＝寛容問題などを活写している。^{*}

* なお、田添京二氏の次の指摘に注意せよ——「この期の英仏両国を産業構造の前後だけで比較することは危険だと思ふ。ルイとコルベールのフランスは、産業的後進性（＝前期的重商主義）を何よりもその軍事的優位によって、またそれにもとづく植民地独占と近隣諸国に対する侵略によって補充し代位する方向を一貫して追求していたからである。」（『政治算術』とヘティのイングラッド＝従属国における国民生産力の解放について—五七頁、小林昇編『イギリス重商主義論』一九五五年所収）

ロックにとつては『統治一論』の「まえがき」が明示すると

おりフランス絶対王制が文字通り国際的反革命の拠点であり、それへの従属の一環にイギリスをすえ直すというチャールズ二世^{II}ジェームス二世の復古王制は、まさに国民にとっては反自然的の「戦争状態」以外の何物でもないと映じたのである。

「もし君主の言葉と実際の行動が別のものであること、そして法の網をくぐる術策が講ぜられ、国王の大権^{ソブリン・パワー}——これは国民に危害を与えるためではなく、福祉を与えるために若干の事柄を行なう恣意的権力であり、君主の手中に託されたものである——という信託物がその本来の目的に反することに行使されていることが世間に知れわたるとしよう。またそういう目的にかなりように大臣や下級の為政者が選ばれ、これらの者がそのような目的を促進するかこれに逆らうかに応じて、優遇されたり免職されたりしていることに国民が気づくとしよう。そしてまた権力が勝手気ままに実際に何回か行使され、こういう権力を導き入れるのに最も好都合な宗教がひそかに恩恵をうけ——公的にはこれを禁ずる声明が出されていても——気ままな支配の実現をたくらむ策士^{カウニッセル}どもができるかぎりの援助をうけまた援助を受けることができないまでもやはり賛意を寄せられていますます喜んで迎えられることを国民が見るとしよう。そして一連の行動に照して枢密院がすべてその方向をたどっていることが明らかになるとしよう。事ここに至っては、人はもはや何に妨げられることもなく、事態がどのように進みつつあるかをわが心に思い知り、また自己を救うためにはいかになす

べきかを思案しないではいられないであらう。」(◎II—210)

「世の君主であつて、確立された自由の法により強國(「フランス」)の圧迫や党派の偏狹をしりぞけ、人類の誠実な勤労を保護し奨励しようとする賢明にして神のごとき者は、たちまち隣國にとつてまことに手ごわい君主になるだろう。」(◎II—42)

つまり、ロックは体制 Constitution の変革を推進しようとしているのである。したがつて、この基本視角は、チャイルドやダヴナント等のトリー・フリー・トレイダーの国民経済像^{*}への批判にも貫串するものである。

「経済的世界の自律性の承認のこころみは、しばしば、体制の問題を無視する結果となることは、史上、みられるとおりである。すなわちそれはレッセ・フェールの名に於て旧秩序を、旧秩序に依存する特権商人の利益を、擁護する結果となり終ることが多い。イギリスでいえば、トリー・フリー・トレイダーの自由主義がそれであり、フランスにおいてはセー、ドイツに於ては、マンチェスター主義がそれである。体制の問題を抜きにして『見えざる手』の存在を主張するこれら自由主義の経済学が、経済人理解に即していえば、完全に倫理の外において経済的動機を理解し、各種の特権にあぐらをかいた、ないしは特権の存在を前提にしつつ特権をめぐる闘争を行なう我利我利亡者の利己的衝動を、そのまま容認するものであることはいうまでもない。」(内田義彦「序章 発端・市民社会の経済学的指定」六七頁、筑摩『経済学史』一九七一年所収)

* その「消費者の利益」論も生産論欠如の故にミスミスとは似而非な

reference of P. J. Thomas, *Mercantilism and East India Trade, 1926*. J. Thirst, *Economic Policy and Privileges, The Developments of a Consumer Society in Early Modern England, 1978*. J. O. Apleby, *Economic Thought and Ideology in seventeenth-Century England, 1978*.

ところで、ロックの自然法的経済秩序像¹、あるいは一般的に固有の重商主義の階級的基礎を大塚関口氏のように、「国民的『工業生産者』層」に求める——そして、「地主の利害は、工業生産者層のそれに基本的な一致あるいは従属して」いるとされる——に関しては、「重商主義概念をあまりに狭く解することになるのではなからうか」という疑問が提示されるとともに「近代の土地所有階級を母胎とし、海外市場を媒介として、ようやく生産力の問題に眼を転じようとしているホイッグ的イギリス重商主義——これこそわれわれがロック経済論の背後からよみとらなければならないもの」という浜林正夫氏の解釈がある。

* 浜林氏の諸論稿を見よ。「ジョン・ロック経済論の研究」(『商学討究』第二巻三号、一九五二年)「ロック経済思想の社会的基礎」(『商学論集』第二巻六号、一九五四年)「ロックの経済思想」(田中・平野編『ジョン・ロック研究』一九八〇年所収)。

しかしこの見解の差異は、それぞれの論理レヴェルの差異を考慮して読みとれば、歩みよりが可能である。すなわち、階級的基礎を農工の生産者⇨経営主体の上層に求めつつ(階級的視角)、その脆弱性の故に旧型地主及び前期の貨幣商業資本を強力的に掣肘し農工生産者の利害の保護・育成を中軸として推進しつつも(官僚的視角)、これをさらに対外的状況をみすえて、統一的⇨国民的視角から総括するとき、近代的地主を社会的、基

盤として位置づける、というのがロックの自然法的国民経済秩序像の内実ではなからうか。

五

こうしてロックにおける自然法基準による利己心⇨所有の「規制」論と国民経済の構想との間に、価値法則⇨自然法から逸脱して生産力の発展を阻む絶対王制とその社会的支柱(⇨旧型土地貴族と前期の商業資本)を揚棄する意図を見ることができ、ロックの言葉に即していえば、価値法則の強力的貫徹は「正義と慈愛という偉大な原理」の実現であり、かの「黄金時代」の高次復活である。

ロックには、後のスミスのような物的依存関係からなる社会⇨「市民社会」の経済的運動法則分析は成熟していない。羽鳥卓也氏の指摘にもあるように、ロックにおいては、商品論レヴェルで使用価値と交換価値が交わることなく、又貨幣理解でも重金主義的⇨重商主義的の把握にとどまっている。価値論は、歴史⇨社会体制認識の基礎にすえられてはいないのである。しかし、近代社会形成の槓杆としての価値法則を、実質的に意味しそれに代位するものがロックにおいては自然法なのである。スミスの世界と等しいものは、ロックの自然法基準による利己心⇨所有の「規制」論⇨政策論の中に、すなわち宗教的⇨政治的世界に表現されているのである。

* トーニー『宗教と資本主義の興隆』岩波文庫を参照せよ。

ここで近代社会⇨物的依存関係からなる社会とは、物的な相

互依存性を基礎にした人格的独立性がある社会である。それは、人格的依存¹¹隷属からなる社会、すなわち土地が基本的生産手段でありその土地の所有者¹²支配者と直接生産者との間の人格的支配服従関係を軸にして直接的に、人格的な依存関係が社会的分業の全体をおおっている社会と対比される。ここでは物的な依存が、すなわち商品の力だけが人間と人間をつなぐ力となつてゐるし、それが社会的分業の形成力となつてゐる。地主の力が弱くなり（土地が基本的生産手段でなくなり）、直接生産者たちが生産物の処分権を獲得し（¹³近代的所有権の確立）、生産手段を作り又蓄積しながら相互に自由平等な生産者として商品と交換し合うという関係、すなわち自己労働をもとにした商品生産者たちの間に形成される価値関係がそれである。

人格的依存¹⁴隷属関係からなる社会から物的依存関係からなる社会への移行にあつて働く者としての共感によつて基礎づけられた人間の平等の観念が、財産によつて——他人の労働の収奪によつて——生きる者は「獸的」であつて人間ではないという観念と表裏一体として形成されてくる。すなわち、労働の神聖観の樹立によつて財産の神聖観ないしは財産所有者によつて従来作られていた制度に対する神聖観が打破される。そしてこの破碎が人格の問題、ロックを含む当時の発想にしたがえば、支配者より上位に位置する神の意思の実現の問題として出てくる。¹⁵

(1) 慈善の問題(④1—42)と「労働学校」プランでの貧民の自立の必要性と可能性の問題にもかかわる。

(2) 内田義彦「資本論」と現代」(一九六七年、『日本資本主義の思想像』所収)。

「私は各人は、摂理がその人間のうちに定めた仕方に従つて、全力を尽して公共善のために労働すべく義務づけられており、そうしないかぎり、何人も食する権利を持たないと思つております。」(Correspondence of John Locke, ed. E. de Beer, No. 1693)。

「自然が三つの権力のうちの最初のもの、すなわち父権(「親権」を両親に与える。その目的は子供たちが未成年の間、その所有物を処理する能力や悟性に欠けているのを補つて、彼らの利益を図ることにある。(ここではほかの所でも、私が所有物というとき、それは財産だけでなく、身体(「人格」)をも意味していると理解してもらわなくてはならない。)自発的な協定が第二の権力、すなわち政治権力を統治者に与える。その目的は、臣民達にそれぞれの所有物の所有と利用を保証し、彼らの利益を図ることにある。そしてこの権力の収奪が、第三の権力、すなわち専制的権力を主人に与える。その目的は、主人がこの権力をあらゆる所有物を奪われている人々に対して行使し、自分自身の利益を図るところにある。」(④1—173)

* W. ヘティ『アイルランドの政治的解剖』岩波文庫版、二五九—一六〇頁の同趣旨の経済的表現をみよ。

「人類に増殖を命じた神が、一人の人間——好きな時に人類を破滅させる権力をもち、生存の手段を自由にみとめ増殖せよ Increase and Multiply」というあの偉大な神の意図を促進す

るよりもむしろ人類を困窮とかばそい運命に隷属させ苦役にし
ばりつける方が王位継承者としては好ましいというような一人
の人間——の意思に人類を依存(「隷属」)させるよりも、神が
非常に豊かに供した素材、つまり食物や鉱物 *minerals* や生活
の便宜品を使用する権利をすべて人類に与えたであらうと考
える方がはるかに合理的である。(④—41, p. 1—33)

労働の生産物の収奪を奪回することは、経済上の利害の問題
であると同時に、収奪された人格の回復の問題として把握され
ている。人間の存在と発展という自明の目的の為に、あるいは
それを基本権として、私有財産制度は、そして国家Ⅱ政治的権
力は、あるいはその他もろもろの制度の存在根拠を問うという
ロックの「誓証の精神」をここに確認することができる。

ところで「臣民達にそれぞれの所有物の所有と利用を保証
し、彼らの利益を図る」ということは、新たな社会的分業Ⅱ価
値関係の形成を意味する。そして、ロックの段階では、この社
会的分業が一般的にはなく、とりわけ生活手段の、そして勞
働手段の本源的宝庫としての大地Ⅱ自然への働きかけを起点と
して描出されている。

「土地に価値の大部分をおくのは労働であり、労働なしには
土地はほとんど無価値なのである。われわれは土地のすべての
有用な産物の大部分を労働に負っているのである。つまり小麦
畑一エーカーからとれるわらやふすまやパンは、たとえ地味は
同じでも荒蕪地のままに放置されている一エーカーの土地の産
物よりも大きな価値をもっているが、それはすべて労働の成果

なのである。すなわち、われわれが食べるパンのなかに勘定と
して入れなければならないのは、単に農夫の労苦とか、刈り手
や脱穀者の骨折りとか、パン焼人の汗だけでは、牛を馴ら
した人、鉄や石を掘って細工した人、犁や製粉所やかまどや、
その他この穀物が時かれたときからパンにつくられるときまで
に必要な、膨大な数にのぼる諸道具の製作に用いられる木材を
切り倒し組み立てた人、こういう人々の労働がすべて労働の勘
定のうえにつけられ、労働の意味をもつものとして考えられな
くなくてはならない。なぜなら自然と大地とは、それ自体としては
ほとんど無価値の原料を供給したにすぎないからである。」(④
Ⅱ—43)

ロックにあつては、しかし、これ以上の物的依存関係Ⅱ社会
的分業の深化的展開の把握はないし、むしろ、ロックの主観に
即していえば、「職業人精神モデル *workmanship model*」、つま
り神Ⅱ創造主への人間の依存関係こそが基軸をなしている。ダ
ンヤタリーの指摘はこの点を照し出している。これはマクファ
ーソン^①のロック解釈の問題性を、そして、前述の羽鳥氏や田中
氏のスマイスに引きつけてのロック解釈の行きすぎを是正する素
材を提供したものと見做すことができる。

たしかにロックにおいては「すべての社会的諸制度は、それ
らが物質的ゆとりと人間がその召命を遂行する際の動機の純粋
性を促進する程度に応じて判断されねばならない」^②ものである。

(一) J. Dunn, *The political Thought of John Locke, An His-*

torical Account of the Arguments of the 'Two Treatises of Government, 1689, J. Tully, *A Discourse on property*, John Locke *are his adversaries*, 1980.

(2) C. B. Macpherson, *The Political Theory of possessive Individualism*, 1962.

(3) J. Dunn, *op. cit.*, p. 248.

しかし同時に、このロッキの宗教的・自然法的表現が、内実として近代市民社会＝価値法則形成の思想的楨杆となったことが看過されてはならない。そして、この価値法則は、論理的に、したがって歴史的に、自己労働の相互取得という商品生産の所有法則から、資本制的取得（他人労働の取得＝搾取）の法則に転化し、近代資本主義をもたらすのではあるが、しかし、ロッキにおける神の栄光を増す為の方法的生活態度の追求という思想は、資本主義確立期にペインやホジスキンの初期社会主義において一つの再興を見ることになる。

ロッキの自然的経済秩序像は、次の如き意味での固有の重商主義の、したがって近代への「真に革命的な変革をひきおこす経路」(K・マルクス)の出発点を示すものであった。

「マニユファクチュアがほりくずしたのは独立小生産者のみではない。というのには、独立小生産者が社会全般をおおうことはマニユファクチュアにもましてありえないから。むしろ、それがほりくずしたのは、社会全般についていえば、さまざまな前期的資本である。未だに広汎に存続する古い支配体制の網の目から、独立の生産者がたえず析出されてきては分解してゆく、それがマニユファクチュア期の特色なのであって——大塚久雄

教授の用語をかりれば——『社会的対流現象』というマニユファクチュア期を特色づけるものが、もっとも明確に現われたのが産業革命前夜なのである。こうした社会的対流現象を通じて(通じてのみ)、社会的分業の構造の完全な変革をとめないながら、土地所有支配の段階から産業資本制覇の段階への移行が行われる。それを、そのすべてを強力に推進してきたのが、イギリスに独自な本来的重商主義の政策であった。」(内田義彦、前掲論文、三〇頁)

4 全体討議

田中 それではただいまからシンポジウムを再開させていただきます。シンポジウムをまとめてまいります意味で、司会者の立場といたしまして、いままでの報告の要点をごく簡単にお話して問題を整理するという形ではいらせていただきます。

最初の平野さんのご報告は、ロッキの思想形成に大きな影響を与えたボイル、シドナムとの具体的交渉の考察を通しまして、ロッキの哲学の根幹と申しますか、あるいはロッキの『エッセイ』の認識論に対するカギが、ボイル的な自然哲学ではなく、シドナムとの医学の共同研究を通して得られた自然認識ないし物質観に基づく徹底した人間可謬説にあるといった視点か

らのご報告であったと思います。この平野さんのご報告をめぐりましては『エッセイ』の認識論と医学研究の関係あるいはそのような医学研究に立脚したというロックの認識論の性格をどうとらえるかといったようなことが問題になってきますし、場合によってその問題が一八世紀に社会学的な社会認識の方法の問題までつながっている可能性もありうるということができるのではないかと思います。

それに対して加藤さんのご報告は一六六〇年の『世俗権力論』（報告者によってそれぞれ翻訳名称のつけ方が異なっておりますので、会場のみなさんを混乱させたと思いますけれども、便宜的に私流の訳をつかっておきます）からはじまりまして九〇年代の『政府論』とか『寛容書簡』に至るロックの思想の中核は、いわゆる宗教的信条にあるという視点から、プロパティの保全を主軸としているロックの政治社会論そのものをとらえるといったような形で、ロックの思想全体のミクロ・コスミックな解釈をされ、ポレミッシュな問題提起をなさったというようにうかがったわけでございますけれども、この加藤さんの報告をめぐりましては、加藤さんの言葉で申しますと、ロックの思想における個体化の原理ということになりますか、これがロックの思想の一番の根幹をなしている点ではないかといったことが問題になってくると思いますし、そういったロックの思想の根幹をなす原理の上にロックの認識論と神学との関係、あるいはそのような神学とロックの政治社会論との関係といった点が問題になりましょうし、更により一般的には近代の政治

哲学と宗教との関係といったことも討論の主題になるのじゃないかと考えた次第でございます。

それに対して伊藤さんのご報告は、そのような信仰の問題につながるロックの政治社会の問題を、ロックの生きた時代と社会の具体的な経済構造と結びつけて展開されたわけでございますが、この伊藤さんの報告をめぐりましては、ロックの自然法思想あるいはその基礎をなしているロックの労働理論とか更に所有理論をベースとするロックの経済論を、当時の社会の現実のなかでどうみるか、といったことが、興味のある討論の対象となるのではないかと、いろいろに考えています。

これから全体討議を展開させていただきたいと思いますが、実は、討議を円滑にすすめるためのひとつの方法として、質問のトップ・バッターということ、それぞれの報告に対してお一人りずつ質問者を予定してございますので、最初にその方に質問していただきまして、それに関わる形でご提出いただきましたペーパーに基づく質疑を展開する、更には会場のみなきまから改めて挙手で討論に参加していただく、ということ、全体討議を進めていきたいというように考えています。それでは最初に平野さんのご報告に対して、法政大学の中村恒矩さんに質問をしていただくようにおねがいいたします。

中村恒矩（法政大）　　こういう研究の性質上なるべく全体的な把握をいたしまして、平野さんにご質問申し上げたほうがいいかと思いますが、そういう能力もございませんので、やや自分流の質問ということになります、若干の質問をさせていただきます。

だきます。平野さんの今回のご報告は、とくにロックにおける認識論、より具体的な形としては一六七一年に書かれたドラフトA、ドラフトB、ですね、こういう形であらわれてくるロックの認識論の形成と、自然科学研究との関連、を問題になさった。とりわけロックが、平野さんのご報告のなかに出てまいりましたいわゆる巨匠たちのうちで実際に密接な交渉をもつていたボイルとシドナムと行なった共同研究について、ロックの認識論の形成との関連で詳細にまた実証的に報告していただいて、非常に教えられるものが多かった。一般的には、といいましか抽象的には、私などもなんとかこういうことを言ったことがあるのですが、それをきちんと証拠づけて論じられました。

一番最後の、シドナムと関連するわけですが、いわゆるシドナムのブレイン・アンド・オープン・メソッドですが、これがロックに独特の方法としてのヒストリカル・ブレイン・メソッド、につながるのお話でしたが、時間の都合ではしられたようなので、もう少し詳しくお話しただきたいと思えます。

それから社会思想的な立場からいしますと、こう申しますと社会思想史とは何かということから議論したら大変な議論になると思うんですが、それはおきまして、私が社会思想史史というふうに申し上げたのは、いまご報告いただきました自然研究とロックにおける認識論の形成の関連の問題、そういったものをですね、たとえばさきほどの加藤さんの報告あるいはまた伊藤さんの報告に出ていたロックの政治思想との関連、とくに近代社会思想の原理と、いい自然法思想との関

連を考えているためです。ロックはご案内のように一六六〇年代の前半に『自然法論』を書いておられますけれども、そこに見られるような彼の自然法思想の展開と、お話しいただいた六〇年代とくにその末あたりのころのそういう自然研究および認識論的な深化との関係についておききたいと思えます。

それからまた、やや個別的になりますが、ロックは六七七年に『寛容に関する試論』を書きますが、こういう寛容論の成立とご報告いただいた趣旨、これがどういう関連にあるか。平野会員のご報告のなかに出てまいりましたように、いわゆる可謬説と申しましようか、人間の認識は可謬なものである、まちがえるものであるという考え方は、私なんか考えますと寛容の問題と関連があるかと思えます。

そういう自然法思想なりあるいは寛容についての彼の、とくに六〇年代後半から七〇年にかけての展開と、それから自然研究あるいは認識的深化との関連をうかがわせていただけると、とくにロックについて社会思想的な観点から関心をもつ者としては、非常にありがたいと思われるわけです。

田中 いまのご質問に関連いたしました滋賀大学の永岡先生から「シドナムのブレイン・アンド・オープン・メソッドからロックのヒストリカル・ブレイン・メソッドへのプロセスをヒストリカルとブレインの二語のもつ意味とかかわらせてお教えただければ幸甚です」というご質問が出ておりますので、それを含めて、いまの中村先生のご質問に対して、お答えいただきましたと思えます。

平野 中村先生から大変ご好意のあるご質問がありましたのですが、同時に大変むずかしい問題でもあります。さつき私の不手際で最後の一番ポイントのところをちょっとはしょってしまいましたので、それに関連しながら同時に永岡先生のご質問に対してもお答えしたいと思います。

さきほどからいろいろな例証をしながらお話ししてまいりましたように、かならずしもボイルやシドナムと出会ったからロック自身が不可知論者になったとはいきれない。すでに一六五九年から六五年にかけて、ロック自身が「メディカル・コモンプレイス・ブック」を書いておられますが、そのなかに、日づけが定かではありませんから六五年までの間に書かれたと考える以外ありませんが「病氣」という項目の小さなエントリーがあります。そのなかにすでにいわば可謬的な物質観が出てまいります。これはボイルとロックが出会ってから書かれたものかどうか、定かではありません。むしろ医学研究という点からいいますと、シドナムとの出会い以前のことでありますから、シドナムにそうした可謬的な物質観あるいは病氣の原因についての可謬的なものの考えかたをある程度教えたのはロックではないかと、決定的ではないのですが、私は思っております。しかし、ロックの『人間知性論』の成立と医学研究の問題についてショッキングな問題提起を致しましたロマネルによりますと、ロックにそういう経験的な方法を具体的に身につけることを教えたのは彼と行動を共にしたシドナムの「ナチュラール・ヒストリー」の方法「自然誌」の方法であったとされます。

シドナムという人は、一八世紀に彼の作品を翻訳したジョン・スワンという人がイントロダクションのなかではじめて彼をイギリスのヒポクラテスという名前でもんだことから、広く知られるようになりました。シドナムは臨床研究に際しまして、ともかく思弁的な説明とか不当な哲学的仮説を避けるべきだということをさかんに言っているのですが、しかし初期の彼の書いた作品のなかでは、さきほどいくつか具体的な引用をいたしましたように、思弁的なあるいは空想的な伝統医学のドクトリンに、まだいわば毒されているわけです。これはなにもシドナムやボイルだけではありません、ニュートン自身もそうでありますけれども、まだ一七世紀の自然学者たち、ロックの言葉を借りますとナチュラリスト一般は、一種のダブル・フェイスであったといえる。この一七世紀はそういう意味でははつきりと一元的に割りけることのできない、そうした科学的なドクトリンが自由自在にいくんでいる時代ですから、たとえば片方でパラケルスス流の人体小宇宙説をあやつるかと思えますと、片方でまた解剖学の新しい知見に基づいて生理学的なかなり高いレベルのところまで達している、というようなこともあるわけです。そういうわけでいまの科学のレベルから言いますと、事象についてのいろいろの知見がきれいに割りきられてはいない状態です。

そこでシドナムの場合は臨床研究に際して、思弁的な説明とか不当な哲学的仮説を避けることをモットーにしているのであります。彼の場合とくに病状をありのままに記録をして分類を

するので、これはベーコン以来のナチュラル・ヒストリーの伝統です。

ヒポクラテスとかベーコンにならぬとして彼は、自称病氣の自然誌家、ということをかんに言います。そのシドナムが当時天然痘の対症療法として人々に宣伝し、しかしなかなか受け入れられなかったのが、ブレイン・アンド・オープン・メソッドという言葉です。シドナムの『天然痘論』これはほとんどロックとの共作なのですが、とくにシドナムから頼まれて、ロックがその序文と当時のパトロンであるシャフツベリーにささげる献辞を書いておられます。この献辞のなかでシドナムをよそおったロックが、シャフツベリー伯に次のように呼びかけるところがあります。「私は他の人々の医学を軽視するためにかく申しているではありません。」

旧態依然とした伝統的な医学に従ってベストや天然痘の病因研究や対症療法をやっている人たち、この連中にしてみますとイギリスのヒポクラテスと自認するところのシドナムは怨敵であり、シドナムはいじめられまして、とうとうカレッジ・オヴ・フィジシャンズのフェローにさせてもらえなかったのです。そういう人々をいっているのですが、そこで「このブレイン・アンド・オープン・メソッドの方法を実行するにあたってきわめて多くの非難と叱責をこうむってきた私がどんなに大変な思いをしたかを、閣下（つまりシャフツベリー閣下）にお知らせするためにかく申し上げているのにはかならない」、というような言葉が出てまいります。

そのシドナムの言っているブレインというのはどういう意味かといえますと、これはあとのヒストリカル・ブレイン・メソッドというロックの方法のブレインの原型であります。たとえば病氣の症候の調査とか記録の仕方が非常にわかりやすく、そこに人為的な不自然さを介入させないための要請であります。それからオープンとはなにかといえますと、競技にオープン競技というのがありますが、そのオープンと大体同じ意味で、一七世紀的なコンテクストにそっていえば、事実をありのままにとらえるのに不可欠な態度をオープンというわけです。

シドナムとの共同研究を通じて、もともとありました可謬主義をだんだん深めていくロックは、シドナムが書こうとした病氣の自然誌の代りにいわば知識の自然誌を『知性論』で書こうとした、というふうに私は考えていますし、私に似たような考え方も持っている人々も若干おられます。シドナムの『天然痘論』の、いろいろな病氣の症状をありのままにみて、そこで出てくる症例を記述し記録していくための、そして病氣のいろいろな症例を分類し病氣に命名をするための、ブレイン・アンド・オープン・メソッドというシドナムの愛用句、ロックはそれを自分の『知性論』のなかの有名なヒストリカル・ブレイン・メソッド、事実を記録するところの、あるいは大概先生の名訳を拝借しますと事象記述の平明な方法、という言葉におきかえて、知識の自然誌をつくる仕事に適用したわけです。

ロックの方法論的な特徴というものを、従来よく言われたような大陸理性論との対比の意味で、ラショナルなものに対する

エムピリカルなものとしてとらえるよりも、むしろ哲学的なものに對する記録的なもの、フィロゾフィカルなものに對するヒストリカルなものとしてとらえるべきではないだろうか。べつの表現を使いますと、哲学の場合、ことにスコラ的な哲学のひとつの手段であったエクスプリカティヴなものに對する記述的な、ディスクリプティヴな、そういうものとしてとらえる必要があるのではないか。一七世紀的なコンテクストにおきますと、自然哲学に對する自然誌、ナチュラル・ヒストリーの立場で理解するべきものではないかと、こういうふうな考えます。

ロッキンは一方では六六年までにボイルから大きな示唆を受け影響を受けて、片方で自分のいわば物質觀の武器とした微粒子説を『知性論』の随所で展開しております。しかし『知性論』の最後のほうを読んでいただくとおわかりになるのですが、ついにこの自然哲学に對しての同意をいただくに至らない。つまり自然哲学というのは学として、科学として成立するものではないというペンシズムに到達してしまうのであります。

つまり『人間知性論』の冒頭で言っておりますように、ロッキンは知性研究に当代自然哲学の物的な考察、自然哲学あるいはこれは今日流な言い方をしますとニュー・サイエンス、医化学あるいは医療物理学を含めてニュー・サイエンスという言葉をも最近に使っておりますが、そういうような学問の取り扱ふところの物的な考察というものを避けて、むしろボイルとの知的な交流のあとに行なつたシドナムとの医学研究からつたえられた事象記述の平明な方法、ヒストリカル・ブレイン・メソッド

ドを適用したのではないかと、私は思うわけでありませう。

あまり単純化して思想をとらえてしまふとよくないのですが、デカルトの理性論とロッキンの經驗論というものを分つ方法上の特色というものを、数学と医学の方法との対比に求めることは、ひとつの視点としては考えていいことではないかと私は思います。中村先生からのご質問の第二の点についてですが、ご承知のように私は『人間知性論』だけではなくてロッキン思想のひとつの知的なフレイム・ワークというものは一六六〇年代にはぼその基礎がかたまっているのではないかと、かなり乱暴な説を出しているわけです。と申しますのは、ロッキンのインテレクチュアル・ヒストリーを追いますと、ロッキンが最初に知的な営為にたずさわりましたのは、ご承知のようにクライスト・チャーチの同僚でありますエドワード・バグショウの出した匿名のパンフレット、これは一六六〇年のものですが「宗教的礼拝における非本質的なことならんについての大問題」という論文がございます。この論文のなかでバグショウは、いわゆる良心の自由の問題にもついで宗教的な問題に對する干渉をしりぞけ、そしてまた、それに服従すべきでないといふかなり大胆な立場の寛容を主張しています。この時点のロッキンはそれに對してただちに例の英語の論文とそれからラテン語の『世俗権力論』でふたつの答案を出した。あのなかでロッキンはまだかなり、さきほど加藤先生がおっしゃつたように、權威主義的な立場にありました。たとえば一國の平和、あるいは社会秩序を破壊するような宗教的な問題に關しては、いわゆるソサイエテ

イ・ガヴァメントが存在している以上、やはりその干渉というものはやむをえないのじゃないか、という權威主義的なといいますが、権力的な立場にたっている。ロックにしてみるとこの一種のデビュリー的な問題、これは当然、寛容の問題に関連があるわけなのですが、と同時に道徳の基礎としての自然法の問題、それから自然法の認識の問題に深く関わりあいがあるわけです。一七世紀の知識人たちはこうした道徳の基礎としての自然法、あるいは自然法の拘束力ことにシビル・マギストレート拘束力の問題、こういう問題についてやはりこれを無視することができない。とくにロックはその問題におもひをひそめて、六一年以降六四年までの間に例の八編の自然法に関する論文を書いたと思われます。とくにご承知のように、この自然法論文の第一論文から第四論文まではいわゆる自然法の認識の問題を取り扱っています。それから第五論文以下は、問題になりました自然法の拘束力の問題などが説かれた。まあ大きくわけますと、前半が認識論、後半は自然法の拘束力、これはやはり当代の知識人たちのあげて関心のまゝであった問題だと思ひますし、若かったロックは、先にあげましたバグショウとの論争に端を発してこの問題にどうしても思いをいたさざるをえなかったのではないでしょうか。

ところがこの六四年までの間、それではロックはこの問題だけに腐心していたかといひますと、かならずしもそうではないわけですが、片一方ではすでに六〇年からポイルとの交渉が始まっており、そして途中からとくに先進国の大陸からよんだ化

学の有名なシュタールという教授のもとで医化学の研究にもはげみ、そうした意味ではロックの目も耳も、非常に時局的な問題について鋭敏であったと私は思います。そしてそのあと一六六七年の『寛容に関する試論』のあたりで初めてロックは例の王権神授説を否定する立場にいきます。それから政教分離の立場が、かなり明確に出てくるわけですが、この年は一方でたまたまアッシュリー卿との交渉が始まりまして、彼はオックスフォードのポイルのもとからはなれて、シドナムを知るきっかけになったロンドンへの移行の年であります。ですからロックはこうした意味でたえず社会的な問題について強い関心をもって自身自身も思索を深めた、その一方で自然科学的な実験を行なった、あるいは医学の診察にタッチしたわけですが。

例のあの自然法論の第一から第四論文までの間は認識論的な問題を扱っていますが、それは未熟であります。そこでは確かにデカルトあたりをもう彼が読んでいたけいがあります。生得知識についての批判は、一度デカルトという名前を書きまして、それを消して他の多くの人々という言葉に書き改めているくらいですから、クランストンの憶測によりますと、ロックがデカルトを読み始めたのは六六年頃からだと思ひてあります。私はそうじゃなくてそれ以前にロックはデカルトを知りデカルトの内観的な方法、あるいは観念の方法をもうすでに知っていたと思ひます。いわゆる生得原理それからトラーディチオといわれる又聞き知識のふたつを退けまして、センススというラテン語で言っておりますが、まあ英語式に言ひますとまあセ

ンセイションでしようかセンセイジョン・エクスピリアンスとでも申しましようか、こういうものとラチオ、理性との共同作業によるいわゆる自然法の認識を説いているわけです。ただしまだここにはアイデア論が非常に素朴な形でしか出てまいりません。単純観念と複雑観念のからみあいによって知識が構成されていく原子論的な構成の手法は出てないわけです。そういうものをロックに教えたのは、ポイルの六六年あたりを頂点とした自然研究であろう、とくにエクスペリメンタル・フィロソフィカルな数々の実験を通じて、彼はそうした微粒子説を、教わっていく、その微粒子説の考えかたは、一方では、ガッサンディからきているのですけれども、それが『人間知性論』の例の観念の方法のひとつの手段になっていたのではないかと、思っています。

他方、一六六七年から七〇年まで、ロックはシドナムと共に、実際にたくさんの天然痘の患者たちを診療しています。そして天然痘だけじゃなくて、ブラックポックスとかその当時命名されているわけのわからない熱病があるわけで、そういうものの分類や具体的な症例についての研究をシドナムと協力してやっていました。シドナム自身が『天然痘論』のなかで書いていることでもありますが、人間の生き死にをみておきますと、神の被造物としての人間というものはやはり有限物であり、その能力については限界がある。知識の範囲に限度があるという可謬的な人間観が、シドナムとの共同研究のなかでロックのなかに生れてきたのじゃないかと思えます。そしてそのあと、例

の七一年の夏と秋にかけて『人間知性論』のドラフトのAとBとが面白いで書かれるわけですが、Aにおいては、最後の節のほうで可謬的な意識の問題は知識の範囲の問題とかかわって出てきます。ドラフトのBになりますと、冒頭から人知の起源の問題、それから範囲の問題、知識の論証の問題、それからそういうものを検証していくための方法としてはヒストリカル・ブレイン・メソッドという言葉はまだ出てないのですが、しかしそれに相当する表現が全部そのまま、公刊本とほぼ変らない形で出てくるわけです。つまり七〇年から七一年にかけて、ロックはいっきにそうしたものを自分の『知性論』の探求のために結晶させていったのではないかと、こう思います。

最後に中村先生のさっきのご質問と連関して自然法論についても少しつけ加えますと『自然法論』が書かれてから、あと主題的にこの自然法の問題を扱った著作は、私の記憶ではロックのなかには出てこないわけです。たしかに爛熟した晩年のロックの作品のなか、たとえば『トウ・トリティーズ』のなかでは、もうこの自然法の問題を前提として論じられていますが、自分はここでこの自然法の問題やそれから道徳的な規範の問題についてはそれ以上触れるつもりはないと言って、むしろこれを退けています。それから『エッセイ』のなかでも、当然の理として自然法の問題を取り扱っていますが、少なくともこれを主題的にむしかえして論じるということはないわけです。私はこの自然法の問題を取り扱わなくなった原因はなにかということを考えてのですが、これは加藤先生にむしろ

お教えをいただきたいと思えますけれど、私は寛容の問題が彼の宗教的な立場とからんで、道徳の問題についての彼の関心と信仰の問題に対する関心とが、自然法の問題に代ったのではないかと思うわけです。彼の場合、若いときの自然法論はメタフィジカルな根拠にたった自然法論であります。認識の問題についてもまだ非常に未熟です。認識論的な自然法の問題はすでにその後の『知性論』その他によってかなり綿密に論じられた。それから道徳の問題、信仰の問題は別の著作において取り扱われる。最後は加藤先生のおっしゃったように、キリスト教の合理性の問題に彼の強い関心が向っていくわけです。そこで福音書やその他の問題を論じきった後、残りますのはパウロ書簡の問題です。年老いたロックは、このパウロの問題について詳細な注をつけつつ、結局未完のまままで死んでいった、というように私は思います。以上です。

田中 どうもありがとうございます。

なお平野報告に関しまして、四人の方から質問が出ております。関連する形でお答えいただきたい。

ひとつは、滋賀大学の永岡薫会員から「ロックがヒストリーを重視した点では当代の学問動向のなかにあったのでしょが、それがナチュラル・ヒストリーとは違ったヒストリーへの道を歩んだとすれば、それをヒストリカル・ヒストリーへの道と考えてよろしいでしょうか。」といった質問がなされています。

平野 ちょっとお教えいただきたいのですが、ヒストリカ

ル・ヒストリーという意味が私にはわかりかねるのですが、どういう意味なのでしょうか。

永岡薫(滋賀大学) 変な言葉を使って申しわけありません。ロックの場合には、ご報告のなかでもおっしゃいましたように、内的な観照というイントロスペクティブな傾向がございます。その点を考えますと、彼は事実ということを非常に重視するのですけれども、しかしそれは当時の自然学者たちが使ったナチュラル・ヒストリーという意味と違って、もう少しインテリアライズされた意味でのヒストリーが問題になっているのではないかと考えたので、ヒストリカルをナチュラルと対照して使ったわけです。ヒストリカルという言葉にはヒストリックという言葉より、少なくともインテリアライズされた意味あいがあるのではないかと思うのですが。

平野 十分なお答えになるかどうかかわからないので恐縮なのですが、ご承知のように一六世紀から一七世紀にかけて、ヒストリーという概念は非常に大事な概念でございます。まずドイツ語のゲンヒテとはまったく違う意味をもっております。『リヴァイアサン』のなかでもヒストリーに二種類あって、ひとつはいわゆる史実、もうひとつはナチュラル・ヒストリー。ロックの場合はあと、モラル・ヒストリーということを言うのですが、このモラル・ヒストリーというのは、たとえばロックの場合どういうものを記録しているかといいますと、例の大航海時代の終ったあとで植民地やなんかのいろんな新しい情報が多いわけです。とくに彼はたくさんさんの航海記や冒険談を読んでおり

まして、アメリカ西海岸の原住民のいろいろな形のモラリティー、あるいはアメリカ・インディアンの風習、こういうようなものを集めることがモラル・ヒストリーの大事な仕事であったようです。彼が『人間知性論』のなかですでに示唆しておりましたが、彼の最大の願望はいわゆる道徳の論証、論証可能な道徳科学の建設でありました。そうした意味では、いわゆる当時のシヴィル・ヒストリーそれからナチュラル・ヒストリー、モラル・ヒストリー、こういうものをヒストリカルに作り上げることをめざしていた。ヒストリカルは同時にまた記述的、観測的な意味もありますが、当時はエクスベリメンタルという言葉はエンピリカルという言葉と同義であり、エクスベリメンタルにいろいろな事実を収集するという方法を、ヒストリカルという言葉で呼んでいるわけです。その対象になるものがたとえ人類や人種のいろいろなモラリティーやあるいは人間のひとつの集団的な営為である社会の問題であったということではないでしょう。

田中 それでは次に、一橋大学の浜林正夫会員から平野さんに質問が出ています。『人間知性論』の「読者への手紙」で「本書と大変かけ離れたある主題」と言われているのは、道徳や宗教のことだとされるのが通説と思いますが、報告では自然科学や医学への関心のみ取り上げられました。通説は誤まっているのでしょうか。また『レジュメ』の最後に「どのような社会的要請に基づき」とありますが、これはベストや天然痘対策をさすのでしょうか。そうでないとすれば、なにをさすのでし

ょうか。」

平野 どうも私ばかりしゃべって申し訳ありませんので、単にお答えしたいと思います。先生もよくご承知のようにここに資料として出しましたように、たまたまある大変かけ離れた問題が最初討論されているときに、とつぜん四方八方から起こる困難によって皆がいきづまってしまった。そこで討論するのに使っているこの知性そのものに対する関心が急にクローズ・アップされてきた。そこでこの会合でどんなことが最初この知性研究とかけ離れた主題として論じられていたかについては、定説としては先生が指摘になりましたように、この会合に出席しておりましたロックの学友である、ジェイムズ・テイレルという人が一六九〇年に出版した初版本の自分が所有していた私家蔵本の余白に、この問題が、道徳と啓示宗教に関する問題であったということ、自分の記憶を頼りに後から記入しております。ただそこには、ひとつの問題点があります。それはこの会合の日時について、一六七三年のことだと書いてあるわけです。ところが、例のロックの恋人でもあり、最後にロックの臨終までみとつたラルフ・カドワス・マサム夫人が後にジャン・ル・クレールに書きおくりしました手紙のなかでは、一六七〇年か七一年のことであったと書いてあります。それから例のロック伝の筆者のひとつであるキングの『ザ・ライフ・オブ・ジョン・ロック』では、オックスフォードのことであると間違えたことが書いてあります。そういういくつかの例証がありますけれども、定説は、この会合に出ておりましたジェイ

ムズ・ティレルが後に初版本の余白に書きこんだ道徳と啓示宗教の問題だったということです。

ところが、たとえばこの会合に出ておりました人物について、マサム夫人は手紙のなかでちゃんと書いておられます。そのあとのほうにデビット・トーマスという非常にすぐれた医者がおられます。それからシドナム自身もいたのではないかと、メイテルホフトもいたのではないかと。メイテルホフトも非常にすぐれた医者です。シドナムも医者です。つまりこれは克蘭ストン、デューハーストその他の人がかなり論証をしていることですけれども、この会合に出席していたのは、医師のほうが多かったです。当時の医者たちがいわば焦眉の急として論じていた問題で、しかも知性論の主題とは非常にかけ離れた問題だとすると、パトリック・ロマネルが大胆な仮説をたてているように、これは医学の問題、それからさつきクレイトンの『イギリス伝染病史』の引用をいたしましたように、その当時のロンドンの衛生状態の悪さ、それから伝染病の蔓延に対する、実験哲学者や医者たちの課せられている解決の課題、こういうような問題から、ひとつの状況証拠としてひき出されるものは、医学的な問題ではなかったのだろうかということです。そしてそれを裏づけるためのひとつのある程度客観的な証拠は『人間知性論』の第二版の「読者への手紙」のなかに注を挿入したところに、人間知性にとつてもっとも関心の深いものは、モラリティーとディヴィニティー、いわゆる道徳性と神性の問題、大槻先生はこのところを道徳と神学とお訳しになっているので私はちょっとひっか

かるのですが、道徳性と神性の問題ほど知性にとつてもっとも関心のある問題はないということを書いておられます。つまり、もしティレルがいうように、道徳や啓示宗教の問題がそのとき主題であったとしたなら、それから大変かけ離れた問題がはたして知性の能力の検証や吟味の問題であるだろうかということになるかと思えます。そういう意味で私は、この会合では、たしかに神学などの問題も論じられたかもしれないが、医学的な問題もその対象ではなかったのだろうか、と考えております。

田中 平野さんに対してもう一、二質問がございます。次は松山商科大学の伊達会員から、「ごく初歩的な質問をさせていただきます。ロックの『ヒューマン・アンダースタンディング』は、従来『人間悟性(論)』と訳されて親しまれてきましたが、最近『人間知性(論)』という訳語が行なわれております。おそらく哲学上の問題と思われませんが、「悟性」から「知性」への訳語の変化についてご教示ください。こういった質問が出されています。

平野 ロック自身がドラフトで学問体系のあり方をしめすのに、インテレクトという言葉を使っているわけです。その訳語ということで、アンダースタンディングという英語がそのまま使われているわけです。ところがたとえばフェリックス・マインナー版の独訳によりますと、ユーバー・デン・メンシュリッヒェン・フェアシュタントという訳です。カント哲学の影響が非常に日本は強いので、このフェアシュタントというのを悟性と訳された。たとえば加藤卯一郎先生の訳は『人間悟性論』

で、いまだにこれに非常な愛着をもっていらっしゃる方が多いですが、いわゆるフェアシュタントから連想される悟性と、それからロックが使いますアンダースタンディングというものは、使い方が違います。アンダースタンディングというのは、実際に私たちの心が関わりあいをもつ、そういう能力全体を言っているわけです。いわゆるジットリヒカイトとか、フェアシュタントとか、フェアシュフトの考え方とは違うわけです。アンダースタンディングのなかには、いわゆるものを知る能力と、それから一種のディスクアップルといいますがあるいはデイスサーニングといましようか、そういう推理能力が含まれています。そこで、知性と理性という言葉、悟性と理性という対応で考えますとどうしてもドイツ観念論的な考え方になってしまいますので、最近では知性という言葉で区別をする傾向があります。

田中 平野さんに対する最後の質問ですが、これは関東学院大学の星野会員のものです。

質問要旨は『人間知性論』がニュートン革命を消化しえなかったことに伴う問題点が、一八世紀段階のヒュームなどと較べてあるように思われますが、いかがでしょうか。こういった質問です。

平野 ちょっと難しくすぎたすぐにはお答えできないのですが、責任を回避させていただく意味で、こういうことをお話ししたいと思います。実は私、京都大学の中川久定さんからのあいだ、中川さんと鷺見さんの訳されたピーター・ゲイの『自

由の科学』を献本していただいたわけですが、その本のなかに例のギルバート・マレーの「神経の衰弱」という概念に対して、ピーター・ゲイの「神経の回復」という言葉が出てくる。一六世紀から一八世紀、とくに一七世紀、一八世紀の啓蒙の時代のひとつのヨーロッパ的な精神思潮をこの言葉で解説しているのを知ったわけです。自然科学、とりわけ医学、それからヒューマニズム的な感性の発達、あるいは伝統的な社会・階級制度の崩壊とか、食料の生産とか産業組織や人口構成の革命的な変化、こういうような一連の盛りあがり、ピーター・ゲイは「神経の回復」というユニークな言葉で示しているのを私は知って、びつくり致しました。

この「神経の回復」のもっとも強力な要因というものを、ピーター・ゲイは科学革命に求めている。とくに一八世紀にとつてみると、なかでもニュートン力学というものはひとつの輝ける星なのですけれども、ニュートン力学を中心とした自然科学の体系のなかで、もっとも明白な根拠となるものは医学だということをはっきり言っています。そういう意味で、一八世紀の啓蒙主義にとりまして、医学は新しい哲学のモデルであったと同時に、その有効性の証明でもあった。フィロソフたちが、自分たちの哲学を経験によって試してみたのは医学においてであったと書かれています。その例として、たとえばベーコンはニュートン・アトランティスのなかで健康の維持と病気の治療にたえず注意をはらっていたし、デカルトは健康の維持をすべての善の最初の原理だと考えていた。医学は従来は中世的な神秘性をも

ついでに錬金術とか占星術の協力者であったが、それがロックの時代までに一種の哲学的な科学へと、変容を遂げたと述べています。

そしてシドナムは医学を哲学的な原理に基づいて教え、ロックは哲学を医学的な原理に基づいて教えたということをゲイは言っております。これは非常に私にとっては印象的でありました。

田中 以上で平野会員の報告に関する質疑を終わらせていただきます。次に加藤報告に対する質問。最初に奈良女子大学の井上公正会員に質問をお願いします。

井上公正（奈良女子大学） 時間の関係もございまして、いくつか質問を考えましたのですけれども、ひとつに致したいと思います。『政府論』にしても『寛容論』にしても、私の考えでは、当時のイギリスの国民がいかなる方向に進むべきかをしめしたバイブルであると思うのです。そこで過去の思想家から教えをうけるとすれば、信教や思想の自由が犯されがちな現代において、ロックの寛容論の意義というのはいったどこにあるのか。彼の主張をどのようにわれわれは受けとるべきか、ということをおききたい。もうひとつ言えば、寛容の精神とはなにかということ。と申しますのは、政教分離というのは寛容の精神のいわば実現方法ではなかったかというふうに思っていますので、彼の寛容論の意義がどこにあるのかを、お教えいただけたらと思います。それがひとつです。

あとはもうお答えいただかなくていいことかもしれませんけ

れど、さきほど出ておりました自己決定論、決定権は、私の考えではおそらく個人の信仰の確立というふうに見ていいかと思うのですけれども、そういうものと同人間認識、知識の境界との問題の関係。ロックの抵抗権の主張は「個体化」の確立とみてよいか。それからこれは加藤さんの著書のほうで、ロックは広教会主義者のように書かれていたように思いますけれど、きょうの報告によりますとそういう広教会主義というものを越えているのではないか。こういうような点でございしますが、ほかのご質問のこともありますから、全部お答えいただかなくてもよろしいかと考えております。

加藤 最初の寛容論の意義をどう考えるかということなのですが、非常に答えにくい問題でございまして、私自身ロックを徹底的に歴史化してみるところに問題設定しております。ヒストリカルな思想家として見た場合、ロックはいったいどういう人間であったかということの問題にしています。したがって現在の問題ということで考えたりする方法がはっきりしておりません。寛容の問題というのはおそらく永遠の課題という意味で、われわれも追っていかねければならないものを、ロックもビエール・ペールもスピノザもそれぞれ示していた。実現されてこれですんだということではしに追い求めなければならぬ課題であって、しかもそのなかでは政治の問題も、人間がみずからを決定して生きていく理性の問題も、人間を越えた神の問題も、つねに入りこんでいる。そういうことだと結局思うのです。救済の自己決定権とフォーリビティの問題なの

ですが、私は、フォーリビリティというのには、エビステモロジカルな問題としてたてるとする側面と同時に、もうひとつ実践哲学の問題としてたてられるだろう、という気がするのです。といいますのは、ロック自身の言葉に即して言いますと、人間は天国へ行くことも地獄へ墜ちることもできる、という言い方をしております。結局、自分の信仰にみずからの良心と理性とが同意を与えたかぎりにおいて信仰がなりたつという。各人の信仰というのは、各人の内的確信に由来するという意味での、信仰の主観性と結びつくような意味でのフォーリビリティというものがありえるであろうという気がしますので、そういう意味での自己決定権というふうに考えていただきたいと思えます。

それから抵抗権の問題。私は、カルヴィニズムのなかで伝統的に論争されてきた問題のあるいはその現象のなかで、ロックの寛容論というのとはとらえられるのではないかと思います。抵抗権として考えるよりも抵抗義務として、権利の言葉でなしに義務の言葉として考えたほうがいいんじゃないかと私は考えます。

それから私がまえに書きましたもののなかで広教会主義という言葉を使っていますけれども、これはものすごく複雑な点であると思うのですが、ロックは信仰の主観性を一方で徹底的に主張しながら、しかも真の宗教とはなにかということで、クリスト教を実体化するということをやっています。これは『寛容書簡』のなかにもあります。これはロジカルには矛盾だと思いま

す。しかしよく考えてみますと、みずから考えみずからの理性を行使して信仰の世界へたち向う限り、クリスト教の本質的な部分については、クリスチャンは同意に達しようという前提がやはりあったのだからと思います。ただその場合には閉鎖的な原理でなしに、個人がみずからの労苦をもちいて信仰生活にはいるかぎり、そういうものを媒介として自分の努力で信仰生活を生きるかぎり、真の宗教に到達できる、そういう構造だろうと思うのです。

田中 加藤さんの報告に対して四人の方から質問が出ております。おひとは東京大学の城塚登会員。「信仰・理性・政治社会が思想世界においてトリアーデをなしているという指摘は大変興味深い、そのトリアーデの中核をなしているのは、信仰というよりもむしろ理性（自然科学の経験的・実験的方法によって確認されている）ではないだろうか。なぜなら、ただし信仰をささえるものは理性的認識であるとされ、ロックの信仰のあり方を当時の一般的な信仰（ビュリタン）と区別し個性化しているのは理性との結びつきであると思われるからです。」
こういった質問です。

加藤 トリアーデの根底をなしているのは理性というものだと思うのですが、問題なのはロックの場合その理性が神から与えられたという問題が一方にございます。これはカルヴィニズムのなかではごくふつうの理性概念であるし、最初から神様から切れたような理性というのは、ロックの場合ないのじゃないかという気が一方です。ただ、人間がそういう意味

で神に対して責任をもって生きていく場合の教導原理をなす能力はやはり理性だという意味で、理性によって人間は神に近づき、自分たちが生きていくに値いする世界を作っていく、そういう構造だと考えますと、理性というのは神から与えられたものとして人間に内在化されたという意味で、トリアードの中核をなしているというふうに考えてもいいかと思えます。

田中 城塚さん、いかがでしょう。

城塚登(東京大) 時間がないのでひとことだけつけ加えますと、平野さんの報告と加藤さんの報告とは、微妙に違い違っているという感じがあります。そのギャップをなんとか埋める方法としていまみたいな考え方はどうかということですが。

田中 次にフェリス女学院大学の鈴木美南子会員から「ロックが最優先する神学的概念としての『魂の救済』は、思想的にはいかなる意味のものか。」こういった質問が出されています。

加藤 ちょっと質問の意味がよくわからないのですが、思想的にとらえるというのと。

田中 じゃあの鈴木会員、ちょっとご説明いただきたいと思えます。

鈴木美南子(フェリス女学院大) 魂の救済とか靈性とか万能といったような神学的な言葉が、ロックのいう合理的解釈のなかではどうなるのか。靈性とか不死とかいう言葉に神学が与えていたものとは違うはずですし、今日魂の救済というときに、神学がかかっていることとも違うと思われれます。ロックの観点をききたいと思えます。

加藤 『寛容書簡』のなかでは、もちろん神学書でございませんで、ロックはその問題についてなにも言っておられませんけれども、『クリスト教の合理性』のなかで申し上げますと、やはり永遠の生というもののとらえかたは、ある意味では、トラディショナルな内容であったと考えられるだろうと思えます。自己保存というのは、一方で生命のはかなさというものの関連であるものですから、それとの関係で永遠の生が絶対的に価値化されるという、そういう構造が彼の場合にはあったのじゃないでしょうか。

田中 次は浜林さんから、「体制宗教を否定したロックが生涯アングリカン・チャーチ(国教会)のメンバーであったことを、どう解釈されますか。トレイションというのは非国教徒を迫害しないということであって国教会の存在を前提しており、完全な信仰の自由とは異なるのではないのでしょうか。」こういった質問です。

加藤 ロックが国教会の会員だったというのはどういうことでしょうか。

浜林 非国教徒でなかったということです。つまり、セクトのメンバーではなかった。

加藤 ロックのさきほどの広教会主義の問題とも関わるのですけれども、ロックが国教会についてどういうふうに考えていたかという問題は、それほど単純ではおそろくないだろうと私は思います。ロックは非国教徒じゃないのでしょうか。

浜林 国教徒だと思います。つまり、プレゼビテリアンとか

独立派とかバプティストとか、クエーカーとか、いろいろありますね、そういうのが非国教徒です。そういうものではなかった。

加藤 それはもちろんそうなのですが、ロツクは、アングリカンも含めまして既成の一切のセクトとアイデンティファイできないような信仰をもっていたということとはたしかだろうと思います。形式的な身の処し方としては、アングリカンの枠内にとどまっていけることは当然ありえたとしても、ロツク自身の聖書解釈における、ドグマの解釈における信仰観というのは、一切のいかなる既成の宗派にもアイデンティファイできないのじやないかと私は思っています。つまり『クリスト教の合理性』から『パウロ書簡注釈』に至る聖書解釈において提示されたロツクの神学体系を見てみますと、彼の身の置き方が、アングリカン、あるいはアングリカンといいますが、ゆるゆる低教会派だと思えますけれども、そういうものにシンパシーをもち、あるいはその枠内にとどまっていたということ、彼がもっていたクリスト教解釈、ドグマにおける解釈がアングリカンとアイデンティファイできないということ、これは別のことだと思えます。そういう意味ではロツクはロツク教徒ではなかったかといえるでしょう。

田中 最後に伊藤報告に対して京都大学の平井会員に質問をお願いしますので、平井さんよろしくお願いいたします。平井俊彦（京都大） それでは簡単に申しあげます。伊藤さんは、『統治論』と『利子・貨幣論』を統一的にとらえられて、

それぞれの担い手、ふたつの書物の根底にある階級像について、前期的資本の重圧に対する抵抗ということを強調された。私自身もそういう統一な理論的枠組をつくっていいこうとすることは大事だと思います。しかし同時に、ロツクはその時代の非常にもやもやとしたどろどろした矛盾というものをかかえているわけです。たとえば、論争を引き出すためにいいますと、やはり『統治論』というものと『利子・貨幣論』というものの間に理論的レベルといえますか質の差というものがなかったのか。私自身はこう考えます。『利子・貨幣論』は非常に重商主義的な側面をもっている。たしかに階級論として生産力を浮び上がらそうとするわけですが、理論的分析基準というものは、生産物の循環というものはあんまり考えないで、むしろ貨幣の循環のなかで、考えている。

たしかに伊藤さんのおっしゃるように農民が中心に動いておられますから、階級としては伊藤さんのおっしゃるとうりですが、理論的レベルでは重商主義理論に近い。それと『統治論』に示されるような生産過程の分析、労働過程の分析との間の理論的なギャップをどう考えるかということがひとつの点です。それからもうひとつは、スマイスにいくまでにいろいろな段階があるということをお考えのようですが、ロツクがもっていた時代性とか限界というものは、どのようなものと考えられますか。たとえばプロレタリア観にしましても、少なくともスマイスとロツクでは非常に違いがある。あるいは消費者の問題にしましても、生産過程についてロツクも考察していますが、生産者

の側というより、消費者の側により近い面もある。そういう面はどういうように考えたらよろしいのか。

伊藤 第一点ですけれども、よろするに『利子・貨幣論』の方は重商主義的な傾向が非常に強く、『トゥー・トリイティーズ』の方は比較的その傾向が薄くなっているということかかと思えますけれども『トゥー・トリイティーズ』の読み方にかかわると思えます。自然状態論を、その自然状態において単に現実の所有の不平等が発生した、その発生した不平等を法的に保証するというレベルだけで読みとるとということが間違っているのじゃないかと思えます。そこでの一番のねらいは、その不平等を論証するというよりも、むしろさきほど報告のなかで申しましたように、自然状態のなかでのいわば反生産力的な動き、これを研究するところにあつた。土地所有についても、手ばなしな形で不平等を肯定しているわけではないのではないのか、と思っております。また同時に、重商主義的という場合に、これまた重商主義をどういうふうに把握するかということにも関わってくるかと思えますけれども、私はとりわけトリー・フリー・トレーダーに対して、むしろロックたちが、貿易差額を、むしろ積極的にこの段階で取り出したということ、そのことのむしろ前向きな性格を重視するべきではないかというふうに思っているわけです。

それからプロレタリア観、消費者観ですが、これは報告ではふれてません例の労働学校のプラン等々がございます。そうとう下層の貧民まで、この段階で、ひとつの偶然と、それから各

人のもっている勤勉さとか、手に職をもった技術的な能力とか、等々によって、かなりのところまでいわばは上がれるということ、固定したプロレタリア貧民は固定した形であるのじゃなく、一定の年期中で一定の訓練をつめば、たえず上昇していき、こういうものとして想定していたのではないのでしょうか。まさにモラルの問題だ、けつして体制でも時代性でもないということをプランのなかでいっておりますが、それは、いま述べたような想定の上にたっていると承知しております。

田中 司会としましてはできれば『エッセイ』の主題はなにか、ロックにおける政治社会をどうとらえるか、といったテーマをより総合的な討論の主題としたいと思いましたが、時間がなくなつてしまいました。最後にひとことだけ司会者の立場として言わせていただきますと、きょうの三人の方の報告を通して浮び上がつてきましたロック像というのは、きびしい認識論的な反省をふまえた上での謙虚な信仰人といったような像であつたと思えます。このようなロックが同時に、すぐれて近代的な社会認識の方法と、信仰と商業活動の自由を保障された政治社会のあり方を考えていたという点に、ロックのもっている思想的な意義あるいは特色があるんじゃないかというふうには私は考えています。これを最後のしめくりの言葉に代えさせていただきますまして、ロック生誕三五〇年記念シンポジウムを開きたいと思えます。大変長時間にわたつて、ありがとうございました。

ロックの所有権起源説についての一視点

—そのJ・バルベラックの説明を中心に—

〔報告〕倉島 隆
〔司会〕平井俊彦

一

ロックにおけるプロパティ論研究は、田中正司氏の業績などに象徴されるようにその当時の目立った自然法思想との全体関連的な流れのなかでそれらと対比し、かつその類似性と相異性を明確にしつつその理論構成をなす傾向が顕著になりつつある。その田中氏の研究以後立場は異なるけれども同様なテーマであり、かつその傾向において軌を一にするJ・タリイとR・タックらの諸研究が登場した。その著しい共通点は従来からJ・ダンらによって指摘されてきたけれども、一七世紀における自然法思想史に精通している人物の一人であるJ・バルベラックの諸業績をその中心的文献に位置づける点に存する。このことは今までのロックのプロパティ論研究において（特に、日

本）ほとんど導入されてこなかった点に問題があることを示しているのである。本報告では内外において比較的数少ないその研究状況などに言及しつつその所有権起源説の説明を跡づける。

(一) E. G. J. Dunn, *The Political Thought of J. Locke*, Cambridge, 1969, p. 5n; P. Larkin, *Property in the 18thc. with Special Reference to England and Locke*, Cork, 1930, p. 177.

二

本報告では、バルベラックの業績がロックのプロパティ論に論及される諸説を便宜上二つに分類する。その第一は、P・ラスレットの説を軸として前出のタリイとタックなどの説が属しその媒介的役割を評価すると思われるものである。もう一方はその周辺の論脈として扱うものであり、R・ドゥラテ、K・

オリヴクローナ、田中正司などの言及がそれにあたる。

ラスレットは、その『政府論』の改訂版の序論でまずロックとバルベラックとの手紙のやりとりに論及する。次に、ロックの原文の「樞の木の下で拾った下ングリ、森のなかで木からとったリンゴを食べて栄養を得たものは確かに専有したのである」(Ⅱ・28、鵜飼氏訳)という部分にバルベラックの説明を援用する、即ち、「バルベラックは、プーフエンドルフの主著のその仏訳版のなかでこの問題についてのロックがC・G・ティウスというバルベラックが引用する唯一の著者よりも早く最初にそれを表現したと主張する。バルベラックも、ロックの議論がフィルマーの論駁から出てきたことを記している。バルベラックは、ロックと文通し、一八世紀の初期においては誰も自然法著述家と、社会・政治理論の伝統全体を知るには彼ほど一般的によい立場にあった人はいない」(三〇六頁)と。この節は、後の研究者達の論拠となる部分であるけれども、ラスレットが他のところではほとんど展開していない点に問題を残している。

タリイは、まずその『プロパティ論——ロックとその論敵達——』でロックのプロパティをその中心思想と位置づけ、その前提は神の作品モデルとしての人間と神との特別な関係であると説く。それはいわゆる伝統的解釈に依拠する学説に連なる。その研究は、中世以降の広範な自然法思想の文脈に関連して言語分析を中心に跡づけられる。(タリイは、バルベラックとロックとの間の三度の手紙のやりとりに言及し、前出のラスレットの脚注を引用しながらその重要性を説く〔五頁〕)。

タリイは、グロチウスとプーフエンドルフの主著のバルベラック編集の英訳版の分析を通して自らの説を論証しようとする。

タックは、その『自然権理論——その起源と展開——』においてローマ法以来の自然権(ないしドミニウム)の言語の側面から近代自然権思想家の理論を跡づける。その基軸は、グロチウス、セルデン、テュウ・サークル、ホップズ、プーフエンドルフ及びロックであり、バルベラック編集のその英訳版はその中心的な分析資料とされる。タックは、バルベラックとロックの関連について直接的には「ロックはバルベラックと手紙をやりとりした」(一七六頁)としか言及しない。しかし、その文脈から、彼はそのロック評価がきわめて高いことからその重要性が理解できよう。即ち、バルベラックを高く位置づける直接的な部分は、タックがその結論の章を「道徳の歴史」として扱っているところである。彼はバルベラック編集の前出のプーフエンドルフの英訳版への「道徳科学等についての歴史的批判的説明」という論文を批判的な形ではあるけれども、その要約を導入していることから判断してその自然権理論の頂点にロックのプロパティ論を置いている点を総合すると、きわめてその位置は高いといえよう。

このことから次のようにタリイとタックの研究は連係されていることが想定できる。即ち、前者は後者のグロチウスの部分に多く負っていることを述べているし、タックもそのロックのプロパティ論の分析(解釈は異なる)を重要な文献であると言

っている(一七〇頁)。そうして両者が相互に啓発された旨を示唆している点などを考慮するならば。

R・ドゥラテがロックのプロパティ論に関してバルベラックに論及しているのは、『ルソーとその時代の政治学』においてである。周知のようにドゥラテは、独学者・ルソーが政治に関する読書による学識をグロチウス、プーフエンドルフ、バルベラック、ホップズ、ロックらから主として学んでいるとする。そうしてバルベラックの業績の一般的特徴を次のように要約する。即ち、『バルベラックにおいて一八世紀では周冊も認める彼の諸翻訳の欠陥を免れえないし……われわれはバルベラックが必ずしもいつも仔細にラテン語の原文に従っているわけでもなく、その優雅な文体故にその簡潔性を故意に犠牲にしたとか、その原典に手を加えて直すことを多くのところで行っていることを責める気になつてしまふ。だが別の理由からその諸修正がグロチウスやプーフエンドルフの諸著作をより扱い易くし、かつバルベラックの注釈は歴史的な注釈であるばかりでなくグロチウスとプーフエンドルフの理論の批判も含んでいる』(八九、九〇頁)と。この節は、バルベラックの一般的評価として定着しつつあるように思われる。

さらに彼は、バルベラックは政治に関してロックの使徒であつた(九一頁)という。彼は、そのロックのプロパティ起源論についてそのプーフエンドルフへの脚注に関してロックの『政府論』からの長文の要約を付し、それはプーフエンドルフに反対するロックの諸見解であるとドゥラテは結んでいる(一一四

頁)。

K・オリウクローナがバルベラックに言及するのは、「ロックとフィルマーに関するノート」と題する小論においてである。それは、ラスレットの『政府論』第二篇もフィルマー批判として書かれたと主張する説のその論拠を批判するために言及する。そしてそのバルベラックによるロックの所有権起源論に関する説明注は、確信をもってラスレット説を支えるようにには書かれていないとするものであり、それでさえオリウクローナはその脚注のなかで付しているに過ぎない。

田中正司氏の『市民社会理論の原型』もロックの『政府論』第二篇が第一篇同様にフィルマー批判として書かれたとする見解を補完するために「注」(一四七頁)において前述のラスレット版でバルベラックのそれを示すにとどまる。

小笠原弘親氏は、その『初期ルソーの政治思想』において脚注の形式で言及する。即ち、ロックとバルベラックは労働による契約なしの所有権の起源論を述べる学説に属し、グロチウスとプーフエンドルフの説と対比して論ぜられる。けれどもその説の出典が明確に示されていない点に問題を残す(二〇九頁)。

以上に述べた諸研究によつてロックのプロパティ説におけるバルベラックの説明についての研究状況の実態がおおよそ把握できよう。総じて前者の諸学説の傾向は、本報告においてその長所を示すものとして述べ、後者の学説の傾向は、ドゥラテの言及を除いてそれぞれの分野の諸評価に関係なく、この領域では無視されている状況を示すために列挙したに過ぎない。ドゥ

ラテにしてもその主題などから後者に含まざるをえない。ラスレットの場合にはタリィなどの先導的役割を示すために前者に配したにとどまる。また前者の諸説の共通点は、ロックとJ・バルベラックとの手紙のやりとり論及していることにある。次に、ラスレットの仏訳版への書名と頁だけを明記してあるのを除けば英訳によるものが中心で、仏文によるその諸業績が明示されていない点に問題が残る。最後に前者の諸説でなえ、バルベラックの詳細な説明の内容を跡づけていない点に問題点があるところであろう。

- (一) 拙稿「ロックのフロンティについての再検討」『日大法学紀要』第23巻、一九三二～一九五頁参照。
 (二) タックの学説については、拙稿「近代自然権思想史についての一視点」(前掲誌・第24巻)参照。
 (三) J. Tully, *A Discourse on Property*, Cambridge, 1980, p. 177n; J. Tully, *The Framework of Natural Rights in Locke's Analysis of Property*, in A. Parel et al., *Wilfrid Laurier U.P.*, 1979, p. 135n.
 (四) K. Olivecrona, *A Note on Locke and Filmer*, in *The Locke Newsletter*, No. 7, 1976, pp. 92n~93n.

三

J・バルベラックは、一六七四年にフランス南部のペジエでカルヴァン派の息子として生れかつ育てられた。彼はルイ十四世によるナントの勅令廃止の一六八五年にローザンヌに亡命する。彼は、一六九九年にベルリンにおけるフランス人亡命者の学院で教師として出発し、一般的には法学、専門的にはプー

ェンドルフ研究に専念する。一七〇三年に『自然法と万民法』の仏訳を完成させ、一七一一年から一七年までローザンヌで法律と歴史を教え、一七一七年から四四年の死に至るまでフローニンゲンで公法を教えていたといわれる²⁾。

ロックとバルベラックが手紙をやりとりしたのは、そのバルベラックがベルリンにいた時代(一七〇二年から一七〇四年)であると思われる。報告者が手にするものは、一七〇二年五月から翌年の一月にかけてのバルベラックからロック宛のものであり、いずれも仏文で書かれている。

その二つの部分からなる一方の手紙は、「私はあなたに会える光栄に浴しなくとも、私はあなたにきわめて大胆と思われようともそれを恐れず、かつ失礼を顧みず、あなたにお手紙を差し上げます」(六一九頁)と書きはじめている。その内容は、『人間知性論』における認識論に関することでロ・コスト氏の仏訳について率直な意見を伝えきいている有名人・ロックに対して失礼にならないように説明しているものである。そしてJ・バルベラックは、ロックとジャンのおじのシャルル・バルベラックと友人同士であったことを知っている旨を書いている。後者の手紙は、「私(J・バルベラック)は、あなたの返事を受け取ったときほど大きな名譽も、大きな喜びも感じたことはありません」(七二七頁)という形ではじまる。その手紙は、ロックから返事を受け取ったこと、文壇』という雑誌に関する言及、ロックの『教育論』のこと、自らが『自然法と万民法』を翻訳することなどをロックに伝達していることなどを内容とし

て了る。

ロックは、J・バルベラックのことを、次のように想像して
いると考えられる。即ち、彼がフランス滞在時に有名なモンパ
リエの医師でプロテスタントであったシャルルとの友人関係に
あつたことを想起しながらジャンとシャルルが親戚関係である
ことと、コストからきいている認識論への適切な批判をし、か
つその他の自らの苦作への妥当な理解を示し、そうして「ノーフ
・モンパリエ」の著書なども翻訳しうる有能な学者であると

- (1) J.G. 殿澤は P. Laurent, *Pufendorf et la Loi Naturelle*,
J. VRIN, 1982, pp. 30~31 の構成。
(2) E.S. de Beer (ed.), *The Correspondence of J. Locke*,
Vol. 7, Oxford, 1982, pp. 619~622, 727~729.
(3) E. S., *op. cit.*, Vol. 1, 1976, p. 515; J. Lough (ed.),
Locke's Travels in France, 1675-1679, Cambridge, 1953,
pp. 28, 56, 108, 114, 242.

四

バルベラックによるロックの政治理論に関する比較対照によ
つて示される説明は、おおよそ、1) 認識論、『人間知性論』に
おける、2) 所有権の起源論、3) 抵抗権論、4) 自然状態論、5)
奴隷論、6) 父権論、7) 政教分離論からなり、五〇頁を超える。
本報告のテーマである2)は、J・バルベラック編集版の『自
然法と万民法』第四篇第四章「所有権の起源について」(De
Origine Domini)の脚注⁽²⁾に説明される。バルベラックは、そ
の第一節「所有権と共有は、道德的性質のものである。」(Pro-

privatas et communio sunt affectiones morales) でドミニニウム
に長い説明を付す。「人々は、造物主の授与やその宇宙の至
高の主権者によって自分達が適当と思うようにその理性のお蔭
でその動物達を使用するための十全な力を自然的にもつ」と。
これは、彼が人々の自然物にたいする各人の使用権から説明を
開始し、初期の時代では万物は共有であるという旨を述べる部
分である。

次に、バルベラックによれば、「人間は、人類の増加に伴い
大地を耕すよう工夫するようになり、かつその生活を一層便利
にし、また心地よいものにするための諸方法を搜し出すよう工
夫したとき、労働と勤勉によつて得られるものが、このような所
有権をなすので、誰もその人の許可なしにそれを扱ってはなら
ない」という。このようにしてなしたものによつて「財の所有
権 (propriété des biens) ははじめて確立された」という。け
れども所有権の概念は、批判的に検討する必要性を説き、バル
ベラックが以下で示す著者たち(特に、ロック)のもので修正
されると説明する。

その前に、われわれは多く論及されるその第四節「[所有権
は]人々の協約からすぐにはじまる」(Et immediate fait ex
conventionne hominum)における説明注を概略的に跡づけてみ
よう。その原文は「神が全人類の代表者としてわれわれの最初
の親たちに諸事物にたいする占有権を与えたか否かを論ずるこ
とは無駄である」となる。その文は、フィルマー卿が大いなる
情熱をもって主張するものであるところのその最初の主権者に

するアダムの権威が相続によつて伝わった絶対的権力を論証するためにそれを利用するというものであると、バルベラックは説く。「フィルマーは、主として『生めよ、ふえよ、地に満ちよ、地を従がわせよ、また海の魚と空の鳥と地に動くすべての生き物とを治めよ』という創世記(第一章第二十八節)の文を力説し、神がわれわれの親たちに言った」とバルベラックはいふ。

これにたいしてバルベラックは、ロックがその『政府論』第一篇第四章『神の授与』という形でのアダムの主権資格についてにおいて次のように言ったという。即ち「第一に、それらの言葉のなかで神は、その禽獣以外に何らの権力もアダムに与えない。第二に、神は、全人類のもつ共有権以外には自分の物としてその生き物を所有するために彼らにたいして何らの所有権も与えなかつた」と。フィルマーは、これを聖書の別のパラレルな諸節から、かつ特に神がノアやその息子たちに繰返して授与したと言うけれども「神は人間の子らに地を与えた」という『詩篇』第百十五篇第十六節では答えられないとロックが言ふとバルベラックは述べる。そしてロックがその人の子がヘブライ語では一般的には人々もしくは人類に属すると言ふとバルベラックは説く。

以上のバルベラックの説明からでは、前出の研究状況におけるその『政府論』第二篇もフィルマー批判として書かれたか否かは明確にならない。ただ言えることは、この注釈は最初の親に人類の代表として物の占有権を与えたか、特権として与えた

かという原文にバルベラックがその二つの相対立する学説を選択肢としてロックのその章を要約的に配したということを示しているに過ぎないのである。もちろん、その思想的影響力を与える性格をわれわれは否定することができないし、バルベラックがフィルマー批判をするロックの説に味方していることも紛れもない事実であるけれども。

前述のように、ロックの所有権の起源説についてよく論及されるもう一つの説明注は、原文の第四節の脚注(4)である。その原文は、「ものの所有権(Proprietas)は、黙示的であれ明示的であれ人々の契約からすぐに生じたのである。というのは神の授与(*concessio Dei, donation of God, la permission divine me foi posee*)以後いかなるものも人々が所有物を得る以外には欠けていなかつたけれども、ある人がある事物を得ることが同じものの他のすべての人々の権利を排除すると解することは、相互の協約以外にははじまりえないのであるからである」となっている。このプーフエンドルフの契約による所有権の起源論を、「いや、そうではない」とバルベラックは否定する。次に「要するに、いかに人々は神が彼らに共有に与えた異なる諸部分のなかで所有しえ、同じ自然をもつ人々の間になざりたいかなる合意もなしにそれを享受しえたか、というロック氏の意見を述べてみよう」とバルベラックは説く。彼は前出の労働と勤勉に加えて、ロックの合意なしの所有権の起源論に賛意を表しつつそれを参考として掲げる意図を宣言している。それは、おおよそ周知のロックの『政府論』第五章「プロパティ

について」の前半部分の要約による抜粋の形式を採用している。ここではそれを概略的に順を追って吟味してみよう。

「神は、人間に大地とその生活維持と便宜のために大地におけるあらゆるものを与え、疑いもなく次のように意図した。すなわち、人々が生活維持に最も有益でかつそれらのものを得る人間の理性とたいい一致し得たように、そのような使用に委ねるべきである」と、この部分は、ロックのその第二十六節の前段の言い換えであり、その主要な用語はそのまま配される。次にバルベラックは、「専有しないならば利益を受けない」とし、もし「同意がなければ獲得してはいけない」とすれば」と述べつつプーフエンドルフの説を主張するならば豊かさのうちに飢えてしまうだろうと論駁する。それからバルベラックはロックのテクストの第三十節に関するものを掲載する。そこで使用された用語は、その原文のものが中心である。

「人が耕したり種をまいたりするほどの多くのエーカーのもの土地とその人が生命の維持のために費やしうる果物全体は、その人に固有に属し、かつその人はいかなる人の許可もなしに、いけがき、溝、障壁、或いは他のやり方でその空間を囲い込む権利も持つ (he has a right to inclose)。そしてこれがむしろ本当である。というのは造物主自身は、人々に共有に大地を与えるときに人々が怠惰であってはいけないように彼らに労働を命じ、人々をこのような自然状態においたのである。」この部分は、ロックの第三十二節の言い換えによる抜粋といつてもよいところである。しかし囲い込む権利としてある部分

は、名譽革命の「勝利者」¹¹⁾ ロックよりも一層強い強調点を示している節でもある。これらの点を考慮するとバルベラックにおいてすべてが原文に忠実であるわけではないというドゥラテの指摘は、その注釈文においても同様に言いうることになるのである。

バルベラックは、以下の説明でロックのプロパティ章の「自然法制限」の内容をその第三十一節の前半部分、第三十六節の要約、および第三十一節の後半部分の順に同様な方法によって配しているのである。その注の末尾の部分でバルベラックは、以上の説明文はロックのその内容であることを明記している。しかしながら、バルベラックは通常他の著者の引用文を掲げるときにはたいい引用符を付しているけれども、この注釈では付けていない。これは明らかにロックの引用文をそのままの形ではないことを示しているのであり、かつバルベラックが自らロックの説に同意していることも想像できよう。

- (1) S. Pufendorf, *De Jure Naturae et Gentium Libri Octo*, Londoni Scanorum, 1672, pp. 451~479; J. Barbeyrac (ed.), B. Kennet (trans.) S. Pufendorf, *The Law of Nature and Nations*, London, 1729, 4th ed. pp. 361~378; S. Pufendorf, *Le droit de la Nature et des Gens*, (trad. J. Barbeyrac), Amsterdam, 1734, pp. 571~597.
- (2) 本報告では主としてプーフエンドルフ編集の英訳版を中心として用いている。
- (3) その仏訳版とラテン語版も使用している。
- (4) *Ibid.*, pp. 361n-2n.
- (5) J. Barbeyrac, 1729, *op. cit.*, p. 361n.
- (6) S. Pufendorf, 1734, *op. cit.*, p. 571n.
- (7) S. Pufendorf, 1672, *op. cit.*, p. 457.

- (7) J. Barbeyrac, 1729, *op. cit.*, p. 361n.
- (8) *Ibid.*, p. 364.
- (9) S. Pufendorf, 1672, *op. cit.*, p. 458.
- (10) J. Barbeyrac, 1729, *op. cit.*, p. 365n.
- (11) *Ibid.*, p. 365n.
- (12) *Ibid.*, p. 365n.
- (13) C. B. Macpherson (ed.), *J. Locke: Second Treatise of Government*, Hackett, 1980, p. vii.
- (14) J. Barbeyrac, 1729, *op. cit.*, p. 365n.

五

右のようなバルベラックによるロックの所有権の起源論を中心とする説明は、グロチウス、フィルマー、プーフェンドルフ、ロック、ティティウスといったその代表的な一七世紀の学説をみごとに比較対比して、その相異性と類似性を明らかにしている学説といえよう。特にロックの学説は、バルベラックの説明によって一層その長所が際立ちかつ印象づけられているのである。故にロック研究史においてもその功績を最も初期のものとして位置づけるべきであると報告者は主張したい。確かにその概略は、田中正司氏などの研究によって（J・バルベラックによるものには言及されずに）異なった形で論ぜられてきた。しかしながら、そのJ・バルベラックの総合的かつ具体的なその位置づけはほとんどなされていなかったことは否定できないであらうし、たとえあるにしても（例えばタリヤなど）部分的なものに過ぎないように思える。本報告は、そのような研究状況を少しでも整理しようとする試みなのである。

(1) E. S. L. Krieger, *The Politics of Discretion: Pufendorf and the Acceptance of Natural Law*, U. of Chicago P., 1965, pp. 258-263. なお J・タリヤの著作は、拙訳『タリヤ』東京・時潮社から年度内に刊行の予定。

司会 今のご報告に対してあと十分程討論時間が残っていますので、ごなたかご質問がございましたら……。

佐々木 東京女子大学の佐々木と申します。再確認の意味で質問を一つ申しあげたいのですが、先生の今日のご報告の意図は、ロックのプロバティ論に対する思想史的なコンテクスト、コンテクストチュアリズムの観点から見る場合に、バルベラックの仕事がどういう意味をもつのかを明らかにすることではないかと思うのですが、例えばタックとかキャピンの仕事というのはラスレットの説に依存したというよりも、いわゆる現代の英米の政治思想史の分野で力をもってきているケンブリッジ・バラダイムの内部から出てきた成果で、特にタックの自然法論が一番優れた業績だという評価がされていると思うんですが、その文脈から言いますと、テキスト中心にロックのプロバティ論を読んだ場合、伝統的なあるいは通説的な解釈に対して、特にバルベラックを重ね合わせてロックを読むとどういう際だった内容上の違いがでてくるのか、どういうロックのプロバティ論に対する積極的な解釈がなりたつのかという点について、一言で結構ですからご説明いただきたい。

倉島 それはロックをうまく説明したという点にあると思います。

司会 バルベラックは、ご報告によりますとプーフエンドルフとロックとの異同というものを非常に明解にした。しかし今の佐々木さんのご質問は、むしろバルベラックを通ずることによつてロックの今までのプロパティ論の解釈はどのようなふうに変わるのかということ。

佐々木 テキスト主義に対するコンテクスチュアリズムの積極的な意味ということは、方法論の上に非常に大きな問題になると思うんです。内容的にロックのプロパティ論を解釈する際に、プーフエンドルフやグロチウスをコンテクストにした方が、どういった積極的な新しい、内容が出てくるのか、をうかがいたいのです。

倉島 今のところご質問に対しては、新しい内容を積極的に示すところまで進んでおりません。

司会 つまりポジティブには、バルベラックを入れてくることによって、従来のプロパティの解釈について何か新しい部分が出てきているということの報告ではないわけですね。

倉島 そうです。

司会 ほかに質問ございませんでしょうか。

水田 名古屋大学の水田です。ちよつと後の方で聞きにくかったもんですから聞き落しているのかもしれないんですが、このレジュメの最後のところに「それからバルベラックの諸研究をロックのプロパティ論との関連から再度見直し、独自の見解を示そうと試みる」とあります。それは実際に行なわれたのでしょうか。

倉島 細かくはなされていないのですが、新しい見解というのは分析的には少しはやったと思いますけれども。

水田 それは、今の佐々木さんの質問と関連するのですけれども、要するにこれで何が発見されたんですか。

倉島 バルベラックがかなりロックを評価している。そういう点と関連しまして、若干バルベラックについて、ロックをどれだけ理解しているかという面を跡づけたというそんな程度です。

水田 バルベラックの研究として行なわれたものですか。それともバルベラックがロックの新しい解釈を示すための一つの手がかりになるとお考えになっておやりになったのですか。

倉島 ロックに限らず、長期的にはグロチウス、プーフエンドルフ、カンパーランドというところまでは調べなければいけない。そういう点はまだ残されているもので、そのうちの一部としてロックに言及したということですね。

水田 ということは、ロック解釈にバルベラックを受け入れることが何らかの貢献をするということではなくて、要するに自然法思想のなかの比較を取りあげて、そこから今おっしゃった何人かの思想家全体をながめる、その手がかりとしておやりになったということですか。

倉島 はい。

水田 そうしますと、今ロックを中心にお話しになりましたけれども、バルベラック独自の研究としてどういう評価が今日の報告のなかに出ているのでしょうか。バルベラックの伝記は

わかりませんが、伝記は思想ではないんです。

倉島 ヨーロッパにプーフェンドルフやロックを註釈なんかで簡潔に記していましたが、それを普及するとか、そういう意味で功績があつたのではないかと思ひます。

水田 ということは、ロックの思想を普及させたということになるわけですね。ロック解釈に何か貢献するということではないのですね。

倉島 特別にまだございません。

司会 倉島会員の報告はこれで終わりたいと思ひます。

ドイツ敬虔主義と経済思想

私の報告は標題にありますように「ドイツ敬虔主義と経済思想」という題目であります。レジュメには、特に一七六二年から六三年にわたるザクセンの国制改革と敬虔主義との関係について書きましたが、実は今日の報告はその前史みたいなところを取り扱うわけです。ですから、レジュメからかなり離れるところがございますけれども御了承願いたいと思います。

この報告は大体、四つ位に分かれています。第一は概略としてドイツ敬虔主義、第二はドイツの経済構造とイギリス、オランダ資本というテーマであります。それから第三番目が社会思想的な諸点という具合に分けてあります。

それで最初にドイツ敬虔主義についてお話ししますと、ドイツ敬虔主義、つまりピエティスムスという運動は大体、一七世紀後半から一八世紀前半、一七二〇—三〇年にかけてドイツに著

〔報告〕 酒井昌美
〔司会〕 横山寧夫

しく進展をとげたというふうに言われておりまして、この敬虔主義の実践について、例えばウェーバの論文の中にも「ビューリタンの（諸教派）」で書いてある箇所がございます。この敬虔主義は最初は、一六二〇年代のオランダの改革派教会のテェリンクによる教会の浄化運動として現われまして、改革派教会に少なからぬ影響を及ぼしたわけです。このピエティスムスの要点というものを最初に述べておきますと、キリスト教の内的な経験を重んじて、その実践的な意義を強調し、教義上の論争をつとめて避ける、ということにありまして、ドイツの改革派及びルター派の教会に多くの賛同者をひき起こすことになるわけです。この運動の結果、ドイツの敬虔主義がようやくその歩調を整えて興隆期に入るのが大体、一六六〇—七〇年から一七二〇—三〇年ということでした。

そこで、今は要約的に申し上げますと、ドイツ敬虔主義の場合には、大雑把に申しまして二つの形態がありまして、一つはシュペーナーによるハレ大学神学部の設立と、その後継者ともいえるアウグスト・ヘルマン・フランケを中心とするハレと申しますか、ハレ派であります。二つ目はこのハレのフランケ財団、フランケシュティフトゥングに学びましたツインツェンドルフ伯爵のヘルンフート派と呼ばれるものでありまして、これはイギリスなどアングリカンの国々ではモラビア派と呼ばれているわけです。モラビア派と呼ばれる理由はボヘミア、或いはペーメンのフス派の残党の一部、ブルダー・ゲマインデと申しますか、同胞共同体・兄弟団と称しております、これが一七二二年にペーメンからペーメンの国境に接しておりますオーバーオジッツに逃げてきまして、そこで、その当時のザクセンの貴族であり、ドレスデンの宮廷に仕えていたツインツェンドルフが彼らを迎えて、ヘルンフートという共同団体生活を営んでいたわけです。

最初の方は話をはし折りますけれども、以上の伏線とドイツ敬虔主義の場合の、後に述べますような具合に明らかになるように、ドイツの敬虔派とオランダのアルミニアニズムとの影響の濃厚な体験主義のそういうピエタである、という風に考えられるわけです。

以上の記述から、ドイツ敬虔主義につきましてはまず二点ほど問題を集約させて、それを第二のドイツの経済構造とイギリス、オランダ資本という形でお話ししようと思っております。二

点と申しますのは、敬虔主義における思想の相互的な影響関係というところで、これは後に若干述べますが、オランダ、ドイツ、モラビア、フランス、イギリスという風な、そういう相互関係の中でピエティスムスが登場してくる、という特徴。それから、第二番目としましては、ヘルンフート教団でありますけれども、この所在地はオーバーオジッツでありまして、この地域は現在でも東独とポーランド、チェコの間にあります、東独の一番奥地にあたるところですけれども、そこではボヘミアの農民の逃散、オーバーオジッツにおける農民一揆という風なザクセン領としてのオーバーオジッツでありますけれども、そういうものと、それからザクセン、テューリンゲンの思想地域圏に連なぐる接点をなすようなハレ、フランデンブルグ・プロイセンのハレという二地域が特記されるのではないだろうか、という風に思うわけです。こういう点について、第二のドイツ経済構造とイギリス資本——あまりオランダについては述べませんけれども——オランダ資本ということについてお話しするわけです。

この第二でありますけれども、上記のこういう地方の中で、絶対主義成立の早熟性として、その強大性を示すのがドレスデンを中心とするザクセンでございます。東独のザクセン史家として有名でありますフォルベルガー教授——彼は日本でも若千紹介がございますが——が『北方戦役論』という論文集の中で次のようにザクセンを評価しております。つまり一七世紀後半のザクセンについてのことでありまして、「経済的にはザク

センは三〇年戦争で生じた生産諸力の弱体化の後ですら、最も前進的なドイツの国家であった。この時期にザクセンにおいては、農業、鉱工業、商業が同じように展開した。ザクセンはマニファクチュア時代の入口にさしかかっていた。こういう風に述べまして、そしてザクセンにおける穀物、或いは塩に対する需要という風なことを説明しまして、「こういう状況から、いろんな商品、ザクセンへの輸入と、ザクセンの工業生産物及び鉱山業の製造品の、量的、價格的に非常に重要な輸出が生じた」、という風に論じまして、それと比較して、ポーランドの場合にはこういう風な特徴が全然見られない、ということをもフォルベルガー教授は述べているわけでありませう。

こういう一七世紀のザクセンは一八世紀に入りますと北方戦役の影響もあり、かつオーバーラオジッツ地方の農民の数多くの反乱、逃散、或いは国際分業の深化——これは後に述べますが——もありまして、財政上の困難に陥りがちで、一八世紀中葉になりますと、ザクセンの北側にあたるプロイセンに生産力が転移していくことになる。

この点については、日本ではプロイセンについていろんな評価がございますけれども、例えば、それと一風違った評価としてここで強調しておきたいことは、例えば横浜商大の久保氏がブランデンブルグの財政収支についてこういうことを述べておられます。この時期のブランデンブルグ・プロイセンの収支構造の諸特性の一つとして、全体として常に歳入額が歳出額を上回る黒字財政が堅固に維持されたという点が、当時のヨーロッパ

の財政破綻状態にある諸国と非常に違う点である、ということも述べておりまして、ヨーロッパにおける国家債務額、例えばフランスの二〇億リール、オーストリアの一億数千万グルデン、或いはイギリス、ザクセン、スウェーデンの国家破産寸前というようなことを述べているわけです。この点はプロイセン、つまりドイツ敬虔主義の一番最後の終局点としてのプロイセンを問題にする場合に重要な点であるわけです。即ち、原蓄期における場合、イギリスではすでに一七世紀末に、体系として植民制度、国債制度、近代的租税制度及び保護貿易制度が総括されるわけでありませうが、こういう点から比較して、プロイセンの場合にはこのイギリス的な総括からは非常にずれるところがあるということが一つのプロイセンを評価する場合の問題点ではなからうか、という風に思うわけです。

それで、それに到る前のザクセンの上昇期というものは一七世紀後半から一八世紀の一〇年代、二〇年代にあたりませうけれども、ここで考えなくてはならないことは、ハンザの凋落とハンブルグの上昇ということが、一見無縁であるようで非常に重要な点であります。ハンブルグの背負ったハンザの總會、リュールベックをいわば基軸とするハンザ同盟最後の總會は一六六九年に行なわれております。ハンザの後退期とそれに伴うハンブルグの擡頭ということが、実は、ドイツの内陸に深いザクセンと、後述するように、密接な関連を有していたという点が重要でありまして、これは、また後半で時間があれば述べますように、フランシス・ベーコンの思想形成にとっても重要な点では

なかるうか、という風に思うわけです。

ハンブルグの擡頭については、ライプツィヒとフランクフルトの見本市を比較した論文がございしますが、その著者の文献を引用しますと、こういう風に書かれています。「東西貿易のバルチック海、黒海から内陸への部分的転化と並んでエルツ・ゲビルゲの銀鉱とマンスフェルト地方の銅の巨大な発展と、ザクセン、テューリンゲンにおける特にリンネル——麻織物でございしますが——と数多くのニュルンベルグ及び南ドイツの商人層の移住というものがライプツィヒの上昇を導くことになる。」
 こういうわけで、実はハンブルグへのハンザからの移動ということと、エルベ川をハンブルグからマグデブルグ、ウィッテンベルグ、それからドレスデンにいたる、そのエルベ川に沿って、ハンブルグの急激な上昇と同時に、ザクセンの重要な都市であるライプツィヒの興隆というものがあつたわけでありまして。こういう形で、ハンブルグが船でザクセン、ベーメン、シュレージエンにその力を及ぼしてゆくことになるわけですから。つまりハンブルグを通じて、フランス、スペイン、イギリス、オランダの商品といわば原畜の生々しい植民地商品が一七世紀から一八世紀にライプツィヒに到着するということになります。それでこの時期には、ハンブルグはライプツィヒの港、という風に呼ばれておりまして、七年戦争の終わりのライプツィヒの商人層の評価では、全ドイツに来るイギリス商品の四分の三がライプツィヒに来る、という風に言われているわけ

この点につきましては、日本の文献では、例えば角山栄氏の「一八世紀イギリスの貿易構造」という論文がございしますが、この中で角山氏が幾つかのイギリス貿易構造を地域的に分けまして、北西ヨーロッパについてはこのように述べています。イギリスの全輸入額の四分の一を占め、輸入市場として大きな比重を持っていたこの北西ヨーロッパ地域は、主としてドイツ産のリンネルを供給していた。当時イギリスに輸入されていたリンネルは、若干のアイランドのものを除けば、ドイツのリンネルが大量にイギリスに入ってきた、という風に述べております。

このことは、他のいろんな文献でも証明されるところであります。問題はプロイセンでありますけれども、プロイセンの場合には、一八世紀の初頭においてどうであつたのか、ということとは分かりますが、一八世紀末のブランデンブルグ・プロイセンにおけるイギリス資本の影響については、肥前栄一教授が「ブランデンブルグ・プロイセンにおける初期独占の展開」で、私としては過小評価のきらいがあるのではないかと思うわけですが、とにかく指摘されているところであります。戦後直後に刊行されました林健太郎教授の「ドイツ市民精神」ではハンブルグと、リンネルを主たる媒介項とするザクセンとの有機的連関というものは看過されているという風に考えられます。それで、林教授は次のように述べています。

レッシングの『ハンブルグ演劇論』を生んだハンブルグは確かにイギリスとの商業によってドイツにおける自由の源泉を

なしてはいた。しかもハンブルグの商業はドイツの国内商業と結びつかず、むしろイギリス産業の代弁者として、かえってドイツ産業と対立する関係にあったのだ。プロイセンの南に隣するザクセンはすでに、ミラボーが『プロイセン王国論』の中で、称揚したように、ドイツにおいて経済的に最も進んだ地方であり、ザクセンの都市、ライプツィヒは非常に清新な意気をみなぎらしていたということはゲーテも記すところである。一般にザクセンは当時のドイツにおいて、教育ないしは思想・文化の程度は最も高く、すでにライプニッツ、プーフENDORフ、トマジウスなどをうみ、またクロプシュトック、レッツンダの教育の場所になったのである、という風に述べているわけです。

こういう林教授の意見に反しまして、テオドル・マイヤーの記述では、いわば日本的でないといえますか、ドイツ的といえますか次のように述べられているわけです。

つまり、ドイツの都市におけるハンブルク、フランクフルト・アム・マイン、ライプツィヒは重要な都市でありますけれども、ザクセン、テューリンゲン、そしてシュレージエンの工業的に繁栄しつつある諸地域に伸びるエルベ河川網と輝かしい交通上のつながりを持っていたハンブルグは海上に對しては輸出入の門戸となったのである。イギリス人はそれによってドイツ経済の中に食い込む、すなわち、イギリス人によってザクセン、シュレージエン及びヴェストファリアのリンネルは一八世紀の終り頃まで大量に世界市場へ持ちこたされたのである。

しかしイギリス商人達は彼ら自身のリンネル工業がイギリスにおいて非常に発達を遂げた時に、ドイツのリンネルとの取引きを中止してしまうのである。

こういう風に、ザクセン、その中でも特にオーバーラオジッツ地方でありますけれども、それからその南にあたるベーメン、それからオーバーラオジッツの西にあたるシュレージエンがハンブルグ經由の国際市場向けリンネル生産地帯であり——詳説を省きますが——都市ツンフト及びツンフト規制外の農村工業地帯であり、従来のニュルンベルグ商人の掛除をはかりまして、ハンブルグ商人及びそれと結ぶマーチャント・アドベンチャラーズが組むオーバーラオジッツの六つの都市同盟が、こういうことを試みまして自立する、いわばニュルンベルグ商人層から相対的に自立するということになるわけです。

このオーバーラオジッツ地方の六つの都市群というのは、例えばチッタオであるとかバオツェンであるとか、それからヤーコプ・ベーメとその学派の住んでおりましたゲルリッツなどが入るわけでありますが、このチッタオやゲルリッツにつきましても、例えばチッタオ市の資料館長であるクンツェ氏が『チッタオの世界市場への道』という本——私は未見ですけれども——を出しております。チッタオ、オーバーラオジッツといわばチエコの間にあるベーメンについては、チエコのクリーマ教授がやはり述べておりますけれども、これにも同じようなことが述べられています。ベーメンのリンネル製造における輸産業が一番トップであることは、一八世紀第二半期の統計からも十

分知れるとか、ベームン地方の副業の広範な発展ということを書べているわけです。

それで、ドイツの経済構造とイギリス、オランダ資本についてですが、こういう形で蓄積された資本が、例えば一七世紀末から一八世紀初頭にかけてのアムステルダム証券取引所において、イギリスの国債を購入する、という風な形をとるわけです。これについては、滋賀大学の仙田左千夫氏が書いておられますが、三つのグループがありまして、史的にイギリスの国債購買者としては一つはユグノーの移民グループ、二番目はポルトガル系のユダヤ人——これは例えばスピノザがいるわけですが——それから第三番目がオランダの商人ということになります。例えば仙田氏の意見では、最も典型的なオランダ商人層の場合にはどういう業務に携わっていたかと申しますと、すでに一八世紀のオランダ商人層は、特にイギリスの毛織物をヨーロッパに輸入し、ドイツ製リンネルをイギリスへ輸出するという形で、すでに一八世紀のオランダ商人層がいわばオーバラオジッツやテューリンゲンのリンネル工業などを基盤にして年金生活者化しつつあったということを、イギリスの原蓄との関係について、かつプロイセン、ザクセンとの比較において、考える時に、おもしろい指摘ではなからうか、という風に思うわけです。

ドイツの経済構造とイギリス・オランダ資本についてはここで終わりまして、第三番目としまして、社会思想的な点をビック・アップして以下に述べるわけでありませう。

収斂化されました地域、つまりオーバラオジッツと——ニ

ーダーラオジッツも若干入るわけですが——そこから西に広がるドレスデン、ライプツィヒを含むザクセン地方及びハレに近いイェーナ、ワイマール、エルフルト等のテューリンゲン地方、それからラオジッツの南にあたるベームン或いはボヘミアですが、これらの地域における一七世紀の後半のことをいませうわけです。そこでビック・アップして申し上げますと、第一の点としては、この時期にはシュレジア系の文学上の作家が非常に活躍するという点が一つの特徴であります。一七世紀に活躍しているいわゆる文学派——たまたま私が何冊からかビック・アップしたわけですが——は全部で七人でありませうが、同時代人には例えばライプニッツもヤーコプ・ベームも入っていますが、その中の四人がシュレージエン出身であります。実はこの他にも、例えばヴォルフだとか、クリスチャン・ワイゼとか、或いは——後に述べます——ザクセンのアカデミー設立運動に大きな役割を果たすチルンハウスなどがおられますからもっと広くなると思いますが、とにかくこの七人のうちで四人がシュレージエンの出身でありまして、このうち二人は軌を一にしてライデン大学の出身者であるということになります。

この点につきましては、キール大学のヘルムート・レーマン教授の一九八〇年に出ました『絶対主義の時代——キリスト教と社会』という本がございますが、これはコールハンマー出版社から出ていますが、なかなかの労作でありましてフオローするのに大変な本でありますけれども次のように述べています。

シュレージエンは北方戦役も大きくひびいてハブスブルグの

反宗教改革は失敗した。その失敗がシュレージエンの特別な宗教的構造を、特に集中的に豊かな精神生活に導いたのである。プロテスタントのシュレージエンは大学を持っていないからで、数多くの若いシュレージエンの若者達は、オランダ、特にカルヴィン主義的なライデン大学に大学生活を送った。

このライデン大学ではデカルトの体系も流布されておるわけです。もちろんオランダの場合には、デカルト派の基軸というのはライデン大学よりもユトレヒト大学でありますけれども、ともかくそういう地域にシュレージエンの若いインテリ層が留学するということとなります。多くの若いシュレジア人は、また同時に、ザクセンでも大学生活を送って、ここでは特にイエーナ大学、とハレ大学、とにかくライプツィヒ大学、つまりルター派正統派のいるライプツィヒ大学を敬遠しまして、ハレ大学とイエーナ大学で同時代の西ヨーロッパのいわば前進的な思想を知ることになると述べております。要するに、一七世紀後半から一八世紀初めの神聖ローマ帝国内で禁じられていたことが、シュレージエンでは可能であったのである、という風に述べているわけです。

この留学生についてはシュレージエンだけではございませんで、例えばハンガリーを書いた本——一九七六年にハレから出た本で、ゼグナーというハンガリーの科学者を取り扱ったものですが——の中にも、ハンガリーの若い子弟はライデン大学に行かない、つまりオーストリーの支配下にあるハンガリー人としてはライデン大学に行かないで、成立したばかりのハレ大学

に行く、或いはウィッテンベルグの大学に行くということになります。こういうことは別にシュレージエン或いはハンガリーだけではございませんで、北方でもそうでありまして、例えばシェイクスピアの戯曲中に出てくるハムレット自身も出身はウィッテンベルグ大学ということになっていきます。それで、一九七三年に出ています『経済学と文学』という本の中で、H・エーベルハルトという人がイエーナ大学とゲッティングン大学の比較をしておりますが、統計はここでは省きますが、とにかくイエーナ大学或いはハレ大学は共にゲッティングン大学とは違って、一般に学生は非常に簡素に生活したのである、ということ

を述べております。

第二点として、クリスチャン・ワイゼという人物についてですが、彼は文学史の幾分詳しいものには出てくる人物です。彼は、私以上に述べましたイギリス資本とオランダ資本と密接な関係をもつにいたるオーバーラオジッツの大都市同盟の核心にあたるチッタオの出身でありまして、晩年もチッタオでギムナジウムの校長として三〇年間勤務しまして、いろんな戯曲を書いています。彼はライプツィヒ大学の神学部を卒業した後、ライプツィヒ大学のモラル・フィロソフィーの講義などをして、後に、教授にはなりませんので一六九〇年に、当時広範にドイツで成立してきている貴族学校、リッター・アカデミーであるワイセンフェルスのギムナジウム——これはナオンブルグ、イエーナの近くにございますが——で、いわゆるポリティク等の教授として勤務し、後にチッタオに帰りまして、そこで

戯曲を書きます。それから後になって、レッシング自身が、レッシングの兄であるカール・レッシングにクリスチャン・ワイゼの作品のいわば芸術的クオリティについて述べているわけです。

このチッタオはどういう町かと申しますと、こういう風にある本には書いてある。「このチッタオという都市は、クリスチャン・ワイゼの時代に上昇しつつある。良質のリンネルの生産と、外国、特に英国への輸出がブルジョア的な階層の上昇を成立せしめている。旅行で世界を認識し、たいていは多くの言葉をものにしたリンネルの紳士達、ダマスト織の紳士達、村落や都市の何百何千もの賃労働者に対する、いわばゲビートル、命令する人物達、美しい飾りのついた噴水や華麗な出窓をもつ豪華なバロック建築を建てた人達、フランス風の庭や山荘と騎士領の所有者達、図書室や美術陳列室の所有者達である。この上昇する市民階層が特に重きを置いたのが教養である」ということです。これが大体、クリスチャン・ワイゼについてのことです。

今述べましたオーバースラオジッツ、或いは最初に述べましたシュレージエンに接しているペーメンですが、ここはフス派の後、シュテンデと申しますか、等族身分の自主性が非常に強いところでありまして、ハプスブルグの絶対王制に対して、なかなか屈服しないわけです。そういう意味で、先程述べましたキール大学のレーマン教授によれば、これが三番目ですが、ペーメンの信仰寛容度については、一七世紀の初頭にはオランダを

はるかにぬいていたのである。ハプスブルグのカトリック反宗教改革の実施とハプスブルグに対抗するペーメンの等族三〇人統領制の解体に伴って、ボヘミアの同胞共同体の多くの信徒が統合しまして、オーバースラオジッツのチッタオに入ってくるのが一七世紀であります。何度かの波を伴って入ってくるわけです。この中で、例えば統計学のジュース・ミルヒ——最近、彼の稀覯本が極東書店から印刷されました、世界に配られましたけれども——の先祖がやはり、ボヘミアの同胞共同体のメンバーに近く、チッタオに入ってくるわけです。そして、ジュース・ミルヒは、結局プロイセンに仕えるということになるわけです。

それから四番目としましては、オーバースラオジッツの中に、実は、ドイツ敬虔主義のヘルンフォート教団があるわけでありまして、これがやはりペーメンの逃亡農民と密接に関連している、というふうに言えます。

それから五番目であります——五番目は私はきちんと整理できませんのですが——非常に問題があると思うのでお話しするわけです。これは文化史ないしは社会思想史上のザクセンにおける問題ですが、千年王国説とコメニウスと薔薇十字団と各国の思想構造という問題であります。

指摘すべきものとして、こういう地域におけるコメニウスの動向ということがあります。キール大学のレーマン教授は、一五三四——三五年のミュンスターにおける大きい一揆の失敗後いったんは窒息したかにみえた千年王国説——ヒリアス

ムスと申しますが——が一六世紀末から一七世紀に再び抬頭してくることを述べまして、その場合、ローゼンクロイツァー——これは薔薇十字団のことでございますが——の発生と一七世紀初頭の千年王国説とを結びつけて述べてまして、さらにコメニウスと千年王国説について述べ、この千年王国説はドイツでは、ドイツ敬虔主義のいわば創始者であるフィリップ・ヤーコブ・シュペーナーによつて、ドイツのルター神学の中に入ってくる、という風にレーマン教授は述べています。

七〇年代、八〇年代のドイツへのこの導入の問題についていふような論争があるわけでございますけれども、とにかく確かなことは、どの場合にも、千年王国説がシュペーナーによつて敬虔主義運動のいわば構成的な精神的エレメントになったのである、ということをしてレーマン教授はいつているわけです。それで、すべてのビエティスト、ゴットフリード・アーノルド、アウグスト・ヘルマン・フランケ、或いはペーターゼンといったすべての敬虔主義者達は、とにかくこの時期に一層よき時代への願い、或いは希望というものを信じていたし、ここでは述べませんが、ヴェルテンベルグの敬虔主義の場合には、一七二〇年から三〇年間にわたつて、一八三六年に千年王国が開始されるということを予言したベンゲルが重要な役割を演じるわけですね。そういう風にレーマン教授は述べています。

一七世紀における終末論の展開につきましては、一九六九年に出たウィリアム・ラモンという人の『神の支配』という本と、クリストファー・ヒルの一九七一年の『一七世紀における

反キリスト』などを挙げまして、レーマン教授は、広範な層が最終の時期に生きているということを確認していた、と述べているわけです。

先程述べましたローゼンクロイツァーの設立にどういう意味があるかと申しますと、この点は実は私が最初に述べましたチッタオの問題で後でもどるわけで伏線になっているわけですが、この主要な目的はルターによつて導入されたプロテスタントの宗教改革がその力を失つたあとで新たな全体宗教改革、ジエネラル・リフォーメーションというものを實現するためにすべての信仰あつきキリスト者が統合されるべきであるという観点から薔薇十字団が設立されるわけです。ペーメン等族の敗退する、一六二〇年代ですか、ワイセンベルグの戦いで、結局、ペーメンの等族が敗れまして、ハプスブルグが勝利を占めるわけでありまして、実際は背後にワレンシュタインがいるわけですが、この時期に、本来の薔薇十字団運動がいわば終局面にきただけではなくて、それに続く三〇年戦争は旧い帝国においても科学的かつ集約的な発展を基本的に破碎してしまつた、とキール大学のレーマン教授は述べているわけです。しかし、イタリア、フランスとは違つて、イギリス自身にとってはこのローゼンクロイツァーの伝説というのは無縁なものではなかつたのである、という風にレーマン教授は述べ、そこでフランス・ペーコンを挙げるわけです。ペーコン自身が薔薇十字団を知つており、とにかく薔薇十字団文書とペーコン死後の一六二七年に発表されたノバ・アトランチスとの間の関連は看過し得ない、

という風にレーマン教授は主張するわけです。

この敬虔主義的なアンドレーの諸計画はどういう風にイギリスに導入されたかと申しますと、二人の人物によって、一人は東プロイセンのザムエル・ハルトリップ、二人目はコメニウスによって導入されるわけです、プロイセン出身のハルトリップは一六二五年にケンブリッジにおもむきまして、そこで勉学生活を続け、そこにとどまって間もなく、科学の完全な革新をめざしたところの最終の時期を生き計画するビュリタンのグループに属することになります。諸科学を或る誠実なキリスト者の協会の設立によって促進しようというこのアンドレーの提案は、東プロイセンからケンブリッジに参りました彼から終生離れることがないわけです。

他方、コメニウスでありますけれども、彼は一六二三年のハイデルベルグの滞在の時期に薔薇十字団の存在を知り、後にアンドレーと文通しまして、一六四〇年にイギリスに渡って、やはりハルトリップを囲むグループに一時期、基本的な役割を演じるわけです。こういう風にレーマン教授は述べているわけです。そこで、レーマン教授は、多くの神学的に従事している科学者と、科学的に関心を持つ神学者の幾つかの例を挙げ、これらが薔薇十字団と類似の理念を持つことに触れ、ロイヤル・ソサイエティの設立とペーメンの関連、それからニュートンの千年王国説と薔薇十字団との関連を指摘しているわけです。さらにレーマン教授は、デカルトの一六一九—二〇年のドイツ旅行におけるペーメン問題に関する熱烈な関心を述べまして、一六

二三年にパリに帰還した一時期のデカルトの薔薇十字団への加入の問題を述べているわけです。

この一六二〇年代につきましては、筑波大学の、最近私が読みました飯塚という人の「ジャンセニズムにおける伝統と革新」がござえます。要するに、まとめますと、ペーメン問題の各国思想形成におけるインパクトというものをレーマン教授は一七世紀の科学革新について強調するわけです。

ここで第六番目としまして、もう一度ザクセンにもどるわけですが、東独の神学者としてエドワルド・ヴィンターという人がおりますが、彼は今年の四月、東独で亡くなりましたが、彼の監修の「チルンハウスと中欧・東欧における初期啓蒙主義」という論文集が一九六〇年に出ておりますが、この中で例えば、ザクセンの科学アカデミーの設立に尽力したチルンハウス分析にも、キール大学の数年前に出ましたレーマン教授の著作と重なる論点があるわけです。

チルンハウスという人物は、ベルリンの科学アカデミーを設立しましたライプニッツに対して、ドレスデンのアカデミーの建設に尽力した人物でありまして、彼もまた、ライデン大学出身者であります。ライデン大学は周知のように私立ではございませんで、オランダにおけるヘネラル・シュタートの設立であります。世界の当時の留学の中心地でありまして、例えば『蜜蜂物語』のマンデヴィルであるとかニコラス・パーボンであるとか、あるいはウィリアム・ベティという人達もこのライデン大学にそれぞれ医学を研修しておりますが、このチルンハウス

はオーバーオジツツのプロテスタントでありますけれども、彼は、合理主義者として、ライプツィヒ大学から移り、いわば放逐された形で移り、ハレ大学の法学部設立に尽力しましたトマジウスから、いわばスピノザ主義者として攻撃されるわけです。——この点については時間の関係で省きますが——そしてまた、攻撃されると同時に、ハレ神学部の設立者であるドイツ敬虔主義のアウグスト・ヘルマン・フランケの孤児院マニユファクチュアのアドバイスにも、のっているわけです。またチルンハウスを強力に支持する都市貴族がチッタオにありますが、このハルティヒとチルンハウスとの未公開の書簡について、ヴィンター教授はかなり詳しく述べています。例えば、シュレージエンにおけるカトリックの反宗教改革に関する見解という風なことに随分触れております。しかも、チッタオの都市貴族のハルティヒは同時にローゼンクローイツァーのメンバーであります。尚、彼は、C・ワイゼの友人です。

そして、ザクセンといいますが、若干は折りますが、ヨーロッパにおけるマイセンの陶磁器が日本の焼物の影響を受けて、最初にヨーロッパで完成されるのですが、その責任者のベッチャーという人物は本来、ザクセン国王の委託を受ける錬金術に専心していたわけですが、結局、完成されたマイセン陶磁器は、実はチルンハウスである、という風にエドワード・ヴィンターは述べています。

このように、一七世紀末から一八世紀の初頭には、ザクセンにおいても諸科学は、いわば物理神学という風に呼ばれたり、或いはちょうど哲学部の中に数学科と共に物理学科も設置されているという形で、漸次、大学の内部から発酵してくると同時に、ルター派オソドックスの強いライプツィヒから、改革派教会を信仰する君主連、ルター派正統派の強いシュテンデを持つ——いわば他の国の君主と家臣のような関係とは逆になるわけですが——ブランデンブルグ・プロイセンの寛容の政策と原蓄の深化とマニユファクチュアの発展に支えられた、重要な商業的中心地としてのハレに大学が置かれた、ということとであります。

ここに、ハレの敬虔主義が政治と結合する形で展開し、それに対してツィンツェンドルフのヘルンフト同胞教団の場合には、政治から自立した形で行なわれた、ということになります。それで、ハレ大学に行きましたヴォルフは、結局、一七二〇年代だと思いますが、ヘルマン・フランケと衝突しまして、ハレからマルブルグ大学にきて、結局、フリードリヒ大王が一七四〇年に即位すると、ヴォルフのファンであるフリードリヒ大王によって、やはりハレにもどってくる、という形でドイツ敬虔主義はいわば敗退していくわけです。

このプロイセン重商主義の解体は一七二七年に一般にカメラリスティックの講座が置かれるという形で展開します。最初は、一七二七年であります。ハレ大学とフランクフルト・アン・デア・オーダーに設けられるわけです。これが最初のはしりです。

ありまして、各国のカメラリズムの講座がこれに続くということになります。これがいわゆる新カメラリズムの時期でありまして、カメラリズムは、要するに、経済論、それからポリツアイ・ヴィッセンシャフト、何と訳しますか、治安学と申しますか、行政治安学と申しますか、それと財政学の他に、自然科学をも含む広範な内容であります。

今、ここで、今まで述べてきたことをいくつかの点にまとめてみますと、まず敬虔主義との関係で申しますと、年代的には、敬虔主義がプロイセンの啓蒙思想と交代した時期に、ドイツの官房学派が照応すると考えられる。敬虔主義の従来有するルター派正統派に対する反ドグマ性と、それから反合理主義のファクターの中で後者が敗退した。これは、ヘルマン・ヘットナーが『一八世紀ドイツ文学史』の中で詳細に述べているフリー・メイソン、イルミネーションとの関係があるという風に考えるわけです。しかし、一七二〇年—二〇年代のプロイセン、そしてまた、ザクセンも次のような点では、つまり、植民制度、国債制度、近代的租税制度、保護貿易制度を部分的にしか持つことができなかったというふうに言えるわけです。この点は、ここのところは私の推定になるわけですが、ポヘミアのシュテンド反乱、或いはちょうど一世紀後のハンガリーにおけるシュテンドの反乱、等族身分の反乱をみますと、ハプスブルグの場合にはむしろ、若干なりともイギリスに近いところがあるんではなからうか、どうなんだろうか、という点について教えを乞いたいわけです。

例えば、一七世紀から一八世紀にかけてのフランスにおいてですら、イギリスの、例えば特徴的な公信用の五つの要件が欠けていると考えられるわけでありまして、いわんやザクセンや或いはプロイセンの場合にも言えるわけです。この五つの要件というのは、例えばイギリスの場合でいいますと、公債がナショナルな性格を持ち、議会が責任を持っていたとか、或いは減債基金が存在するとか、財政公開原則がとられるとか、或いはまた、投資家に対する保護という風なことがある。多分これらは、ようやくドイツの場合には、七年戦争後のプロイセンのアムステルダムでの財務調達後に、若干プロイセンに出てくるのではなからうか、という風に考えられるわけです。従いまして、ドイツの領域では、後期カメラリズム以前、つまり敬虔主義の上昇期にあつては、経済学のいう下向法的な段階というものには迫り得なかつたのではなからうか、という風に考えられるわけです。これは例えば、二回目のドイツにおけるスマイスの翻訳者である、一七七年でありますけれども、フェーダーが、アダム・スマイスに対するコメントの中で、非常に官房学的なスマイス批評と共に労働価値説に無関心を示したということの中に現われている。そういう風に思います。

ちょっと終わりの方がうまくできませんでしたが、どうぞ、いろんな点、御質問願いたいと思います。

司会 大変緻密な一八世紀ドイツの敬虔主義と経済思想の話がうかがったわけですが、この中で特に御専攻になつていらっしゃる方はどうぞ忌憚なく質問して頂きたいと思ひます。大学

名等、所属名と名前をまっおっしやって下さい。

堀 福島大学の堀です。二つ質問があるので。一つは簡単なことで、ドイツ敬虔主義に関しての文献を少し集めておきたいので、報告でおっしやった書名等をもっと詳しくお知らせ願いたい。これは後で結構です。

もう一つは内容的なことで私わからないのですが、論題の「ドイツ敬虔主義と経済思想」というのを私なりに読み替えますと、「ドイツ敬虔主義とドイツ市民革命」とでも、少し言い替えて理解させて頂くとすれば、ドイツの敬虔主義というものがドイツの市民革命をとなえる可能性みたいなものを一方においては持っていたのではないかと思うと同時に、そちらの方向ではなしに、それを挫折させていくような経過というものもあったんじゃないか、という風に考えるわけです。そういう観点から今の報告を捉え直してみると、一体どういことになるんだらうか、というような私の関心からおうかがいしたいのです。そういう意味では、ちょっとお触れになったフランデンブルグ・プロイセンの、何とおっしやったんですか、寛容とマニユファクチュアと、何かもう一つ言われたのですが、その時に言われたその関連が一体、ドイツ市民革命という風に言えるかどうか分かりますが、そういう方向へ向かっての、どういう位値づけや評価をなされるのか、ということに大きな興味がありますし、もしそういう点で言うならば、冒頭に、ちょっと最初の数分間違えて申し訳なかつたんですが、ドイツ敬虔主義をハレ・グループとツィンツェンドルフに代表されるヘルンフート派と

いわれているように思いますが、普通言われている、三番目というか、二番目というか、ヴェルテンベルク派の西欧型の、ヴェルテンベルグ・ビエティスムス、こちらの方は問題にはならないのか、という気がします。私は内容を知っていて言っているわけではないのですが、御存知のことがあればハレなんかとの対比が、恐らくコントラストが出てくるのではないかと思います。風に考えるわけですが、教えて頂ければ有難いのです。

酒井 堀先生の質問ですが、ドイツ敬虔主義とドイツ市民革命との関連ということ、それからまた、プロイセンの評価ということになりますが、この点は、一番基本的な問題であるわけです。

従来、例えば、日本の場合に行われております、最近では肥前栄一氏の、一七三〇年代のドイツにおける、プロイセンにおける初期独占の問題とか、この時期におけるいろんな商会というか会社の問題について述べられていますが、その場合にも、それからまた、私はこの報告の為に、例えば住谷一彦氏の若干のものを讀みましたが、住谷一彦氏の場合にも、ドイツ絶対主義の成立をかなり遅く置きまして、一八世紀初頭においては、例えば啓蒙的専制主義と申しますか、そういう風な形で述べて、むしろシュタイン・ハルデンベルグの時期のあたりから、或いはそれよりも若干前になるのですが、その時期に絶対王制の成立を考えてゆくということを、例えば『経済政策講座』の中で述べております。

そういう問題があるわけですが、この報告で述べましたよう

に、むしろ今までのプロイセンの報告の場合には、幾つかやはり考え直さなくてはならない点があるのではないかと思うわけ
です。

一つは、シュテンデと絶対王制的な支配者との間の関係をも
う少し比較史的に考えるべきではなからうか。例えば、どうい
う意味かと申しますと、メクレンブルグの場合には何故、シュ
テンデが強力な為に、絶対王制が成立しないのか。プロイセン
の場合には、最近、オットー・マイスナーが、キーペンホイア
ー書店の黄色い叢書がありますが、あそこで『近代主権国家の
成立』という本の中に、プロイセンとマリア・テレジアとの比
較を書いておられます。要するに、シュテンデを克服した国とし
てのプロイセンと、それに対する、ハプスブルグの場合のシュ
テンデの強力な支配の前にして、それを克服し得なかつた国を
考える。それから、もう少しそれを括めて例えば、ビュティスマ
スとドイツ市民革命、まあ市民革命の評価ということにもなり
ますけれども、その場合に今少し括げて、つまりハンガリーに
おけるシュテンデ、それから先程述べましたペーメンにおける
シュテンデとハプスブルグとの関係、それから更に括げてツア
ーロシアの場合の、そういう絶対王制という風な比較の問題を
顧慮して位置づけていくと、従来と違った市民革命の規定とい
うものが出てくるのではなからうか、ということ、私は内々
思っているわけです、これが一つです。

更に、今日の報告で若干述べましたけれども、従来の日本で
はプロイセンの評価は、プロイセンについての論文はそれ程あ

るわけではございませんが、プロイセンについての評価は、例
えばどちらがどっちというわけではございませんが、プロイセ
ンの評価について、例えばプロイセンの研究についての日本側
のかなり広範な意見というものと、ドイツの研究との間の落
差というものがこれは非常にはつきりしている点を、我々日本
の研究者としては考えなくてはいけないのではなからうかとい
うことです。

加えて、もう一つとしては、この中で述べましたけれども、
例えばそういうパトリモニアールな、家産的なプロイセン或い
はともかくにもパトリモニアールなザクセンを問題にする場
合にも、従来、貿易構造のところでは、イギリスのマーチャ
ント・アドベンチャラーズと北ドイツとの関係というものは述べ
られているわけですが、よりこれをもっと進めて、イギリスの
マーチャント・アドベンチャラーズ或いはオランダ資本とザク
センのライプツィヒとの関係、それから今日述べましたオラ
ンダ、イギリス資本とポヘミア、それからオーパーラオジッツ
との関係という点については、あまりそれ程論文がございませ
んで、日本の場合には、それについて書かれたものとしまして
は、前に金沢大学におられた進藤牧郎氏がペーメンとイギリス
のマーチャント・アドベンチャラーズのことを述べているわけ
です。そういう資本をどういう資本として規定するのかわという
こともまた日本では問題になります。そういう資本と、それ
にいろいろな形態をとってペーメン或いはオーパーラオジッツに
働きかけていく、そこでの分解の過程とシュテンデの関係、こ

ういふ風な問題を考えなくてはいけないだろうというふうには、あまりはつきりした結論をここでは述べませんが、そういうふうにして思っているわけです。

それにさまざまな問題がありまして、ここでははし折りました。ここで大きな問題としては、例えばこういう問題があるわけです。この点は堀先生の質問されたことについての斜めからのお答えということになりますけれども、ハレの場合のヘルマン・フランケの孤児院というのは幼児孤児院、薬局、印刷所、それからマニユファクチュア、これは非常に広範なものでありまして、これは一種の孤児院マニユファクチュアでもあります。またチッタオを中心とする六都市同盟がオーバーラオジッツにあります。ここでヘルンフート教団が出てくるわけですけれども、例えば六都市同盟のメンバーであるバオツェンという都市には、——この都市は純粹にドイツ的でないと思しきか、そういう地域であります。旧西スラブ人の現在住んでいる地域であります。ゾルベ人が住んでいるところですが、はつきりとは覚えていませんが、すでに一六九七・八年頃にはやはりこういう孤児院が出てきております。それから、ヴェルテンベルグのピエティスムの場合にも、この孤児院という風な問題と結びついているわけです。この問題は、私が今日若干はフォーロしたわけですが、要するに、日本の場合、これは他の国でもそうであると思いますが、もっとイギリスの救貧法との比較研究みたいな問題を、こういう孤児院マニユファクチュアとの関係でなくてはいけない、そういう風に思っています。

す。それで、それに関しましては、報告では省きましたけれども、クリーマ教授が或る論文の終りの五、六ページにわたって、ボヘミアにおける児童マニユファクチュアの展開的なことを述べているわけです。そういう問題をもっとこれからやらないといけないのではないだろうか、そういう風に思うわけです。何かきちんと堀先生にお答えができませんが、大体そういうことです。

司会 ドイツ敬虔主義と言いますと、経済思想との内面的関係、或いはすぐ思いつくのが、例のマックス・ウェーバーの資本主義の「精神」、合理的禁欲という風なことです。先生はもっぱら、これを反ドグマ的・反合理主義的という風にして捉えられておられますけれども、ウェーバーの問題なんかは、全然関係なくなさっておられるわけでございますね。

何か、ピエティスムとカメラリストの存在とか、いろいろ聞きたいことがありますけれども、時間が何ぶんにも切迫しておりますので、後は個人的にお伺いして頂くことにするというところで、御協力願いたいと思います。

一八世紀ロンドンにおける音楽状況

—ヘンデルを中心に—

〔報告〕 藤江 効子

〔司会〕 横山 寧夫

司会 次に桐朋学園大学の藤江効子さんの「一八世紀ロンドンにおける音楽状況」という報告であります。この思想史学会では哲学、経済学ばかりでなくて、広く文学、音楽など芸術の方面がとりあつかわれてもいいと思います。今までの報告ではあまりにそれがなかったようなのです。この芸術というものを思想史でとりあげる場合にどういふ問題があるのか、方法論的にもそのひとつのこころみとして、教示をえるのではないかと存じます。藤江さんおねがいします。

藤江 一八世紀ロンドンにおける音楽状況をヘンデルを中心に述べてさせていただきます。レジュメで述べましたように、音楽も他の芸術と同じく常に供給する側と受けとる側の相関関係をもとに成立するといえますが、そのあり方は時代により、国によって異なった様相を呈しております。一八世紀前半

のイギリスについていうなら、ヘンデルという人物がよかれあしかれ立役者であることは否定できません。彼をめぐる音楽界は社会の他の分野と同じく、野心と陰謀のうずまく世界で、名声を得るためには王室や有力な貴族の支援を受けることが不可欠でした。ヘンデルはこの点ではたいへん運がよく、イギリスに定住して間もなく王室の援助を得ることができ、このためもあって音楽界の第一人者としてその名を知られるようになります。ここで偶然のことながら、ヘンデルの活躍期は政治界の第一人者であるウォルポールが権力の座にあった期間とかなり重なりあっておりますので、ヘンデル、ウォルポールの二人を並べ評して擲論することがよく行われました。資料1の(5)というところをごらん下さい。ここには、ヘンデルの桁はずれに高いオラトリオ『デボラ』の入場料と、ウォルポールが当時提出

した煙草税法案を擲論した風刺詩が載っております。この詩でHとかWとかで表わされているのはヘンドルの協力者ハイディガーと首相ウォルポールのことです。

ヘンドルは、一七一〇年から一一年の第一回イギリス滞在を除き、一七二二年の二度めの渡英そして定住以後はほとんどつねに王室から援助を得ております。まず一七一三年にアン女王から二〇〇ポンドの年金を受け、ついでジョージ一世の治世になるとさらに二〇〇ポンドが追加されます。そもそもこのジョージ一世は、ハノーバー公時代にヘンドルの雇い主でありまして、休暇をとってイギリスに行つたきりのヘンドルを快く思つていなかったことは明らかですが、それにもかかわらずこの増額がなされたわけです。さらに一七一七年までには、キャロライン王女の娘たちの音楽教師として二〇〇ポンドが追加され、計六〇〇ポンドとなります。この六〇〇ポンドという額を今日の通貨に換算することはむづかしいのですが、トレヴェリアンによりますと当時家族持ちの船員の年俸が二〇ポンド、兵卒が一五ポンドというようなことですから、少なく見積つても年額二四〇〇万円ぐらゐに相当すると思われれます。しかもヘンドルはそれ以外に一七二〇年から一七三七年までオペラの作曲及びオペラ企業の経営にも参与しておりまして、かなりの収入を得ていたと思われれます。そのオペラ企業はたびたび経営状態が悪化しますが、ヘンドル個人の財産がそのためにひどく損害を受けるといふことは意外に少なかったようです。ヘンドルがかかわっていたオペラ企業はロイヤル・アカデミー・オブ・ミ

ュージックといわれます。これはジョージ一世をはじめ、そうそうたる貴族たちを出資者とした営利企業で、当初は相当の利益を生むことが予想されたために出資金も意外に多く集まりました。あたかも南海泡沫会社の株が上昇期でありまして、貴族たちは芸術的欲求と利潤追求という二つの目的からこの企業に熱中したわけですね。この企業——ロイヤル・アカデミー・オブ・ミュージック——及びその立て役者であるヘンドルを中心としてくりひろげられる社会の一面面に、以下の四つの観点から考察を加えたいと思います。

まず一が、企業としてのオペラ。二がオペラにおける外人偏重の問題。三に、乞食オペラ（ベガーズ・オペラ）によってロイヤル・アカデミー・オブ・ミュージックがうけた打撃。四番めに、オペラの衰退とオラトリオ作曲へ転身。この四つで考えていきたいと思います。

一 企業としてのオペラ

まずヘンドル登場以前のイギリスにおけるオペラについて、ごく簡単に触れておきます。

一七世紀初頭にイタリアから伝わったオペラはビュリタン革命による砲火のうちにふみにじられて、王制が回復した後も伝統的な仮面劇（マスク）のそえものとしていくつかの音楽が入れられる程度でした。例外的にはパーセル作曲のオペラ『ダイドとイニアス』のようにみごとに作品も生み出されたとはいへ、彼の夭折によってこれ以後の発展の道はとざされてしま

ました。一七〇〇年代に入りますと、(資料2の(1)をごらん下さい)ここに見られますように、翻訳もしくは翻案の形でイタリア・オペラが上演されるようになります。しかしその音楽はイギリス人の作曲家がイタリア人の作品に手を加えたもの、すなわちバステイチオ(これは、いくつかの既存の作品からのアレンジによるオペラです。備考に指定をしなかったものはすべてイタリア語台本からの英訳というかたちです。)がおおかたでした。オペラ上演における言葉に関しては、この一七〇〇年から一七一〇年では、イタリア語と英語との併用、あるいはイタリア語台本の英語訳という形でございます。資料2の(2)の方、左側の下の部分——一七一年から一七一九年の——をごらん下さい。この時代になりますと、イタリア語の上演がすっかり定着いたします。このことについてアディソンは、一七二一年三月二日の『スペクテイター』の誌上で「二〇〇年ないし三〇〇年後の歴史家がこの状況をもし知ったとすれば、一八世紀初頭のイギリス人はイタリア語をたいへんよく理解したのでオペラはイタリア語で全部上演されたほどであった、と書くであろう」と皮肉っております。アディソンはすでにそれ以前に、資料2の(1)の五番めに見られますように、観客の理解しえないイタリア語による上演状態を改善しようとして、みずからロザモンドの台本をとくに英語で書きおろし、クレイトンに作曲させて上演いたしました。これはまったく不成功に終わっています。ヘンデルが、一七一〇年末はじめてロンドンの土をふんだときは、まさにこういう状況だったの

です。

イギリスに着いて彼は、急ぎよ「リナルド」を二週間で作曲し、一七二一年二月に初演しました。このときはまだロイヤル・アカデミー・オブ・ミュージックは存在しておりませんが、その企画は、クイーンズ・シアターの副支配人的な存在であるA・ヒルによつてなされます。上演の形態は『デイリー・カラント』誌の広告によれば予約演奏会でありました。このオペラは大あたりで一五回も上演されておりますので、充分採算がとれ、またもうかりもしたと思われまゝ。その年からロイヤル・アカデミー・オブ・ミュージックが発足する一七一九年までの状況については資料2の(2)をごらんいただきたいと思ひます。この間にヘンデルは、一七二二年、一三年、一四年、一五年それぞれ一曲ずつの新作オペラを上演いたしております。備考にも書きましたが、新作だけをここに書きまして、同一作品——人気がありますと再演いたしますが——についてはおぼしませんでした。この時代からはすべてイタリア語になっております。しかしオペラは、一七二六年から一九年ぐらゐに不振に陥りまして、新作の上演はみられません。一方クイーンズ・シアターでは、支配人オーウェン・スウィニーが一七二三年に売り上げ金をもつたまま逃亡したために、その地位は、その後ヘンデルと深いつながりをもつようになるハイデッカーに交代いたしました。このハイデッカーが、先ほど資料1の(5)のところの詩のなかに登場してくる、当時のヘンデルのブレインといった存在です。

さて問題のロイヤル・アカデミー・オブ・ミュージックですが、これは貴族たちが一種の企業熱にうかされて、いわば第二のサウス・シーたらんとして立案したものと考えられます。一七一九年五月半ばに準備委員会が発足し、六二名の出資者が集まりました。資料1の(2)のところにリストがございますので、ごらん下さい。また王室からは、今後二一年にわたる年一〇〇〇ポンドの助成金を与えるという通達がありました。実際にはこれは必ずしも正確に守られなかったのですが、総裁はニューカッスル侯と決まり、ヘンデルは選ばれて五月一四日付けで歌手をスカウトする役につきました。このヘンデルの仕事、すなわちイタリア人歌手との契約は予想外に難行しました。ことに有名歌手たとえばセネシーノは年に二〇〇〇ポンドという高い契約金を要求するありさまで、集めた資本金がたちまち心細くなって、増資を求めるはめになります。すなわち、結成後半年たつたたない一二月八日『ロンドン・ガゼット』紙上に五%の増資決定の公示がなされ、その後増資は矢つぎばやで、二〇年の四月、十一月、二一年の三月、それぞれ五%が要求されるというふうで、結局一七二八年の六月の最終増資——これが第二一回めですが——までの総額は九九%と二分の一、つまりほぼ出資額と同じにのほります。この間株主たちがしだいに不満を抱くようになったことは容易に想像されますし、当然のことながら払込みをしない人が続出し、理事会は未払者に、法律によって処分するというおどし文句で請求しております。

ともあれロイヤル・アカデミー・オブ・ミュージックは一七

二〇年四月に幕をあげ、その後九年間、一七二八年六月まで継続します。この九年間の上演曲目については、資料2の(3)をごらん下さい。各シーズンはふつう秋の末にはじまり翌年の六月頃終了します。各シーズンの新作オペラはだいたい三曲ぐらいです。一七二〇年秋にはカストラート——つまり去勢男性歌手——のセネシーノが渡英しまして、さらに一七二三年には待望久しかった女性歌手クツォーニが加わりまして、いよいよはなやかになります。貴族たちは出資者としてシルバー・チケットと呼ばれる年間自由入場券を二枚も買ったうえに、それぞれごひいきの歌手や作曲家を援助するという楽しみも味わっておりました。作曲家としては、ヘンデルの対抗馬として一七二〇年秋に招かれたイタリア人ボノンチーニがしだいにヘンデルと人気を二分しはじめ、彼らそれぞれを支持する貴族どうしの反目も激しく、その決着をつけるために——資料2の(3)のところの六番めに書いてありますように——オペラの三幕のそれぞれをひとりひとりの作曲家に依頼するという苦肉の策がとられます。まあこの結果はどうもヘンデルの方に少し分があつたようですが、この間の事情を風刺した詩があります。これはざつと申しますと、ある人はボノンチーニに比べてヘンデル先生はなつてないという、他の人はヘンデルに比べてボノンチーニは足もとにも及ばないという。正反対がおかしなことにとどっちもどっち、似たりよつたりの二人だというような内容でございます。

しかし移り気な貴族たちは次第にオペラにもあきてきまし

た。この人氣の凋落を挽回するためにロイヤル・アカデミー・オブ・ミュージックは、大型女性歌手をもうひとりむかえるところに危険な賭けに乗り出しました。ファウステイーナ・ボルドーニがそれで、一七三五年八月に契約が成立し、一七二六年からオペラの舞台にたつことになりましたが、彼女の登場は出費の増大に加えて、オペラ内部での人間関係をいよいよむつかしくしてしまい、かえってロイヤル・アカデミー・オブ・ミュージックの没落をはやめる結果になります。このような当然予想しうる危険を伴う賭けをあえてしたのは、ロイヤル・アカデミー・オブ・ミュージックのそしてイギリス貴族社会の外人偏重の體質の反映であると解されますので、その点を次の、「オペラにおける外人偏重」の項目で併せて考えてみたいと思います。

二 オペラにおける外人偏重

オペラの導入の初期である一七世紀には、イタリア・オペラをイギリス風にアレンジした程度にとどまりまして、イタリア人作曲家や歌手まで招くことはほとんどおこなわれませんでした。イタリア・オペラとイタリア人歌手への嗜好が現われてきたのは、一八世紀への変わり目頃からです。観客がイタリア人の豊かな声量、音色の艶やかさに魅せられて、需要が高まり、イタリア人歌手を招くことが流行しはじめてきます。はじめのうちは、全部の歌手をイタリア人でそろえるところまではいたしておりませんが、オペラ上演の際にイタリア人はイタリア語で、イギリス人は英語でという二か国語併用の形がとら

れることさえありました。したがって、王がイタリア語で命令すると奴隷が英語で答えるとか、恋人同士が互いにイタリア語と英語で愛の言葉を交すというふうなことになるのです。このような上演がオペラの進行に対する興味を著しくそぐものであることは、いうまでもないことです。さらにまたイタリア・オペラを英訳して歌うことにも重大な障害が生じます。日本でよく問題とされることですが、詩を翻訳して歌う場合、本来強調がおかれるべきでないところに——おかれるべきでないシラブルに——最高音がきこえたり、イントネーションの相違から雰囲気が変わってしまうといった不都合があるからです。この不都合と、二か国併用の不自然さと両方をさけるべく、結局英訳せずそのままイタリア語で歌うことが次第に一般的になってきます。再びアディソンを引用すれば「聴衆はオペラの半分しか理解できないことにうんざりしてオペラ全体が全く知らない言葉で演奏される方がよいと決定したのです。」(三月二一日付『スペクティター』)ということになります。こんなわけで、ヘンデルのイギリスでの第一作『リナルド』はすべてイタリア語で歌われ、その際、ただすじをわからせるために英訳を台本のなかに対訳のかたちでのせて、観客に販売するという方法がとられました。初演のときの配役はイタリア人六人、フランス人一人、イギリス人一人という割合ですが、全員イタリア語で歌っておりません。

このメンバーの構成からわかりますように、イタリア人がしめる割合は次第に高くなってきます。その一方で、当時ヨ

ロッパ各地で活躍していたイタリア人歌手たちの間では、イギリスは他のどの国よりも高い給料を喜んで支払うといううわさが広まってきます。いわばイギリスはよいもうけ仕事場とみられはじめていました。そうはいってもその当時はまだ、イタリア人歌手たちもイギリス人に比べて俸給がずばぬけて多いというわけではありませんでした。資料1の(1)は、一七二三年の國王劇場、キングズ・シアターでのオペラ歌手と作曲家ヘンデルへの俸給支払いの覚書きであります、ここに示された歌手たちはヘンデルの一七二二年に初演されました『テセオ』に出演した人々ですから、この覚書きは一七二二年から一三年にまたがる時期の俸給であるわけです。これで見ると、イタリア人シニョラ・マルガリータと、イギリス人ミセス・バービアとの給料はあまりちががありません。しかし、作曲家であるヘンデルが他の三人のイタリア人歌手たちのどれよりも低いということに驚くことであります。

大規模な資本金をもったロイヤル・アカデミー・オブ・ミュージックが設立されまして、大々的なオペラ興業のためにヘンデルが外人歌手との契約のために東奔西走するようになりますと、彼らの契約金は一気にはねあがり、セネシーノはシーズン二〇〇〇ポンドを要求しました。さらに女性歌手クツォーニもこれと同額の二〇〇〇ポンド。そして、後に登場してくるファウステーナ・ポルドーニは二五〇〇ポンドまでうわさされておりましたが結局二〇〇〇ポンドで妥結しました。これは、先ほどの資料1の(1)の給料——だいたい四〇〇から六〇〇

ポンド——と比べますと、桁違いの金額です。ちなみに当時の貴族の平均年収はトレヴェリアンによりますと三二〇〇ポンドと算定されております(これは一七〇九年での調べです)。その約三分の二を一シーズンでかせいでしまふ歌手の報酬がいかに莫大であったかがわかるわけです。もちろんこれらのイタリア人歌手たちはイギリス・オペラのシーズンのおき間(六月からだいたいその年の十一月頃までがシーズン・オフになります)は母国のオペラ劇場でぬかりなくかせいでいるわけですから、もつと収入は多くなります。セネシーノ、クツォーニ、ファウステーナの三人の二〇〇〇ポンド歌手たちがきら星のごとく舞台をかざった一七二六年のオペラ『アレックスandro』の上演は、物見高いロンドンの貴族たちをひきつけるに充分であったでしょう。

しかし、財政的な無理は結局出資者である貴族たち自身にシワ寄せされて、たび重なる増資の払込み請求の原因となるものでした。このような無理をしてまで外人演奏家を雇うことが決して健全なものといえないことは、誰の目にも明らかです。イギリス人の外国偏重は他の分野、例えば建築などにも見られるわけですが、音楽の、それもとくにオペラでの外人偏重は牢固としてぬきがたいもので、これは歌手についてのみでなく作曲家についてもいえることです。資料2の(3)、右側をごらんくださいたいのですが、第一期ロイヤル・アカデミー・オブ・ミュージックでの作曲家は、ヘンデル以外はすべてイタリア人です。そしてこのヘンデルもやはり外国人であったことは皆さん

御承知のとおりです。当然のことながら、こういう風潮に反発する愛國的な人々もおりました。この愛國精神は今まで述べてきました外人偏重とはまっこうから衝突するわけですが、この衝突については後に述べることにいたします。

さて、オペラにおけるこの外人偏重の根源は何でしょうか。そもそもオペラはイタリアから輸入されたものであり、たまたま、一八世紀の貴族たちの間ではイタリア旅行がひとつのブームになっておりました。新しい物好きの貴族たちはかの地ではなやかな呼び名であったオペラに魅せられて早速これをまねしようと思いたち、実行に移そうとしたわけです。その際に貴族たちはより本物に近いものを求め、イタリア人歌手を招きイタリア語で歌わせ、ついには徹頭徹尾本ものの『イタリア・オペラ』を英國で再現するというところまでいってしまったのです。つまりこのようなイギリス貴族たちの本場もの志向こそ外人偏重の根源であり、それが、オペラをそっくりそのまま英國に移しかえるという野心として表面化し、ロイヤル・アカデミー・オブ・ミュージックの設立の端緒となったわけです。貴族たちのこの要求を直観的に捉え、求められているものをうまく供給したのがヘンデルであり、彼はまさにこれによって、渡英時には知名度が低かったにもかかわらず大作曲家として押しも押されもしない地位、名声そして多額の年金を得られるようになったわけであります。

この外人偏重に立脚したイタリア・オペラは、イタリア人歌手のおごりによる観客離れや、さらにはこれから述べます乞食

オペラ（ベガーズ・オペラ）の上演によって手痛い打撃をうけることになるのです。

三 乞食オペラ（ベガーズ・オペラ）によってロイヤル・アカデミー・オブ・ミュージックがうけた打撃

ベガーズ・オペラは、イギリス人ジョン・ゲイのコミカルな台本に、同じくイギリス人ペプシュが当時流行の様々なメロディをアレンジして、一七二八年一月二日にリンカーンズ・イン・フィールド劇場で上演しました。その名の由来は、作者のゲイが前口上でわざと卑下して一座を「乞食座」と呼んだことにありますが、この名そのものが、——後にも述べますように——イタリア人でなければ歌手でないかのごときあつかいのなされたイタリア・オペラに対する、ひとつの痛烈な皮肉になっているとも考えられます。この作品はフランスのポードビル・メディにヒントを得て、ゲイがオリジナルに考案した社会風刺的喜劇です。ゲイはスウィフトと親交がありまして、このベガーズ・オペラもスウィフトの示唆によるものであるともいわれます。この説の根拠となっているのは、スウィフトからアレキサンダー・ポープにあてられた次のような手紙です。「ゲイはニュー・ゲイト監獄を舞台とし、娼婦や盜賊の登場するパストラーレを書くでしょう。しかしその日付は一七一六年であり、実現までに一二年間もへだたりがありますので、直接むすびつけることは妥当かどうか疑問がもたれるところです。ベガーズ

ズ・オペラは明らかに貴族社会、そしてとくに時の権力者ウォルポールを辛辣に批判したのですが、それと同時に、貴族たちのお気に入りの娯楽であるイタリア・オペラを揶揄しています。その内容があまりにラディカルであったために、最初にこれを持ち込まれたドリユアリ・レイン劇場の支配人シパーは上演をことわりました。そこでリッチの経営するリンカーンズ・イン・フィールド劇場にもちこまれたのですが、ふたをあげてみると大あたりで、「この作品はリッチをゲイ^{Gay}にし、ゲイをリッチ^{Rich}にした」と洒落をいわれるほどにもうかりました。その盛況ぶりは、リッチがその収益でコベント・ガーデン劇場を新しく建てたことでもわかります。

ペガーズ・オペラの社会風刺としての意味は当面の問題ではありませんので、イタリア・オペラとの関係にだけ焦点をします。これまでにもイタリア・オペラへの反感や批判は数多くありました。一七二三年ロイヤル・アカデミー・オブ・ミュージックがイタリア人の女性歌手ファウスティーナを招こうとしているというわさが流れたときには、三月三〇日付けの『ロンドン・ジャーナル』がこれを評して「また彼女がイギリスを去るときには大金をもちかえって、故国イタリアにお城のような家を築き、かの地にわがイギリスの愚拳を未永くとどめることになるだろう」と述べています。同じ年にゲイも二月三日のスイフトあての手紙で「誰であろうとカストラートまたはイタリア婦人でない限り、『私は歌うことができます』などとはいえませんが」と書きおくらせています。ゲイはイタリア・オ

ペラを揶揄するのに同じオペラという形式を用い、しかもその劇中にはイタリア・オペラで人気のあった歌や場面さえも多くとり入れ、いわばたくみに敵の戦力を利用しているのです。

またゲイは序幕で乞食にこういわせています。「私はイタリア・オペラでおなじみの、かの牢獄シーンをとり入れました。これは御婦人をいつもうっとりさせるものだからです。しかし私のオペラが今流行しているイタリア・オペラと同じくらい、すみからすみまで不自然ではないにしても、どうかその点はお許しをいただきとうございます。」これによって明らかになように、ゲイはまさにイタリア・オペラの不自然さに攻撃を加えようとするのです。彼が不自然と感じたものは、まずなによりも、イギリスであるのにイタリア語で歌うということであつたと思われまふ。ゲイが、イタリア語を不自然であると感じている自己の感覚に率直にしたがつて、英語によって供給したペガーズ・オペラが結果的に大盛況であつたことは、まさに受けとる側の観客も、イギリスにおいて上演されるオペラがイタリア語でなくて英語で、そしてイギリス人によってなされることを潜在的に要求していたことにほかならないといえます。一月二十九日の初演以来、一七二八年のシーズン中に六十二回の上演を記録したほどの盛況の原因は、今述べた、イギリス人によりそして英語によるものであつたことに加えて、さらに題材が従来のイタリア・オペラのように神話や歴史物語ではなくて、日常的な、それも中流あるいはそれ以下の人々の生活であること、そしてさらには、そこに盛り込まれた、貴族社会への風刺

が為政者に対するうつつぶんばらしとして快いこと、などであり
ます。

ここでちょっと注意すべきことは、このようなベガーズ・オペラ
の特色から判断して、これが庶民のための娯楽であつて貴族
社会のためのイタリア・オペラとは別個のものだと考えては
ならないということです。なるほどベガーズ・オペラが扱かっ
ているのは市井の、それもいかかわし盗品故買商と盗賊、娼
婦などです。しかしこの作品が上演されると貴族たちは争つて
これを見物し、そのためにロイヤル・アカデミー・オブ・ミュ
ージックのオペラ・ハウスが空になった、といわれているので
す。そして結果的にはロイヤル・アカデミー・オブ・ミュージ
ックは破滅に追い込まれるのですが、そこに至るまでに理事者
間の内紛が高じていたことは見逃しえませんが、そもそもすでに
ロイヤル・アカデミー・オブ・ミュージックは無理な経営がた
たつてじり貧となつており、そのうえ一七二六年からは二人の
女性プリマドンナ、クツツォーニとファウスティーがならびた
つことになつて、貴族たちはクツツォーニ支持派とファウス
ティーナ支持派に真つ二つに分れてしまします。あくる年一七二
七年になると、両派の貴族たちは、敵方の歌手が歌い始めると
さかんな野次と拍手で互いに妨害しあうという悪どい方法を
用いるまでになりました。二人のプリマドンナたちはすっかり
逆上してしまい、ついに六月六日『アステリアナッテ』上演の
際に、キャロライン王女が臨席中であるにもかかわらず、ほか
ならぬ舞台の上でつかみあいの大げんかをするというスキャ

ンダルをひきおこしてしまいました。このこともあつてかなり
の出資者がこのシーズンで脱退してしまい一七二七年から二八
年の第九シーズンには、衰運はおおうべくもないありさまとな
つていきます。ヘンデルの常に変らぬ支持者であつたデラニー
夫人でさえ、一七二七年一月二五日付の手紙で「私は、オペ
ラはこの冬を越えて生きのびることはできないのではないかと
思います。予約者は減り、誰も新たに加わろうとはしません。
理事者たちは争つてばかりいます。これではいままでもにつぶれ
なかつたのが不思議なくらいです」と書いております。

このような崩壊寸前のロイヤル・アカデミー・オブ・ミュ
ージックにとどめの一撃を与えたのが、ベガーズ・オペラであつた
わけです。それでもヘンデルは体制をたてなおそうと、新作オ
ペラ『トロメオ』を四月三〇日に舞台にのせますが、このオペ
ラはわずか七回しか上演されませんでした。ついに六月一日、
ロイヤル・アカデミー・オブ・ミュージックは事実上解散して
しまします。このことがよく「破産」といわれますが、法律的
な意味での破産は、ロイヤル・アカデミー・オブ・ミュージ
ックに対しても、またヘンデル個人に対しても宣告されておりま
せん。こうして九年にわたる、第一期ロイヤル・アカデミー・
オブ・ミュージックは内憂外患にあえなくついにえましたが、む
しろこの事態によつてヘンデルの創作活動の新たな局面、すな
わちオラトリオ作曲への契機が与えられたともいえるのです。

四 オペラの衰退とオラトリオ作曲への転身

解散後のロイヤル・アカデミー・オブ・ミュージックは、一七二九年に再開されます。この第二期ロイヤル・アカデミー・オブ・ミュージックでは、かつての失敗にこりた理事者たちがヘンデルとハイデッカーに経営をほとんど一任し、二人の実権は非常に大きくなりました。資料2の(4)をごらんください。これで見てくださいとわかりますように、新しいロイヤル・アカデミー・オブ・ミュージックは毎年平均二、三曲の新作オペラを供給いたしておりますが、そのほとんどがヘンデルの手になったものです。とくに注目していただきたいのは、一七三二年を境いとして、企画のなかにオペラ以外にオラトリオとかセレナータとか呼ばれる楽曲の種類がとり入れられたことです。これは、プリンス・オブ・ウエールズを筆頭に、何人かの貴族によって設立された別のオペラ団、ノビリティー・オペラ（貴族オペラ）が一七三二年に開幕したことと関係があります。資料1の(6)には、一七三三年から三七年までの上演曲目のつておりますが、この団体はヘンデルのいわばむこうをはって新たに設立された、ヘンデル反対派のオペラ団でありまして、これが三年から三七年まで、作曲家ボルボラと、歌手ファミリーネリを擁してオペラを上演してまいりました。したがって一時的にはイギリスには二つの大きなオペラ団が対立して存在したということになります。

それでもう一度ヘンデルの方にもどりまして、今申しました

ように、一七三三年に、(資料2の(4)の九番目) エステル(オラトリオ)、その次にエーシス・アソド・ガラティーン(セレナータ)、以下二三行からずっと後のほうもたくさんオラトリオとかオードとかいうものがのつておりますが、このオラトリオというものについてちょっとふれておくことにいたします。がんらいオラトリオとは祈禱堂のことですが、一六世紀末にローマでは、この祈禱堂で一般民衆のために聖書の物語が音楽をとまなう劇の形で演じられるようになり、これがオラトリオとよばれるようになります。これは、反宗教改革を推進すべくイエズス会が行なった教化活動のひとつですが、最初のうちは衣装や舞台装置や所作をもともなうものでしたから主題が宗教的であることとラテン語を用いることを除いて、オペラとほとんど区別がつかないものでした。一七世紀の半ば頃にはラテン語が次第に俗語に変わり、舞台装置や衣装をもとなわなない形が一般化し、一方、劇的すじ書きを客観的に説明する語り手、テストの役が定着してきました。ヘンデルが一七〇六年から一七〇九年にイタリア滞在中に知ったのは、このような所作や衣装なしのオラトリオだったのです。ヘンデル自身もローマで一七〇八年に二つのオラトリオを作曲し、個人の館で上演してまいりました。しかしイギリスに行つてからのヘンデルは、オペラ作曲に没頭してオラトリオを忘れ去っているかのようにみえます。事実一七三三年のオラトリオ『エステル』の上演の際も、これはヘンデル自身の意志というよりも、他からのほたらぎかけに促されたというほうがあつております。元来この作品はヘンデ

ルが私的な催しのために、一七二〇年に作曲、上演したもので、そのときの題名は『ハーマンとモルデカイ』となっており、その台本は旧訳聖書の「エステル」の物語をアレクサンダー・ポープとアーバズノットの二人が手を加えたもので、もちろん英語でした。一七三二年の再演にあたってはいくぶん拡大され、題名もエステルとあらためられました。そしてこのたびもはじめは私的な会合、実際は当時非常にはやりました音楽クラブの会合で上演されたわけです。

そのあと次第に評判が広まっていきまして、次にはもう少し大きな会場で演奏されるというふうになっていきまして、ついに四月一九日付『デイリージャーナル』によると、「陛下の御命令により、国王劇場で五月二日に上演されます」ということとなります。この『デイリー・ジャーナル』誌の報告によれば、これは、英語によるオラトリオという言葉が見られるほか、さらに注意書きとして、「舞台上では所作は行なわれません」という断わり書きがついております。所作がないということとはオラトリオの場合は当然なのですが、わざわざ注意書きをしているのは、宗教作品を劇場で演奏するのはとんでもないことだという、ビショップ・オブ・ロンドンをはじめとする宗教家の側からの非難への予防策とふつう解釈されております。しかし当時のオラトリオにまだなじみの少なかった聴衆がこのオペラ・ハウスで上演される催し物にオペラと同様の演奏形態を期待することがないようにと、ヘンデルがそのように配慮したということも考えられます。どちらにせよ、こうして檜舞台

にのせられた『エステル』は大好評で、入場できない人がたくさんいたほどでした。これについて五月三日付の『デイリー・カラント』誌では、「昨日使用できなかった切符はお金で払い戻しするか、あるいは六日の分の切符にふりかえす」という広告ののせられたほどです。

ここで『エステル』の大評判の原因は何であったかを考えてみますと、第一にこの作品の台本がイギリス人の、しかも人気がある詩人ポープの手になるということがあげられます。ポープやドライデンに対するイギリス人の執着、愛着は、これはまあ当然でしょうが、きわめて強いもので、それについては資料の1の(4)にひとつ詩をのせておきました。これはオペラの流行を皮肉っている詩でして、その内容は、かつてイギリス人はたいへん男らしくて、音楽はもつとプリミティヴで素朴であった、非常に堂々として重々しかったというようなことから始まって、いちばん最後のところで、ドライデンやポープの詩よりも今ではヘンデルのやさしい歌のほうが好かれるようになってなげかわしいことだ、というふうなことが書いてあるわけです。この詩からもわかりますように、イギリス人の愛国心は強いものです。

ここで先ほど申しましたように、外人偏重の精神とそれから自国ものに対する愛着というこの二つのからみあいというか衝突が、いつもヘンデルのまわりに渦をまいていたわけなんです。それがひとつと、第二には、その内容がオペラの場合とちがって聖書からとられたものであるということ。しかもエステ

ルというユダヤの一女性の捨て身の愛国心がユダヤの民すべてを救うという感激的な物語でありまして、宗教心と愛国心の二つを満足させるものであったということです。だいたい後のことになりましたが、ヘンデルは一七四三年『メサイア』のロンドンでの初演の後で、ヘンデルのこの演奏会を支持していたキノール伯爵のほめ言葉に対して、「私は人びとをただ楽しませただけとしたら残念に思います。私は彼らをよりよくしたいと願っているのです」と答えたということを、これは、キノール卿から直接話を聞いたとしてジエムズ・ビーターが一七八一年の手紙で述べております。ビーターはさらにつけ加えて「この考え方は、私のつね日頃の考えを確証するものです。ですから私は、ヘンデルという人がいろいろ悪くいわれてはいますが敬虔な人にちがいないと考えます」というふうに結んでいます。このビーターの言葉から明らかなように、当時の——これはビーターは大分時代が遅いわけですが——イギリス社会にあつては草率的なものを悪と考える傾向があり、恋や愛の葛藤を微に入り細をうがって歌うことで情緒をあおって娯楽とするオペラというものを作曲していたヘンデルは、それだけでいわゆるおかたい人びとからは誹謗の対象とならざるをえなかったのではないかと思われまます。

ヘンデルが最終的にはオラトリオのみを作曲するようになった時期は、これは実は、表で見てもわかりますように、この一七三二年のあとすぐにオラトリオに転向するのではなくて、まだやはりオペラを作曲しつづけて六年間、そして一

七三八年から決定的にオラトリオにうちこむわけです。そういういきさつはございますが、ヘンデルが最終的にオラトリオに転向した理由として考えられることは、ヘンデルが外形において英国に帰化し、イギリス人となつたばかりでなく、自己の内面においてもイギリス的、いわゆる道徳的精神なるものを吸収し、同化していったということが最大のものでありましよう。

そこで結びといたしまして、以上四つの観点からの考察によつて次のことが明らかになつたといえます。企業としてのロイヤル・アカデミー・オブ・ミュージックのあり方は、それ以前のたとえ王室や大貴族による全く個人的な保護制度からみれば、供給者と受け手との間により広くまた多角的な関係を生じるといふ点で、近代の自由な芸術のあり方に近づいているといえますが、その経済的基盤は限られた人々の個人的出資金にたよつていふ点では、保護制度の延長ともいえます。ロイヤル・アカデミー・オブ・ミュージックの衰退とともに、保護制度的色彩を払拭する純然たる予約演奏会という形への移行がオラトリオ演奏会の一部で現われてくるといえましよう。オラトリオの演奏会は、貴族たちのみならず、新たにこりつつあつた中産階級をも組み込んだので広い受け手層の上になりました。言いかえれば、貴族階級とかつては厳格にへだてられていた中産階級が経済面でも教養の面でも貴族階級に接近し、まさにこの頃、芸術をも楽しむことのできる一団を擁する厚い層をなすに至つたといえるのです。この層の人々が音楽に求めたものは、彼らが文学で（例えばリチャードソンの『パミ

ラ』のような文学に)求めたものと同様、教養と娯楽性とは同時に満たされると感じられるような作品であったわけです。その意味で、オペラではなくてオラトリオのようなものが、彼らの要求と合致したのだといえるのです。この点に關しましては、イギリス人の側からの、ヘンデルに対して、イギリスの言葉でオペラをつくってほしいというような要請も、三〇年代から見られます。それからさらにオラトリオの台本作者も、さつき申しましたポーブあるいはドライデン以外に、後に『メサイア』の台本を供給するジュネンズあたりからも、すでに三〇年代の初期にはたらきかけがあったわけです。彼らの忠告を考慮し、さらにヘンデルが、今いった中産階級をふくめての人々の要求というものに敏感に反応した結果であったというのが結論です。

司会 どうもありがとうございます。たいへん興味のあるお話をしていただいて。今のごことに關連いたしましたして、質問、どなたでも。はいどうぞ。

近藤 名古屋大学の近藤和彦と申します。私二年間、一八世紀イギリス史を研究して資料研究を続けて、この八月に帰ってきたばかりなのですが、イギリスの各地の図書館などでいろいろな研究者と知りあつたりしましたが、そのなかでもこのヘンデルの研究、ヘンデルをその時代に、純粹のオペラ作曲家ではなくて、ヒストリーとして研究している人たちと知りあつたりして、いかにさかんにこのヘンデルが研究されているかというこ

とを知ってびっくりしました。そのことを思い出しながら御報告を伺い、たいへんおもしろかったのですが、藤江さんのおっしゃった保護制度というのは、パトロネイジということですか。

藤江 ええ、パトロネイジです

近藤 それからもうひとつ初歩的なことでございますが。ヘンデルのオペラの上演についての厳密なクロノロジーがオート・ドイテュによってなされていると思いますが、ここに提出されたものでもかなりそのドイテュからされているわけですね。

藤江 はい。

近藤 きわめて細かいことになるかもしれませんが、あるいは重要なのか、それが全然わからないので言ってもらいたいのですが、ベガーズ・オペラを上演したリンカンズ・イン・フィールドのマネジャーがジョン・リッチであると同いましたが、そのジョン・リッチは、ヘンデルがコベント・ガーデンがオペラないしオラトリオを上演するときのマネジャーでもあつたわけですね。二人の間にはかなり密接なパーソナルな關係があつたと思うのですが。ヘンデルが、その実質的にも——最後の結論のところでおつしやつたように単にドイツ人からイギリス人に帰化しただけじゃなくて——内容的にも精神的にもイギリスに同化した結果としてオラトリオ、イギリス語を使いイギリスの上演者を使った舞台形式の方へ転換していったのだとおっしゃったその契機として、ジョン・リッチという男との關係、およびジョン・リッチという人物をかなり重視すべきなのでしょうか、それともヘンデルにとってそれは從屬的な問題なのでし

ようか。

藤江 結論的に先に申しますと、リッチとの関係というのは、まあやっぱりあくまでも経営者と作曲家との関係だと思えます。だから、精神的な、例えば今いった最後の転換に対する精神的な示唆を受けたかどうかということでしたら、ちょっと時間の関係で最後にはぶいてしまつて申しませんでした。アーン・ヒルの方が、同じく経営者なんですけども、経営者といひましてもアーン・ヒルの場合は台本作家としても非常にヘンデルと交流がありますし、そのアーン・ヒルが、さっき申しましたように、あなたはイタリア語でイタリア・オペラをつくるのではなくて英語でもっといい詩を使えば英語でちゃんとしたイギリスのオペラができるはずだ、ということを示唆しております。これが一七三二年です。三二年に彼は急に転向するわけではありませんが、下地になつてゐると思ひます。それからリッチとの関係ですけれど、リッチにしてもゲイにしても、事実上ヘンデルはそのベガーズ・オペラによつてひどい打撃をうけたわけですが、それはそれとして個人的なつきあひは続けておりますし、ゲイの台本も使ひます。それからリッチとの関係については、彼のコベント・ガーデン劇場はさつき申しましたようにリッチがリンカンズ・イン・フィールドでもうけたお金でつくりまして、そしてそこで経営をするわけですから、ヘンデルがコベント・ガーデンに移つたときに当然関係が生じてくるわけです。それからもうひとつ、これも時間の関係でカットしましたが、ヘンデルがコベント・ガーデンの方に——キ

ングズ・シアター・イン・ヘイマーケットの方からコベント・ガーデンに——移りましたのは、これは余儀ないことで移つたわけですよ。と申しますのは、あのちよつとプリントが鮮明でないですけど資料の1の(6)の方に書いておきましたように、貴族オペラが対立して現われてこのロイヤル・アカデミー・オブ・ミュージックの本拠であるヘイマーケットの国王劇場はこの時期にハイデックガーの背信行為により、オペラ・オブ・ノビリティに貸与されてしまつたわけです。そこでコベント・ガーデンの方へ移らざるをえなかつたわけです。それからさつきおつしやつた関係ということがもしオラトリオに転向してからのあとだといひますと、余儀なくということではないわけですが、そういうふうにコベント・ガーデンとの関係でリッチとの交流はあります。しかしおそらく精神的にそこまで示唆はされないのではないかと思ひます。ただこの点はまだもう少し厳密に調べてみないとわからないものが多いと思ひます。それからドイチュのことさつきおつしやいましたが、ドイチュも多少古くなつておりまして、新しい改訂版が出る予定だそうですけども、それが出ましたらもう少し新しい面が開けるのではないかと思ひます。

近藤 あのもうひとつうかがひたいのは「オラトリオに転向していつた晩年では、異なつた社会的問題をはらんでゐるので、異なつたアプローチが要求される」その「異なつたアプローチ」としてどのようなことを考へてらつしやるのでしょ

藤江 私今回の報告ではそこまでのところでありまして、オラトリオというものがはらんでいる問題についてまだ詳しい研究をしている段階ではございません。まあ今最後に申しましたようなそういうイギリスの市民層の要求というものとヘンデルとの、供給する側と受ける側と私が申しました関係がふたとおり考えられるわけですね。ひとつは、今いったようにヘンデルが敏感にキャッチしてそちらへ移っていったということもあるんですが、ヘンデルの内面にそれがなければ、いくらなんでも受け手の側の要求にべつに迎合する必要はないわけですから、そこでヘンデルの内面的な変化という意味でもう少しそれを求追していきたいというのが、私の考えです。

近藤 よくわかりました。

司会 時間でございますけれども、もうしばらくどうぞ。

水田 名古屋大学の水田洋です。ヘンデルがイタリア・オペラをひきいてイギリスに来るときに呼び屋がいて、呼び屋がイギリス人目あてに呼んだのか、それともそこに行きやもうかるとか……つまりイタリア・オペラがですね、イタリアにいてはうだがあがらないからロンドンに行く、ロンドンに行けばもうかるというんだとしたら、イタリアはたとえその貴族の小さな宮殿のなかで窒息していた、だからだめだという、そしてイギリスにはパブリックがいるからそこでもうかるというふうに考えていたのですか。

藤江 いいえ、パブリックまで意識していたということはないよっとまだ考えられないと思いますけれども、少なくともイギ

リスに行けばもうかりそうだというんで出かけていった、ということとは正しいと思います。つまり招へいを受けてとかいうんではなくて。ヘンデルはイギリスに行く前はハノーバー公の楽長というわけですから、これは決して軽い仕事じゃなくて責任のある仕事なんですけども。その楽長になってまだ一年たつかなかたないうちにイギリスに休暇をとって行ってしまったということは、かなり無責任といえは無責任とは思いますが、少なくともそれをするだけの何かいいことがありそうだと、つまりあそこへ行って自分がほんとうにやりたいイタリア・オペラをつくってみたいと、『リナルド』を「たずさえて」という言葉はまががっていると思いますが、むこうへ着いて急ぎょ二週間で作品したというのがまあほんとうのところらしいんです。ヘンデルという人はおもしろい習慣がありまして、書きはじめと書きおわりの時期を晩年になるとちゃんと譜に書いておられます、だいたいわかるのですがこの時期には書きはじめの日付ははっきり書いておりません。ともかくすごいスピードで作ったので台本作家の方が間にあわないくらいだった、という記録がございます。そこで行って急ぎょ作ったというのが、そのさっきいきました、アーロン・ヒルの示唆によって「それじゃあ」というわけで『リナルド』を作ったのです。そうしてみると、水田先生が最後におっしゃいました御質問の、イタリア・オペラを他のところでやってももうからないかどうかということですが、これは、イタリアでやってたらそれは本場ですからなかなかヘンデルが第一人者にしあがるのはむづかしかったかと

思います。でもイタリアから帰ってきてハノーバーにおちついたわけですから、その楽長として腕をふるえばよかったのかも知れませんが、楽長個人の好みによってイタリアオペラをやって上演するにはかなりお金がかかりますから、それを君主が許してくれそうもないと判断してイギリスへ行ったのかもしれないし。このへんについては記録がほとんどございませんで、イギリスに着いてからの記録というのはかなりたくさんありますが、それと全体として、イギリスに行けばもうかりそうだとするのはさつき歌手たちの間でこれは実際うわざとなっていたということですから、たぶんそういううわざはすでにヘンデルの耳にも入っていたと思います。

水田 イタリアからくる歌手たちも、ヘンデルとは別に、もうかりそうだとということでイギリスに来るわけですね。

藤江 はい。

水田 歌手たちはイタリアではもうからなかったのですか。

藤江 ええ、これもヘンデルの場合と同じように、イタリアでしたらそれほど、イタリア人であるからといってちやほややされることはありませんから、たいしてもうからない。たいしてイタリア人の歌手はドイツの諸宮廷に行きます。そして諸宮廷でかなり高給でやとわれるわけですが、そういうところへヘンデルはあとでスカウトしに行つて、ひっこぬいてきてしまうわけですが。だから、イタリアにおいてはあまりもうからない、少なくともヨーロッパの他の国ならもう少しもうかる、なかでもイギリスがいちばんもうかる、ということがいわれたと思

ます。

水田 イタリアではイタリア人がもうからないということ、要するに受益金が、パフォーマンスが長期になりにくかったということなのか、それとも、イタリア人がイタリア語でイタリアでやるということではもうからないということなのか。

藤江 はい、後の方だと思います。商品としてはもちろん大へんたくさん用意されていますし、使いすて的にはオペラはたくさん作られているわけですから。

水田 そうするとイタリアでは二流のやつらが、ロンドンでは一流の顔してられるからという、そんなこともあるのですか。

藤江 ええ、それもあつたかもしれませんが、さつき申しましたセネシーノとかファウステイーナとかは一流だったと思います。それから、これも時間の都合でいいかもしれませんが、貴族オペラがカストラート歌手のファリネリをひっぱりつけてきます。ファリネリについては、それこそ当代一流とみんなが認めている人ですし、ですからまあひっこぬくにあたつては、一流と二流とをほどよくとりまぜてつれてきたということですよ。

山崎 香川大学の山崎怜ですが、二つの点をおたずねいたします。ひとつはですね。キングズ・シアターの席数ですね。つまり劇場の広さ、できれば席数。それとロイヤル・アカデミー・オブ・ミュージックの席数ですね。それから上演回数、ハシーズンとありますが、いったいその席数で何人ぐらいの人が、

一シーズンで入れ代るのか、つまり観客の動員数を知りたいんです。

藤江 ひとつめの方からお答えしますと、席数は正確な記録はないんですけど、売り出した切符の枚数は最大限四〇〇枚でございます。

山崎 それは、ロイヤル・アカデミーですか。

藤江 その点のはつきりしないところなんですけれども、ロイヤル・アカデミー・オブ・ミュージックのメンバーに対してはシルバー・チケットを、先に申しましたように、配っているわけですね。するとそれは年間通し自由切符ですから、当然それでみんなが出かけて、その上四〇〇枚をさらに売ったとしますと一〇〇〇ぐらい席数がなければ間に合わないわけです。ちょっと話がとびますが、ヘンデルが『メサイア』をダブリンで上演しましたときの席数が六〇〇ですけれども、まあロイヤル・アカデミー・オブ・ミュージックの自由席はそれよりは少なかつたと思うんです。と申しますのは、これは確固たる証拠がないんですけど、私もそれを調べたかたんですが、四〇〇枚とか三五〇枚が売り出し枚数のすべてであって、それ以上はいかにお金を払ってもお入れしませんという記録があります。それともうひとつは、後の質問とからんでくるのですが、いわゆる会員たちは毎日同じ出し物でもきてたわけなんです。きてたと断言するのはちょっと言いすぎですけれども、毎日きてもかまわないわけで、それから実際に日記をつけている人が何人かおりました。「今日はよかつた」とか「今日は誰がの

どの調子が悪かつた」とか毎日のごとく書いている人がおられます。どうせただの切符があるわけですから。

山崎 それは何日つづくんんです。

藤江 一週間に二回ずつしかオペラはできないのです。それは契約がありまして、一七〇〇年代のはじめからそうなつてまして、つまりロイヤル・アカデミー・オブ・ミュージックが設立されるまえからそうなんですけれども。その劇場はオペラのために二回だけということですよ。

山崎 ええ、わかりました。そして時間の関係で次に移らしていただきますが。私どもは、たとえばイタリア・オペラがフランスに行くと、イタリアのオペラ・ブッフアがフランスへ行って、フランスのオペラ・ブッフアに対立して例の、有名なブッフオン論争などがあるんですね。で今、ヘンデルは作曲して、台本はイタリア人で、上演もイタリア語であるというイタリア・オペラとですね、それから、オペラ・ブッフアのイタリア・オペラとどう違うのか。その違いはフランス社会とイタリア社会の違いなのか、あるいはその年代が、一〇年代、二〇年代、三〇年代ないし四〇年代という、この一八世紀の年代の違いなのか、年代上の違いなのか、フランスとイタリアの違いなのか。オペラの主題とからめて、ヘンデル問題としてちょっと教えていただきたい。

藤江 イギリスではオペラ・セリアの系統のものをここで輸入しておりまして、ブッフアではないわけです。それでちょっと今フランスと比べるわけにはいきませんが、少なくとも

もフランスでオペラ・ブッフアのブッフオン論争が展開され、そのが一七五〇年代です。しかし今回の報告は一七二〇年代から三〇年代の話が主となっております。イギリスではまだオペラ・ブッフアというものはなくて、オペラ・セリアです。御承知と思いますけど、オペラ・ブッフアはオペラ・セリアの幕合いで上演されたものもとでございしますが、そのブッフアの要素までヘンデルはとり入れておりません。ですから、なぜ論争にならなかったか、もちろん反論はさつき申しましたように愛国者の側からいろいろ皮肉という形で、皮肉の落首みたいな形でたくさん出ますけれども、フランスのように大規模にならなかったのは、フランスのコメディ・フランセーズのような伝統の要素のうえにブッフアが来たというような、そういうまさに適当な対立候補がなかったということ、たぶんそういうことをおっしゃりたいんだと思うんですけども。イギリスではそういう状態ではなかった。つまりブッフアではなくてセリアであること、もうひとつはイギリスに独自のイギリス・オペラがそだたなかったということ。そだっていればまたそこで対立はあつたらうと思えます。そのそだつた形がむしろベガーズ・オペラの流れをくむバラード・オペラという形でして、そのバラード・オペラは、これはまたその後たいへん、雨後の竹の子のようにできました。ゲイのあとで、二八年以降。ですから、それはそれでちょっとまあフォローしていけばおもしろい問題とは思いますが。

山崎 イギリスのオペラ・ブッフアはなくなった、優遇され

なかった。つまり論争はなかったわけですね。そこだけお答え下さい。

藤江 ヘンデルは、オペラがだんだん衰退してくるのをちょっと憂えたときに、一七三〇年代の三四年頃に、そのブッフアの要素もとり入れることをいたしております。ですけどそれはとり入れたにとどまりまして、ですから、どっちか答えてといわれますと、なかったとお答えする。で、その代りになるものが、ベガーズ・オペラのようなコミカルな上演作品であったとお答えすることでよろしいでしょうか。

司会 イギリス人は外国人に対して伝統的に寛容であった。それに対して内陸、大陸の方では、例外はありますけど、かたくなに拒否しているということがありますね。オペラからオラトリオに移ってきたということで、ちょうどカトリックの弥撒に対してプロテスタントのコラールの合唱団が非常に当時大きくなってきて、これの要求に答えたということもあるんじゃないかと思えます。どうも長いこと、ほんとうにありがとうございます。

紙面の都合上、資料1・資料2の一部は割愛せざるを得ませんでした。おわび申し上げます。

資料 2 18世紀前半のイギリスにおけるオペラ (1)~(3)略

(4) 1729~1739		第2期 Royal Academy of Music から Oratorio への転身まで			
1729. 12. 2	Lotario	A. Salvi→G. Rossi?	G. F. Handel	King's Theatre	第1 シーズン
1730. 2. 24	Partenope	S. Stampiglia	G. F. Handel	King's Theatre	
1730. 4. 4	Ormisda	A. Zeno	B. Coldansほか	King's Theatre	
1731. 1. 12	Vanceslao	A. Zeno	G. F. Handelほか	King's Theatre	第2 シーズン
1731. 1. 29	Poro	P. Metastasio	G. F. Handel	King's Theatre	
1732. 1. 15	Ezio	P. Metastasio	G. F. Handel	King's Theatre	
1732. 2. 15	Sosarme	M. Noris→adapted	G. F. Handel	King's Theatre	第3 シーズン
1732. 5. 2	Esther (Oratorio)	A. Pope→ S. Humphreys	G. F. Handel	King's Theatre	
1732. 6. 10	Acis and Galatea (Serenata)	J. Gay	G. F. Handel	King's Theatre	
1732. 11. 4	Catone in Utica	P. Metastasio	J. A. Hasse, G. F. Handel	King's Theatre	第4 シーズン
1733. 1. 27	Orlando	G. Braccioli	G. F. Handel	King's Theatre	
1733. 3. 17	Deborah (Oratorio)	S. Humphreys	G. F. Handel	King's Theatre	
1733. 10. 30	Semiramide	P. Metastasio	A. Vivaldi, G. F. Handel (Pasticcio)	King's Theatre	第5 シーズン
1733. 12. 4	Cajo Fabriccio	A. Zeno	J. A. Hasse(?), Handel (Pasticcio)	King's Theatre	
1734. 1. 5	Albace	P. Metastasio(?)	J. A. Hasse(?), Handel	King's Theatre	
1734. 1. 26	Arianna	P. Pariati	G. F. Handel	King's Theatre	第6 シーズン
1734. 12. 18	Oreste	?	G. F. Handel	Covent Garden Theatre	
1735. 4. 16	Alcina	A. Marchi	G. F. Handel	〃	
1736. 2. 19	Alexander's Feast (Ode)	J. Dryden	G. F. Handel	〃	第7 シーズン
1736. 5. 12	Atalanta	B. Valeriani→?	G. F. Handel	〃	
1737. 1. 12	Alminio	A. Salvi	G. F. Handel	〃	
1737. 2. 16	Giustino	N. Belegani	G. F. Handel	〃	第8 シーズン
1737. 3. 23	Il Trionfo del Tempo (Oratorio)	Panfilii	G. F. Handel	〃	
1737. 4. 13	Didone	P. Metastasio	L. Vinci, Handel	〃	
1737. 5. 18	Berenice	A. Salvi	G. F. Handel	〃	Oratorio への転身
1738. 1. 3	Faramondo	A. Zeno	G. F. Handel	King's Th.	
1738. 2. 25	Alessandro Severo	A. Zeno(?)	G. F. Handel	King's Th.	
1738. 4. 24	Serse	N. Minato	G. F. Handel	King's Th.	Oratorio への転身
1739. 1. 16	Saul (Oratorio)	C. Jennens	G. F. Handel	King's Th.	
1739. 4. 4	Israel in Egypt (Oratorio)	Bible より	G. F. Handel	King's Th.	

ニューディール期における

ビッグ・ビジネスの思想と行動

最初にふたつの点をおことわりしておきたいと思ひます。ひとつはビッグ・ビジネスという用語について、これはきちんとした定義をしないままに用いられていますが、ここでは、ひとつは広義の大企業の典型的タイプの意味で、もうひとつは、大企業の経営者の連合体というか、とくに社会的・國家的レベルで連合した大企業の経営者の特有なアンソニエーションの意味で使っております。それからもうひとつは表題についてでありまして、表題ではニューディール期と書いてあるわけですが、今日の報告では、ニューディール期の終了する一九三九年で終わらないで、第二次大戦の終わる一九四五年までを、ひとつの期間として扱っております。ですからこの点で若干ずれると思

いますが、御了承願ひたいと思ひます。

考察しようとする課題は、一九二〇年代に支配的であったレッセ・フェール・イデオロギーが、大恐慌とニューディール期の社会変動の中でどのように克服されていくかという問題を、ビッグ・ビジネスのイデオロギーの視角から明らかにすることです。全体としてこの時期の変化を、社会組織化の進展としておさえたのですが、そう考えるさいに意識したのは、わが国のニューディール研究の中で社会総体の枠組み変動をはつきりと規定した国家独占資本主義論、その立場からするニューディール解釈なのです。これについてどうかという感じがあつて、とくにその認識の仕方というか、方法論というのが著

〔報告〕 小林清一

〔司会〕 田村秀夫

しく抽象的なレベルで論じられる傾向があつて、例えば、この時期の変動の要因を独占資本の利潤獲得と蓄積の困難、その解決策として政府がとる介入政策という見方をして、ニューディール期の社会変動を規定する。ここでは、ローズベルト政府は著しく進んでいて、それに対してビッグ・ビジネスは適応できなかった、あるいは遅れているといった見方をすることがよくみられるわけです。このような見方をするのは、すべてのこのような条件を経済的原因に還元するということがどうしても強くなりますが、ニューディール期ではとりわけ、経済以外の条件が非常に重要な役割、ときには主導的な役割を果たしています。歴史的事実をふまえれば、それだけよいに、このような議論の硬直性が目立つという気がいたします。

このような問題意識がありますので、ここでは、社会組織の社会変動を決定する諸条件の編成の在り方を考察するための作業のひとつとして、ビッグ・ビジネスのイデオロギーと社会関係をとりえ、ひとつの変化の様相を考察することにししたいと思います。

一 ビッグ・ビジネスのイデオロギーと レッセ・フェール保守主義

ニューディールを推進したローズベルト政府の基本的立場は、大不況の原因を国内経済自身の欠陥のうちに見出して、その欠陥を制度改革を通して修正することによって、復興への道を切り開こうとするものであります。アメリカ資本主義は、

成熟した経済の段階にすでに到達しているのだから、そこでは構造的に社会経済的不均衡が生み出される。この欠陥をいかに修正するかというのが、ニューディールの壮大な実験作業の目標であつたといえると思います。

これに対して、政府の諸政策に反対し続けたビッグ・ビジネスの支配的信条は、一九二九年以降の大不況の原因はシステムにとって外的な要因、具体的に言えば、ヨーロッパの経済的混乱にあるのだから、アメリカの経済システムは基本的に健全であつて十分なダイナミズムを内包しているというものであります。ですから、大不況からの立ち直りがなかなか進まないのは、復興の必須条件であるところの投資が回復しないことに原因がある。その投資を妨げているのは、政府の経済への干渉による「ビジネス・コンフィデンス」の欠落状態である。このような言い方に終始するわけです。経済システムが健全であれば、膨大な赤字財政支出に代表される人為的操作は不要であるばかりでなく有害ということになります。それから、経済の計画化とか統制も、個人の創造的エネルギーと自由な企業の活力を抑圧するような、マイナス機能をもたらすだけである。さらに、ニューディールが行いつつある個人主義というアメリカの伝統の破壊、これは経済復興を妨げるだけでなく、政治的自由をも抑圧することによって官僚制的統制に帰着する。このような主張が、三〇年代を一貫したビッグ・ビジネスの反ニューディールの主張であつたと考えられます。

このような信条は、「個人主義と進歩と自由」とが混然と一

体化された、一九世紀に典型的なりベタリズムを根拠としており、アメリカの歴史においては、レッセ・フェール保守主義と特徴づけられております。これは歴史的にみれば、一八六五年から一八八五年にかけて形成され、以後しだいに有力となつて、一九二〇年代には支配的なイデオロギーとなつたといふことができます。社会進化論を中核とするこのイデオロギーは、自然淘汰・適者生存の原理が、個人間の生存競争を原動力として社会の進歩と繁栄をもたらす、という信条に基づいておりました。自然的進歩の原理を支える不可欠の条件は、個人主義をベースとした経済的自由のシステムでなければならぬ。進歩を支える自由とは経済的自由であり、これが同時に政府からの個人の自由を意味する。最初に述べた三〇年代のビッグ・ビジネスの反ニューディールの主張は、このレッセ・フェール保守主義の社会観に立脚したものと捉えることができます。

経済的個人主義の自由の主張が、一九世紀末以降ビッグ・ビジネスの時代に支配的になつてくるという事情は、政府からの経済的自由という主張が、ひとつには、農民運動や大衆運動を原動力とする政府の産業への規制運動に対する反撃として機能することによります。いかえますとこの主張は、ビッグ・ビジネスが支配する秩序とそこの既得権益を防御する役割も同時に有していたと、位置づけることができます。ビッグ・ビジネスを中心として繁栄が続く限り、このイデオロギーはアメリカ国民の意識を支配することができたわけですが、大不況とニューディールはそれを不可能にした。それにもかかわらず、ビ

ッグ・ビジネスはレッセ・フェールを主張し続ける。このような状況が一九三三年以降続くわけです。いかなる過程をへて、ビッグ・ビジネスがこの状態をのりこえたか、そのための条件は何であつたか、これが今日の私の問題設定ということになります。

二 ビッグ・ビジネスの支配力と組織性

一九三二年に出版されたA・A・バーリー・ジュニアとG・C・ミーンズの共著『近代株式会社と私有財産』は、当時のアメリカ人にとつて衝撃的なテーゼを提出することになりました。注目すべき論点のひとつは、経済力の集中ということでありました。この本によれば、三〇年代の初頭に銀行を除く巨大企業のうち最大二〇〇社の総資産額を総計してみると、それは、銀行以外の三〇万にも及ぶ会社の総資産額の半分弱を占めていた、という事実が出されたのです。この事実からひきだされた結論は、「生産が盲目的な小経済力によつて統御される社会」は終わりを告げ、「ごく少数の個人の終極的支配下で生産が行なわれる社会」に、アメリカは移行したということであります。いかえれば、アダム・スミスの自由競争市場は、アメリカからは永遠に去ってしまったという認識が、ここに示されたのです。もうひとつの論点は、企業規模の拡大による「経営支配」の成立であります。この議論は、のちにJ・バーナムの「経営者革命」あるいは、ガルブレイスの「テクノストラクチャー」という概念に引き継がれている点からも興味深いのです。

が、さしあたり留意しておきたいのはつぎの点であります。すなわち、当時のアメリカ人の支配的な心情あるいは觀念だった経済的個人主義、「経済的な企業は個人の独創力による」という考えがむなししいということを、大企業という「経済帝国」の確立、それと同時に生じた「経営者集団の支配」によつて明らかにしようとした点、この点に注目すべきだと思います。

大企業の組織についてみれば、一九三〇年代までに、現在の企業組織の基本構造はすでに確立していたと言われます。作業工程の細分化・客観化による組織化、それらをいくつかのレベルで管理し調整し統合化していく企業内の階層構造、(集権的職能部門組織)それを全体として動かしていくシステムティック・マネジメント、こういう原理は、すでに二〇年代までに成立していたわけでありませう。一九二〇年代にはさらに分権的管理組織が登場し、企業組織は一層合理化された形をとるようになります。会計・予算・財務あるいは市場調査などの専門家を補助手段として、トップ・マネジメント機構が成立します。それによつてビッグ・ビジネスは、短期的生産調整のみならず、企業活動にかかわるさまざまな外部的・経済的要因、例えば景気動向・国民所得の予想・需要動向・資本設備能力のよる要因を分析することによつて、長期的な企業活動の計画化と資源配分を行うことのできるような体制を整えてきた、と考へることができませう。

このような状況は一般的にいえば、「盲目的に作用する市場メカニズム」が支配する世界から、「管理という目に見える手」

への支配体制の大幅な移行がすでに生じていたとみることもできます。「大企業の支配力と経営者集団の支配、管理と組織化の拡大」が、経済的個人主義「レッセ・フェール保守主義をうち破つていくひとつのベースになるだろう」と考えられます。これをさしあたり、条件Iとしておきたいと思ひます。

三 企業内諸関係と経営のイデオロギー

さきにもみたビッグ・ビジネスの組織化の拡大・深化は、企業組織に関わるイデオロギーにそれに照応した変化を当然もたらすことになるわけです。企業内労使関係は伝統的には、生存競争の中で資質の差異によつて成功者と失敗者がわかれ、そこで命令すべき者とされるべき者がわかれてくる、という論理によつて正当化されてきました。規模の巨大化に伴つて企業は、合理的な組織原理に立脚した組織化をしたいに貫徹していきませうが、同時に労使関係についても、それに照応した新たな合理化が行なわれることとなります。この社会的要請に應じて、一九〇〇年代、一〇年代、二〇年代に圧倒的な影響力を及ぼすことになったのが、フレデリック・ウインスロー・テイラーを創始者とするサイエントフィック・マネジメントに他ならなかつたと考えられます。その理論の骨子は、労働過程における時間研究と動作の研究、それに基づく作業モデルの設定、それをつなぎあわせていくわけですが、企業の管理構造を、計画過程・組織過程・執行過程・統制過程という四段階に明確に区分した上で、それらを統合化されたシステムとして編成する。そして

このような組織化と合理化によって、ロスとむだを排除し、能率の極大化をはかろうとするものであります。そこでは、現代の企業組織化の基本原理となる標準化や分業化、あるいは、そういうといったものをふまえた組織化や計画化等々の原理が、緊密に結びあわされているのを見ることが出来ます。そして、科学的調査を基礎にして、経営者の専門家的な管理能力と、訓練と教育によって最大限に開発された労働者の能力とが組織的に結合されれば、巨大な富を実現することができ、労使間の対立は消滅して社会的調和状態が生まれてくるだろう——サイエンティフィック・マネジメントはこのようにいっていますが、それは、大規模組織体の組織原理を提出しながら、労使関係の問題を、「科学と合理性という中立的な場」を設定することによって解決しようとしたと考えられます。

社会哲学としてのその影響力は、非常に強力なものであります。大企業の黄金時代である一九二〇年代すでに、合理性・能率・組織化等々の概念は、アメリカの組織に関する觀念の支配的な地位を占めることになったということが出来ます。伝統的な生存競争の原理に代わって、科学と技術を絶対的基準とした諸個人の協力関係が強調される時代が、続いたわけです。

三〇年代には、さらに、このような基礎の上になつて、もうひとつ新しい理論が形成されてきます。これは、ヒューマン・リレーションといわれる理論です。テイラーの理論は、組織に関する新たな原理をうちたてたわけでありませんが、そこに前提されている労働者は、「賃銀の極大化を唯一の目標とする個人」

でありました。ですから、経済的刺激のみによって労働者を動機づけることが可能であるとされてきたわけです。これに対してヒューマン・リレーション学派は、労働者を、経済的刺激のみに反応する個人としてではなく、かれらの仲間との自然的な共同や連帯感で行動するような、固有の感情と社会的要求をもった個人として示すこととなります。複雑化し統合化された産業組織は、労働者の自発的な協力を必須の条件としますが、そのためには、経済的以外の方向への動機づけによって労働者の共同的活動への欲求を満たすことができるような、主体的動機づけを行う環境をつくり出す必要が生じる。自発的で協力的なチーム・ワークをつくる必要があるであり、そして、ここから自発的な協力関係が生み出されるかどうかは、経営者の組織的なリーダーシップにかかってくる。このようにヒューマン・リレーション論は、新たな労働者観とそれに対応する自発的な協力和チーム・ワーク、あるいは経営者の組織的リーダーシップ等々を提出することによって、経営管理の官僚制化というか、あるいは組織化という状況に適合的なイデオロギーをつくりだしたと捉えられます。

以上のふたつのイデオロギー、サイエンティフィック・マネジメントとヒューマン・リレーション論は、経済的個人主義に基づくレッセ・フェール保守主義を、内から克服すべき動因となると考えることができる。これを条件Ⅱとしておきたいと思えます。

四 ニューディールの進展と新たな諸関係

以上ふたつがベースとしてあるわけですが、ニューディール期を考えてみますと、さらに大きな要因というのが当然あるわけで、それは、ニューディール期に進展した経営にとって外的な条件だったと思うわけです。

大恐慌を契機として、二〇年代のビッグ・ビジネスを核とした一元的な社会編成は崩壊して、ローズベルト政府が遂行した救済、復興・改革のための諸施策が、いくつかの領域で、社会諸階層の組織化を著しく進めることになりました。それは、三つの領域に分けて考えることができます。

ひとつは、大恐慌の影響がとりわけ深刻だった農業部門です。ここではローズベルト政府によって、政府の援助とそれをベースとした減反政策と価格支持のパターンが作り出される。さらに過剰農産物については政府が買い上げるといような、政府と農民との太いパイプができてくる。このように三〇年代は、支配的農民層を中核として、農村の組織化が著しく進行し、ビッグ・ビジネスに対するビッグ・アグリカルチャーのよいうな、強力な組織体が確立してくることになりました。もうひとつは労働組合運動ですが、これについても同じような変化がみられるわけで、ローズベルト政府の労働者に対する好意的な姿勢もあって、労働組合運動はこの時期ものすごく進展します。三五年に全国労働関係法ができ、三七年には、最高裁でその合憲判決がでるといような制度的援助もあって、労働組合は、

ストライキ闘争を通じてこの時期に制度化されることになりました。これを結果としてみれば、ビッグ・ビジネスの固有の領域には内包しえない、その点では外部的なビッグ・レーバーという巨大な組織が成立する状況であります。

それから、これ以上の大きな変化は、連邦政府の巨大化、それを支えた大衆・農民、労働者の組織化は、自立的な運動としてのみ完成されたわけではなくて、政府諸機関の積極的な援助がたえずあったわけですから、これが必然的に、政府機関の拡大をもたらすということがあります。さらに、ニューディールの最大の問題は、経済活動が大恐慌以降崩壊状態にあり、その中で最高時一三〇〇万人にのぼる膨大な失業者が存在したことでしたから、政府は、連統的に救済対策を行なわざるをえませんでした。この中で政府機関は、急速な肥大化を余儀なくされてくるのです。三五年には社会保障法が制定されますが、これは、政府と大衆の結びつきを一層強めるとともに、政府諸機関を一層拡大・肥大化させることになりました。

このようにニューディール期には、ビッグ・ビジネスの外部でさまざまな組織化過程が進行するのでありますが、三〇年代末までには、新たに生成したこのような社会関係と組織は、旧態への復帰を不可能とするまでに既成事実化していたと捉えられます。ニューディールの改革のエネルギーがしだいに費消されて、保守派が勢力を回復する三八年以降にも、この関係が逆転される可能性はなかったのであります。ビッグ・ビジネスがいかにレッセ・フェールを唱え、政府の官僚制的支配あるいは赤

字財政支出の弊害、社会の集産主義化あるいは自由の危機を絶叫しようとも、この社会的変化は、新たな社会の方向づけを構想するための、絶対的前提となっていたということができま
す。これを条件Ⅲとしておきたいと思ひます。

五 戦時体制とケインズ主義

ところで、ビッグ・ビジネスのイデオロギー転換が生じたさいには、これまでに起きた条件のほかに、つぎのような事情が三〇年代末までに生じていたということを、指摘しておきたいと思ひます。まずひとつには、三七年以降ビッグ・ビジネスとの鋭い対立の中で、ローズベルト政府はしだいに改革のエネルギーを費消してきた、という状況があるわけです。試行錯誤的に進化したニューディールの改革の試みは、さきに述べましたように、新たな社会関係を生みだすことになるとはいへ、アメリカに伝統的な反国家主義的、あるいは個人主義的な心情をのりこえるほどに強力なイデオロギーを、展開することはできませんでした。したがってそのエネルギーの衰退とともに、保守派の勢力回復という状態、それから、改革に疲れたアメリカ国民の伝統的価値観へ帰ろうとする意識状態が、ここに生まれたわけです。これを条件Ⅳとしておきたいと思ひます。

つぎにナショナル・ポリシーの次元では、ビッグ・ビジネスは三〇年代に硬直した反体制の姿勢をとり続けるわけで、その限りでは、調査と政策立案のための専門家集団を配置した現代的機関を整備する必要は、感じられていなかったということ

指摘することができます。それは、プリミティブな世界観の次元で問題を「解決」することができた、ということによると思ひます。この状態をビッグ・ビジネスの立場から官僚制的支配として批判し続けた、政府の巨大化した国家機構と対比すると、その差異は著しかったと思われる。政府の巨大化・肥大化という変化の担い手は、高等教育の中で高度に訓練された専門家集団にほかならなかったからであります。この点からして、ビッグ・ビジネスが、政府の政策形成にポジティブな影響力を行使しえなかったのは当然でありました。

しかし、このようなビッグ・ビジネスの支配的潮流に対する不満が、その内部から、新たな方向を模索する集団の形成を促すことになるのも、自然の勢いであつたといえます。三〇年代には圧倒的に少数派であつたとはいへ、レッセ・フェール資本主義の失敗と改革立法の必要性を主張し続けたリベラルなグループ、三五年以降に生まれた赤字財政支出の不可避性とケインズ政策を主張するグループ、さらに、単純な世界観のレベルを脱却してナショナル・ポリシー形成を、専門家の技術と知識に基礎づけるべきことを主張したグループ、これらの少数グループが、ビッグ・ビジネスの中に生み出されていたわけです。これらのグループの動きは、三〇年代にはわずかな影響力しかもちませんでした。戦時体制という非常事態の中で、ビッグ・ビジネスの新たな方向を呈示しうるための主導的な役割を演じる可能性を秘めていました。ここに、イデオロギー転換を主導することのできるような担い手が、形成されてきたという事実

が見られます。これを条件Vとしておきたいと思ひます。

これまでにとりあげた五つの条件が、ビッグ・ビジネスのイデオロギー転換を決定づけるためには、それらの諸条件をそれなりに整合化された形で結合しうる特別の契機が必要でした。新たな社会的統合のイデオロギーが、ビッグ・ビジネスのもとに形成されるためには、それらを結びあわせる場としての戦時体制という特殊な状況と、結びつけるイデオロギー的な力としてのケインズ主義が、不可欠であったと考えたいと思ひます。

まず戦時体制についていいますと、戦時体制は、三〇年代には対立していた政府とビッグ・ビジネスの協力関係を、不可欠の条件とすることになります。ローズベルト政府は、さきに述べた条件IV（政府の改革の展望がしだいに失なわれてしまうこと、アメリカ国民の改革への熱気がしだいに失なわれてくること、保守派の勢力の回復）に規制されて、実業界の支持をうけるために、改革の進行をストップし反トラストの産業規制を緩和するという方向で、和解の場を作り上げることになります。

戦時体制における政府とビッグ・ビジネスの協力体制は、改革の問題を棚上げにして、問題を生産拡大という次元に限定することによって、実現されたといふことがいえます。「戦時生産局」を主導したビッグ・ビジネスは、この問題をみごとに解決することができたのでありますが、このことが、大恐慌以降失なわれていたアメリカ国民のビッグ・ビジネスへの尊敬の意識を、再び生み出すことになつたのであります。経済成長とその担い手としてのビッグ・ビジネスという、戦後につながる国民的意

識の基礎が、戦時体制の中で作り上げられることになります。

つぎにケインズ主義の問題ですが、ニューディールの開始以降ケインズは、イギリスからローズベルトに熱狂的な讃辭を送り続けたわけですが、つぎの点については、ローズベルト政府に軌道修正をするように勧告してました。それはつぎの通りであります。まず「ローズベルト政府は、復興と改革という二重の運動を同時に遂行しようとしている」。ところが「賢明にして不可避の改革であつてさえも、資本家の反感を強め、経済活動の低下を招くから復興を妨げるということになる」。「ローズベルト政府のあまりにも多くのエネルギーが、改革に費やされてゐる」。「まず復興を最優先する。そのためには、大規模な公共事業への政府支出によつて、失業問題を解決する。これもつとも重要である」。このように述べたわけですが、この点からすれば、改革の棚上げを前提とした戦時体制は、アメリカにケインズの想定した絶好の状況が生み出されたことを、意味していると思ひます。四〇年末にケインズは「私の主張の正しさを証明するのに必要なほどの規模で、財政支出を組織することとは、資本家の民主主義制度では、戦時体制のもと以外では政治的には不可能である」と語るわけですが、逆にいえば、この戦時体制のもとで、巨大な政府の赤字財政支出が不況と失業の問題を解決できるということが、証明されたわけですが、

ただ、私がここで注目したいのは、このような事実よりも、ケインズのアメリカ的受容が、ビッグ・ビジネスの地位の回復と並行して果たされたという事実です。ビッグ・ビジネスのケ

インズ受容は、社会経済的政策構想のための独自の機構を想定することによって、行なわれることとなります。四二年に「経済発展のための委員会」が結成されましたが、これは、さきに述べた三〇年代に形成されたりベラルな少数の諸集団(条件V)が統合されて、政策形成とイデオロギーの主導的地位にたつたことを意味しています。この組織は、経済的安定には政府の果たす役割が非常に重要であるということの基本認識として、そこから戦後の進むべき方向を構想しようとした組織でありました。注目すべきことは、組織内での調査部門が重視されるとともに、大量の専門家集団が政策の立案・形成を担うという体制が、ここに作り上げられたことであります。収集された各企業のデータが専門家集団によって、統合化されたプログラムへと加工され、それに基づいて政策のための勧告を行うことができるとが得意な組織を、ビッグ・ビジネスはここで確立したということができると思います。これまでにもみた組織化の社会的進展に適合した、政策形成のための新たな組織の誕生が、ケインズ政策のアメリカの受容を可能にし、このような状況においてビッグ・ビジネスは、つぎのようにのべることができました。すなわち、「資本主義は変化するものであり、レッセ・フェールの時代は終わって、資本主義は新たな段階に到達したのだから、我々はニューディールをうけいれなくてはならない。」これは、非常に重要な点だと思えますが、つぎに、四四年一月にローズベルトは、「経済的権利の章典」とも呼ばれる議会演説を行ないました。真の個人的自由には、経済的安定と保障あるいは独立が不

可分であり、繁栄と社会的保障のための場が、すべての国民に対して確保されるべきであり、この経済的権利は、政府によって達成されるべきである。このような宣言を行なうわけであり、このような意識が、戦後のアメリカ国民の国民的コンセンサスとなったことは、ニューディールのもたらした社会的変化に、ビッグ・ビジネスも従う決心をしたことを示していると思えます。

しかしながら、戦時生産の遂行あるいは戦時から平時への転換の過程が、ビッグ・ビジネスの指導性の回復とともに行なわれたということは、戦後の新たな地平が、最初にちよつと問題にしましたように、進んだ政府の立場にビッグ・ビジネスが追いつくという単純な形で、開かれたのではなかったということを考えなければならぬと思えます。ケインズは、ローズベルトとビッグ・ビジネスが鋭く対立しているという状態を懸念して、つぎのようなことをいっています。すなわち、「実業家は、自分の固有の領域では進取の気風に富み、すばやく変化に適應できるが、より広い社会経済的政策の次元では、保守的であり因習を固執する」。ケインズは、このように実業家を特徴づけたあと、ローズベルトに対して、「かれらを狼や虎のようにではなく、生まれつきの家畜であるかのように扱えば、望む通りにかれらを動かすことができる」と説いたわけですから。

しかし、アメリカには、これまで述べたように、このような状況は生まれなかつたのであります。レッセ・フェールの信条の放棄・ケインズの受容を主張した「経済発展のための委

員会」は、ケインズ左派といわれるグループとの対立に勝つことによつて、ケインズを受け容れたという事情があります。三〇年代の末期から政府機関の中に、しだいにレフトケインズアーンといわれるグループが成立してきました。このグループは、戦後の体制を、ニューディールの一層の推進、政府の介入と計画化として構想する。あるいは、福祉政策を大幅に拡大するという方向で構想したのですが、ビッグ・ビジネスの指導権回復を背景とした「経済発展のための委員会」の地位は、この方向づけを阻止することによつて確保され、それが、戦後のイデオロギー形成の重要な要因となつたのであります。政府の新たな役割を認めるにしても、その官僚制の拡大を最小限におさえる、あるいは、自由な企業・私的イニシアティブ・自由市場経済を信頼する等々の主張が、この段階でビッグ・ビジネスからなされるわけですが、これは、レッセ・フェールをのりこえた段階での、すでに成立した社会的諸階層の組織化と、組織化・合理化・巨大化ビッグ・ビジネスの活動に適合的なイデオロギー的表現となつたのではないかと考えたいわけですが。新たなイデオロギーが、組織性と科学性に基づいて展開される地平が、ここにはじめて開かれたと考えたいと思います。

結 語

以上の考察をまとめてみますと、三〇年代を通じてレッセ・フェールの主張が続くわけですが、それに対してビッグ・ビジネスの組織化・管理化・専門化・統合化という流れ(条件Ⅰ・

Ⅱ)が、それとずれた形で進行するわけです。それに対して三〇年代には、ニューディールの諸施策を通して、社会諸階層の組織化と連邦機関の肥大化・官僚制化・専門化の流れ(条件Ⅲ)が生じ、さらに三〇年代末になると、保守派の復権という状況(条件Ⅳ)と、イデオロギー転換の担い手の登場(条件Ⅴ)、これが生じてくるわけです。これが戦時体制という場とケインズ主義の力によつて、イデオロギー転換を完成させる。このような流れとして整理することができるのではないかと思います。

以上が報告の要旨ですが、以上の変化をどのように意味づけるかということ、感想めいておりますが、最後にいっておきたいと思ひます。ビジネスの立場からケインズのアメリカ的内容を積極的に推進し、ビッグ・ビジネスのイデオロギー転換の原動力となつた「経済発展のための委員会」は、社会経済的政策形成のための固有の組織であつたわけですが、それは、世界観の次元から一定の距離をとつた科学的調査を基礎にして、そこから、経済その他の専門家集団が、社会経済的政策を立案し公式化するという機関でもありました。このような組織によつてイデオロギー転換が主導されたという事実から、つぎのような意味を汲み取ることができないのではないかと、私は考えています。

大恐慌に至るまでに進行した、ビッグ・ビジネスの個々の領域での組織化・専門化・官僚制化は、三〇年代にはぼんやりしております。そして三〇年代のニューディール期の中で、それ以外の経営にとつて外的社会諸階層の組織化が行なわれ、それらを結

びあわせる連邦政府の組織化・専門化・官僚制化が進行したわけです。これらふたつの流れの緊張関係を和解させるような形で、イデオロギーの転換を主導することができたのは、戦時体制下でのビッグ・ビジネスの国家的レベルでの政策形成あるいは、イデオロギーの方向づけを担う機関の、組織化・専門化の流れが進んだことによると考えられます。ケインズ主義の受容は、一般に、国家の経済政策あるいは社会政策を考えるさいに、専門家集団を不可欠の担い手とすることになるからであります。アメリカの一九二〇年代が、「国家的経済政策立案のためのアマチュアの最後の時代」だったとすれば、ビッグ・ビジネスはこのような展開を通して、アマチュアの段階をのりこえることができた、こんな感想をもったわけです。

もうひとつは、このような組織化の深化を背景にして形成される新たなイデオロギーは、必然的に、官僚制的あるいは科学的・専門家的価値観のニュアンスを、色濃くとどめることになるということです。政治的イデオロギーは、むきだしの形をとることなく、専門家集団の洗練された加工技術を経て、科学的装いをまとった政策的提言として示されることになりました。

ケインズは、改革という問題を考えるときには、「個人のインシアティブあるいは自由とか独立・民主的の制度を阻害することなく、改革を達成しなければならない」と主張しています。これをケインズは、「ローズベルトを肯定的に評価する中で述べているわけですが、このようなケインズをビッグ・ビジネスがアメリカ的に受容したとはどのようなことかと考えてみますと、

つぎのことがいえるのではないかと思います。すなわち、ケインズの受容とともに、すでに確立された科学・管理・効率とか組織化に基づく、巨大な諸々の組織体の不整合性を、社会的イデオロギーのレベルで矯正することができるようイデオロギーが、形成されてきたのではないかとということです。

ケインズの受容とともに、「ジエネラル・インタレスト」という概念が、非常に重い意味をもって強調されることになりましたが、科学的調査と分析とそれに基づく政策とに支えられた「ジエネラル・インタレスト」は、高度に組織化された諸領域の不整合性と圧力が生みだす複雑な問題を被いかくすような、機能を果たすことができたのではないかと。一方で、政府の経済的責任あるいは、個人のもつ経済的保障・安定というイデオロギーと、他方での、ビッグ・ビジネスが三〇年代までにすでに確立していた効率・能率・合理化といったイデオロギーが、ジエネラル・インタレストという言葉で不分明に和解させられるような場が、戦後切り開かれることになったのではないかと。ビッグ・ビジネスが作り出した世界(条件Ⅰ・Ⅱ)と、三〇年代に強力に構成されたいくつかの組織体との和解、それと少しレベルはちがいますが、政治と福祉との不分明な和解、この非常にあいまいな観念が、戦後のアメリカのイデオロギーをつくることになったのではないかと、そしてそれを担ったのがビッグ・ビジネスだったのではないかと、こう思っているわけです。

ビッグ・ビジネスの威信は、戦後の経済成長によって一層高められて、アメリカ国民のそれに対する信頼・信仰は再び復活

することに成ります。戦後のビッグ・ビジネスの主導下に開かれたイデオロギーの地平は、経済成長を不可欠のあるいは絶対の条件とした、両者の非常に不分明な結合によって成立したものではありません。ビッグ・ビジネスの構築された巨大な組織と、集中化され巨大化された政府との関係する領域が新しい段階に入ってきたこと、これがイデオロギー転換の背景となったのではないか。こんな感想を持っておられます。

野村達朗（愛知県立大学）

① ビッグ・ビジネスが一貫して反ニューディールの姿勢をとったとするならば、ニューディール政権の方は反ビッグ・ビジネスだったと理解してよいのか。これは単にニューディール政権のみならず、二〇世紀アメリカの改革的政権（革新主義以来）全体の性格づけに係わる問題である。

② ビッグ・ビジネスのレッセ・フェール主義からの転換はもっと早くから。（二〇世紀初頭から）開始されていたと考えるべきではないか。

小林 三〇年代のニューディール期に、ローズベルト政権が一貫して反ビッグ・ビジネスであったかどうかという御質問ですが、報告の中では、持ち時間の関係もあって、この点はかなり大雑把に扱いました。ニューディール政策の出発点には、全国産業復興法体制がありまして、これは明らかに、コーポレイティブ・リベラリズムとの結合が構想されていました。そこでは、調和とか協調とか協力という関係によって、産業の復興を

めざそうとしました。ところが、これは簡単に破産して、政府内の協力派は、三四年以降影響力を失い地下に隠れてしまいました。そして政府内のニューディラーの中では、ビジネスに対する統制派が一九三〇年代の後半では強力だったのです。ニューディール政策の推進ということでは、政府の中には、ビジネスとの協力派もあったのですが、それは政府を動かしていく力にはなりえなかったのです。むしろ協力派が勢力を回復してくるのは、戦時体制に入ってからのことでした。

それから、ビッグ・ビジネスのレッセ・フェール資本主義からの転換は、二〇世紀初頭にさかのぼるのではないかと御質問ですが、たしかに二〇世紀初頭のコーポレイティブ・リベラリズムは、協調路線だったわけです、これは二〇年代には、ウェルフェア・キャピタリズムといわれ、労働者の生活条件を改善するとか、ショップ・コミティや従業員代表制を作るとかして、生産体制の中に労働者を包み込むことによって、新しい企業組織に合致するような組織を、企業内に作りだそうとするものでした。しかし、これがめざした重要な点は、生産効率を上げるといふことではありませんが、それ以上にむしろ政治的な問題でした。すなわち、企業の外に出ている独自の力を求める労働組合を崩していき、それを企業内だけに包摂するかというのが、重要な問題だったわけです。これは、三〇年代における労働組合の結成とは、まったく次元を異にした問題であり、このような問題状況をこえたところに、ニューディール期の転換を捉えたいと考えております。そうなってくると、二〇世紀初

頭からの革新運動の中で形成され二〇年代に至るリベラリズムと、ニューディール期に位置を確定され戦後にひきつがれる体制とは、切断として考えた方がいいのではないかと思ひます。

私は、企業内での変動それ自体よりも、社会組織化の変動とそこにおける企業の位置を問題にして、ビッグ・ビジネスのレッセ・フェニール資本主義からの転換を捉えたかったので、その点では、問題の見方が若干異なっていると思ひます。

早坂忠(東京大学) ビッグ・ビジネスのイデオロギー転換というとき、(言葉でいえば、それは何から何への転換なのか。ケインズ主義のアメリカ的受容というときの、受容の主体は何か、また、その受容は事実問題としての受容を意味するのか、それとも、意識的・肯定的受容を意味するのか。ケインズ主義のアメリカ的受容とビッグ・ビジネスの威信の回復は並行しておこったといわれるが、この並行的生起は、偶然なのかそれとも多分に必然的なものなのか。

小林(第一・第二の質問に対する解答は、部分的にししか録音されていますので、割愛させていただきます)。偶然か必然かという御質問ですが、これも、もう少し考えてみないと何ともいえませんが、戦時体制が非常に大きな意味を持っていたと考えております。つまり、戦時の経済の計画化・全体の資源配分・労働力の配置を考へるときには、当然、レッセ・フェニール体制は成立しえない。もし新しい方策をとらないと、ニューディールはさらに進み、連邦政府の産業への介入はさらに強くなる。したがって、ビジネスの主導権のもとに新しい体制を構

想するためには、連邦政府の政策に対置できるような立場からの、ビジネスの政策を作りだすことが必要である。このような危機感が、ビッグ・ビジネスの中に生まれてきたのです。やはり、戦時体制の体験とその体制の中で要請されてくる諸階層の協力関係が、ビッグ・ビジネスの転換を促していったわけですから。もちろん、戦争が起ったのが必然かといわれれば、これは偶然(国内の政治経済にとっては外的条件)なので、この限りでは転換は偶然であります。戦時体制に対する対応としてみれば、ビッグ・ビジネスの転換は、必然的対応であり、その限りで必然的であったと考えております。

L・T・ホブハウスの社会思想

—最近の研究動向に寄せて—

〔報告〕 英 明

〔司会〕 城 塚 登

司会 それでははつきつづきご報告をお願いしたいと思えます。レオナード・ホブハウスの市民社会思想という題で、新潟大学の英明会員にご報告をいただきます。

英 英と申します。私の報告は、すこぶる初歩的なものでありまして、応募してから後悔しているような次第です。テーマが大きすぎて消化不良でもありますので、まずレジメの(1)の問題について、てみじかに自己紹介めいた感想を申し述べ、次に(2)の問題にかかわるいくつかの事柄に触れるといった内容で、報告に代えさせていただきます。

私はウェーバーを読んでいた関係で、いわゆる世紀転換期ヨーロッパの社会と思想をどうとらえるかという問題に興味を感じております。この問題については、ご承知のようにヒューズの研究以来「実証主義への反逆」という言葉が定着しておりま

す。ヒューズの『意識と社会』は、ドイツ社会理論の優越性を認めたくえで、これをモデルにして、「合理主義と非合理主義の相剋」の様相を非常にうまくとらえておりますが、その反面、デュルケームの位置づけなどに関しては、なお検討の余地が残っているのではないかとくにポルドー大学時代のデュルケームに見られる、実証主義の批判的再生への熱情などを扱う場合には、もうすこし別な観点が必要になるのではないかと、というふうなことを感じます。(この別な観点なるものについては、レジメに追記した拙稿で多少とも触れましたので、ここでは深入りしなくておきます。)ところで、世紀転換期ヨーロッパの社会思想に関連する古典的業績として、パースンズの『社会的行為の構造』があげられますが、そこでは、大陸社会学理論の積極的な位置づけとはうらはらに、イギリスについては経

済学者のマーシャルが不承不承に同列におかれるにとどまっております。この点についての不審感がきつかけで、ホプハウスにあたってみる気になったわけですが、調べてみますと、すでにイギリスの研究者たちが、このパーソンズの構図を意識して、当時のイギリスにおける「社会学の貧困」という問題をとりあげていたことがわかりました。この動きは、一九五八年にロンドン大学で行われたN・アナンの講演に始まるようですが、その後七〇年代に入りますと、パーソンズからの脱却を含みに、イギリスにおける自由主義と社会学の独自の結びつき方に焦点が向けられてまいります。(研究史のより詳しい内容については、前掲の拙稿にゆずります。)
 さて、そうした最近の研究動向の中で注目される点の一つは、ホブソンやホプハウスを含む一八九〇年代の新自由主義が、これまでよりもずつと前景に押し出されていることにあるように思われます。周知のように、一八七、八〇年代におけるイギリス自由主義の転回については、ミルからグリーンへという線で、「理想主義による自由主義の修正」として説明されるのがいわば通説でありまして、この場合には、グリーンの一八八〇年の講演がその里程碑とされておりまして、こうした通説の形成にもっとも貢献したのは、おそらくE・バーカーでありましょう。彼は、晩年のミルのコント批判の趣旨をそっくり継承するかたちで、「コントの教説に従ったイギリス実証主義者たち」の「権威主義」的傾向をきびしく指摘する一方で、八〇年代の新思潮が、「外的勢力のはたらきかけによって」というよりも

むしろ個人主義自体の内的発展によって」形成されたことを、強調しております。

これに対しまして、最近の諸研究は、八〇年代の自由主義的知識人が反レセリフェール路線に転じた原動力を、より多くフランス社会思想の影響に帰しているようです。この新傾向を代表するのは、おそらくW・ウォルフでありましょう。彼は、おもに初期フュビアニストたちの思想的遍歴の跡を詳しく検討して、八〇年代のコレクティヴィストたちが、いずれもコント主義を梃子にして「社会主義」思想を形成していった過程を浮き彫りにします。そして、こうした「実証主義への道」が、彼等ばかりでなく「八〇年代の自由主義的知識人たちにおなじみのコース」となりえた理由として、コント主義における道徳優位の社会変革理念、全資本の公共的管理や社会奉仕的労働観に盛り込まれた社会的連帯の思想が、その「科学的合理主義」とともに、当時の新世代の急進主義的知識人の危機意識と、知的にも感情的にもきわめて適合的な関係にあったことを、指摘しております。但し、ウォルフがこのようにコント主義の決定的な影響を強調するのは、八〇年代にそれが果たした「転てつ手」の役割に關してだけでありまして、そのうえ、コントの社会再組織構想は必ずしもまるごと受容されたわけではないという、留保も付されております。また他方では、倫理と政治の不可分性を強調するような思想に彼等が敏感に反応したのは、もともとと彼等が「ミルやグラッドストンの偉大な伝統」を継承していたからである、といった別筋の議論(M・フリーデン)なども

ありまして、難しい問題です。しかし、いずれにしてもこの新説は、少なくとも、八〇年代の自由主義における新旧世代の相違を基本的に明らかにしている点で、きわめて示唆的であるように思われます。その後にも、たとえばG・ジョーンズは、グリーンの没後オクスフォードの第二世代の青年たちが「師の思想を生物学的進化理論に接合しようとする企て」を始めていて、彼等の基本的志向がスベンサー、コントの「科学的合理主義」や進化史観に向かっていたことを、指摘しております。

フリーデンの著書の冒頭に、「ミル以後のイギリス自由主義は、これまで正当な扱いを受けていなかった」、そして「たいていの教科書や概説書はグリーンで終ってしまっている」と述べられていますが、最近の諸研究がどこまでその穴埋めに成功しているのか、門外漢には見当がつきません。ここでは、一九一一年の二著を頂点とする前半期のホブハウスについて、その思想的遍歴の道筋をひとまず大まかに整理してみるといって、消極的な作業にとどまります。この作業の趣旨は、とりわけグリーンと前半期のホブハウスとの間の距離がどのくらいか、まずは測定してみようということでもありますが、使うものさしの方の精度には保証がありません。ところで、それとは別に、以前からホブハウスにつきまわっている評価の問題がありますので、ついでに触れておきます。それは、彼の理論や思想の少なくともかなりの部分は、要するにスベンサーやコント、ミルやグリーンなどを材料とした寄せ木細工にすぎない、といったネガティブな評価でありまして、その源は、またしてもパーカ

ーにあるようです。もちろん、ホブハウスの後継者であるM・ギンズバークや、その門下生R・フレッチャーなどは、こうした評価に徹底的に反論しております。しかし、これもまた、解釈と評価の絡みあう面倒な問題です。『自由主義』という著作を高く評価するマルクレーゼやミルズの場合、評価の根拠は、そこに受け継がれているイギリス急進主義の伝統におかれておりますが、そのこと自体が彼等の急進主義を反映している、といった事情もあります。いずれにしても、道筋を整理してみることで、こうした問題についても判定の手がかりが得られるかと思えます。

以上のようなことを含みにしまして、ホブハウスの思想的発展の跡を追ってみますと、一九〇〇年の前後およそ数年間が、前半期における屈折点にあたっているようです。これに経歴の概略をあてはめると、こうなります。彼は、一八八三年にオクスフォードに入学し、八七年に卒業します。その後母校の教職に就きましたが、九七年にオクスフォードを去り、「マンチェスター・ガーディアン」紙の論説委員になります。そしてボーア戦争後の一九〇二年に、ロンドンに出てきます。この時期に、イギリス社会学会設立の動きに積極的に関与し、一九〇七年に、ロンドン経済大学の社会学教授に就任することになります。この経歴を三分して、オクスフォード時代、マンチェスター時代、ロンドン時代とよぶとしますと、マンチェスター時代が屈折点にあたります。

オクスフォード時代のホブハウスについては、グッドラッドス

トン派の急進主義者」として、S・ウェップとほぼ並行する線から出発したことだけを指摘しておけば、足りるかと思えます。ただ、彼が早くから政治的急進主義に傾いたことには、家庭環境が絡んでいます。ホブハウス家はかなりの家柄で、彼の祖父の代に政府の高官となり、彼の叔父アーサーも、グラッドストーン派の法曹家として輝やかしい経歴を残し、後に爵位を授けられます。そしてこの一家は、ポッター家と姻戚関係にあります。ところがホブハウスの父親は「すぐれた家系の不出来な一員」(S・コリーニ)で、国教会聖職者として長年下積み勤務を続けながら、家庭では鉄の規律の家父長的支配者であり、政治的保守主義のかたまりでもあったようです。そのためホブハウスは、幼時から父親に反発しながら叔父に私淑しており、ここに、政治的急進主義や精神的世俗化への素地があったと思われれます。また、これと関連して、コント主義との親近関係があります。イギリスにおけるコント主義の歴史は相当に複雑ですが、七〇年代の後半あたりから、それは「経済学か社会学か」の新しい論議のなかで、社会改革運動の有力のイデオロギーとなり、八〇年代には、実証主義運動の一方の指導者、ハリソンやブリッジズによって展開されます。ポッター家関係では、C・ブースとビアトリスがその影響を受けております。ホブハウスは、おそらくこの関係で「実証主義協会」のメンバーと親交を深めていったらしく、後にはブリッジズの義妹と結婚し、コントに関する彼の知識は、おもにブリッジズ経由のものであったと言われております。

社会主義の復活を以て始まり、「新労働組合運動」のたかまななかで、貧困問題の解決をめぐるコレクティヴィズム論争が盛んになった八、九〇年代において、急進的とは、とりわけ国家介入政策や大衆運動の支持を意味していたようですが、オクスフォード時代のホブハウスは、学生としても若手教師としても、自由主義急進派の立場から、そうした社会問題に積極的コミットしております。『労働運動』はその所産ですが、そこでは、諸組合運動への楽観主義的な期待を基調として、S・ウェップに倣うかたちで「富者と貧者という二つの国民」論や不労所得論などが展開されています。またこの時期に、「自由主義者たちには、中産階級の利害関心を選ぶか、それとも、幾百万の働く人たちの環境改善という最大の国民的利害関心を選ぶかの、二者択一しかない」といった発言が見られます。そしてまた、「同じくアソシエーションである地方自治体と国家とは規模が異なるだけであって、民主的な国家の場合には、われわれの国家であるということが真のアソシエーションの原則になる」といった、ラディカルな国家アソシエーション論が述べられております。

マンチェスター時代以降になりますと、そうした楽観主義的な基調が変化を見せ始めております。目についた表面的なところを拾い上げてみますと、たとえば『民主主義と反動』においては、国家というアソシエーションの特殊性への言及が見られますし、とりわけ、自由主義とコレクティヴィズム(＝社会主義)との間に一線を画そうとする姿勢が、目立ってきます。両

者が「相互補充関係にある」といった微妙な表現が使われると同時に、「イギリス社会主義のある種のもの」がコレクティヴィズムに生じやすい歪みを示しているといった、当てこすりめいた言葉にもぶつかります。そして、『自由主義』に至りますと、「役所社会主義」および「機械的社会主義」なるものが、「自由主義とはまったく関係のない社会主義」として、積極的な批判の対象になってきます。但し、そうした批判の具体的内容や背後の諸事情は、今の問題にはなりません。興味がありますのは、そうしたコレクティヴィズムに対する批判的な姿勢と表裏のかたちで、「有機的進化」をめぐる議論が出てくることでもあります。この表と裏は、一八九八年に『国際倫理学雑誌』に発表された「コレクティヴィズムの倫理的基礎」という論文の中で、一緒に扱われております。ホブハウスの理論や思想を一面で特徴づけている「有機的原理」もしくは「社会調和」の概念は、そうしたかたちで姿を現わしてきます。「有機的原理」は、「静学的」には社会的協同原則を支える「有機的社会の概念」で、グリーンらの「共同の善」も、これに吸収されることになります。またそれは、「動学的」には、競争原則を協同原則におきかえてゆく過程を意味します。従って、「進化と進歩とは同じものではないが、しかし進化の諸過程の中には進歩とよべるようなものが存在する」ことにもなります。その場合、ホブハウスは、こうした「有機的原理」が実現されてゆくために不可欠の契機として、「人間の道徳意識」をあげます。そして彼は、そうした道徳意識の理想を、コントの「ヒューマニテ

ィの概念」に見出しております。彼自身の言葉によると、「グリーンらの『精神的原理』が……『経験的』な真理を示す」としなら、これである、ということになります。そうした「有機的原理」の原点が「心の進化」で、またその歴史的展開の諸相が『道徳的進化』で、それぞれ扱われております。

このように、機械論的進化論を有機的進化論に組み替える企ては、レセルフェール原則の害悪が強く自覚されてきた八〇年代後半あたりから、ひろく知識人たちに共通の関心事になっておりまして、その著名な例はハックスレーの論文集『進化と倫理』であります。そして、こうした共通の関心がオクスフォードの第二世代に定着していたことについては、すでに述べました。少なくともそこに一つ、グリーンらの世代と彼等との基礎体験世界の違いがあるようです。また、ホブハウスは晩年に、「もし神が存在するとしたら、それはヒューマニティであろう」と述べておりますが、この言葉は、彼が一八九〇年代の知識人であることを、より明確に示唆しているように思われます。また他方で、ホブハウスが、彼の構想のいわば統合点をコントに求めたことから、彼の「社会調和」概念は、「各個人の利害関心」と「全体の利害関心」との「調和」というミルの思想と、多くの面で重なり合いながらも、一味違ったものになっているようです。

最後に、もう一度新自由主義の問題に戻ります。最近の諸研究によりまして、九〇年代の新自由主義は、少なくともその出発点において、輪郭のかなりはっきりとした組織をもっていた

ようでありまして、この点でも、グリーンやチェンバレンの、七、八〇年代のそれと異なっているようです。一八九三年に結成された「レインボー・クラブ(虹の会)」が、それです。たいしては三〇歳前後の若手の自由主義者が、社会問題や労働問題を討議するために、定例集会を發足させたというのが、この会の始まりで、名前は、会場にあてられたロンドンはフリート街の酒場にちなんだものだそうです。一八八六年以降の総選挙における低落傾向の反作用で、当時は自由党の再活性化をめざすさまざまな小グループが結成されましたが、この会が最有力であったとのことです。結成当時の会員は二十数名で、オクスフォード出身者が相当数を占めており、全員の名前は分かりませんが、いわゆる知識人のほかに、数名のフェビアン協会員や若千名の聖職者を含んでおります。ホブソンの名前はどの文献にもありませんが、ホブハウスと「マンチェスター・ガーディアン」の編集者S・C・スコットの二人の名前が、見あたらない文献もあります。また、結成に当ってフェビアン協会の側が演じた役割に関しても、必ずしも記述は一致しておりません。このグループは、自由党国会議員の急進派にかなりの影響力を及ぼしていたようで、ホブハウスも一八九九年に候補者リストに載せられていた、ということです。一九〇六年の総選挙では、この会から一〇名の当選者を出したとあります。

「あらゆる種類の進歩的意見をもつ人びと」を結集するといふ趣旨のこの会は、設立者たちの署名した算書を残しているそうです。

それによりますと、政治的、社会的な進歩について、合理的、包括的な意見をまとめ、将来の行動への綱領になりうるような、政治的、経済的な理論体系の作成を旨とするという趣旨のもので、今日混乱する思想状況の中で、社会改革を旨とする人々の集合地点を提供するというふうな趣旨のものであります。この「レインボー・クラブ」の特色は、社会問題の原因を個人に求めるのではなくて、広く、国家活動によって解決するという方向にあらわれている。そういう意味でいわゆる旧グラッドストーン派の自由主義ときわめて異なった考え方を持っていたのであります。

このグループは一八九六年から、『プログレッシブ・レビュー』という機関紙を出し始める。その頃から、ホブソンとホブハウスという二人の、いわば共同歩調が始まることになる。『自由主義』が書かれるまで平行して著作が出されます。例えば、ホブソンの方が、一八九一年に『貧困の諸問題』という本を出します、それに続いて、ホブハウスが『労働運動』を書きます。その後で、すぐ翌年九四年に、ホブソンが『近代資本主義の進化』を書きます。それから、一九〇二年、ホブソンの『帝國主義』が出ます。その二年後に、ホブハウスが同じように『民主主義と反動』という著作を書きます。それから間をおきまして、一九〇九年に、ホブソンが『自由主義の危機』という著作を書いています。この著作は、『インターナショナル・エンサイクロペディア・オブ・ソーシャル・サイエンス』という辞書ではなぜか、文献目録から抜けおちていますけれども、そ

の後に、ホプハウスの『自由主義』が出ます。そして、ぼほ一九一〇年を境として、ホブソンの方は経済学へ、ホプハウスの方は社会学へとというふうにわかれていきます。

以上、とりとめもない話でまことに恐縮であります。とりあえず『自由主義』という著作の構成に即して、結論めいたものを探すとしますと、ここでは、ミル、グリーンという伝統をもう一度ほりかえす方向での、自由主義の議論がなされ、それ以上からかぶさるかたちで、有機的原理とホプハウスが言うところの、社会調和という考え方が付け加えられまして、結局、ミルもグリーンも有機的原理を展開してきていたというかたちで『自由主義』という著作が作られてくるわけです。その社会調和という考え方は、一九一三年から後の著作で、一時、ヘーゲルのな考え方を導入するなかでかなり形而上学的な構成をとるわけです。そういうプロセスを、初期の著作から追ってまいりますと、客観的な条件と主観的な世界の内容とを、詳しく検討しなければなりませんけれども、ホプハウスの主観的な世界の中で言いますと、必ずしもそうでたために寄せ木細工というふうに批判されるような内容のものではない。結論だけを言いますと、社会学の理論としては、ホプハウスの理論は、あまり高く評価されておりませんが、少なくとも思想という点からみますと、ちょうどウェーバーが、当時の社会を、いわばネイションというものを上にかぶせるかたちで、統合していく、あるいは、デュルケームが有機的連帯という考え方で統合する。ホプハウスの場合には、それを、社会調和と社会進歩という考え

方で世紀の変わり目の社会を統合してゆくかたちをとる。少なくとも社会思想としてはそういうかたちをとっているのではないのか、と言えそうな気がするわけです。ただ、かぶせましたものがコント的なヒューマニティ思想の特殊イギリス版といったものになってゆく、そういうところに、ホプハウスの理論の特徴があった。一応結論らしきものは、そういうことであります。

司会 どうもありがとうございます。ちょっと司会者から確認したいんですけども、最初におっしゃった、ヒューズの実証主義への反逆という枠組みでは、フランスないしはイギリスは捉えきれないんじゃないかというご指摘があったわけですが。ホプハウスの場合は、オーギュスト・コントとの結びつきが非常に強いから、したがって実証主義的であると、そういうふうにお考えなんでしょうか。

英 実証主義という言葉の定義が問題となると思いますが、一言でいえば、いわゆる科学的な合理主義への信頼を、もしかりに実証主義というとしますと、例えばデュルケームの場合には、あるいはホプハウスの場合でもそうですけれども、まさにその新しい社会科学的研究というものが、今すぐでなくともどこかで、社会の現実の問題を克服する可能性をもっているという信念は、非常にはっきりしている。デュルケームの場合、勿論コントの実証主義をはっきり批判しているわけで、ホプハウスの場合も実は、社会学会の成立の時期に、デュルケームの「社会学と社会諸科学」という論文を代理人が朗読しまし

てそれが討論されているわけですから、ホブハウスの一九〇六年の著作などにはおそらくそういう点の援用があつて、少なくとも、その序論のトーンは非常にデュルケーム的な、慎重なもので、コント的な考え方から一定の距離を保っています。そういう点では、いわゆるコント的な実証主義と、直接重なるという点ではなくて、ただ、いわゆる科学的な合理性への信頼という点で、合理と非合理という、あれかこれかをとりますウエーバーの考え方と、かなり、基本的には異なる面があるのではないかと思ひます。

司会 どうもありがとうございました。

(付記 報告の際の不幸で表題と内容がずれましたので、
原題を修正し、内容についても出来るだけ不備を補いました。)

現代思想選書

- | | | | | | |
|-----------|-------|----------------|-------|-----------|--------------|
| 中村 元監修 | ¥1900 | 新井昭広他著 | ¥2000 | 峰島旭雄編著 | ¥3800 |
| 技術者のための | 哲学 | 思想史の巨人たち | | 東洋の論理 | 西田幾多郎
の世界 |
| 野田又夫他編著 | ¥2300 | 池田隆正編著 | ¥1700 | 雲井昭善他編著 | ¥2200 |
| 近代日本思想の軌跡 | | 道徳を問う | | 比較思想と比較文化 | |
| 峰島旭雄著 | ¥2300 | A.ロート著 藤本・桑野訳 | ¥2800 | 長谷正当他著 | ¥2700 |
| 宗教と哲学の間 | | エドムンド
フッサール | 倫理学研究 | 認識と超越 | |
| 湯田 豊著 | ¥2500 | 小川芳男著 | ¥2200 | 横地房彦著 | ¥2400 |
| 仏教思想史 | | フロム人間観と倫理思想 | | 現代思想の反省 | |

北樹出版

・東京都目黒区中目黒1-2-6 TEL (03) 715-1525 庁153・

「人倫的自由」論の道德的基礎

——ヘーゲルとカントの社会思想の接点について——

南 條 文 雄

序 言

カントにおいてもヘーゲルにおいても、共にその哲学の中心に位置していた問題は、近代における「自由」の可能性の問題であったと言ふことには多言を要しないであらう。そこで直ちに想起されるのは、カントの「道德性 *Moralität*」とヘーゲルの「人倫性 *Sittlichkeit*」という言葉である。ヘーゲルは「カント哲学の実践的諸原理は全くこの道德性の概念だけに限定され、それどころか人倫性の立場を不可能にした」と述べている。確かにヘーゲル自身が述べるように、この二つの概念は内容的に大きく相違していると言える。しかしまた同時に、同じ近代のドイツの「自由」の思想家として見た場合に、両者の関

連は予想以上に深い面があるということにも注意しなければならぬ。事実またヘーゲルは、「意志の認識は、カント哲学によつて初めてその確固たる根拠と出発点を、彼の無限な自律の思想をとおして獲得した」とも述べているのである。²⁾

例えばレーヴィットは「ヘーゲルは間柄 *Verhältnis* において統一を絶対化し、カントは間柄に内在するこのような統一化への傾向を解放する³⁾」として、両者の思想の本質的な相違を指摘している。彼によれば、そのことは「愛」に対する両者の評価の違いに端的に示されているとされる。周知のように若きヘーゲルにとって「愛」は「生命」と共にその哲学的思索の中心概念であり、それらはレーヴィットも述べているように後の彼の「精神」概念の内にかされていくものである。しかし、後

年のヘーゲルにおいては「精神」に媒介された共同性において「愛」はもはや共同性の実現の端初的な意義を担うものではない。ヘーゲルに於いても、その究極的な形態とは捉えられていない。ヘーゲルにとって「愛」は統一の原理ではあつても、同時に止揚されるべきものなのであり、その点ではヘーゲルとカントの捉え方は基本的に一致している。つまり一般化して言えば、レーヴィットにおいては、ヘーゲルの「共同性」（「人倫性」）の主体的構造が十分に評価されていないと言わなければならない。我々は本稿ではヘーゲルの主体性の捉え方が基本的にはカントに由来していることに注目したい。

この点に関しては、例えばリッターの次のような指摘がある。即ち、ヘーゲルの人倫の立場はアリストテレスの『政治学』の伝統を継承している。しかし、一般的に言えば、ヘーゲルの「人倫性」は「道徳性」に媒介されるか（『精神現象学』、あるいは論理的にはそれを基礎とする（『法哲学』））ことによつて初めて成立するものである。従つてリッターは、ヘーゲルは原理的にはカントの主体性の立場から出発することによつて、「アリストテレスに由来する制度的倫理学を新しいものにした」と述べるのである。しかしながら、我々はここでヘーゲルとカントの関係を単に主体性の面だけに限ることができるのだろうかという疑問をもたざるを得ない。後述のように、カントの思想の中にも、制度的なものにおいて人間の自由が拡大し発展するという主張があるからである。従つてカントとの関係で先ず問われなければならないのは、主体性と共同性との関係の

問題であると言える。もし両者の思想が、自由を「自然の超越」と捉え、また世界を「法則に基づく諸現象の統一」と捉える点で一致していると言えるならば、共同性に関する両者の考え方にも密接な関連があると言わなければならない。しかしまた共同性の問題に関して、ヘーゲルにおいて単なる継承ではなく、発展の痕跡が認められるとすれば、後述のように、それはむしろ主体性（「理性的意志」）の捉え方が基本的には一致しつつも、本質的に相違しているからであると考えられるのである。

カントの社会思想については、古くはメツガーのものから近年のザーゲの研究に至るまで、カントの思想の他の研究領域に比すればその数は少ないとはいへ、これまでに様々の問題提起がなされてきている。また日本でも、既に幾つかのその分野での詳細な研究書が出版されている。しかし、カントの社会思想とヘーゲルのそれとの内在的な連関を捉えようとする時に、やや古くはあれ、あの新カント派（マルブルク学派）のコーヘンの主張を看過するわけにはいかない。周知のように、コーヘンはカントの「道徳法則」の「第二法式」を「現代及び世界史のあらゆる未来の倫理的プログラムを含む」と捉え、それを「社会主義の理念」に結び付けようとしたのである。このいわゆるカントからマルクスへの方向で捉えられたカント理解は、さらにフォーレンダーによつて継承されていった。彼においては、「正しく捉えられた社会主義と真正な個人主義は決して対立するものではない」とされたのである。しかしながら、カ

ントの「道徳的自由」をマルクスの「社会主義」の倫理的基盤として位置づけるためには、そこにヘーゲルの「人倫的自由」の媒介が不可欠であると言わなければならない。後述のように、ヘーゲルの『法哲学』の第一部「道徳性」は明らかにカントの「最高善」の思想をまさに換骨奪胎せんとする意図が読み取れるのである。

ところで、先の新カント派の問題提起は、結局のところいわゆる講壇哲学の域を出るものではなかったと言えるが、しかし近年の社会主義思想の混迷化と、またある種の閉塞状況を鑑みる時、我々はマルクスの社会主義思想を、再度カント(道徳性)からヘーゲル(人倫性)へと展開していく近代ドイツの社会思想の流れの中で捉え返してみる必要があると考える。

また「間主性」の思想が提唱されてすでに久しいが、それは今日、主体性や共同性の問題がそれだけとしては陳腐になったことを意味するのでも、あるいは主体性の問題を欠落させた共同性の議論が肯首されるものでも決してなく、むしろ両者の関係の問題が再度原理的なレベルで検討し直されなければならない必要性を意味するものと言わなければならない。

本稿では、以上のような課題に応えるべく、いわばその準備的論考として、カントの「道徳的自由」とヘーゲルの『法哲学』における「人倫的自由」との基本的な接点を抽出したい。

本論文ではカント及びヘーゲルの著作には次のような略記号を用いた。

カント

『第一批判』以外は全ベールカント版 (*Immanuel Kant Werkeausgabe in zwölf Bänden*, Herausgegeben von Wilhelm Waischedel, 1968) を用いた。巻数はその頁の頁の頁の頁。

K. r. V. — *Kritik der reinen Vernunft* (PhB. 37a, Herausgegeben von Raymund Schmidt, Felix Meiner, 1976), (原祐記『カント全集』四一六巻、理想社、一九六六年、一九七三年)。

K. p. V. — *Kritik der praktischen Vernunft*, Bd. 7. (深作中文訳『カント全集』七巻、理想社、一九六五年)。

G. M. Sit. — *Grundlegung zur Metaphysik der Sitten*, Bd. 7. (同七)。

Meta. Sit. — *Die Metaphysik der Sitten*, Bd. 8. (吉沢貞三郎他訳『カント全集』一一巻、理想社、一九六九年)。

Relig. — *Die Religion innerhalb der Grenzen der bloßen Vernunft*, Bd. 8. (飯島宗亨他訳『カント全集』九巻、理想社、一九七四年)。

K. Ur. — *Kritik der Urteilsraft*, Bd. 10. (原祐記『カント全集』八巻、理想社、一九六五年)。

Id. Gesch. — *Idee zu einer allgemeinen Geschichte in weltbürgerlicher Absicht*, Bd. 11. (篠田英雄訳『啓蒙と近代』所収、岩波文庫、増補版、一九七四年)。

Gemein. — *Über den Gemeinspruch: Das mag in der Theorie richtig sein, taugt aber nicht für die Praxis*, Bd. 11. (同七)。

Frieden — *Zum ewigen Frieden*, Ein philosophischer Entwurf, Bd. 11. (土岐邦夫訳『カント』一巻、所収、河出書房新社、一九七四年)。

ヘーゲル

『精神現象学』以外は全ツェルカント版 (*Georg Wilhelm Friedrich Hegel Werke in zwanzig Bänden*, Redaktion Eva Moldenhauer und Karl Markus Michel, 1970) を用いた。巻数はその版の頁の頁の頁。

Phän. G. — *Phänomenologie des Geistes* (PhB. 114, He-

rausgegeben von Johannes Hoffmeister, Felix Meiner, 1952), (金字武蔵版『精神の現象学』上・下巻、岩波書店、一九七一年、一九七九年)。

Natur. —Über die wissenschaftlichen Behandlungsarten des Naturrechts, Bd. 2.

Differenz. —Differenz des Fichteschen und Schelling'schen Systems der Philosophie, Bd. 2.

Propä. —Philosophischen Propädeutik, Bd. 4. (川原榮峰他訳『哲学入門』日清書局、一九七七年)。

Recht. Ph. —Grundlinien der Philosophie des Rechts, Bd. 7. (藤野孝他訳『ヘーゲル』所収、中央公論社、一九七一年)。

Enz. I. —Enzyklopädie der philosophischen Wissenschaften I, Die Wissenschaft der Logik, Bd. 8. (森村一人訳『小論理学』上・下巻、岩波文庫、一九五一年、一九五二年)。

Enz. III. —Enzyklopädie die philosophischen Wissenschaften III, Die Philosophie des Geistes, Bd. 10. (船山信一訳『精神哲学』上・下巻、岩波文庫、一九六五年)。

Gesch. Ph. —Vorlesungen über die Philosophie der Geschichte, Bd. 12. (武市健人訳『歴史哲学』上・中・下巻、岩波文庫、一九七十年)。

尚、引用文の訳語は必ずしも邦訳書の通りではない。

- (1) G. W. F. Hegel, *Recht. Ph.* § 33, Anm. (前掲訳書、三三三節、注歴)。
- (2) *Ibid.*, § 135, Anm. (同右、一三五節、注歴、vgl. *Enz. I.* § 60, Anm. (前掲訳書、上巻六〇節、注歴)。
- (3) K. Löwith, *Das Individuum in der Rolle des Mitmenschen*, München Drei Masken Verlag, 1928, S. 167. (佐々木一義訳『人間存在の倫理』思軒社、一九八七年、二九〇ページ)。
- (4) *Ibid.*, S. 163 ff. (同右、二二二ページ以下)。
- (5) ヘーゲルは「自由の具体的な概念」は、経験的には「友愛」や「愛」といった心術の内ですでに具出されていると知っている (*Recht. Ph.* § 7, Zus. 前掲訳書、七頁、注歴)。これはカントが

「道徳的関係」を基本的に「愛」と「尊敬」に帰着させ、実践的である両者の相関の内に「友愛」を扱えようとしたことに照応する (*Meta. Sit.* S. 629, S. 608 f. 前掲訳書、四二八ページ、二九六ページ以下)。というヘーゲルは、「真の人倫的心術 die wahrhaft sittliche Gesinnung」を端的に「信頼 Vertrauen」と規定しているからである (*Enz. III.* § 515, 前掲訳書、下巻、一三九節)。即ち「信頼」は「家族」における「愛」に発しつつも (*ibid.*, § 518, 同右、一四二節) しかしそこに於ける自然性、直感性を止揚したものと見て、「市民社会」(他者に対する「実直な Rechtsschaffenheit」と自己の「誇り Ehre」)及び「國家」(信頼 Zutrauen)としての限りでの「愛国心 Patriotismus」に固有な心術とされているのである (*Recht. Ph.* § 207, § 268. 前掲訳書、二〇七節、二二六節)。ただ、カントと決定的に相違する点は「愛」をそのようなものと止揚する契機として、ヘーゲルは「市民社会」における「労働」の意義を捉えていることである。なぜなら、彼にとつては「労働」こそはまさに人間を「人倫の内」で無限に対目的に存在する自由な主体性へと高める本質的な意義に他ならぬからである (*ibid.*, § 187, Anm. 同右、一八七節、注歴)。以上のような「愛」に対する見解は、萌芽的ではあるが、すでにイエナ期の初期にも具出する。(Vgl. *System der Sittlichkeit* Felix Meiner, 1967, S. 17.)

- (6) J. Ritter, *Metaphysik und Politik*, Studien zu Aristoteles und Hegel, Suhrkamp, 1977, S. 304, S. 198, S. 297.
- (7) *Ibid.*, S. 307, vgl. S. 282 f.
- (8) K. Rothe, *Selbstsein und bürgerliche Gesellschaft*, *Hegels Theorie der konkreten Freiheit*, Bouvier Verlag, 1976, S. 200, S. 37.
- (9) 例えばリーチルは、ヘーゲルの「國家の必然性」をむしろ自由が自己自身に与える法則に基づいている」と述べている (M. Riedel, *Studien zu Hegels Rechtsphilosophie*, Suhrkamp, 1969, S. 71. 清水正徳他訳『ヘーゲル法哲学』穂村出版、一九七六年、七七ページ)。また「第一の自然」と言われるヘーゲルの「人倫性」

(Recht. Ph. § 151, vgl. § 4. 前提説書 一五二節。四節参照)が、「理性的自覚を以て意志に自覚するところであり、従つて自然の意志よりむしろ精神的である」ということになつては、金平武蔵『ローケルの國家観』岩波書店、一九四四年、四五六ページを参照せよ。

(10) W. Metzger, *Gesellschaft, Recht und Staat in der Ethik des deutschen Idealismus*, Heidelberg, 1917.

(11) R. Saage, *Eigenum, Staat und Gesellschaft bei Immanuel Kant*, Verlag W. Kohlhammer, 1973.

(12) 例へば、井木簡『カントにおける倫理・法・國家の問題』法律文化社、一九八〇年。知念英行『カントの社会思想』新評論、一九八一年。

(13) H. Cohen, *Ethik des reinen Willens* (1907), Werke Bd. 7, Georg Olms Verlag, 1981, S. 320 f.

(14) K. Vorländer, *Kant und Marx* (1926), *Materialien zu Kants Rechtsphilosophie* (Herg. Zwi Batscha), Suhrkamp, 1976, SS. 419-449. 獨逸マルクスの社会思想史のドクトル解説の風脚として、P. Natop, *Recht und Sittlichkeit, Ein Beitrag zur kategorialen Begründung der praktischen Philosophie mit besonderer Bezug auf H. Cohens „Ethik des reinen Willens“ und R. Stammers „Theorie der Rechtswissenschaft“*, *Kant-Studien*, Bd. 18, Topos Verlag, 1913, SS. 1-79 を参照せよ。

(15) K. Vorländer, *op. cit.*, S. 448.

一 「道徳的自由」と「人倫的自由」

先ず我々はヘーゲルとカントの自由論の最も基本的な相違点を明らかにすることから始めたい。

カントは『第一批判』の「弁証論」の部分で「超越論的自由」について述べている。即ち「自然に従ふ原因性」に対して

「自由からの原因性」、つまり「ある状態を自ら始める能力」としての自由が規定されなければならないとしている（「宇宙論的理性」）。カントによつてそれは「行為の責任性 Imputabilität の本来の根拠としての行為の絶対的自発性の内容をなす」ものに他ならない。このような「超越論的自由」の理念なくしては「実践的自由」を措定することは不可能である。なぜなら「実践的意味における自由とは、選択意志 Willkür が感性の衝動による強制に依存しないところにある」からである。しかし「実践的自由」がそのまま直ちに「道徳的自由」であるのではない。というのもカントによつて「悪への性癖は選択意志の道徳的能力にのみ附着し得る」ものであつて、自然的な衝動の内であるものではないからである。つまりここでカントは「実践的自由」ということで意志の二様の在り方を考へているのである。

この点に関して我々は、カントが「選択意志」と「意志」を次のように区別していることに注目しなければならない。即ち「欲求能力が客体を実現するための行為の能力の意識と結び付いている限り、それは選択意志と呼ばれる。……その内なる規定概観が、従つて意向それ自身が主体の理性の内に見出される欲求能力は意志と呼ばれる。」しかもカントは、この後者の「意志」は「実践理性」そのものであると述べている。『第二批判』の「分析論」ではこれらの「意志」の意義が、「消極的自由」と「積極的自由」との対比によつて明らかにされている。即ち、前者は意志が実質に依存しないという限りでの自由

であるにすぎないのに対して、後者は意志を「普遍的立法形式」によって規定するという際、従ってまさにこの後者の「意志の自律が全ての道徳的法則とそれらに適合する義務の唯一の原理である」と言われるのである。そしてここにカントの言う「道徳的自由」の核心があることは言うまでもない。

そこで次にここで問題にしなければならないことは「実践的自由」を成り立たせている「選択意志」と、そこにおいて「道徳的自由」を成り立たせている「実践理性」即ち「純粹意志」との両者の関係を、カントがどのように捉えていたかということである。

カントによれば「その格率が必然的に自律の諸法則と調和している意志は、神聖な端的に善なる意志である」が、有限な存在者としての人間においては、まさにそれ故にそれは絶対に不可能なものとされる。従って「道徳法則」への服従は、人間にとっては端的に義務と言われるのである。カントがこのように義務を説く時、その言葉の内には「道徳的自由」において「選択意志」が関与らざるを得ない必然性が同時に示されていると考えられる。「選択意志」はそれだけでは悪へも向い得る消極的な「実践的自由」ではないが、しかしそれが前記のように「行為の能力」と結び付いている限り、逆に「道徳的自由」の実現にとって不可欠であると言える。従ってまたカントは、先の「自律」を次のようにも言い換えているのである。即ち「自律の原理とは、意志が選択する際の格率が同時に普遍的法則とし

てその同じ意欲の内に含まれているというようにしてしか選択すべきはない、ということである。このように「道徳的自由」とは、人間の主体的側面から捉えられた限りでは「選択意志」と「純粹意志」との一致といふところにあると言える。そして、カントにおいては、そのために人間自身が為し得ることとは「思考法の変革 *Umwandlung der Denkungsart*」に基づく「内的な道徳的・実践的完全性 *Vollkommenheit*」への不断的努力以外にはないとされる。まさに彼にとっては「意志の神聖性」に無限に近づくということだけが「あらゆる有限な理性的存在者に相応しい唯一のこと」なのである。

ところで、ヘーゲルの「人倫的自由」の問題はまさにここから、つまり如何にして「選択意志」つまり「恣意」は「純粹意志」あるいは「普遍的意志」と一致するか、という問題から始まると言える。それと同時に、彼はカントの以上のような意志の捉え方に批判を加える。なぜなら、ヘーゲルにとっては「実践理性は普遍的な規定を、つまり善を単に自己の内でのみ定立するのではなく、善が世界の内に現存し外的な客観性をもつこと……を要求して初めて真に実践なものである」からである。つまりヘーゲルが「人倫的自由」において求めたこととは、カントの批判哲学においては問題として切り捨てられざるを得なかったこと、即ち「特殊な現実存在の領域つまり現存する感覚と意欲の領域で現実的に自由である」ような意志の可能性ということに他ならないのである。そしてそのような「意志」は、もはや「実践」的「理性」ではなく、ヘーゲルにおいては「実践的精

神」と呼ばれる。

『法哲学』の「諸論」で、ヘーゲルはそのような「意志」の基本的な構造について述べている。彼は先ずそれを「普遍的意志」(抽象的普遍性)、「特殊の意志」(規定性)、「個別的意志」(具体的普遍性)の各段階に区別し、さらに「特殊の意志」を、衝動や傾向性に規定されてある「自己の内での有限な意志」(即自的意志)の段階、次に自ら「決定する意志」つまり「恣意」(Willkür)としての「一定の個人の意志」(対自的意志)の段階、そして最後に「思惟の活動」によって「恣意」の矛盾を止揚した「即自且つ対自的に存する意志」の段階に区別している。

ところで、一般にヘーゲルにおいては「思惟すること」ということは、他者において自己が自己自身と合致することであると言われるが、それは彼にとつて「思惟が精神の真実態を現前させ、精神を世界に導入し、そしてそれ故に精神をその現実態において、また精神自身に即して解放する」という意義をもつものなのである。従つて以上のような「意志」の特殊化⇨普遍化の過程は、ヘーゲルにとつては同時に「主観的意志」と「客観的意志」とが統一していく過程、あるいは「意志が自らを客観的精神にするための道程」としてあると言える。そしてそこに彼は「意志の活動」を措定する。まさにそのような「活動性」(Tätigkeit)においてある「意志」が「理性的意志」に他ならない。それ故「ただ理性的意志のみが自己を自己自身において規定し発展させ、自らの諸契機を有機的な分節として展開する普遍的なもの」と言われるのである。そしてそのようにして媒介され

た「意志」にとつては「法の体系は表現された自由の國」に他ならないのである。

ヘーゲルが『精神現象学』で言う「陶冶・教養(Bildung)」の本質的な意義もここにあると考えられる。即ち彼は述べる「陶冶」とは、個人の側からすれば、現存するものを獲得し、自らの有機化されていない自然を撰取して自覚的に占有することである。しかしこのことは、実体である普遍的精神の側からすれば、実体が自らに自己意識を与え、自らの生成と自己内反省とを生み出すことに他ならない。このようにそれは先の「実践的精神」の、従つてまた「理性的意志」の自己形成の過程に他ならず、その根本構造をヘーゲルは端的に「絶対的他在における純粹なる自己認識」と言うのである。しかもさらに彼が述べるように「人間の本性は他の人々との一致へと追っていくことであり、多くの意識の共同性が成立したところにのみその本性は顕現する」と言えるならば、そのような「自己認識」の究極に「最高の共同が最高の自由である」という、ヘーゲルの「人倫的自由」の境位としての「相互承認」が成立すると言わなければならない。

このように、ヘーゲルの意志論は「実体」の思惟論であると同時に「主体」の形成論としてもあるのである。それ故また彼は「主体的認識の目的は自由であり、そして主体的認識はそれ自身が自由を自らに生み出すという道程である」とも述べているのである。これを端的に、ヘーゲルにとつては「人間の個性は常に思惟し労働しつつ媒介する存在」であると言うことも

二 「人倫的自由」と「道徳性」の問題

ヘーゲルの『法哲学』の第二部「道徳性」の段階は、カントとの関連でヘーゲルの「人倫的自由」論の特徴を捉える上できわめて重要な部分と考えられる。即ち、結論を先取りして言えば、もしヘーゲルの「理性的意志」論が前述のように、基本的にはカントの言う「純粹意志」と「選択意志」の問題から出発するものと言えるならば、そのような「意志」に基づく自由論は、カントの「道徳性」と「幸福」の問題から出発するものと捉えることができる。つまりヘーゲルの自由論は彼独自の意志論に基づく「最高善」論であると言わなければならないのである。

ヘーゲルが『法哲学』の第一部「抽象法」と第二部「道徳性」で一貫して問題にしているのは「人格 Person」である。一般に言われているように「抽象法」で「人格」が問題になり「道徳性」で「主観・主体 Subject」が問題となると言うよりは、むしろ「人格」が自己内反省する *in sich reflektieren* ことになって「主観」として問題になると言うべきである。つまり、ヘーゲルにとって「人格」とは本質的に「法的且つ道徳的な人格」に他ならない。このことは何故に「道徳性」の段階で「福祉 Wohl」が取り上げられているのかという疑問にひとつの解答を与えてくれる。もしその段階がカントの意味での「道徳性」が問題にされているのだとすれば、そこでは意志の対象や内容は問題とはならないはずである。しかし『法哲学』では、すでに

「抽象法」で取り上げられた意志の対象の問題が、ここで改めて議論されるのである。即ち「抽象法」(所有、契約、不法)の段階とは、意志の内容との関係で一般化すれば、特殊性に於いてある「幸福」を外面的、直接的なレベルで形式的に規定したものと言うことができる。そしてそれが次の「道徳性」(企図、意図、善)の段階では「福祉」と捉え返されるのである。ヘーゲルが述べるように「福祉」とは一般的には「幸福」と同様に傾向性の満足に関わる。しかし「幸福 *Güteseligkeit* はある直接的な現存在一般として表象されるが、福祉 Wohl は道徳性との関係において正当化されたものとして表象される」ものでもある。従ってこの「ヴォール」は、ヘーゲルにおいてはいわゆる「公益」という意味をもつもの、つまり「道徳性」の段階においては未だその具体的な内容をもたないとしても、「他者をも含めた福祉 *das Wohl auch anderer*」あるいは「普遍的福祉」と言われるものなのである。従って後述のように、それはカントの「世界福祉 *Weltbeste*」と重なり合うものにならない。では一体、それと「善」との関係がヘーゲル自身はどのように捉えているのであろうか。

ヘーゲルは「善は意志の概念と特殊の意志との一体性としての理念」であると規定している。ここで我々が注目すべきことは、彼がそれを次のように言い換えていることである。即ち「Wohl は Recht を欠いては善ではないし、同様に Recht は Wohl を欠いては善ではない」これを単なる修辭的な言い回しと理解してはならない。『法哲学』では、「レヒト」は第一には

「抽象法」における法的な「人格の権利」としてあるが、しかし「道徳性」の段階では「人格」はそのような形式的な「権利」の主体であるだけでなく、同時に尊敬の対象としてもある。従ってそのような「人格」の「レヒト」とは「企図 Vorsatz」の「権利」であると同時に、それ故また「責任 Schuld」と結び付いた内面的な「法」に他ならない。このような「法」において、「善」は「所有の抽象的な権利と福祉の特殊な目的に反対する絶対的な権利をもつ」と言われるのである。つまりヘーゲルは、「道徳性」の段階で初めて「レヒト」と「ヴォール」の内面的な一致の可能性が生じるということを捉えようとしているのである。従って先の引用文は次のように理解されなければならない。即ち「福祉は法を欠いては善ではないし、同様に権利は公益を欠いては善ではない。まさにヘーゲルにとって、⁽¹⁴⁾「善」とは個人的な「権利」と社会的な「公益」との、あるいは普遍的な「法」と特殊な「福祉」との一体性においてあるものであり、またそのようなものとして「善は実現された自由であり、世界の絶対的な究極目的である」と言われるのである。それ故このような「善」を実現することが「人格」の義務であり、この義務の遂行を促すものが「絶対的自己確信 die absolute Gewißheit ihrer selbst」としての「良心」に他ならない。ここでヘーゲルは「良心」を「善」を判定し承認する威力 (synthesis) としてだけではなく、それをまさに表現する威力 (synthesis) としても捉えているのである。

しかしながら、ヘーゲルにとって「道徳性」における「良心」

は、同時に未だ形式的な主観性においてあり、従ってそれは「悪」へも転化する可能性をその内に含むものとしてある。周知のようにこのような「良心」の本質的な自己矛盾が、次の第三部「人倫」の段階への移行を必然化するのである。とりわけヘーゲルにおいては、「市民社会」は「良心」(「人倫的心術」) が「自らの特殊性の中の主観性を陶冶する過程」として重視されるのである。

しかし以上において明らかのように、ヘーゲルにおける「道徳性」の問題には、後述するカントの「最高善」の問題が含まれていると考えられる。しかも、次の文章はそれをカントが『第二批判』の「弁証論」で「二律背反 Antinomie」の問題として提起したことに、ヘーゲルが応えようとしていることを、明らかに察知させるものである。即ち彼は述べる、特殊者としての「自由の現存在」においては、人間は「自らの利益と福祉」を目的としているが、しかし「意志の普遍的なもの」である善においては特殊なものを契機とすべきではない。「利益と善という二つの規定がこのように独立であるために、両者が調和するかどうかは同様に偶然的である。しかし両者は調和すべきである。なぜなら一般に主体は個別者として、また普遍者としてそれ自体においてはひとつの同一態であるからである。」また「主体が自己の福祉を外的客観において見出すかどうか、そしてその上の外的客観において善なる主体が幸福になり、悪なる主体が不幸になるかどうかは偶然的である。」このように、もしヘーゲルの『法哲学』の「道徳性」の段階が、カントのそれ

に基づき、且つまたその批判としてあると言えるならば、それはカントの「最高善」の問題を含むという意味でそう言わなければならぬ。

周知のように、確かに若きヘーゲルは、カントの「最高善」に対しては批判的であった。そしてその後も、例えばカント哲学の問題点として、「今しがた独立的なものの、従って結合し得ないものと説明されたものを結合する」という不整合」を指摘している。このような批判が妥当かどうかは別として、ヘーゲルがカントの「最高善」に対して批判的な立場を堅持していたことは明らかである。しかしカントの思想体系の中での「最高善」の問題を批判すること、ヘーゲルが自らの哲学において「最高善」の問題を取り上げることとは決して矛盾したことでない。しかも次節で明らかにされるように、カントにとってもそれが共同性の問題に関係していたとすれば、ヘーゲルが批判したという事実よりも、その内在的な連関の方がより重要であると言わなければならない。

前述のように、ヘーゲルは「道徳性」における「良心」の主観性、抽象性を指摘している。そして「良心」のそのような限界を、前節で検討した「理性的意志」の構造の故に、「人倫」の段階で止揚しようとするのである。その意味では、ヘーゲルにとっては「人倫的國家」とは、まさに「真に高次の道徳的共同体」以外の何ものでもないと言える。では一体、そもそもカントはその問題を如何なる方向で展開し解決しようとしたのであろうか。

(1) この第二部「道徳性」全体の基本的な意義については、ローチの「それ自体は「非人倫的」であるが、しかしそこにおいて「自然ではなくて人間の理性が、人倫的内容の基礎となっている」とが知られる」のように指摘を参照された。(K. Rothe, *op. cit.*, S. 43)。

(2) G. W. F. Hegel, *Recht. Ph.* § 66, Anm. (前掲訳書 六六節、注脚)。

(3) *Ibid.*, § 123. (同右 一一三節)。

(4) G. W. F. Hegel, *Enz. III.* § 505. (前掲訳書「下巻」二一九節)。

(5) G. W. F. Hegel, *Recht. Ph.* § 125. (前掲訳書 一一五節)。

(6) *Ibid.*, § 130. (同右 一二〇節)。

(7) ヘーゲルの『法哲学』の「道徳性」とカントのそれとの相違を、特にこの「チャール」の内に見出し「それは「歴史」の問題に結び付く捉えるキーマンの論考は一説に値するが。(J. Derbolav, *Hegels Theorie der Handlung. Materialien zu Hegels Rechtsphilosophie*, Bd. 2, Herg. M. Riedel, Suhrkamp, 1975, SS. 201-216) したがって彼自身も「これは、歴史と個人の関係に限定した場合で、ヘーゲルが「人倫」の最後で「世界史」を位置づけたことの意義が全く看過されてしまっている。

(8) G. W. F. Hegel, *Recht. Ph.* § 129. (前掲訳書 一一九節)。

(9) *Ibid.*, § 130. (同右 一二〇節)。

(10) *Ibid.*, § 36. (同右 三六節參照)。

(11) *Ibid.*, § 117. (同右 一一七節)。

(12) *Ibid.*, § 130. (同右 一二〇節)。

(13) *Ibid.*, § 129. (同右 一一九節) *vgl.* *Enz. III.* § 507. (前掲訳書「下巻」一一三節參照)。

(14) G. W. F. Hegel, *Recht. Ph.* § 133. (前掲訳書 一一三三節)。

(15) *Ibid.*, § 136. (同右 一三六節)。

(16) *Ibid.*, § 138. (同右 一三八節) 尚且つヘーゲルの「良心 Ge-wissen」概念については *Phän. G.* 前掲訳書「下巻」の「訳書序」及び H. Lübke, *Zur Dialektik des Gewissens nach Hegel*, Hegel-Studien, Beiheft, Bd. 1, Bouvier Verlag, 1964, SS.

- 247-261 を参照せよ。
 (17) G. W. F. Hegel, *Recht*, Ph. § 139. (前掲訳書、一三九節)。
 (18) *Ibid.*, § 187. (同右、一八七節)。
 (19) G. W. F. Hegel, *Enz. III*, § 509. (前掲訳書「上巻」一三三三節)。
 (20) *Ibid.*, § 510. (同右、一三四節) vgl. I. Kant, *K. p. V. S.* 238 f. (前掲訳書、一六六―一六七頁を参照)。
 (21) T. Baumeister, *op. cit.*, S. 31 ff. vgl. G. W. F. Hegel, *Phän.* G. S. 434 ff. (前掲訳書「上巻」九三二―九三三頁以下を参照)。
 (22) G. W. F. Hegel, *Enz. I*, § 60, *Anm.* (前掲訳書「上巻」六〇節注脚)。
 (23) G. W. F. Hegel, *Proph.* S. 266. (前掲訳書、九四二―九四三頁)。

三 「道徳的自由」と「人倫性」の問題

カントの「道徳的自由」の核心は、前述のように「意志の自律」にあり、さうした「道徳法則」を「定言命法」と捉えるところにあることは言ひまでもない。しかし我々がヘーゲルとの関連で注目したいのは、周知のように、『人倫の形而上学の基礎づけ』においてはそれが「目的の国」の理念と結び付けて説かれ、『第二批判』においては「最高善」の問題と関連してあり、そしてそれらに先立つ『第一批判』においてはすでに「道徳的世界」と「最高善」の関係が論じられており、そして晩年の『宗教論』では、自由が明確に共同性の問題として捉え返されているということである。即ち、カントは『第二批判』の「弁証論」において「道徳法則は純粹実践理性の客体及び究極目的としての最高善の概念を通じて宗教に至る」と述べているが、その内容は「理性信仰」の問題に尽きるものではないのである。

り、重要なことはカントにとって「道徳的自由」における宗教性の自覚が同時にその内に共同性の自覚を含んでいたということである。カントにとって「最高善」とは、本質的に「共同的善 *gemeinschaftliches Gut*」に他ならないのである。⁽²⁴⁾

カントはすでに『第一批判』の「超越論的方法論」の「カノン *Kanon*」に於いて「道徳的世界では道徳性と結合し、それと比例する幸福の体系も必然的なものとして考えられる」と述べ、そのような「幸福」を「他者の持続的な福祉 *Wohlfahrt*」つまり「世界福祉 *Weltheste*」と規定している。⁽²⁵⁾ しかしこのような「最高善の理想」は「最高の理性」(神)が想定される限りで希望されることであり、従ってその必然性を人間が認識することはできないとしている。さらにそれは『第二批判』では「キリスト教の道徳説」に基づくものであることが明らかたされ、そこでは「道徳的世界」(恩寵の国)は「神の国」とも言われるのである。晩年の『宗教論』では以上のことが、さらに展開され具体化されていると云える。

しかし、『宗教論』は単にその展開としてあるのではない。注意すべきことは、カントがそこで、「理性信仰」に基づいて「道徳的完全性」に向って不断に努力することのある意味での限界を指摘し、そこから共同性の問題を論じていることである。即ち彼は述べる、「最高の倫理的善は、個々人の人格が自己自身の道徳的完全性を求めて努力することによってだけでは実現されず、個々の人格が同一の目的を、つまり善なる心術をもつ人間の体系をめざす全体へ合一されることを要求するので

あって、最高の倫理的善はただこの体系においてのみ……成立し得るのである。」このような「体系」つまり「倫理的共同体 *ethisches gemeins Wesen*」はむしろ「見えざる教会 *die unsichtbare Kirche*」⁽⁶⁾と「われわれ」⁽⁷⁾に従ってカントにおいて「政治的共同体」とは質的に区別されている。しかし、それを区別することがカントの真意であったのであろうか。

『第二批判』では「最高善」の問題は「幸福」を「道徳性の必然的帰結」として捉え、(一)律背反の批判的解決⁽⁸⁾を⁽⁹⁾してその実現のために「自然の最上原因」としての「神の存在」を要請する⁽¹⁰⁾というように展開されているのであるが、それはカントによれば、実践的因果結合が「意志の道徳的心術」⁽¹¹⁾にではなく、「自然法則の知識とそれを彼の意図のために使用する物理的能力に従う」⁽¹²⁾ものとしてあるからである。しかし、後のカントの言葉にもあるように、もしそれが「この世界において人間の協力関係 *Mitwirkung*」⁽¹³⁾によって可能な最高善⁽¹⁴⁾というようなものとして捉えられていれば、そこから直ちに「神」の要請⁽¹⁵⁾へ向う必要はなかったはずである。道徳の世界と自然の世界とを目的論的方向で統一的に把握しようとした『第三批判』には、明らかにこのような捉え方から「幸福」や「最高善」が語られている箇所がある。即ち「道徳法則の遵守と調和的に符合する理性的存在者の最高の世界福祉としての幸福」⁽¹⁶⁾及び「普遍的な幸福と最も合法的な倫理性との……結合において存する世界福祉」⁽¹⁷⁾しかも、そこではその表現の「形式的条件」として「公民的の社会 *die bürgerliche Gesellschaft*」⁽¹⁸⁾の建設⁽¹⁹⁾ということが言われて

いる⁽²⁰⁾。もし「世界福祉」を「永久平和」の理念に重ね合わせる⁽²¹⁾ことができるならば、そこでもその実現の前提として「共和的体制」の実現⁽²²⁾ということが説かれていたのである。従って、先の「共同的善」としての「最高善」は、カントにおいては一面では「倫理的共同体」と共に「政治的共同体」とも一定の関わりをもつものとして捉えられていたと考えるを得ない。

ここであの「自然の国」と対置された、カントの「目的の国」の理念を想起するならば、そのことはさらに明らかであろう。彼にとって「目的の国」は、「様々の理性的存在者の共同体的法則による体系的結合」⁽²³⁾において成立し、しかもその「法則」は、成員相互の手段及び目的としての関係を客観的に規定するものとされている。つまり、カントの「目的の国」は、全ての成員が常に目的として関係し合っている体系（「神の国」⁽²⁴⁾、「倫理的共同体」⁽²⁵⁾）ではなく、手段化されつつも「常に同時に *jedertzeit zugleich*」目的として関係し合っているそのような社会の理念を意味しているのである。つまりカントはそこにおいて「人格」における目的と手段との矛盾した⁽²⁶⁾二重の関係を統一的に把握しようとしていたのである。従ってここでは「倫理的共同体」（「神の国」）と「政治的共同体」（「公民的社会」）とが、いわば潜在的に一体化していたと言える。そしてまた、もしカントが「最高善」において自発性（「道徳性」）と受容性（「幸福」）という矛盾の中で生きなければならぬ人間存在の二重性を調和的な関係において把握しようとしていたと言えるならば、まさに「最高善」が共同性の方向で展開されていく過

程は、カントにとって同時に「目的の国」の理念が具体化されていく過程でもあったと言わなければならない。

前述のように、晩年の『宗教論』でも、彼は先の両「共同体」の異質性を強調している。しかし同時にそこでは、以上で述べたような観点もまた幾つか示されていることが看過されてはならない。例えば、「倫理的共同体」を「政治的共同体」の関係で「倫理的國家」と言い換えていること、しかもその場合、その成員は国民としての義務に拘束されつつも「倫理的結合が真正な種類のものであるならば、そのような政治的制限はもはや氣遣われる必要はない」として、両「共同体」の内在的な一致の可能性についても言及しているのである。それと関連してさらに銘記されるべきことは次のことである。即ち、カントにとって法律とは「普遍的自由の原理の不在において、各人の自由と必然的に一致する相互的強制の法則」としての強制法に他ならないが、しかしまた彼は、ホッブズを批判しつつ、人間は「この強制が合法的であることを理性によって確信している必要がある」とも述べていることである。しかも彼は「文化」の形成は強制法に基づく社会を「道德的全体」へ転化する「契機」となるとさえ指摘しているのである。

しかしながら、カントがヘーゲルに異常に接近するのはここまでである。我々以上をもつてカントがヘーゲルの「人倫」の立場を先取りしていたと見做すことはできない。なぜなら、カントは基本的には「最高善」の可能性を「操理Vorsehung」に委ね、「世界公民の見地」からその実現を待望する態度を、⁴⁸

らざるを得なかったからである。⁴⁹ヘーゲルは、そのようなカントの限界を、最初に考察した「理性的意志」の現実世界における「活動性」にちかづいて、⁵⁰批判を克服したのである。

- (1) I. Kant, *K. p. V.* S. 261. (前掲訳書「三三三頁」)。
- (2) I. Kant, *Relig.* S. 756. (前掲訳書「三二六頁」)。
- (3) フントの「敬虔論」の題意を詳述しているA. Döring, *Kants Lehre vom höchsten Gut, Kant-Studien*, Bd. 4, Topos Verlag, 1900, SS. 94-101 及び K. Dising, *Das Problem des höchsten Gutes in Kants praktischer Philosophie, Kant-Studien*, Bd. 62, Heft 1, Topos Verlag, 1971, SS. 5-42 及びその参考文献を参照して J. P. M. Albrecht, *Kants Antinomie der praktischen Vernunft*, Georg Olms Verlag, 1978, SS. 43-49 を参照せよ。
- (4) I. Kant, *K. p. V.* A809, B837. (前掲訳書「六巻」一〇二頁一)。
- (5) *Ibid.*, A819, B847. (同前「一〇二頁」)。
- (6) I. Kant, *K. p. V.* S. 260. (前掲訳書「三三二頁」)。
- (7) I. Kant, *Relig.* S. 756. (前掲訳書「三三九頁」)。
- (8) *Ibid.*, S. 760. (同前「一四四頁」)。
- (9) *Vgl. ibid.*, S. 758, S. 761 f. (同前「一四一」「一四五頁」以下参照)。
- (10) I. Kant, *K. p. V.* S. 249. (前掲訳書「三〇九頁」)。
- (11) *Ibid.*, S. 255 f. (同前「三二六頁」以下)。
- (12) *Ibid.*, S. 242. (同前「三〇一頁」)。
- (13) I. Kant, *Geneirn.* S. 133. Anm. (前掲訳書「三三三頁」)。
- (14) I. Kant, *K. Ur.* S. 414. (前掲訳書「四一七頁」)。
- (15) *Ibid.*, S. 416. (同前「四二二頁」)。
- (16) *Ibid.*, S. 391. (同前「三六〇頁」) vgl. *Id. Gesch.* S. 39 f. (前掲訳書「三二二頁」以下参照)。
- (17) I. Kant, *Frieden*, S. 204, S. 209. (前掲訳書「四一五頁」)

- 『四一八ページ』*vgl. Id. Gesch.* S. 41, S. 47. (前掲訳書 三六、四五ページ参照)。
- (18) このことを端的に示すものとして「我家の福祉 das Heil des Staats」を「定言命法」と関連しだけ捉えてはならない注した。(Mela. *Sif.* S. 437. 前掲訳書 一八三ページ)。
- (19) I. Kant, *G. M. Sif.* S. 66. (前掲訳書 八一ページ)。
- (20) 和辻哲郎『人格と人類性』(一九三八年)全集九巻、岩波書店 一九六二年、三八八ページ以下を参照されたい。
- (21) I. Kant, *Relig.* S. 753. (前掲訳書 一三五ページ)。
- (22) *Ibid.*, S. 754. (同前 一三三ページ)。
- (23) I. Kant, *Mela. Sif.* S. 340. (前掲訳書 五八ページ)。
- (24) I. Kant, *Gemein.* S. 163. (前掲訳書 一四〇ページ)。
- (25) I. Kant, *Id. Gesch.* S. 38. (前掲訳書 三二ページ)。
- (26) この点についてはカントが「市民社会」の「制限される自由」に批判を加えてはいるが、(Gesch. *Ph.* S. 56. 前掲訳書 上巻 一〇〇ページ。 *vgl. Natur.* S. 477.)、しかし彼は同時に「意志が自己自身に対して立った理性的なものととしての」「法律に服従する意志だけが自由である」として、主観的な恣意に対しては「制限」を課してそこから解放がもたらされる条件であると述べている(上巻 一二二ページ、一二三ページ)。
- (27) I. Kant, *Id. Gesch.* S. 45 f., S. 49 f. (前掲訳書 四二、四三ページ以下)。
- (28) I. Kant, *Gemein.* S. 167, *vgl. S.* 171. (前掲訳書 一七八ページ。一八五ページ参照) 前『』の底文に「*ist*」は「*ist*」である。J. Habermas, *Strukturwandel der Öffentlichkeit, Untersuchungen zu einer Kategorie der bürgerlichen Gesellschaft*, Berlin, Neuwied, 1963, SS. 118-132. (細谷貞雄訳『公共性の構造転換』未來社 一九六三年) 一四三—一五九ページ) od. *Materialien zur Kants Rechtsphilosophie*, (Herrg. Zvi Batscha), Suhrkamp, 1976, SS. 175-189 を参照されたい。

結 言

ラートブルフは、カントの「道徳性」と「適法性」に関して、「この区別は正しい。しかしそれを義務づけの仕方の区別として解するなら正しくない」として、「適法性」における、いわゆる法義務がカントにおいては論理的に成立不可能とならざるを得ないことを指摘している。確かにカントの義務論は、本質的に道徳的義務論に他ならない。しかし我々はここで、ヘーゲルの「理性的意志」における「倫理的義務論 ethische Pflichtlehre」が、そのようなカントの義務論の限界を克服するものとしてあることを、最後に申し添えておきたい。即ちヘーゲルにとって、義務とは「人倫的必然性の円環の体系的展開」に他ならず、そのような「義務」においてこそ個人は解放されて「⁽²⁾ 体的自由を得る」と言われるのである。従ってそれは「家族」から「市民社会」を経て「人倫的國家」へと至る展開過程そのものであり、そこでは人間は「*als Sollen*」を自由として立論し、「*理性信仰*」に自らを委ねるのではなく、「*人倫的実体*」の必然性を自らの自由の實在的な可能性として、まさに自覚するのである。ここにおいて初めて、カントによって「*全人類に課せられた……義務である*」とされた「*最高善*」の実現という課題は、現実的な歴史の課題として定位されたと言わなければならぬ⁽³⁾。

(一) G. Radbruch, *Rechtsphilosophie*, K. F. Koehler Verlag, 1932, S. 130 f. (田中耕太郎訳『法哲学』著作集一巻、東大出版会)

一九六一年、一六二頁以下)。

(2) G. W. F. Hegel, *Recht. Ph.* § 148, Anm. (前掲訳書「四八節、註解」)。

(3) *Ibid.*, § 149. (同左「四九節」)。

(4) I. Kant, *Relig.* S. 752. (前掲訳書「一三四頁」)。

(5) カントからヘーゲル、マルクスからブルカチーフまで對稱に念入りにカントの研究は「読値するが (L. Goldmann, *Mensch, Gemeinschaft, und Welt in der Philosophie Immanuel Kants, Studien zur Geschichte der Dialektik*, Europa-Verlag, Zürich, 1945. 三島淑臣他訳『カントにおける人間・共同体・世界』木鐸社、一九七七年) しかし彼らによつてはカントの「理性信仰」の延長上に位置する「歴史哲学」とヘーゲルの「理性的意志」で媒介された「歴史哲学」との最も基本的な相違点が看過されてしまつてゐる。尚、ヘーゲルの「倫理的義務論」と『法哲学』第三部「人倫」の基本構造との関係及びその問題点につづいては、拙稿「人倫的行為主体の形成過程」(『倫理学年報』三二集、以文社、一九八二年、所収)を参照されたい。

以上によつて明らかになつたヘーゲルはカントの「實踐自由論」論を「理性の實踐」を再構成するものとして「人倫自由論」を強く發展させたと言つては、その際にも決定的なことは、ヘーゲルが「意志の活動」において「労働」をその原理として捉えていたところにある。そこで最後にマルクスの関連でその点に若干お話をたい。周知のように、マルクスはヘーゲルの労働の「抽象的に精神的な労働である」と批判しては (K. Marx, *Ökonomisch-philosophische Manuskripte*, Reclam, 1974, S. 235. 『経済学・哲学草稿』城塚啓他訳、岩波書店、一九六四年、二〇〇頁) しかしながら、リーデルが指摘するように、ヘーゲルの「労働」の意義は、自己自身を客観化する自由意志として「労働概念の新しい解釈」を、つまり「心算 Handlung」の活動「Tätigkeit」の「業」を意味したところにある (M. Riedel, *op. cit.*, S. 27, S. 38 ff. 前掲訳書「一九二頁」四一頁以下)。¹⁾ Vgl. *Theorie und Praxis im Denken Hegels*, Kohlhammer Verlag, 1965, S. 62 ff., S. 105 ff.)。確かにマルクス

スは、特に「労働」の内容が示す通り、「疎外された労働」を「有利労働 *Erwerbsarbeit*」と捉え返すことによつて、後の『資本論』によつて結実する市民社会の構造分析の根柢を確定し得たと言つても、しかしこのことは「類的生活のための」「(つまり) 真に人間の生活のための相互的な補充行為 *wechselseitige Ergänzung*」 (K. Marx, *op. cit.*, S. 263. 『経済学』ノーマン・シャ原四郎他訳、未来社、一九六二年、九八二頁) としてこそ「類的生活 *Gattungstätigkeit*」の内容を著しく限定しつづけていたことである。ヘーゲルが述べているように、マルクスによつては「人間と自然の総合として彼の唯物論的概念に、道具的行動のメタ物理的枠組に限定されて形成された」と言つて (J. Habermas, *Erkenntnis und Interesse*, Suhrkamp, 1968, S. 341. 『認識と関心』奥山次郎他訳、未来社、一九八二年、二九五頁) しかし同時にまた「ヤウ」から労働と相互行為を分断し、後者にはみ人間の自由の可能性を見出し、そのこととは、例えばブーネルのようには「コンニケーション 共同体の「アブソリアタ」を「理性の事実 *das Faktum der Vernunft*」(カント) として強調するところだ。消極的な間主観性論と終始するものにならざる (K. O. Apel, *Trans formation der Philosophie, Bd. 2, Das Apriori der Kommunikationsgemeinschaft*, Suhrkamp, 1973, S. 417 ff.)。問題はやはり道具的行動と「コンニケーション」行為との相互関係において定位されなければならない。従つて我々は、ヘーゲルとマルクスの労働概念を、再度そのような視角から検討し直す必要があるのだが、ここでは一先その問題提起をもつて本稿を終えることとした。

ヘーゲルの陶冶論

——主体の社会的形成をめぐる——

一 社会的陶冶論への道

(一) 精神の自己形成と共同体

ビルドゥング (Bildung) の問題は、ヘーゲルの思想の発展を貫く一つのライトモチーフであった。ここでいうビルドゥングは、個人の完成をめざす教育や、知識の習得としての教養を意味するにとまらない¹⁾。また、それは文化やその形成にも限定されない。ヘーゲルにおけるビルドゥングの根本的意味は文化的営為をつうじての人間の全面的な自己形成・陶冶にある。ヘーゲルによれば、精神はその本性において、直接的個別性を克服して自分を普遍的なものへと形成・陶冶するものである。精神の活動は「直接性の超出……およびそれをつうじての自分への

高 田 純

還帰である。したがって、精神は、自分の活動によって自分を形成する当目的である。」(Die Vernunft in der Geschichte (PhB 171a) S. 57 f.)

ヘーゲルの哲学体系に即するなら、広義には精神哲学全体が人間の精神としての自己形成の過程の叙述である。「教養や教育」は「普遍的精神を個別主観において現存在へもたらすことによつて個別主観にかかわるにすぎない。」これに対して、精神哲学においては「精神自身が自分の概念にしたがつて自分を形成・陶冶し、教育するものとして考察される。」(EHz. § 387) ところで、ヘーゲルは、人間の精神としての自己形成は本質的に民族共同体におこなわれるとみなしている。人間は一定の共同体のなかで、先行の世代がつくり上げた文化を摂取

しつつこれを改造することをつうじて、自分を形成する。しかし、人間は共同体において形成されるともに、共同体を担う主体でもある。したがって、人間の自己形成は、共同体の主体としての自己形成である。ヘーゲルの精神哲学の内部では、人間のこのようなあり方は客観的精神として叙述される。客観的精神の段階にある人間は共同体、社会を自ら定立するのであり、そのさい、自分の自然性、個性性を克服して自分を普遍的なものへ高める (Enz. §385, §469, §481, §494)。

(1) 民族精神の教化とその客観的条件

諸個人をその民族的あり方において教化し、陶冶することは、ヘーゲルが青年期に抱き続けたテーマである。チュービンゲン、ベルン、フランクフルトの各時期をつうじて彼の思索の直接的対象になったのは宗教の問題であるが、彼は宗教の役割を「ある民族の精神を高め上げ、教化すること」(N.S.G)に求めることから出発した。このような民族教化のモチーフはまず啓蒙の立場にもとづくものといえよう(ベルン期のヘーゲルに強い影響を与えたカントも啓蒙の潮流に属する)。しかし、彼が早い時期から啓蒙と一線を画そうとしていたことも看過できない。彼は、啓蒙の冷たい悟性は民衆に生きた作用をおよぼし、彼らを真に教化することはできないと批判した。彼は古代ギリシャのポリスの文化を理想に描き、理性と情操性との調和にもとづく人間の形成を民族的なものとして遂行しようと構想した。ここには、人文主義者のレッシング、ヘルダー、シラー、さらにはルソーの民族の教育についての思想による影響がみら

れる。

ところで、民族精神の形成・陶冶についての青年ヘーゲルの思索の特徴は、民族の宗教的、倫理的教化と民族の政治的、社会的な統一、自由との結合を重視したことにある。「民族の精神の形成は、一部は民族宗教がなすべきことがらであり、一部は政治的諸関係がかかわることがらである。」(N.S.G)その後の彼の思想の進展の一つの方向は、民族精神の陶冶を可能とする社会的、歴史的條件の分析を深化させることであつたといつてよい。彼が理想とした古代ギリシャの宗教はその民族の共同性を生き生きと表現していたが、それは個人相互の調和的結合を社会的基盤にしていた。しかし、その後の歴史の推移のなかで、このような結合が破壊され、個人の関心が共同的なものから私的なものへ向けられる状態のもとで、宗教は、現実生活から疎隔された彼岸への信仰を説く宗教(客体的、実定的宗教)に転化した。ヘーゲルは、このような事態を引き起こした歴史的要因の分析を進め、さらに民族生活における調和的統一を回復するための現代的條件の解明を深化させていった。宗教的考察と平行してフランクフルト期に着手されたドイツ憲法についての研究やイギリス国民経済学(スチュアート、スミスの)の研究はこのような作業の一環をなすものであつた。

(2) 国家、市民社会と人倫的形成

フランクフルト期からイェナ期にかけて執筆された『ドイツ憲法論』が指摘しているように、当時のドイツは領邦主義のもとで統一的国家権力をもたず、また新興の社会勢力としての市

民階級は民族の統一に熱意を示さず、自分たちの私的利益の確保に没頭しており、さらに個人の肉面的心術に依拠するプロテスタンティズムは、このような市民階級の私生活化を正当化するものとして機能していた。ヘーゲルはドイツ社会の民族的統一に与つての国家権力の決定的役割を強調し、これにたいして市民社会を、社会的、人倫的分裂をもたらしものとして否定的に把握してゐる (DV. S. 461, S. 517)。

しかし、同時に彼は、市民社会が近代国家にとって不可欠の前提であり、市民社会のなかで諸個人の社会的、分別と判断力が形成されることによつて、国家は市民社会のことがらを彼らの自由にゆだねることができるとも明らかにしている (S. 474, S. 482, S. 484)。

このような市民社会についての否定的および肯定的評価は、対立を、必然的媒介としての統一の回復という論理と結合して行く。例えば、イエナ期初頭の『差異論文』ではつぎのように述べられていた。「必然的分裂が生の一要因であり、生は永遠に『自分に』対立しつつ、自分を形成するのであり、全体性は……最高分裂からの再建をつうじてのみ可能である。」(Differenzwerke, Bd. 2, S. 21 f. Vgl. N. S. 348, S. 379) 民族の人倫的統一は、個別性 (私有財産と私的利益) の原理にもとづく市民社会において喪失されるが、同時に市民社会における分裂をつうじてこの統一の回復の条件が準備される。このことについてのヘーゲルの考察はイエナ期のその後の社会論 (人倫論) の構想のなかで具体化される。

ヘーゲルは、市民社会においては個人の自然にたいする能動的活動としての労働をつうじて、また分業体制のもとの個人の労働の社会化をつうじて個人が自然的あり方を脱却して、普遍的、社会的なものとして形成・陶冶されることに着目する。ここで獲得される普遍性はさしあたり相対的、形式的なものであり、国家におけるような実体的なものではない。だが、このような社会的労働をつうじての形成・陶冶は、市民社会における対立、分裂の反面をなす積極的な事態である。

分業体制のもとの労働をつうじての技術的、社会的能力の形成はずでにミスによつて指摘されていた。ヘーゲルはこの思想を撰取しつつ、これをドイツ観念論における純粹意志論と結合して独自のビルドゥング論に仕上げた。彼は労働能力の形成を意志の自然からの純化として把握しつつ、カント、フィヒテを批判して、意志の自己純化はたんに抽象的、肉面的なものでなく、社会へ、自分を具体化する意志の形成であるとみなした (R. § 15, § 27)。市民社会における陶冶は、国家における人倫的統一を再建する主体へ個人を高めるための必然的段階である。このように、社会的陶冶論は、ヘーゲルの社会観の要をなす国家と市民社会とを媒介する重要な役割を与えられている。

二 人倫的共同体と絶対的陶冶

——『人倫の体系』における陶冶論

(一) 欲求の体系、正義の体系、陶冶の体系

社会的陶冶についてのヘーゲルの本格的な考察は最初の社会

哲学の体系構想としての一八〇二—三年の『人倫の体系』に示されている。この論稿の最終部分では「統治の体系」として「欲求の体系」、「正義の体系」および「陶冶の体系」があげられている。前者の二体系は市民社会に即したものであって、欲求の体系は後期の『法哲学』の市民社会論のなかの「欲求の体系」と「内務行政と職業団体」の一部に、正義の体系は「司法」にほぼ該当する。これにたいして、陶冶の体系は市民社会ではなく、本来の国家に属する。

『人倫の体系』の論理によれば、第一の欲求の体系においては普通（社会的統一）が特殊（個人の欲求）のなかに内的なものとして隠されている。第二の正義の体系においては普通が顕現し、特殊と対抗する（欲求を規制する法として）が、特殊は廃棄されずに残存するのであり、普通は特殊にたいして相対的、形式的なものにすぎない。これにたいして、第三の陶冶の体系において普通は、自分に対立する特殊を自分へと受容し、同化する(SpS, S. 79ff.)。これらの段階は、個人から出発して、個人に他人との社会的関係を意識させ、個人を人倫の共同体における他人との有機的結合へと高める過程であって、これらは『人倫の体系』の先行の叙述の総括となっている。その第一部「関係の側面からみた絶対的人倫」は欲求の体系に照応し、第二部「否定的なもの、すなわち自由または犯罪」は正義の体系に接続し、第三部「人倫」は全体として陶冶の体系に対応する。論理的にいっても、第一部では普通が特殊のなかに沈みこんでいるが、第二部では普通は特殊と対立しつつ、形式的なもの

のとして特殊のうえに浮遊し、第三部に到って、普通は特殊の自立性を廃棄してこれを自分へと合体する、とみなされている(S. 8, S. 38 f., S. 56)。

(二) 労働と陶冶

『人倫の体系』の第一部では、個人のなかに隠されていた社会的普遍性が顕在化する過程がたどられるが、この過程は同時に、個人が普遍的なものとして陶冶される過程である。

ヘーゲルは自然にたいする個人の働きかけについての分析から出発する。この働きかけの最初の形態は欲求である。欲求は自然対象との対立を廃棄して自分を実現しようとする。欲求の対象との同一性は享受であるが、それは主観的、感情的なものであり、また一時的なものにすぎない。これにたいして、労働においては、主体は対象と対立しながら、積極的に対象に形態を与えるのであり、労働産物においては、主体と対象との同一性が対象のがわで実在化され、かつ持続的となる。欲求においては、主体と対象との同一性は「差別」「対立」がなく理性がない同一性であったが、労働においては、それは対立に媒介された「理性的同一性」となる。労働においては、欲求の個人的、一時的充足が阻止されるが、このような否定をつうじて個人は自然的、直接的あり方を脱却して、普遍的、理性的なものへ陶冶される(S. 107a)。以上のような考察は、その後のヘーゲルの労働における主体形成についての理論の原型をなすものである。

しかし、ヘーゲルによれば、自然を活動の対象とするかぎ

り、個人は対象との対立を克服することはまだできない。ヘーゲルは、個人が自分との同一性を真に保持しようするような対象を求め、これを他人に見出す。他人は個人と同様の「英知者」であり、彼は他人のなかに自分を「英知者」として直観する。このような個人の他人における自己直観は彼と他人とのあいだで相互におこなわれることによって、現実化される。この相互的行為は相互承認であって、これをつうじて個人は「主体であると同時に普遍的なものであり、自分の特殊性を直接に普遍性とする。」このようにして、相互承認は「人間のあいだの普遍的相互作用であり、彼らの形成・陶冶である。」(S.S.S. 183)このような相互承認の論理はその後のヘーゲルの自由な社会関係についての把握の中核となるものである。『人倫の体系』においては、相互承認はまず家族における愛の関係として考察されるが、社会全体におけるその実現は、のちにみるように、法のもとで可能である。

(三) 普遍的労働と法的な人格

労働における個人相互の関係が本格的にとりあげられるのは第一部の第二章「形式的なもの、あるいは関係における無限性」においてである。ここでは「個別性は、端的に他人たちの個別性と関係する普遍的なものとなる。」(S.224)この節であつかわれる内容は『法哲学』の抽象法における内容と重なるが、労働とそれにもとづく占有から出発して法を考察していることがここでの特徴である。

ヘーゲルは市民社会における分業体制のもとでの労働の普遍

化に注目する。分業においては個人の労働は自分の個別的欲求の充足のためのものではなく、他人たちの欲求の充足のためのものであり、それは同時に社会的、普遍的性格をもつ。労働の生産物は他人たちによる「使用の普遍的可能性」をもち、ここでは「欲求一般の抽象」がおこなわれる(S.226)。このような労働の普遍化を基礎に、個人は人格として形成され、占有の主体として他人たちによって承認される。諸個人は相互に、平等の権利をもつものとして関係する。しかし、この権利は、個別性的内容(主体および占有の対象がもつ特殊の諸規定)を捨棄した抽象的、形式的なものにすぎない。ここでは、普遍性(社会的同一性)が優位に立つが、それはもろもろの個人性のあいだの相対的同一性とどまる(S.227)。個人のあいだの占有の承認の関係は交換において動的な形態で現出する。交換においては、もろもろの労働生産物は価値として抽象化され、相互に同等なものとして関係する(S.228)。さらに、交換におけるもろもろの事物の移転にもなる偶然性は契約において廃棄される(S.229)。契約においては、個人のあいだの社会的、普遍的結合が顕在化するが、しかし、それはなお形式的であり、個別的なものとの対立(契約の不履行)の可能性が残存している。このように、社会的労働の連関に即して考察された人格の承認は総じて抽象的、形式的であり、また国家権力によって裏づけられたものでないため、個人相互の対立は廃棄されない。そこでは、力と力との闘争、力による支配(ホッブスの自然状態)の危険性は克服されていない(S.231)。

法の抽象性のために生じる個人相互の対立は第二部の「否定的なもの、すなわち自由または犯罪」において独立に考察される。個人の自立化と自由は普通（他人とのあいだの法的承認の關係）にたいする対抗としての犯罪となる可能性がある。しかし、犯罪による法の侵害を抑圧する国家権力がまだ存在しないばあいには、被害者は加害者の暴力にたいして暴力をもって対抗せざるをえない（復讐）(S. 39 ff., S. 49)。このような分析は『法哲学』の抽象法における「不法」の部分にはほほ照応するといえる。

国家権力による犯罪の抑圧は第三部の「人倫」における「正義の体系（司法としての統治）」の段階ではじめて明らかにされる。司法は国家権力を背景に法を現実に適用し、人格の承認に具体的内容を与える。しかし、法の具体的諸事例にたいする適用には、避けられない限界がある(S. 88)。司法においても、普通は、個別性を自分へと合体する生きた具体的なものとなることはできず、個別に対立する「抽象的威力」としてあらわれる(S. 67)。

四 身分と人倫的意識の形成

市民社会における個人の形成・陶治についての興味深い分析が第三部門の「相対的人倫」の章に示されている。ここでは、人倫的組織が「絶対的身分（官僚、兵士）」、「農民身分」、「市民身分（商工業身分）」に区別され、いかにそれぞれの身分において、それに照応した個人の倫理的意識が形成されるかが明らかにされる。この意識は絶対的人倫の個人における特殊的、

経験的反映であり、絶対的人倫と区別して「相対的人倫」あるいは道徳とよばれる(S. 57, S. 60, Vgl. NR. S. 480 ff., S. 505)。絶対的身分は共同体のために自分の利益を度外視して貢献し、戦時には自分の生命を犠牲にする。この意味で、絶対的身分は自分を普遍的に形成するのであり、絶対的人倫を端的に反映している(S. 5, S. 58, S. 63 ff., S. 75)。農民身分は、社会的には家父長的諸關係に依存し、全体にたいして素朴な信頼を抱いている。また、自然にたいする關係についていえば、この身分は土地に束縛されており、その労働は充分な分別・悟性にもつくものではない(S. 61, S. 68)。

これにたいして、市民身分は自然にたいする労働においても社会生活においても、自分の分別・悟性に依拠する(S. 61)。この身分の関心事は、労働によって獲得した所有の権利を社会的に承認させることである。そのため、この身分は法をつくり *das Recht schaffen*、また、成文法が現存しなければ、衡平にしたがって行為する。この意味で、この身分は「実直 *Rechtchaffenheit* の身分」とよばれる(S. 60)。すでにみたように、法の主体、人格として個人が形成されるのは社会的労働をつうじてであるが、これはとくに商工業身分において地盤をもつことがここで明らかにされる。

(四) 市民社会における陶治の限界

しかし、市民社会あるいは市民身分における個人相互の結合、およびそこにおける個人の普遍的形成には限界があることをヘーゲルは指摘している。ここでは、相互に区別されたも

ろもろの個別（諸個人の占有、營利）が固定的となつており、それらの統一としての普遍は形式的、相対的にすぎない（S. 65）。

さきに、市民身分においては分別・悟性が形成されることが示されたが、悟性は区別の固定化に立脚する。總じて、市民社会においては社会的普遍性はこのような悟性の支配下にあり、そこにおいて形成される社会意識も悟性的なものである（S. 61）。ところで、より深刻なことは、市民社会には個人の形成・陶冶を阻害する諸要因があることである。市民社会における分業体制のもとでは、個人が自分の利益を獲得するのは、彼の労働産物が他人たちの欲求と一致することによってであるが、この一致（需要と供給との一致）はたえざる変動をとめない、個人はその過程をみとおし、制御することはできない。分業体制は個人にとって「無意識的な盲目的全体」として現象する（S. 68）。たしかに、スミスが明らかにしたように、長期的にはこの変動をつうじて一定の均衡が回復される。しかし、この変動が急激かつ大幅なばあいは、社会の一部の人間の労働産物の価値を暴落させ、彼らの生存を危険にさらす（S. 68）。市民社会においては、貧富の不平等が必然的にひき起こされる（S. 68）。さらに、機械制工場労働は労働者の能力の形成を阻害し、労働者を粗野にゆだねる（S. 84）。このように、市民社会においては諸個人の有機的結合が消失し、彼らの人倫的形が妨げられる（S. 84）。

ヘーゲルは市民社会におけるこれらの困難の除去の役割を国

家による市民社会の統治（具体的には、絶対的身分の市民身分にたいする働きかけ）に求める（S. 70, S. 81f, S. 84, Vgl. NR. S. 483）。このような把握は『法哲学』における「福祉行政」の内容に照応する。また、国家による市民社会の統治は「商工業身分それ自身における編成」をつうじておこなわれると主張されているが、それはのちの「職業団体」の思想に接続するものとしてよい（Sds. S. 84f.）。

しかし、国家の統治は市民社会の諸矛盾を解消するのに充分ではない。このことの困難さについて『人倫の体系』の少し前の時期に執筆された『自然法論文』（一八〇二年）ではより率直につきのように述べられている。市民社会は「絶対的にあつかいにくく反逆的な体系」（NR. S. 502）であり、有機的自然としての人倫は非有機的自然としての市民社会のために自分の一部を犠牲にしつつ、それとの悲劇的闘争をつうじてそれと和解し、それに権利を承認しなければならぬ（S. 495f.）。

⑤ 絶対的陶冶と相対的陶冶

市民社会は人倫にとっての否定態、あるいはいわば疎外態である。人倫は自分を有機的全体として形成するためには、自己と対立する非有機的なものとしての市民社会を定立しながらも、その自立性を否定して、それを自分へ同化しなければならぬ（Sds. S. 70, NR. S. 487f.）。このことを市民社会における個人のがわからみれば、人倫的全体にたいして否定的な彼の個別性が人倫的全体の否定的威力によって廃棄されることをつうじて、彼は普遍的なものとして形成・陶冶され、真の肯定的あ

り方を獲得する。『人倫の体系』はこのことを「絶対的人倫の絶対的陶冶」(S.S. 57)とよんでいる。これにたいして、市民社会における陶冶(形式的、悟性的なものとしての)を相対的陶冶とよぶことができる。

「絶対的陶冶」は具体的には、統治の体系の最高段階としての「陶冶の体系」において示される。欲求の体系と正義の体系が市民社会に即していたのにたいして、この体系は本来の国家に属する。市民社会における陶冶(形式的、悟性的なものとしての)にたいして、ここでおこなわれるのは上からの陶冶である。ヘーゲルはその内容として、教育、陶冶(本来の意味での)あるいは訓練をあげている。教育は才能の育成、発明と学問の促進を含むが、これは、個人にかかわる「形式的」陶冶である。これにたいして、真の、本来的な陶冶は民族の意識的な共同生活におこなわれる。個人の訓練は内務行政をつうじておこなわれるが、偉大な訓練の場は民族共同体の習俗と秩序にある。さらに、戦争は、個人に共同体のための自己犠牲を要求することによって、個人の共同の本質を検証するという意味で、陶冶の場である(S. 80, S. 90)。

人倫的共同体における「絶対的陶冶」は否定的性格とともに肯定的性格をもつ。人倫的共同体においては「すべての自然的区別が否定されているため、個人はいかなる人間においても自分自身として直観し、個人は最高の主体客体性に到達する。万人のこの同一性は……抽象的同一性、市民的ありかたの平等ではなく、絶対的な同一性、平等であり、経験的意識あるいは特

殊性の意識において現示される直観された同一性である。」(S. 82) 「精神の眼と肉体の眼とが完全に合致する。」(S. 83) において、個人は英知者として形成され、その経験的、特殊的存在においてそのようなものとして現存する。

三 疎外と陶冶

——『イェナ實在哲学』における陶冶論

(一) 自我による共同体の媒介

『人倫の体系』においては実体主義の立場がとられ、人倫的実体(共同体)への個人の解消が主張された。しかし、実体による個人の否定は同時に個人を普遍的なものへ高めることであり、このことよって個人の否定は個人の肯定に転化され、個人は真の自由を獲得するとみなされた。ここでは、実体(共同体)が個人の意識に依存することなく、それ自体で客観的に個人にたいして自由をもたらすと考えられている。ところが、一八〇五—六年の『イェナ實在哲学(Ⅱ)』においてはこのような見解にやや変化が生じてくる。共同体が実体的なものであり、個人から独立な機構をそなえることが強調されると同時に、共同体が個人の意識、心術によって支えられるという面に注意がむけられるようになる。このことは、論理的にいえば、シェリング的な実体をフィヒテ的な自我によって媒介されたものとしてとらえなおすことである。

『人倫の体系』(またとくに『自然法論文』)においては、近代の共同体と古代ギリシャの共同体とが二重写しにされていた

が『イエナ実在哲学』においては、近代の共同体が個人の自立性(個人の自己確信)によって媒介されることが明確にされる。古代においては「各人は自分を直接に普遍的なものとして知っている」が、それは「各人が自分の特殊性を放棄する」とによってである。これにたいして、近代においては「より高次の抽象、より大きな対立・陶冶、より深い精神が必然的である。」「より高次の分裂は、各人が……自分の自己そのものを本質的存在として知ることである。」(JR. S. 250)とここでこのばあい、共同体を担う個人の自己知の形成・陶冶はたんに個人的、主観的におこなわれるのではなく、共同体の客観的組織(市民社会を基礎にした国家)をつうじておこなわれる。国家における精神は「あらゆる現実……を自分自身として知る精神」であって、それは「自分にとって定在する組織」であるとともに、「自分の意識を形成・陶冶する。」(S. 253)このことによつて、社会的、客観的なもの(実体)と個人的、主観的なもの(自我)との統一が前者の優位のもとに可能となり、共同体は即目的かつ対目的なものとなるのである。

(二) 市民社会と陶冶、貨幣と疎外

近代の共同体においては分裂(対立、疎外)、およびそれをつうじての個人の陶冶が必然的、不可欠であるが、その基盤はまず市民社会にある。市民社会においては、一面で諸個人はアトム的に分裂しているが、他面で彼らは分業体制のもとの相互依存に入りこむことによって、彼らの労働は社会化され、普遍化される。ヘーゲルは『人倫の体系』における分析を継承し

て、総合的につぎのように述べている。個人は「その抽象的労働のなかに自分自身の普遍性を……直観する。あるいは、それが他人のためのものであることを直観する。」「私の自我は他の自我にたいする行為である。しかも、他の自我によって承認されたものとしてある。」(S. 215 f., Vgl. JR. I. S. 238) 法は市民社会におけるこのような個人の承認に、より普遍的な形態において保証を与える。また、法の主体としての人格は市民社会における個人の陶冶の発展のうえに確立される。法のもとでは、個人の現存在は「普遍へのそれ自身における生成、陶冶」となる (JR. S. 227, Vgl. JR. I. S. 240)。しかし、総じて市民社会においては社会的普遍性と個別性との対立が克服されず、そこにおける陶冶によって獲得される普遍性は形式的なものにとどまる。また、市民社会には、個人の人倫的形成を阻害するさまざまな要因が含まれていることも指摘される (JR. S. 232 f., Vgl. JR. I. S. 239 f.)。

ところで『イエナ実在哲学』において注目すべきことは、市民社会における対立と疎外をつうじての形成・陶冶についての把握がとくに貨幣との関係で示されていることである。労働産物の抽象化された価値は貨幣に凝固する。市民社会において妥当するのは個人そのものではなく抽象的事物としての貨幣である。そこでは、個人の「特殊なものとは完全に疎外されて、もはや妥当しない。」しかし、個人は貨幣へと自分を疎外することをつうじて、普遍的自我として形成されるのであり、このことは、個人が国家を担う主体へ高まるための踏み台となる。

「精神は……その抽象化において自己を喪失した内的なものと
して自分よりの対象となつてゐる。」しかし、「内的なもの
の形態は死せる事物、貨幣ではなく、まさに自我である。いい
かえれば、精神にとつて國家が一般に自分の行為と努力の対
象、目的となる。」(R.S. 258)

(三) 國家への個人の疎外と陶冶

個人が市民社会から國家へ高まるためには一つの飛躍が必要
である。「人倫の体系」は國家にたいする個人の自己否定を強
調していたが、『イェナ実在哲学』はこれを國家にたいする個人
の疎外(放棄)として把握する。「諸個人は自分の〔國家にた
いする〕否定、疎外をつうじて、自分を普遍的意志へ形成しな
ければならない。」(S. 245) エントオイセルングには委譲、譲
渡の意味もあり、近代思想に支配的な社会契約説においては、
個人の意志の社会全体にたいする委譲によつて法や國家が確立
されるとみなされている。しかし、ヘーゲルによれば、このよ
うな觀念においては「彼ら〔多数者〕の個別性はまだ疎外され
た個別性ではないため、いいかえれば否定性を自分自身にそな
えていないために、普遍にとつては偶然性である。」(S. 245)
國家は、あたかも諸個人によつてはじめて創設されるようなも
のではなく、「現に存在する」ものであつて、彼らが國家を定
立することは、彼らが現存の國家に自発的に服従することであ
る。「ここにある關係は、服従するように陶冶された者が共同
体へとむかう運動である。」(S. 28) ヘーゲルは、歴史的には圧
制でさえ、個人の國家にたいする疎外と陶冶の過程であつたと

述べる。圧制のもとでは、個人の個別的意志を絶対的なものと
して主張する立場がうち砕かれ、また個人が圧制的権力のなか
にたんに圧制者の個別的意志を認識するのではなく、権力の普
遍の本質、普遍的意志を認識するようになる(S. 265f.)。以上
の考察においては、市民社会による下からの陶冶(ただし形式
的、相対的な)にたいして國家による上からの陶冶(『人倫の
体系』において絶対的陶冶とよばれた)が強調されている。

ところで、ヘーゲルはこのように國家にたいする個人の自己
否定の關係を重視するとともに、國家による個人の肯定という
側面にも着目している。國家における「普通者はつぎのことを
自分のがわで自ら明らかにする。すなわち、疎外(放棄)が私
の必然性をなすとともに、普通者が自分を犠牲にして、私を私
のものに到達させるといふことを。」(S. 24) 具体的にいえば、
平和時には國家は個人の自己放棄とひきかえに、個人の人格と
所有を保護する。しかし、戦時においてはこれらは國家のため
に犠牲にされ、國家の威力のなかで消滅することが示される
(S. 288f., S. 292)。

(四) 身分と心術、國家と宗教

『人倫の体系』における見解を継承して、『イェナ実在哲学』
も國家による統治の基礎に諸身分をおき、諸身分をその客観的
組織の側面と、それに所属する個人の意識、心術ゲイストの主観的側面
とから把握する。諸身分は人倫的全体の「諸分肢、外的で固定
的な組織」であるとともに「各身分の心術、その自己意識」を
「形成する。」(S. 253) 『人倫の体系』のばあいと同様に、この

論稿においても、共同体や身分組織の客観的あり方が人倫とよばれるのたいして、諸身分における心術の主観的あり方は道徳とよばれる (S. 253)。

諸身分は全体として市民社会に所属し、人倫的全体の固定化された諸分岐であり、諸身分（とくに市民身分と農民身分）における心術としての道徳は人倫をそれぞれの一面的原理にしたがって反映する (S. 252)。しかし、道徳は同時に「絶対的自己知」(S. 251)の近代の原理を含んでおり、このことによって、諸身分における特殊的定在の制約をこえ出る可能性をもつ (S. 251, S. 253)。このような道徳は、国家を支える内面的原理へ転化する。「道徳は、自分自身と自分の身分の行為とを促進して、普遍者〔国家〕のために何事かをなすという行為によって、その身分をこえ出ることである。」(S. 267)このように、道徳は、市民社会（諸身分）を国家へと媒介する主観的原理とみなされており、道徳的心術の形成・陶冶にきわめて重要な役割が与えられる。このような内面的心術についての把握は『イユナ実在哲学』において特徴的なものであって、それはさらに宗教についての新しい評価をもたらし。

『人倫の体系』によれば、人倫的共同体がそれ自身で普遍と特殊との実在的統一を実現し、この統一は諸個人にとって直観可能になるのである（普遍的身分以外の諸身分においてはこの統一は不完全であるが）、このことを基礎に宗教は普遍と特殊との統一を観念的形式において表現する (SdS, S. 55, NR, S. 500, S. 508)。これにたいして『イユナ実在哲学』は、現実の共同体

のもとで普遍と特殊との統一が真に実在化され、諸個人がこの統一を直観しようようになることについては懐疑的である。統治者（あるいは普遍的身分）においてはこの統一は実現されるが、一般的諸個人（市民身分、農民身分）にとってはそれは可能でない。たしかに、彼らも、さきにもたように国家的自覚をもつまでに陶冶されるかぎりでは、この統一を実現するといえるが (R, S. 246)。それは不完全かつ部分的にすぎない。このこと背景には、市民社会における普遍と特殊との分裂は国家の統治（とくに内務行政をつうじての）によっても完全に克服されないとある (S. 252 f., S. 256)。この結果、普遍は現実社会のなかにではなく、特殊的定在から純化された個人の内面的心術のなかに求められることになる。「諸国人の外的、現実的自由は失われるが、彼らの内面的自由は保持される。」(S. 251)ヘーゲルは、純粹な自己知としての心術は宗教において形成・陶冶されるとみなす。宗教においては、個人は自分の定在を完全に放棄・疎外することによって、自分を普遍的なものとして形成する。「この疎外は、たんに形式にかかわる疎外としての陶冶ではなく、……全現実の全面的な疎外である。」(S. 267)しかし、個人は全現実の疎外、絶対的自己否定をつうじて、全現実を自分へとりもどし、自己肯定を回復する (S. 267)。このことは現実の世界（国家）と宗教的世界（心術）との「和解」によって実現される。つまり、宗教をつうじて形成される純粹な自己知、心術がその現実的内容を国家のなかに見出すとともに、国家がこの自己知のなかにその「内面的な絶対

的保証」をもつことよつて表現される (270f.)

しかしながら、『イェナ実在哲学』に示されたこのような見解は、現実社会（市民社会と国家）に内在する欠陥にたいして内面的、宗教的心術によつて代償を与えようとするものである。『人倫の体系』によれば、眞の宗教は民族共同体における統一性を反映するものであり、またこれが可能なのは、現実社会において諸個人の實在的統一が実現されるばあいであつた (S. 274f.)。しかし、近代社会の基礎をなす市民社会における対立が解消されないかぎり、この統一は実現されない。『イェナ実在哲学』は宗教を内面化させることよつて（内面性の原理に）もつとく宗教を「絶対的宗教」とよぶ、現実社会に欠如したものを補完する役割を宗教に見出そうとしている。

四 国家と人倫的自覚の形成

——『法哲学』における陶冶論

(一) 陶冶の基盤としての市民社会

後期ヘーゲルは『イェナ実在哲学』における見解をおしすすめて、近代国家が個人の自覚によつて支えられなければならないこと、また、市民社会が、国家を担う主体へ個人を形成・陶冶するうえで不可欠な基盤であることを明らかにしている。市民社会においておこなわれる形成・陶冶は、「人倫の、直接的、自然的実体性〔古代におけるような〕とは異なつて普遍的形態へ高められた無限に、主體的な実体性に到達するための絶対的通過点」(R. §187)である。すなわち、近代国家は市民社会

とそこにおける陶冶を通過することよつて、主体性に媒介された具體的実体となる (§182, §258, §270)。

市民社会においては、一方で個人は自分の特殊の利益のために活動するのであり、全体はアトム的個人へ分裂する。しかし、他方でそこでは個人の活動は他人たちの活動との全面的依存におかれることよつて、個人の利己的活動は他人たちの欲求の充足のための活動に転化するのであり、個人はその欲求の自然的直接性やその恣意を克服して、社会的、普遍的あり方へと自分を陶冶する (§182, §199)。具体的にいえば、自然対象との関係の面では、個人の欲求とその充足手段との多様化をつうじて、欲求が抽象化、普遍化され、また他人との関係の面では、個人が他人たちの社会的、普遍的欲求にしたがつて労働するようになり、これらのための理論的および実践的教養がつけり出される (§191, §194, §197, Enz. §525)。

しかし、市民社会の労働における陶冶は形式的、悟性的なものであり、国家におけるような実体的、理性的なものではない (R. §187)。市民社会は「悟性的意識の領域」である (Enz. §525, §529)。悟性は、ことがらを区別と対立においてとらえ、また対立したものを外的に連関づける立場であるが、市民社会の構造自身が悟性的である。そこでは、一方で自立した特殊の個人が基礎であり、全体的、普遍的なものは個人のあいだの相対的同一性にすぎない (R. §157, Enz. §517)。だが、他方で、全体は個人相互の機械的結合であり、個人を支配する盲目的必然性としてあらわれる (R. §184 u. Zu, Enz. §523)。*von*

ヘーゲルは以前の論稿におけると同様に、市民社会が個人の陶冶にわたつてのさまざまな阻害要因を含むことを指摘している。これらの要因の除去は国家による市民社会にたいする働きかけとしての内務行政に求められるが、それには限界がある (R. § 200, § 236, § 243, § 244)。

① 市民社会と法および道徳

『法哲学』の抽象法の段階においては、法と労働との関係は捨象されているが、市民社会の段階においては、法が社会的労働によって基礎づけられる。個人が法的に人格として承認されるのは、市民社会において彼が労働と占有の主体として陶冶されることの所産であり、市民社会において (司法をつうじて) 法は具体的存在を与えられる。「諸欲求の、およびそれらを充足する労働の相互関係の相対的あり方は……自分へ反照すると……無限な人格、法 (抽象法) となる。ところで、法に存在を与えるのは陶冶としての相対的なもののこの領域である。」 (S 209, Vgl. § 192)

さらに、道徳の現実的基盤も市民社会にある。道徳は一方では、法において捨象される個人および他人の福祉の内容を目的とする (§ 124)。ここでは、とくに経験論的幸福主義が念頭におかれている。市民社会においては、各個人の福祉の実現に偶然性がともなうため、これを補完するものとして個人相互の道徳的な配慮と援助が必要となる (§ 207, § 242)。他方で、道徳には、個人が自分の洞察と確信にもとづいて社会的、倫理的なことがらを実行することが含まれている (§ 132, § 136, Einz.

§ 50)。ヘーゲルはこのような道徳をカント的道德あるいはロマン派の良心と連関づけているが、これらの立場は、市民社会において個人が自分の判断をよりどころに活動するというあり方の普遍化、内面化を意味するといつてよい (R. § 204)。このように、道徳は、福祉の実現という経験的な面、および自己確信という内面的な面とにおいて、二重の意味で「主体性の権利」を表現する (§ 121, § 132)。道徳において、個人は普遍的なものへ陶冶される。一方で、個人は市民社会において特殊の利益の追求から出発して「自己意識の対目的に存在する自己内存在」に到達するが、他方で、他人との普遍的同一性の意識へ高まる (§ 256, § 264)。しかし、この普遍的同一性は抽象的、形式的なものであり、社会的 content と結合されていない (§ 112, § 123)。ここには、市民社会における普遍性と特殊性との分離 (§ 184) が反映している。

② 国家と心術

近代国家は一方で、個人から独立した確固たる機構をそなえらるとともに、他方では、個人の自覚と心術によって支えられる (§ 267, § 268 Zf., § 144, § 258, § 270)。

このような心術の形成・陶冶は、その形式にかんしては、市民社会を基盤にし道徳をつうじておこなわれる。しかし、それに具体的内容が与えられるのは国家においてである。国家は諸個人の利益を総括し、彼らの利益の実現を保証することを彼らが洞察し、国家のために積極的に活動するということのみならず、国家における普遍性と特殊性との真の統一がある (§ 268)。

ここにおいて、道徳の二重の意味での「主体性の権利」(個人の福祉の実現、および社会的なものにたいする自己確信)が具現される。国家はつぎの点で具体的自由の実現である。「人格的個別性とその特殊の利益とが完全に発展し、それらの権利が……承認されるとともに、それらが一面で自分自身〔市民社会における活動〕をつうじて普遍的なものに利益に移行し、他面では、知と意志をつうじてこの普遍的なものを自分の実体的精神として承認し……そのために活動する。」(§260)。このような国家観は功利主義的な要素を一面で含んでいる。ここにおいては、ヘーゲルは市民社会における個人の利益から出発して、個人と国家との一体性へ進んでいる。

ところで『法哲学』は、市民社会と国家とを媒介するうえで職業団体(市民的身分において編成される)の役割を重視している。職業団体の内部では、国家の監督のもとで個人の利益と全体の利益との合一がもたらされ、これを基礎に、全体にたいする個人の信頼の心術が形成される (§251, §289, Vgl. §264)。「職業団体は、市民社会に根ざす国家の……人倫的根底をなす。」 (§255)

以上の考察においては、市民社会から国家への移行における連続面が強調され、また、個人と国家との相互否定的関係よりも、両者のあいだの相互肯定的関係が前面におし出されている。このことにもなつて、国家的自覚の形成にさいしての市民社会における下からの陶冶の意義が重視される。しかし、国家と市民社会のあいだの連続面、また国家と個人のあいだの肯

定的関係が主張されうるのは平和時においてのみである。戦時においては個人は自分の利益と生命を国家のために犠牲にしなければならぬ (§278, Enz. §56)。ここでは、国家にたいする個人の疎外・放棄、また個人にたいする国家の否定的威力が強調される (R. §323, §328)。だが、このような国家の否定的威力をつうじて個人は全体的、普遍的なものに高められ(上からの陶冶)、真の肯定的あり方に到達する (R. §324)。

ところで、後期ヘーゲルにおいては、さきにもみたような、国家を支える心術(愛国心)の重視にもなつて、この心術を形成・陶冶するうえでの宗教の役割に高い評価が与えられる。このような立場は『イェナ実在哲学』にすでに示されていたが、後期においてはより明確に表明されるようになる。一方で、国家は現世における神的意志の具現であり、宗教的心術はその理性的内容を国家から受けとらなければならない(さもないと、宗教はたんなる主観的感情や、さらには狂信におちいつてしまう)。他方で、「国家が機械的装置ではなく、自覚的自由の理性的生命であるためには、心術がその本質的契機とならなければならない」として保持される (§270)。このようにして「国家は人倫的心術にもとづき、人倫的心術は宗教的心術にもとづき」(Enz. §552)。そして、後期ヘーゲルは、このような国家的心術を内面的に形成する宗教がプロテスタント教であることを明言し、国家の近代的改革にたいして宗教改革が先行することを主張する (Ibid.)。

四 社会の物象化の克服と社会的陶冶

以上を示されたヘーゲルの思想をふりかえると、彼の陶冶論は、いかに個人が社会の主体として社会をつうじて形成されるかを明らかにするものであった。それでは、個人が社会的主体として形成されるための社会的条件はなにか。ヘーゲルはこれを、市民社会における分裂、疎外、および国家におけるその克服としてとらえる。彼は市民社会のなかに、それが原子論的体系であるという否定面と同時に、そこにおいて個人が一定のしかたで社会化され、普遍的に陶冶されるという肯定面を指摘し、後者の面が市民社会と国家との媒介をなすと主張する。しかし、市民社会におけるこの陶冶は個人にとって「無意識的必然性」をつうじておこなわれる(R. § 278)。市民社会においては、その全体的連関は、個人にとって洞察不可能な盲目的なものとしてあらわれる。これは、マルクスのいえば物象化の世界である。それでは、国家において社会の物象化は廃棄されるであろうか。国家において全体と個人とは一体であり、このことによって個人は全体にたいして信頼をもつとヘーゲルは述べているが、この信頼は全体の連関にたいする個人充分な洞察にもとづくものではない⁽¹⁾。諸個人にたいしてこの洞察の範囲は限定されている。この洞察が可能なのは、普遍的身分に属する官僚と、万物の必然性を概念把握する哲学者にとつてだけである。一般的個人にとつてのこの面での困難さを代償するのが宗教である。宗教は表象をつうじての「万人むけの真理」の表現である(Benz. § 573)。そして、宗教によつて形成される心術が國

家の内面的基礎に転化される。このように、ヘーゲルは社会的主体の形成を社会に即して把握しようと試みたが、これは挫折したといわざるをえない。社会(市民社会を基礎とする)における物象化と疎外が現実には除去されないかぎり、社会的主体としての個人の形成・陶冶は不可能にとどまる。

* ヘーゲルの著作の引用は基本的に、Felix Meiner, *Philosophische Bibliothek* (Pnb) 以下のSutrkamp, *Hegel Werke in zwanzig Bänden* (Wz) 以下のように略記する。(ヘーゲル初期神学論集) (ノーマ編) [N.] 『ヘーゲル神学論』 [VD, Werke, Bd. 1] 『自然法論文』 [NR, Werke, Bd. 2] 『人論の体系』 [SdS, Pnb 144a] 『ヘーゲル実在哲学』 [JR. I, Pnb 66b] 『ヘーゲル実在哲学(二)』 [JR., Pnb 67] 『精神現象学』 [Pha., Pnb 114] など『エンチクローペデー』(第三版) [Enz.] と『法哲学』 [R.] にしたがって、ヌマツヨシ [§] 番号およびその補遺 [Zu.] のみをあてる。

* * 引用文中の傍点は原文の強調箇所、圈点は引用者による強調箇所である。

(1) 教育としてのビルドゥングにたいしてのヘーゲルの見解はかんじつは Reble, A., *Hegel und die Pädagogik*, in *Hegel-Studien*, Bd. 3, 1965 参照。

(2) このような見解はすでにキムナジウム期の論稿にあらわれ (Rosenkranz, *Hegels Leben*, S. 459) キョーレン期 (N. S. 12h.) ヲマン期 (N. S. 218) に表明されている。

(3) Siehe N. S. 12, S. 54, S. 216, Rosenkranz, S. 459, など。ドイツでは啓蒙は悟性の立場(ヴォルンフ・モヤツシト)から宗教的心筋の立場(クロッブシットマ)に移行した。これにたいして、人文主義(ヴァンケルマンに始まる)は、悟性と心情との調和にたいして全体的人間の回復をめざした。ヘーゲルがとくに傾斜したレマンツは啓蒙と人文主義との媒介をめざした。

- (4) ヘーゲルはこの歴史的推移を「歴史家キヒンの説をキヒンの『ベルン期(N.S. 140, S. 350 f.)』、ノットマンン期(S. 71, S. 220-224)に再三考察した。
- (5) ミミスは分業体制のせいで熟練、技巧、判断力の発展に着目した。Smith, Adam, *The Wealth of Nations*, Book I, Chapter I, Cf. Chapter II.
- (6) JR. I. S. 220 f., JR. S. 197, Phä. S. 148 f. Dnz. § 434, § 435.
- (7) JR. I. S. 230 f., JR. S. 212 f., Phä. S. 138 f., S. 256
- (8) 後述のように「承認には諸段階が区別される。家族における愛の承認、諸個人の自然的結合と感情たもとつゝ、法における抽象的人格としての承認、市民社会における分業の一環を担う労働と占有の主体としての承認(これら兩段階は差別と悟性の段階に属する)」、国家における承認(個人の自立的に媒介された有機的結合にまつゝ理性的承認)。拙論「共同体的自由と相互承認」金子武蔵編『ヘーゲル』以文社、一九八〇年、参照。
- (9) 第一部の第二章であつた承認をめぐる闘争は第二部でも論じられる。それによると、この闘争は生死を賭けた闘争へとつきつめられるが、これは、相互の死という相互否定に直面して、相互肯定に反転する。このような相互肯定は、諸個人の一切の特殊の定在から純化され陶冶されたものとしての相互承認であり、これは共同体において実現される。承認をめぐる闘争(自然状態における)から共同体における社会的、現実的承認への移行はイェナ期のヘーゲルの社会哲学の基軸をなす。JR. I. S. 229-232, JR. S. 209-213. Vgl. Phä. S. 144, S. 256, Dnz. § 423 u. Zue.
- (10) ミミスは、このように述べている。商工業者たちの仕事は計画的であるため、彼らは地主たちよりもむしろ社会的理解力をもつ。(ただし、この理解力は公共の利益につとめてより、自分たちの利益の社会的表現につとめるのである) Smith, *Ibid.*, Book XI (Conclusion).
- (11) ミミスにもつぎのような指摘がある。分業の進展につれて、労働者は単純作業に限定されて、理解力や発明力を働かせる機会を奪われるため、愚鈍、無知におちいる。文明社会では、政府が防止策

- を講じなければなり、このような状態は必然的である。Ibid., Book V, Chapter I, Part III, Article II.
- (12) この有名な見解は、この論稿に近い時期に執筆された「イェナ形而上学」(一八〇四-一八〇五年)とその論理の反映を見出すことが、Jenssen Logik, *Metaphysik und Naturphilosophie*, PhB 58, S. 170-179, 拙論「相互承認の論理学的基礎」『普及書庫大文学部研究報告』第二部、第六巻、第一号、一九八二年、二二一頁以下、参照。『精神現象学』(一八〇五-一七七年)に於いて「理性」の実践理性の諸節から「精神」としたる叙述は全体として、個人がその人倫の本質を自覚する過程とともに、人倫体が個人の自覚によって媒介される過程をたどり、これらの過程における否定的契機を「疎外と陶冶」としてとらえている(Phä. S. 247 f.)。だが、そこには、近代的人倫体についての叙述が欠けている。なお、そこに示される陶冶論と、『イェナ實在哲学』における陶冶論との対応は一義的でない。この点についての考察は別の機会にゆずりたい。
- (13) 『イェナ實在哲学』における人倫、道徳および宗教の關係については、加藤尚武『ヘーゲル哲学の形成と原理』未来社、一九八〇年、一九六-二〇二頁を参照。
- (14) 市民社会における個人の社会的洞察は議會のなかに顕現する。議會は、国政への参与をつうじて個人を国家的に陶冶する手段である。だが、国政の眞の担ひ手は君主と官僚であり、議會の役割は從属的にすぎない。(R. § 301, § 302).
- (15) ヘーゲル自身イェナ期には「このことをつぎのように認めていた、個人は共同体において「自分が保持されているのを見出す」が、彼がいかに、いかなる連関と配置において保持されるのかを把握し、洞察するのではない。」(R. S. 248)

リストとシュルツ

— 生産諸力概念と歴史認識 —

はじめに

「三月前」期ドイツの自由主義的百科全書とも言うべき『国家辞典』の初版第一巻は、一八三四年に出版された。一八二五年以来のアメリカ亡命生活を終えて一八三二年に「アメリカ市民」として帰国した「デマゴーク」フリードリヒ・リストが、この辞典の企画者であり、刊行の推進者であったことは、おそらく周知に属するであろう。

リストはこの辞典の第一巻に八編、第二巻（一八三五年）に四編、そして第四巻（一八三七年）に一編、合わせて一三編の項目論文を執筆している。しかし、彼は間もなく彼自身がこの辞典のために獲得した編集者たち、とりわけカール・ヴェルカ

植村 邦彦

ーと不和になり、この辞典から手を引いてしまう。その結果、一八四五年から刊行された改訂増補第二版では、初版のリスト論文一三編のうち、三編は削除され、四編は共著論文という形で書きかえられ、初版のままの形で再録されたのは六編にすぎなかった。

この第二版では、初版から再録した項目論文に別の著者による補論 (Nachtrag) を付すという方式が多くとられているが、共著論文という形式はきわめて特異なものとして注目に値する。そして、四編の論文でリストとの共著者として現れるのが、ヴィルヘルム・シュルツである。

なぜシュルツがリストの論文に共著という形で手を加えることになったのか、ということについては、判断の直接の材料は

何も残されていない。レントツの言うように、このことは両者の「結びつきを暗示しうるけれども、あるいはたんに編集者の指図によるものだったかも知れない。」シュルツは、編集者であるロテックとヴェルカーとは一八三〇年以後の友人であり、リストが手を引いた一八三七年以後は、この辞典の最も重要な協力者の一人となっていたからである。

シュルツは、初版には第四巻以降合わせて三七の項目を執筆しているが、そのうち一〇編は当時の語義での統計学＝国状論(Statistik)の具体的適用に関する項目、現在から見ればむしろ地誌的な項目であった。そして、リストが執筆した項目一三編のうち五編がやはり地誌的項目(エジプト、アフリカ、アラビア、アジア、オーストラリア)であることから考えるならば、シュルツがリストの欠を埋める存在であったこと、すなわち、シュルツが実際に執筆した項目の多くは、本来ならばリスト自身が執筆するはずになっていたであろうことは、容易に想像がつく。

したがって、第二版を出す際に、リストが書いた地誌的項目にシュルツが手を加えることになる(ただし「アラビア」を除いて)のは、自然のなりゆきであったろう。そしてそれが、リスト論文の削除とシュルツによる新稿という形でも、リスト論文の再録とシュルツによる補論という形でもなく、両者の共著という形式になったのは、ひとつにはシュルツのリストへの敬意を表わすものであり、もうひとつには、一見するとそのことと矛盾すると思われるかもしれないが、これらの項目の主題に

ついでにシュルツの自負を表わすものであったように思われる。

この第二版にシュルツは合わせて六五の項目を執筆しているが、そのうち地誌的項目が二二、残りは統計学＝国状論の理論、政治学、歴史学に関する項目がほとんどであって、これらはすべて、彼の言う「文化の普遍的統計学」に関わる項目と見なすことができる。そしてこの「文化の普遍的統計学」こそ、彼の構想する新しい社会科学体系の基礎をなすものにはかならなかつたからである。

ともあれ、普通には経済学史の対象であるリストと、これまでどもっぱら政治史の登場人物であったシュルツとは、こうして少なくとも一度、共著という形でその生涯の軌跡を交差させているのである。この交差の前後にかけて、広い意味での西・南部ドイツの急進主義の系譜に属するこの二人の思想を比較検討することによって「三月前」期ドイツの思想的情况の中でのそれぞれ的位置を確認すること、それが本稿の課題である。

(1) *Das Staatslexikon, oder Encyclopädie der Staatswissenschaften in Verbindung mit vielen der angesehensten Publizisten Deutschlands*. Hrsg. von Carl von Rotteck und Carl Welcker, 15 Bde. Altona 1834-45. Neue durchaus verbesserte und vermehrte Auflage, 12 Bde. 1845-48.

(2) 「キョートン(民衆運動家)」という語が「一九世紀前半のドイツでは、民主主義者や革命家に対する権力側からの非難語として濫用された。」Vgl. Wilhelm Schulz, Demagog. in: *Staatslexikon*, 2. Aufl., Bd. 3, 1846, S. 705.

(3) Vgl. Friedrich List, *Schriften, Reden, Briefe*. Bericht-

- ger und wesentlich ergänzter Neudruck der Ausgabe Berlin 1927-1935, Aalen 1971 (2^{er} List, Werke 4^{er} Band), Bd. V, S. 7-12; Bd. IX, S. 20 ff.; Günther Fabiunke, *Zur historischen Rolle des deutschen Nationalökonom Friedrich List* (1789-1846), *Ein Beitrag zur Geschichte der politischen Ökonomie in Deutschland*, Berlin 1955, S. 255.
- (4) Vgl. List, *Werke*, Bd. V, S. 33, Anm. 4.
- (5) 著者註「F. List und W. S.」を参照せよ。
- (6) Friedrich Lenz, *Friedrich List, Der Mann und das Werk*, München und Berlin 1936, S. 326.
- (7) Walter Grab, *Der Mann der Marx Ideen gab: Wilhelm Schulz. Wegefahrte Georg Büchners, Demokrat der Pauskirche. Eine politische Biographie*, Düsseldorf 1979, S. 63 ff., 168-170 und 179.
- (8) Vgl. *ibid.*, S. 378-379.
- (9) ここでは、リストの初版論文と第二版の共著論文との全面的な比較検討を主たる余裕はないが、項目「エジプト (Ägypten)」(*Staatslexikon*, 1. Aufl., Bd. I, S. 378 ff., in: List, *Werke*, Bd. V, S. 33-39; *Staatslexikon*, 2. Aufl., Bd. I, S. 370-375.) を例として改訂の実態に簡単にわたることにしよう。共著論文でシュルツは、リストの初版論文の約半数のハラツヲフをそのまま残して基本的な論点を保存させつつ、残りの約半分の削除し、その代わりに、リストでは不十分な論点を展開(この場合には、エジプトの軍事制度と政治制度の歴史的考察)および初版以後の情況の変化の「フォー」の二点を中心にして加筆を行っている。項目の性格上、客観的叙述が主となっており、この加筆と削除からリストとシュルツとの思想的・理論的な位相差を析出することは、困難である。
- (10) シュルツの「文化の普遍的統計学」の概念に関しては、拙稿「W・シュルツにおける歴史認識の方法——文化の統計学」を中心にして、『熊本大学』『文学部論叢』第九号、一九八二年一月、を参照されたい。

一 二人の「デモクラート」

リストは一七八九年、フランス革命勃発の年に南ドイツのロイトリンゲンに生まれた。シュルツは一七九七年に西部ドイツのハッセン・ダルムシュタットに生まれている。ここで注目すべきは、両者の生まれ育った地がともにナポレオン支配の洗礼を受けたことである。すなわち、両者はともに、多かれ少なかれフランス革命の知的・政治的影響の下に青年期の自己を形成したといえることができる。この思想的土壌の共通性が、両者を広い意味での西・南ドイツの急進主義の系譜のうちに含めることを可能にしているのである。

リストは、神聖同盟体制確立後の一八一五年から二〇年にかけて、「ヴェルテムベルクに固有なブルジョア的貴族政治」の改革を中心とする国家体制の近代化をめぐる闘われたヴェルテムベルク憲法闘争に「広汎な反封建的・小ブルジョアの急進主義運動のなかでの、さらに言えばその未分化の左派のなかでの、きわめて精力的な闘士」として積極的にかかわり、その結果、やがては、「デマゴーク」として告発されることになる。

他方、一八一五年にギーゼン大学に入学したシュルツは、間もなくカール・フォレン(Karl Follen, 1795-1839)を指導者とするブルシェンシャフトに参加し「ジャコバン派的伝統」を受け継いで人民へのアジテーションを開始した。またこの運動の中で、彼は、リストの義兄(妻の次兄)であり『新シエトウットガルト新聞』や『ネッカール新聞』の編集者であった政

治的ジャーナリスト、ザイボルト (Ludwig Georg Friedrich Seybold, 1783—1842) と知りあつてゐる。

一八一九年のドイツ連邦議会のカールスバード決議以後、全ドイツ的な「デマゴーク」狩りが開始されると、この嵐の中でシュルツも逮捕される。この時には約一年の未決拘留の後に無罪判決を受けて釈放されるが、一八三三年には再び逮捕されて大逆罪の有罪判決を受け、翌年末に脱獄に成功して以後、生涯にわたる亡命生活に入るのである。

リストもまた、一八二一年の『ロイトリンゲン請願書』が告発されたことを直接の契機として、翌二年から二四年にかけて最初の国外逃亡生活を強いられるが、その間、彼はスイスでフォーレンラの亡命ブルシェンシャフト活動家と接触してゐる。この期間、シュルツはギーゼン大学にとどまつており、リストと出会つた可能性はないが、「シュワーベンのデモクラート」リストの思想圏と、ヘッセンのデモクラート・シュルツのそれとは、ここで確かに重なり合つてゐるのである。

このようなウィーン会議後のドイツの政治的状况の中での立場の関連の他に、もうひとつ見逃せないのは、リストとシュルツとの社会科学の学問的枠組の共通性である。

アダム・スミスの経済学がリストの学問的問題関心の中心に位置していることは指摘するまでもないが、他方で、学問的出发点におけるアッヘンヴァル、シュレーツァーらの「ゲッティンゲン学派」の影響を無視することはできない。歴史と統計学^① Ⅱ 国状論を重視するゲッティンゲン学派国家学の体系構想の理

ストへの影響は、チュービンゲン大学に国家経済学部を新設しようとした際の彼の計画のうち^②に、明確に見えてくることができる。

他方のシュルツにあつては、ゲッティンゲン学派統計学を法則把握の学へと旋回させ、そしてそれを基礎的枠組としながら、スミスの経済学、ヘーゲルの歴史哲学、英仏の社会主義・共産主義を批判的に総合して、ひとつの新しい社会科学を建設することこそが、一八二〇年代以降の彼の学的課題であつた。

このゲッティンゲン学派の体系的継承という点でのリストとシュルツの共通性は、すでに述べた『国家辞典』での担当項目の領域の重なり、つまり共著論文の成立へと直接につながつていくとともに、さらに、両者の生産力理論への問題関心をも準備していく。「国力 (Saatskraft)」を考察の主対象とするゲッティンゲン学派の国家学とりわけ統計学Ⅱ 国状論が、スミスの経済学をそれなりに吸収したとき、国家の力の基礎としての「生産諸力」が新たに考察の主対象となるのは、むしろ当然であつたと言ふべきであらう。リストとシュルツがともに、フランスのシャルル・デュパンらの生産力統計に関心を示しているのも、このような問題関心の共通性におそらくは根ざしてゐる。

こうして、ドイツの現状に批判的な二人の自由の闘士が、ともにゲッティンゲン学派の国家学の枠組を継承しつつさらにスミスの経済学に学び、ほぼ同時に「生産諸力」を自己の学的体系的基本的な概念として位置づけていくことで、知的発展の方

向性を共有している」ということが示されるとすれば、次の問題は、この二人の「生産諸力」の理論そのものを検討することであり。

- (1) Georg Wilhelm Friedrich Hegel [Beurteilung der] Verhandlungen in der Versammlung der Landstände des Königreichs Württemberg im Jahr 1815 und 1816, in: *Werke in 20 Bänden*, Bd. 4, Frankfurt a. M. 1970, S. 574. 上巻緒言『イマノ政治論文集・上』岩波文庫、一九六七年、一四八頁。
- (2) 小林昇「青年リヌとロントリンゲン」、『小林昇経済学史著作集』未來社、一九七八年、三三七頁。『同』「青年リヌの『記的諸問題』」著作集・Ⅷ、一九七九年、をも参照。
- (3) Grab, *op. cit.*, S. 19 f.
- (4) *Ibid.*, S. 45; Lenz, *op. cit.*, S. 324.
- (5) List, Reutlinger Petition, in: *Werke*, Bd. 1, 2. Teil, S. 684-688. リヌとロントリンゲンの前説諸論文を参照。
- (6) Fabiunke, *op. cit.*, S. 245. Vgl. auch, List, Brief an Karl Follen (Dezember 1823), in: *Werke*, Bd. VIII, S. 280-282.
- (7) Grab, *op. cit.*, S. 53.
- (8) Lenz, *op. cit.*, S. 410.
- (9) *Ibid.*, S. 18 f.
- (10) List, Gutachten über die Errichtung einer staatswirtschaftlichen Fakultät, in: *Werke*, Bd. I, 1. Teil, S. 341-352.
- (11) 前説拙稿を参照せよ。
- (12) Vgl. Schulz, Die Statistik der Kultur im Geist und nach den Forderungen des neuesten Volkerclebens, in: *Deutsche Vierteljahrsschrift*, Heft 4, 1838 (以下「SK」略記), S. 276 f. u. 280 f.; List, Das nationale System der politischen Oeonomie (1841), in: *Werke*, Bd. VI, S. 20. 小林昇訳『経済学の国民的体系』岩波書店、一九七〇年、一六一-七頁。(以下「NS」と略記して原文頁数と邦訳頁数とを並記する。ただし訳文は変更した場合がある。)

る。)

二 「生産諸力」概念

リヌは、すでに一八二〇年には「生産力 (Produktivkraft)」という語を使用しており、一八二七年の『アメリカ経済学綱要』では「あらゆる国民はその生産諸力 (productive powers) を発展させるにあたっては、その特有のリースをたどらねばならない」として、「生産諸力」を彼の経済学の中心に位置づけている。しかし、生産諸力の概念が理論的に最も整理された形で提示されるのは、やはり一八四一年に出版された彼の著『経済学の国民的体系』においてであった。

そこでは、生産諸力は「富を生み出す人格的・社会的・および物質的諸力」(NS S. 51, 五六頁)と定義されている。

第一の「人格的諸力」は、「個々人の精神のおよび肉体的諸力」(S. 251, 二八三頁)とも表現されているが、その具体的内容とされているのは、個々人の勤勉・節約・道徳性・知性等のリースの問題にはかならない。

第二の「社会的諸力」とは、「社会的・政治的・および市民的な制度と法律」(S. 51, 五七頁)のことであるが、ここでとりわけ重視されているのは、社会内部での「市民的自由」(S. 151, 一七一頁)と「対外的な国民体 (Nationalität) の存続・独立・勢力の保証」(S. 51, 五七頁)とである。

第三の「物質的諸力」は「あらゆる「自然諸力」ないし「自由」にできる自然資源」(S. 251, 二八三頁)と、物質的資本とに分

けられる。具体的には、前者は土地の収穫能力・鉱物・土質・燃料・水流等であり (S. 239, 二七〇頁)、後者は「個々人が所有している用具、すなわち以前の精神のおよび肉体的努力の物質的産物 (物質的な農・工・商業資本)」(S. 251, 二八三頁)である。

この生産諸力の三契機の間には、「強力な相互作用の関係」(S. 102, 一一六頁)があり、各々は相互に規定しあいつつ発展する。そしてこれら諸力が「相互にうまくつりあつた状態」すなわち「生産諸力の均衡ないし調和」(S. 106, 一二三頁)を実現することが、リストの生産諸力の理論の実践的目標であった。具体的には、これは「国民の中で精神的生産が物質的生産とつりあつてゐる場合に、また国民の中で農業と工業と商業とが均整的・調和的に形成されている場合に、成立する。」(S. 51, 五七頁)。

他方のシュルツは、やはり一八二〇年代から自己の社会科学体系の構築を開始するが、その彼が体系の主要対象に「生産諸力 (produktive Kräfte)」をすえることを宣言したのは、一八三八年の『文化の統計学』であった。ここでは「生産的人間力と知性をもたない自然諸力との関係」(SK S. 291)を考察の中心にする彼の生産諸力の理論は、すでにその骨格を確立している。そしてこの理論は、一八四〇年の『労働有機体の諸変化とその社会状態への影響』で若干の用語の変更を含めて整理され、緻密にされたうえで、一八四三年の主著『生産の運動』で全面的に展開されることになる。

シュルツの言う「生産諸力」は、主体的な生産力としての「生産的人間力」と、客体的な生産力としての「知性をもたない自然諸力」との、二つの契機からなる。

前者は「人格的能力、すなわち生産という目的のために活動する人格的諸力の総体」(Bp. S. 65)と定義されているが、これこそが歴史の発展の原動力であり、人類史の全体を通してその発展を規定するものである。

それに対して、後者は歴史貫通的に生産力として現れるものではない。シュルツの言う「自然諸力」は、知性をもたないがあくまで能動的な力であつて、特に人類史の初期段階では、時として人間に敵対的に働く自然の威力として、宗教的崇拜の対象となるものであつた (Bp. S. 68)。しかし人類史は、人間が自然への従属を脱してそれからの自立性を獲得し、逆にそれを自己に服属させていく過程にはかならない。こうして自然諸力は「圧倒的な力」から「好意的に働く力」(Stk)に転化され、「機械を通して作用する」(S. 10)力として人間の制御に服することによつてはじめて、生産力の一契機となるのである。これは具体的には、動力として用いられる限りでの「動物力」と、水力・風力・蒸気力という「本来の機械的諸力 (mechanische Kräfte)」(S. 39)とからなる。

生産は以上の生産諸力の結合によつて行なわれる。この結合は二重である。第一は、生産的人間力の相互間の結合、すなわち「労働編成」であり、第二は、労働手段を媒介とする生産的人間力と自然諸力との結合である。この二重の意味での生産諸

力の結合を、シュルツは「労働の運用」とよんでいる。そしてこの「労働の運用」にさらに社会的分業視点を加えたものが「労働有機体」である。これはすなわち、労働様式とその全社会的な関連という視角から把握された生産諸力の構造を表わす概念であり、そのようなものとして、彼の歴史理論の核をなす概念である。

以上で見てきように、リストとシュルツはほぼ同じ時期にも生産諸力の理論を構築しているにもかかわらず、両者の生産諸力概念はかなり異なる。この違いは、根本的に「力(Kräfte)」の概念の違いに帰着する。

シュルツの「生産諸力」は、発現(Ausberung)によって示される能動的・潜勢的な「力」であり、さらに、人間と自然との関係においては人間の主体的能力に重心をおくものであった。そしてさらにこの「力」の発現は、生産物の量それ自体ではなく、基本的に「一定量の物質的欲求を満たすため」に必要な「時間と人間力との消費」(B.S. 88)によって測られるものであり、したがって生産力の発展は、労働時間の節約≠自由時間の増大によって、すなわち人間の自由の増大によって測られることになるのである。

それに対して、リストの「生産諸力」の内容をなすのは、第一に近代的エートス、第二に国民国家という枠組をもつ近代市民社会、第三に素材的に把握された生産手段一般、彼自身の言葉で要約すれば「個人に生氣を与える精神、個人の活動を実らせる社会秩序、個人が意のままに使える自然諸力」(NS S. 175,

二〇〇頁)である。彼はこのすべてを「生産諸力」と一括するが、この三契機は「労働の原因」(Ursache)となる諸条件にすぎず、これらすべてを貫通するような「力」の概念は検出できないし、この諸契機を「真に統一する原理は……与えられていない」のである。さらにこの生産諸力の理論がスミスの「価値の理論」から意識的に切断されることによって、「力」をその発現において見る視角は、はじめから閉ざされていたと言っている。

このようなリストとシュルツとの「力」の概念の違いを最も明瞭に示すのは、生産手段についての両者の把握の違いである。

第一に、労働手段について。シュルツにおいては「労働諸用具」は人間力と自然諸力との結合の媒介物であり、そのことによって「物質的文化」の歴史的発展の度合の表示器となりうるものであった(B.S. 79)。それに対して、リストにあっては機械や用具はそれ自身が「生産力」なのである。

第二に、自然諸力について。すでに述べたように、シュルツの言う生産力としての自然諸力は、あくまで機械を媒介として発現する動力に限定されていたのに対して、リストのそれは「自然資源(Naturfonds)」の同義語であって、彼自身これらを厳密に使い分けてはいない。ここでも彼は「力」という表現を用いることで自然に「非合理的な性格を与えて」いるにすぎないのである。

総じてリストは「どこでも実体をそのままにしておくが、表

現を観念化する」というマルクスの批判は、正当であらう。だが、より重要なのは、そのような表現の根拠を問うことである。ここで改めて注目すべきは、リストの生産諸力概念と伝統的統計学・国状論の「国力」概念との関連である。コンリントが国家の財政と陸海軍の兵力に重点をおきつつ、国家の統治の下にあるすべてのものを国家の「動力因」と規定して以来、ゲティンゲン学派は「個々の国家のその時々々の政治的・軍事的・経済的・および財政的狀態」の總体を「国力」と表現してきた。ともにゲティンゲン学派に学んだリストとシュルツがこの「国力」概念を自らの「生産諸力」概念に鑄直す際に、二人の道は分岐したのである。

シュルツにとって「国力」の「生産諸力」への転換は、自己の学の対象を現存の国家ではなく「社会状態の発展における自然法則」(SK S. 289)へと転ずることであり、生産諸力の理論の実践的な意味は、人類史の発展方向の開示と、それと矛盾する現存の「社会的弊害」の告発とにあった。

それに対して、リストは、いわば「国力」への問題関心を保持したまま、スミスに学ぶことで考察の重心を経済的狀態へと移したのである。彼にとって問題はあくまで「國民の生産諸力」にあり、これは産業資本の展開を中心とすべく近代的に把握し直された「国力」にはかならないということができよう。

このような両者の「生産諸力」概念の違いは、歴史の発展段階認識の違いに直接つながる。この違いの検討が、次の問題である。

(1) 「ドイツ人の商業・工業・農業」すなわち國民の全生産力。List, Denkschrift, die Handels- und Gewerbsverhältnisse Deutschlands betreffend (1820), in: *Werke*, Bd. I, 2. Teil, S. 528.

(2) List, *Outlines of American Political Economy* (1827), in: *Werke*, Bd. II, S. 127. 五六一六訳『フランク経済学綱要』未来社 一九六六年 六一頁。

(3) なお、この主著の主要命題は、すでに前年で『フランク』に發表された論文で展開された。List, *Über das Wesen und den Wert einer nationalen Gewerbsproduktivkraft*, in: *Deutsche Vierteljahrsschrift*, Heft 1, 1840, in: *Werke*, Bd. V, S. 350-393.

(4) Schulz, *Die Veränderungen im Organismus der Arbeit und ihr Einfluß auf die sozialen Zustände*, Organismus der Arbeit zum Zweck der materiellen Produktion, in: *Deutsche Vierteljahrsschrift*, Heft 2, 1840, S. 20-98. 前注を参照。リストとシュルツ両者の主著への準備作業をなす諸論文が、ほぼ同一時期にそれぞれ『フランク』に發表された。同様に、『興味雑誌』(5) 例えば、三八年の論文の中心的概念の中心に「労働組織(Organisation der Arbeit)」が、四〇年の論文では、その意味内容にそのまじり「労働有機体」と言いかえられ、また三八年の論文にもみられる歴史の三段階把握は、四〇年の論文以降は四段階把握に再構成された。

(6) Schulz, *Die Bewegung der Produktion. Eine geschichtlich-statistische Abhandlung zur Grundlegung einer neuen Wissenschaft des Staats und der Gesellschaft*. Zürich und Winterthur 1843, Nachdruck, Glashtuten im Taunus 1974.

(7) BP 4(論記)
(7) このような「力」の概念は、クーゲルの弁論に属する。同前、p. 40. Vgl. Hegel, *Phänomenologie des Geistes*, in: *Werke*, Bd. 3, 1970, S. 18 u. 588, id., *Wissenschaft der Logik II*, in: *Werke*, Bd. 6, 1969, S. 171 ff.

- (8) 高島善哉『経済社会学の根本問題』日本評論社、一九四一年、二六九頁。
- (9) 『国民的体系』のフランス語草案では自然諸力という語は使われず「自然資源 (fonds naturel)」で統一されている。Vgl. NS, Kommentar, S. 581.
- (10) 大河内一男『スミスとリスト』(一九四三年)『大河内一男著作集』第三巻、青林書院新社、一九六九年、二八五頁。
- (11) Karl Marx, *Über Friedrich Lists Buch: "Das nationale System der politischen Ökonomie."* (1845), E. D. I., Paris 1975, S. 30.
- (12) Vgl. Vincenz John, *Geschichte der Statistik*, I, Teil, Stuttgart 1884, S. 58 f. und 83.
- (13) 詳しくは前掲拙稿を参照されたい。

三 歴史の発展段階論

リストが『国民的体系』において、未開↓牧畜↓農業↓農・工業↓農・工・商業状態、という国民経済の五段階発展論を提示した(NS, S. 9, 五四―五五頁)ことはよく知られている。これは、すでにふれた国民的生産諸力の「均衡と調和」の実現にいたる発展段階を表わすものである。ただし第四と第五との段階区分は、商業の有無ではなく、工業製品輸出の有無によるものであって、彼の場合、国際貿易の存在はこの全段階を通じて前提されている。したがってこの第四と第五との段階区分は他の区分に比べると本質的なものではなく、むしろひとつの段階内の二局面とみなすこともできよう。実際彼は、一八三九年の時点では、狩猟↓牧畜↓農業↓農・工・商業、の四段階論を提示していた¹⁾、当の『国民的体系』の緒言でも、アメリカを

例にとつてやはり同様の四段階論を述べているからである(S. 13-14, 九頁)。

この段階論は「今日ではすっかりした貿易政策をもたない大国民がどういふものであるか、またすっかりした貿易政策によつてその国民がどうなりうるか」(NS, S. 388, 四四一頁)を論じるための系論であった。すなわち「未開状態から牧畜状態へ、また牧畜状態から農業状態への国民の移行、および農業における最初の進歩は、文明国民すなわち工・商業国民との自由貿易によつて最もよく成しとげられる」(S. 9, 五五頁)の²⁾対して、農業国民が農・工・商業国民の列に移行するためには「工業独占を目指して努力している先進諸国民との貿易を……自分自身の関税制度によつて制限する方法」(S. 50, 五六頁)をとる必要があることを論証し、ドイツの「存在と独立と将来とは、ドイツの保護制度の完成に基づくものであることを主張する」(S. 418, 四七七頁)ことこそ、この書におけるリストの主要関心であり課題であった。

国民の未開状態からの発展がいきなり文明国民との国際貿易によつて説明されることからわかるように、ここでのリストの目的は、個々の国民あるいは人類の歴史的發展そのものを論じることではなく、現存の諸国民の様々な異なる国民経済状態を歴史の発展段階を異にするものと解釈したうえで、その相互関係を論じることにある。その結果、彼の発展段階論は確かに「歴史の客観的把握のための一般的図式としては著しく妥当性を欠く」³⁾ものである。「段階説がその構想自体において誤謬で

ある」かどうかはここでは問わない。しかし『国民的体系』以後のリストが段階説に関してはいくく口を噤んだ」と言えるかどうかは、ここで問題にしてよいであろう。

一八四二年の『農地制度論』は「市民社会は私的土地所有の採用とともに初めて始まる。それは狩猟・牧畜生活から農耕への移行の結果である」(AV S. 420. 一四頁)と述べて農業段階までの発展を前提し、農地制度を論ずる場合にも「国民の発展段階」を顧慮すべきであるとして「まだ未開あるいは半開の域にある民族と、すでに発達をとげてはいるが初めて新しい土地に移住した民族と、古いがなお生々とした文明と文化をもつ国民とでは、各々必要なものが異なる」(S. 424. 三七頁)ことを指摘した後、「高い程度の個人的・普遍的福祉は、彼ら〔文明諸国民〕がその生産諸力を調和的に発展させる場合、つまり農・工・商業が正しい割合で形成する場合、あるいは言い換えれば、彼らがその国民的分業を最も完全な仕方でも実現する場合のみ、存立しうる」(S. 444. 五三頁)という『国民的体系』の根本的主張をくり返している。

これを整理すれば、未開(狩猟↓牧畜)↓文明↓市民社会(農業↓農・工・商業)、という歴史認識が得られる。このような未開と文明の対比をふまえた四段階論は『国民的体系』のそれよりも、よりスキス的であるといふこともできよう。ともあれ、段階論は『農地制度論』においても論述の前提とされているのである。そして『国民的体系』が農業状態から農・工・商業状態への移行を保護関税による工業化を中心にして論じたの

に対して、『農地制度論』は同じ移行に関して、工業化と相互補完をなす農地改革＝土地整理の必要性を論証しようとするのである。

ただし後者は、眼前のドイツの農地制度の現状分析をふまえて、イギリス型ともフランス型とも異なる特殊ドイツ的な農業の近代化論とそれに基づく国内市場形成論とを展開しており(AV S. 483 f. 一一四―一五頁)、段階の移行の仕方そのものうちに特殊の種類が存在することを認めてそれを析出しようとしている点で『国民的体系』の問題設定を超えている。しかしながら「ドイツに独自の国民経済の構造」の認識は、発展段階論に「代わって」現れるのではなく、「国民的生産諸力の均衡と調和」を実践的目標とする歴史の発展段階認識そのものは『農地制度論』においても決して失われてはいないのである。

他方のシュルツは、自らの社会科学体系の主要考察対象を生産諸力に見定めると同時に、やはり歴史の発展段階認識を獲得した。

すでにふれたように、シュルツの「労働有機体」概念は、労働様式と社会的分業との二つの視角を総合することによって生産諸力の構造を表わすものであり、人間―自然関係を中軸におく彼の生産諸力概念を歴史的・具体的な「社会的形成態」(soziale Gestaltungen)へとつなぐ媒介環をなすものであった。なぜなら、この労働有機体の「諸段階と諸形態とが、本質的に物質的生産の範囲と性質とを条件づける」(SK S. 294)ものだからであり「それは同時に、諸国民がここそこで進み出ている

精神的形成と生活段階との程度の高低の表現である」(S. 281)からである。

このような視点から、シュルツは、労働様式の発展を四段階(手労働↓手工業↓マニユファクチュア↓機械制)に区分し、それに社会的分業の発展の四段階(欠如↓成立↓開花↓再統合)を重ね合わせることによって、人類史における社会的諸形成態の発展を、四段階において把握するのである。

こうして、リストとシュルツは等しく歴史の発展段階論を展開した。しかも基本的には歴史を四段階において把握している点でも両者は一致する。しかしこのこと自体は、両者が一八世紀以来の啓蒙主義の系譜のうちにいることを示すにすぎないであろう。重要なのは、この二人の四段階論が、その基準となる視角を根本的に異にするということである。

結論を言えば、シュルツの人類史の発展段階論が、労働手段によって媒介される人間と自然との相互作用の認識を基礎にすえ、その上に労働組織と社会的分業の視角を重ねることによって、抽象的なレベルでの普遍的妥当性をもった「一つの唯物論的歴史観」を示したのに対して、リストの段階論は、彼の「生産諸力」の没概念性に対応して発展の内的論理をもち、そもそも歴史発展の内在的理解を目指すものでなかったのである。

しかし他面では、シュルツの発展段階論は、生産諸力の社会的形態規定あるいは生産諸関係の具体的分析を欠如させた、生産一般的視点からのものではあつて、それ自体としては、彼自身

の本来の意図に反して、機械制によって獲得される自由時間を基礎とする「民主制」の歴史の必然性を論証することに成功しているとは言いがたい。他方、歴史認識に関しては理論的な整合性を欠いているにしても、具体的な政策目標の提起に直接結びつくという点では、むしろリストの段階論のほうが実践的有効性をもっていたと言つてもできる。

しかし、歴史的现实への関わりについては、時論として表現される両者の社会認識に即して、節を改めて検討する必要がある。

- (1) List, *L'économie politique devant le tribunal de l'histoire* (1839), in: *Werke*, Bd. V, S. 108-109.
- (2) 小林昇『リストの生産力論』(一九四八年)『著作集・Ⅵ』一九七八年、一三三頁。
- (3) 同右、一三五頁。
- (4) 同右、一三四頁。
- (5) List, *Die Ackerverfassung, die Zwerzwirtschaft und die Auswanderung* (1842), in: *Werke*, Bd. V, 小林昇訳『農地制度論』岩波文庫、一九七四年(以下「AV」と略記して原文頁数と邦訳頁数とを並記す)。
- (6) Cf. Adam Smith, *Lectures on Jurisprudence*, ed. by R. L. Meek, D. D. Raphael and P. G. Stein, Oxford 1978, pp. 14 and 459.
- (7) 住谷一彦『リストとウェーバー——ドイツ資本主義分析の思想体系研究』未來社、一九六九年、二二頁。
- (8) シュルツの歴史の四段階把握について詳しくは、拙稿「W・シュルツの〈分業と生産諸力の歴史哲学〉とマルクス」『橋論叢』第一一巻第一号、一九七九年一月、六六—六七頁、を参照されたい。
- (9) Cf. Ronald L. Meek, Smith, Turgot, and the 'Four Stages' theory, in: *Smith, Marx, and After*, London 1977.

時永淑訳『スマイス、マルクスおよび現代』法政大学出版局、一九八〇年、所収。

(9) Auguste Comte, *Karl Marx und Friedrich Engels*, *Leben und Werk*, Bd. 2, Berlin 1962, S. 124.

(11) シュルツの自由時間論と民主制論については、拙稿「W・シュルツの『自由時間』論——マルクスの時間の弁証法の一源泉」『橋研究』第三巻第三号、一九七八年二月、を参照されたい。

四 時論としての社会認識

一八二五年のウィーン会議後のドイツの状況の中で、「シュワーベン」のデモクラート」リストとヘッセンのデモクラート・シュルツとが、重なりあう思想圏の中で間接的に関わりをもって来たことを、我々は前に見た。しかし一八四〇年代には、両者の問題関心も実践的課題も、すでに大きく隔たっていた。

一八三七年にリストは「民主主義と工業とは同義語であり、それらは不可分である」と述べたが、力点はすでに工業にあり、そして彼の民主主義からはプロレタリアはこぼれ落ちるものである。一八四一年に「プロレタリアたちの階級よりもはるかに大きい弊害がある。すなわち、空の国庫、国民的無力、国民的隸従、国民の死滅、がそれである」(NS. S. 38, 四〇頁)と述べて、ドイツの「国民体の存続、独立、勢力の保証」(S. 51, 五七頁)をすべてに優先させた彼は、翌年には、「いつでも、またどこにも、粗悪な食事と衣服とで満足しなければならぬ多数の人々の階級が存在するし、存在し続けるであろう。そして今すぐこれを変革すべきだと考える者は馬鹿であり、何世紀も

たつうちにはこれが変わることもあろうと思う者は夢想家である」(AV. S. 475, 一〇一一頁)と述べて、冷徹な現実主義者として現れるのである。

それに対して、シュルツにとっては、一方で「少数の雇主・資本家による労働者大衆の奴隷制的搾取」(BP. S. 26)を告発し、労働と所有との再分配を要求すること、他方で、機械制の導入が人間を肉体労働から解放するとともに労働時間の短縮を可能にして、労働者の「公共事への参加の能力を増大させ、そしてこの能力がこの参加への要求と権利とを条件づけ」(SK. S. 366)、「こうして「体制の最新の形態として最も多くの未来を自らの前にもっている代議民主制」(BP. S. 123-124)が確立されることを歴史的必然として論証すること、これが一貫した課題であった。

両者のこの根本的な立場の違いは、多くの時論的主張のなかに明瞭に表現されている。

第一に、保護関税について。保護関税政策がリストにとってドイツの工業化のための主要手段であり、彼の経済学体系の要であることは言うまでもない。それに対してシュルツは、関税「同盟下での工業の発展の事実と、ドイツでは「一時的な関税保護障壁を全くなしですますわけにはいかない」ことを認めながらも、国家が「労働の組織化によって、また所有および相統諸関係の改造によって」現在の社会制度を改革しようとする限り、保護関税は「ただプロレタリアートの広汎な形成と社会の異なる階級間の二極分裂の増大のために役立つにすぎない」

(BP. S. 55, 56) ことを指摘し、保護関税による資本家的工業化の促進に対して、国家主導の社会改革を先決問題として対置している。

第二に、農地制度について。リストは、イギリスの大土地所有が高い生産性を実現した反面、多数のプロレタリアを生み出したこと、他方、フランスの土地細分は農民の経済的自立を実現した反面、生産性が低いこと、を指摘した後、ドイツの農地改革の課題をその「中道を正しく維持すること」(AV. S. 431, 三五頁)、すなわち土地整理による中産的農場経営の創出・維持において。それに対してシュルツは、所有と経営とを不可分とする見方を批判し、「多数の所有者が、共同的経済計画に従ってより大きな面積の開発のために結合することも可能である」(BP. S. 58)として、小土地所有者の「新しい協同組合 (Association)」の形成の方向を示唆している。

第三に、国外移住について。リストにとって国外移住は、それ自体としては「極端にまで進んだ土地細分の結果ひきおこされた害悪」(AV. S. 492f. 一一九頁)であったが、他面、それは、現存する農村過剰人口の一部を処理し、土地整理の実現を助ける一方策となりうるものであり、さらにこれが「ゲルマン『マシヤール東方帝国』」(S. 499, 一一三九頁)建設へと組織的に方向づけられるならば、たんなる国民経済の枠を超えた「植民帝国」^②ドイツの繁栄をもたらすはずであった。それに対してシュルツは、土地の集積がつねに小土地所有者を没落させプロレタリア化することが、農村過剰人口の根本原因であるとし、ひ

とは大規模な国外移住の組織化に十分な救済を期待してきた^①が、「国外移住は富と貧困との対立・敵対に根本的に手をふれるものではない」(BP. S. 59)と指摘して、植民を貧困に対する解決策とみる見方を批判している。

最後に、政治制度について。一八四二年のリストにとって、実現さべべき政治制度は、「民主制、貴族制、および君主制のあらゆる長所を自らのうちに結合している」(AV. S. 434, 三八頁)立憲君主制であった。ここにかつての「シェーワーベンのデモクラート」の名残りをとどめているのは「代表制度」の重視である。それは、農地改革によって創出される農場主を中心とする「豊かで教養があり、しかもそれによって自立している中産階級 (Mittelstand)」(S. 472, 九五頁)を社会的基盤とするものであったが、しかし国民各人が直接国政に関与するのではなく「村から国民的結合にいたるまで次第に積み上げられていくコルポラチオン制度」(S. 485, 一一七頁)、すなわち諸自治体の階層的編成による間接選挙制、に支えられるものであった^②。

はじめから決して「革命家(↓フランス革命の支持者)ではなかった」リストに対して、フランス革命をもって「世界史の新しい時代」^③が開始されたとみるシュルツにとっては、普通選挙による人民代表制に基づく統一ドイツ共和国こそ、ブルシェンシャフト活動以来の一貫した政治的目標であり、一八四八年革命に際しては、彼自身、フランクフルト国民議会において、民主党左派の立場で最後までドイツ共和国のために闘ったので

ある。⁽⁷⁾

こうして、一八四〇年代のリストが、同時代人マルクスと違って「ブルジョアジー、とくに大産業資本家」のイデオロギクであったのに対して、他方のシュルツは「民主主義的小ブルジョア」と判断されることになる。しかし、シュルツの目指した民主制国家は、農・工両面面での「労働の組織化」と「協同組合」を伴うものであり、彼はこのような、むしろ初期社会主義にかなり近い立場から、リストに代表されるドイツ・ブルジョアジーの時論的認識に対して「左」からの批判を行なったのである。同時にまた、機械制への移行を歴史的必然とする彼の生産力の理論は、マルクスの歴史理論がそうであると同様で、ヴァイトリンクに代表される「粗野な共産主義」(BP S. 27)に対する批判でもあった。⁽⁸⁾

- (1) List, Le système naturel d'économie politique (1837), in: *Werke*, Bd. IV, S. 206 Anm.
- (2) 小林「リストの生産力論」『著作集・Ⅴ』、二二三五頁。
- (3) 小林訳『農地制度論』訳者解説、二七八頁、参照。この有名なリストの政治制度論は、ヘーゲルのそれと基本的に一致する。Vgl. Hegel, Grundlinien der Philosophie des Rechts, in: *Werke*, Bd. 7, 1970, S. 435-440 u. 457 ff.
- (4) 小林「青年リストとロマンティックマン」『著作集・Ⅴ』、三三三三頁。
- (5) Schulz, Staatskunde, Statistik, in: *Statistexikon*, 2. Aufl., Bd. 12, 1848, S. 346. Vgl. auch, id., *Zeitung, Zeitrechnung* (Chronologie), in: *ibid.*, S. 836.
- (6) Grab, *op. cit.*, S. 41-43.
- (7) *ibid.*, S. 278 ff. Vgl. auch, Schulz, Anträge an die Reichsversammlung in Frankfurt zur Abwehr der unseren Va-

terlande drohenden Gefahren (28. Mai 1848), in: *Die Revolution von 1848/49. Eine Dokumentation*, hrsg. von W. Grab, München 1980, S. 110-118.

(8) Marx, Die Schutzzöllner, die Freihandelsmänner und die arbeitenden Klasse (1847), in: Marx/Engels, *Werke*, Bd. 4, Berlin 1959, S. 296.

(9) Marx u. Engels, Ansprache der Zentralbehörde an den Bund vom März 1850, in: *Werke*, Bd. 7, 1960, S. 246.

(10) シュルツは一八三六年以降チェーリヒで亡命生活を送ったが、他方、ヴァイトリンクは一八四一年からスイスでオランダ活動を開始し、四三年でチェーリヒで逮捕され、翌年スイスから終身追放された。シュルツは『生産の運動』では「粗野な共産主義」を批判する際ヴァイトリンクの名を挙げていないが、一八四六年の項目論文「共産主義」では、彼を批判の中心の対象とさせている。Vgl. Schulz, *Communismus*, in: *Statistexikon*, 2. Aufl., Bd. 3, 1846, S. 321 ff.

結びにかえて

一八一〇年代から二〇年代にかけて思想圏を共有し、ともに「デモクリット」としての告発と迫害に耐えたりリストとシュルツは、四〇年代にはもはや互いに大きく隔たった位置にいたことを、我々は見た。しかし、見落としてはならないのは、この二人が一八四五年の時点でもなお共著論文を書くことができたという事実である。つまり、根本的に立場を異にしながらも、二人の「三月前」期の知的・政治的情況の中で、この二人はなお共同して闘わなければならない共通の敵を認めていたのである。「ハンシヤン・レジームのついでな完成」と並び「世代錯誤」である「フエンの現状 (status quo) のついでな」⁽⁹⁾

そ、それであった。

リストは、この「ドイツの現状」との困難な闘いに絶望し、一八四六年一月三〇日、「彼の祖国は感謝のしるしとして彼の手にピストルを握らせた。」⁽⁴⁾ 関税同盟と鉄道建設の父、リストのこの自殺は、ブルジョア的変革の挫折と封建的反動の勝利という、その後の三月革命の展開を予示している。

他方のシュルツは、三月革命勃発とともに亡命地チューリヒから帰国し、故郷ダルムシュタットのヘッセン第一選挙区選出議員として国民議会に最左翼の位置を占めて闘うが、一八四九年にシュトゥットガルトでの最後の抵抗に敗北した後、再びスイスへ脱出し、翌年ヘッセン大公国の下院議員に選出されたにもかかわらず議席を拒絶し、一八六〇年の死に至るまで再び祖国に帰ることはなかった。

こうして、リストとシュルツがそれぞれに目指した経済的・政治的社会像は、ともに一八四八年革命の挫折によって当面の実現の展望を失った。これ以後の歴史の展開は、しかし、すでに本稿の範囲ではない。

- (1) Marx, Zur Kritik der Hegelschen Rechtsphilosophie, Einleitung (1844), in: *Werke*, Bd. 1, 1956, S. 381.
- (2) *Ibid.*, S. 379 u. 382.
- (3) Engels, Der Status quo in Deutschland (1847), in: *Werke*, Bd. 4, 1959, S. 50.
- (4) Fabianke, *op. cit.*, S. 295. ヴァイスマン (H. C. Carey) の言葉による。
- (5) 柳澤治『ドイツ三月革命の研究』岩波書店 一九七四年 一一一頁。

(9) Grab, *op. cit.*, S. 331.

サー・ジェイムズ・ステュアート

『経済学原理』二巻

A・スキナー編 一九六六年

右のリプリントご希望の方は、左記へお申し込み下さい。

送料ともに、八ポンドです。

Prof. L. L. Hunter

Dept of Social and Economic

Research, University of Glasgow,

Glasgow G12 8RT U.K.

ベルンシュタイン思想の意味

—「修正主義者」像の修正の試み—

一 問題の所在

一八九五年のF・エンゲルスの死後に展開されたエドゥアルト・ベルンシュタインの批判的提言が、当時のドイツ社会民主党内部で大きな論争を呼び起こし、ついには「修正主義」という烙印が彼に押されるに至ったことは余りにも有名である。けれども、彼自身の運命を決定したこの時の提言が、それまでの彼の思想形成の営みの中からどのように成立してきたのかという点については、これまで十分な検討が与えられてこなかったといえよう。

ベルンシュタインの発言がセンセーショナルな論議を引き起こした第一の理由は、それが当時の公式的マルクス主義の理論

亀 嶋 庸 一

に対する批判を提起したことに求められる。けれども、それに加えて、その批判が他ならぬドイツ社会民主党内部の、しかも指導的立場にある者からなされたという事実も、重要な理由の一つとして挙げることができよう。実際、彼は、一八八〇年代に、党の非合法機関誌『社会民主主義者』ソシヤル・デモクラートの編集を通して党内におけるマルクス理論の普及と反ビスマルク的立場の貫徹とに貢献したことにより、K・カウツキーやA・ベーベルらとともに、社会主義者鎮圧法下の党の「英雄時代」を担った一人とみられていた。それだけに一層、党の公式理論の批判にまで及んだベルンシュタインの変化は、カウツキーらの驚愕と動揺とを呼び起こすことになったのである。

著しい立場の変更として受け取られたベルンシュタインのそ

うした思想的变化は、思想史研究にとって極めて興味ある対象の一つとなりうるであろう。事実、従来の研究は、ベルンシュタインの変化を「正統マルクス主義」から「修正主義」への変容と捉える視点に立つことによつて、この問題の解釈に一定の成果を上げてきた。けれども、こうした視点からの解釈は、ベルンシュタイン自身の思想形成を内在的に、説明するのに適したやり方であるとは決していえないであろう。なぜなら、第一に「マルクス主義」や「修正主義」といった図式的概念によつて、たとえ変化の外観を識別しようとしても、思想形成の内在的動因を十分に探索することはできないからである。このことと関連して、その第二の理由は、思想的变化が可能であるためには、変化の誘因となった様々な影響を吸収するだけの土壌が、彼の中にあらかじめ存在していなければならない、という極めて自然な人間的事実に基づいている。もとより、この事實は、個人の思想形成が必然的な過程の所産であったことを意味するものではない。むしろ、それは、思想的变化の一層本質的な様相の解明には、思想形成の多様かつ重層的な展開に対する内在的分析が不可欠であることを示すものであろう。

本稿の課題は、思想形成の分析に関わる以上の問題を考慮しながら、ベルンシュタインの思想形成の軌跡を追っていくことにある。その意図は、彼の人間としての基本的傾向とそれを基盤として展開される彼の思想形成とを分析することによつて「修正主義」への移行といわれてきた彼の思想的变化の内実を改めて検討することにある。その場合、特に、彼の思想と「修

正主義」とを単純に等置させてきた従来の解釈のもつ問題性が問われるであろう。その意味で、彼の思想形成の分析という視角から彼の思想の核心的意味を探ろうとする本稿の作業は、ベルンシュタイン像の批判的再構成をめざす試みに他ならないのである。

(1) Bo Gustafsson, *Marxismus und Revisionismus*, Frankfurt a. M., 1972, S. 84.

二 思想形成の基点

まず最初に、彼の精神の基本的傾向を形作る上で重要な影響を与えたとみられるいくつかの要因を検討し、次いで理論的修養期の彼について指摘しうるいくつかの特徴的な諸相を分析しておこう。ここには、ベルンシュタインの思想形成の基点が置かれていくからである。

彼の精神形成にとって最も決定的であったと推測される要因の一つとして、彼の身体的条件を挙げることができる。一八五〇年一月六日に、ベルリンの蒸気機関士の七番目の子として生まれた彼は「およそ生まれてから一八歳になるまで、ひどく小さくて虚弱であった」。「私は、壮年に達するまで決して自分の生命を信じなかった。それ故、ひどく悲劇的ではなかったにせよ、ある種の諦念をもって日々の過ぎ行くままに生きていたのである」(『社会主義者の発展の歩み』——以下『発展の歩み』と略す——一頁)。こうした肉体的虚弱さは、彼を極めて内向的で、読書に耽る空想の世界の住人にさせた。しかも、彼はさ

らにもう一つの深刻な身体上の問題を抱えていたのである。その問題とは、くる病に由来する身体的障害であり、それは後にほとんど正常な姿に近い程回復したが、生涯完全には治らなかつたという。このことが彼の精神形成の上でいかなる影響を及ぼしたかは、彼自身の次の言葉が暗示している。「この異常性の意識は、たびたび私の道徳的態度にとつても宿命的なものとなった」(『一八五〇年から一八七二年まで』以下『七二年まで』と略す——三二頁)。

さらに、人間ベルンシュタインについて考える場合に考慮に入れるべきもう一つの事実として、彼がユダヤ人であつたことを挙げる事ができる。もつとも、幼少期の彼が迫害やユダヤ人意識に悩まされたことを証明するものは、少なくとも彼の自伝には見当らない。彼の両親はユダヤ人であり、父方の系統はポーランド系で教師やラビが多かつたという(『七二年まで』四頁)。両親はユダヤ教の改革教会に所属していたが、それは、日曜日を安息日とし食事律法にも拘束されなかつた点に示されているように「一九世紀中頃の啓蒙された自由主義的市民層の傾向に適うもの」であつた(『発展の歩み』二頁)。彼らの「ドグマから自由な、非儀礼主義的な神信仰」は、その子供達の共有するところとなつたのである(『七二年まで』八七頁)。こうした環境は、ベルンシュタインの基本的にリベラルな思考傾向を形成する上で重要な要因の一つとなつていたのであろう。けれども、このことは、彼がユダヤ人としての自己の存在に無関心であつたことを意味するものでは決してない。一八七七

年に、彼は「事実上既にそれ以前から何の關係ももたなかつたユダヤ教会を正式に脱退」するが、その数年後に生じた「反ユダヤ煽動」に対して、彼は「自らのユダヤの血統に道義的に負つているものを決して忘れなかつた」と述べている(『発展の歩み』九頁)。実際、宮廷説教師A・シュテッカーらによつて展開された当時の反ユダヤ主義運動に関して、ベルンシュタインは、エンゲルスとは異なり、それを「過小評価すべきではない」とみていた。しかも、注目すべきことに、反ユダヤ主義に對する彼の鋭敏な反応は、単に彼の素姓に由来する感情的なものであつたのではなく、冷静な、後の発展に對して予言的ださえる一つの認識を伴うものであつた。なぜなら、エンゲルスがこの運動を保守派の選挙戦術に過ぎないとみなしていたのに對して、彼は、それが決して一時的なものではなく、「全官吏層、大学教授、小市民そして農民」の広い支持を得ているものとして重視していたからである(一八八一年七月二三日付のエンゲルス宛の手紙)。さらに、彼は、反ユダヤ主義の立場をよそおうことを義務と感じている、社会民主党内のユダヤ人の態度に對しても批判的であつた。このようにみるならば、ユダヤ人問題は、ユダヤ人である彼にとつて常に重要な関心事の一つであつたといえよう³⁾。

一八七二年に、彼はベーベルやW・リーブクネヒトの指導するアイゼナハ派(社会民主党の前身)に入党した。社会主義政党への入党を促した要因の一つは、普仏戦争後の「会社設立者の時代」における取引所操作の腐敗した実態に對する彼の道義

的反感にあり、それは彼自身銀行員として経験したものであった。また、ラサール派ではなくアイゼナハ派を選んだ理由として、彼は、ベールとリーブクネヒトの反戦行動と彼らに対する弾圧、同派の掲げるインターナショナルイズムの原理を挙げている（『発展の歩み』六、八頁）。この意味で、彼の社会主義への接近の仕方は、理論的というよりも極めて道義的な感情に根ざしたものであったといえる。

党員としての彼の活動は、主として演説家から始まった。彼は、決して魅力ある大衆演説家ではなかったが、「可能な限りのザハリヒカイトと通俗的平明さ」とに努めた（『発展の歩み』九頁）。生来、彼はこうした能力に恵まれていたようである。自伝の中で、彼は、「後の精神活動を先決することになった精神的資質」として、彼が「全く本質的に、しかも一面的にのみ分析的な頭脳の持主」であり、「総合的な思考と推論」とが苦手であったことを挙げている（『発展の歩み』七頁）。数学も得意であった彼は、複雑な銀行業務をよくこなすことができた。彼の実務的能力が『社会民主主義者』の編集の際にも認められたことは、次のエンゲルスの評価が示している。「新聞は彼（ベルンシュタイン——筆者）の下で一層よくなっているし、彼自身にしても同様である。実際、彼は如才ないし飲込みが早い、これはカウツキーの反対である」（一八八一年八月二五日付のベール宛の手紙）。このように、彼は「ザハリヒカイト」に根ざした柔軟な思考の資質を有しており、しかも、それは、彼自身が述べているように、後の思想形成にとって極めて予兆

的であったのである。

ベルンシュタインが入党した時期のドイツ社会主義運動は、彼と同様に理論的修養期の段階にあった。この時のエピソードの一つであるデューリング崇拜に対して、他ならぬベルンシュタイン自身にも責任があったことはよく知られている。E・デューリングの『国民—社会主義経済学教程』（一八七二年）に熱狂した彼は、党内での同書の宣伝に努めた。これに対して、ベールも同書を『資本論』以後に生まれた最良の書として賞賛した。エンゲルスがかの『反デューリング論』の執筆を余儀なくされたのは、こうした事情からであった。

従来、このデューリング熱という一八七〇年代における一時的な現象は、単に当時の社会主義運動の理論的未成熟の例証として言及されてきた。けれども、ベルンシュタインの思想形成という視点からみた場合、この現象はいくつかの注目すべき意義を有している。その第一は、彼自身のかつてのデューリング熱が、逆説的にも彼をしてその後マルクス理論と懸命に取り組ませるスプリング・ボードになったということである。確かに、彼の理論形成にとって『反デューリング論』（一八七八年）——ほぼ二〇年後にそれは彼の批判の対象となるのであるが——は、決定的な影響を有していた。けれども、エンゲルスの著作が彼にとってそのような覚醒の意義をもちえたのは、それが彼自身に対する批判の書であったからに他ならない。彼は、そのことを十分に悟ることができた。それだけに一層、彼は、他の誰れにもまして自らの理論的未熟さとマルクス理論学習の必要

性を自覚せねばならなかったといえよう。

第二に注目すべき点は、デューリングに対する彼の評価の仕事である。彼は、デューリングが「社会主義におけるリベラルな要素」を強調したことに積極的な評価を与えている（『発展の歩み』一一頁）。実際、デューリングは、自らの理想とする「社会的調和」の原理が個人の「自助」の原理と両立するものであること、そして実現すべき集産主義的体制が決して中央集権的ではなく、個々の集団の「自己経済」に基づく自由を保証するものであることを主張していた。恐らく、こうした点は、ヘルンシュタインの評価できるところとなつたと思われる。けれども、このことは、彼のリベラルな傾向がデューリングの影響によるものであつたというよりも、むしろ既に彼の中にあつたりべらるな傾向が、そうしたデューリング評価を可能にさせたと解釈すべきであろう。なぜなら、彼がデューリングとの個人的接触を断つたのは、決してリベラルではないデューリングの性格に原因していたからである。

デューリング熱の他に、ヘルンシュタインの初期の理論形成における特徴を示しているものとして、彼の民族運動観を挙げることができよう。彼は、ヘルツェゴヴィナの汎スラヴ主義運動に対して、たとえ彼らがロシアの支援を受けているとしても、彼らに「共感する」立場をとっていた。なぜなら「人々（南スラヴ人——筆者）は生命の危険を冒しているのであり、彼らはヨーロッパ外交の駆引きに身を売らないで、むしろそれに頑強に抵抗している」からである（一八八二年一月一七日付

のエンゲルス宛の手紙）。エンゲルスは、彼に対して極めて冷静に次のように述べていた。「我々は、西ヨーロッパのプロレタリアートの解放のためにも協働しなければならぬのであつて、他のすべては、この目的に従属させねばならない。そして、バルカンのスラヴ人等がおかなりの興味を引くものであつたとしても、彼らの解放衝動がプロレタリアートの利益と衝突するならば、彼らがどうなるかと私はかまわない」（一八八二年二月二二・二五日付の手紙）。ヘルンシュタインがエンゲルスの見解に即座に従わず「感情的立場」からの判断に固執していたことは、アイルランド問題に関する彼の発言からも明らかである（一八八二年七月七日付のエンゲルス宛の手紙を参照）。後に、彼は、社会主義とナショナリズムとの問題に関する理論的再検討を試みていくことによつてエンゲルスの見解を批判するに至るのであるが、初期の彼の民族問題観が、このように心情的な道義的判断に基づいていたことは、彼の思想形成を分析する上で十分に考慮すべき事実であらう。

以上の考察を通じて明らかのように、彼の精神の基本的傾向として、一方における分析的傾向と他方における心情的的ともいえる道義的な傾向、そして両者を繋ぐ中核としてのリベラルな傾向を指摘することができる。それでは、その後のヘルンシュタインの思想形成は、このような精神的基層の上にとどのよう展開されたのであろうか。

(1) Eduard Bernstein, *Entwicklungsgang eines Sozialisten*, Leipzig, 1930. 邦訳は「佐瀬昌盛訳」「社会主義者の発展の歩み」

(『社会主義の諸前提と社会民主主義の任務』グライヤキン社、一九七四年、所収)がある。

(c) E. Bernstein, *Von 1850 bis 1872*, Berlin, 1926.

(c) エルンスト・ハインとグライヤキン問題について「圏概念的に扱って」る研究としては、次のものがあろう。Robert S. Wistrich, *Edward Bernstein und das Judentum*, in: Horst Heilmann/Thomas Meyer (Hrsg.), *Bernstein und der Demokratische Sozialismus*, Berlin, 1978.

(*) August Bebel, *Ein neuer „Communist“*, in: *Der Volksstaat*, 20. 3. 1874.

(e) 後述、彼は当時「自分が党内の他の者と同様『マルクス理論に対する基本的理解を欠いた』『社会主義的な折衷主義者』であり、そのマルクス理論の熱の原因があったと述べている。 Zur dritten Auflage von Fr. Engels' „Herrn Eugen Dühring's Umwälzung der Wissenschaft“, in: *Neue Zeit* (Zf. N. Z., 略称), XIII (1), 1894/95, S. 103 f. 一八七八年にルガノに翌年チェリヒに移住して以降、彼は『反マルクス論』を契機としてカウツキーとマルクス理論の研究に努める。その成果は、『カウツキーとの共訳による独語版『哲学の貧困』の刊行(八五年)、カウツキー『カール・マルクスの経済学説』(八七年)への一部代筆を含む協力となって現われている。既にこの時期の彼がカウツキーとは異なる理論的傾向を示して来たことは、次を参照されたい。 Hans-Josef Steinberg, *Vorwort zur 26. Auflage*, in: Karl Kautsky, *Karl Marx' Ökonomische Lehren*, Berlin, 1980.

(e) Eugen Dühring, *Cursum der National- und Socialökonomie*, Berlin, 1873, S. 365 u. 384. 同書の第二版は七六年に刊行されたが、初版と比べて最終章が新たに付け加えられている。他、とりわけ冒頭の部分と「社会的調和のシェーマ」と題された節とにおいてかなりの修正がみられる。なお、エンゲルスが『反マルクス論』で用いているのは第一版である。

(*) Cf. N. Z., XIII (1), S. 105.

三 思想形成の展開

一八八一年に『社会民主主義者』の編集を引き継いだヘルンシュタインは、ロンドンのエンゲルスと綿密な連絡をとりあいつながら、社会主義者鎮圧法(例外法)時代(七八—九〇年)における党内の「急進派」の一人として活動する。この時の彼の最初の主要課題は、党内の「穏健派」に対する批判、即ち「国家社会主義」批判にあった。

党の帝国議員団の多数を形成する「穏健派」は、ビスマルクの社会立法による社会改良の可能性を積極的の評価する傾向を示していたが、これに対してヘルンシュタインは次のように批判する。「確かに労働者は今日の体制を完全に廃止するまでは、可能な限り有利な労働条件のために闘い続けるであろう。……けれども、今日なお労働者に対して、国家援助が彼らの社会的解放を導く手段であると主張する者は、度し難い夢想家か偽善者か、どちらかである。」なぜなら「我々は階級国家の中にいる」のであり、したがって「階級国家における国家社会主義はそれ自体矛盾であり途方もない大きなまやかし」に過ぎないからである。彼が党内における「国家社会主義」の傾向にF. ラサールの影響をみていたこと、そして社会改良に対して一見極めて消極的な評価を下していたことは、次のエンゲルス宛の彼の手紙が示している。「……ドイツにはラサールの煽動のために我々の陣営内に極端な国家崇拜が彷徨っている。これらの分子(「穏健派」——筆者)が恣意的で全く非社会主義的な計画に

陥る危険は常にあるのです。……私が思いますに、我々の積極的活動、とりわけ社会改良への我々の参与は……今日そうすることによって経済発展の進行が阻まれない程度にしか進めるべきではないのです。労働者の明白な階級利害の立場を別にすれば、これこそが我々にとつての基準となるべきでしょう」
 (一八八二年九月一日付)。

「国家社会主義」に対するベルンシュタインの激しい論調は、どのような根拠に基づいていたのであろうか。まず、その歴史の根拠として、一八七三年から九〇年代中頃までに及んだ世界的大不況を挙げることができる。それ以前の短期的な景気循環に代つて慢性的な不況を生み出した七三年の恐慌は、ドイツにおいて過剰生産と失業者の増大をもたらすと同時に、他面で資本の独占化を進行させることになった。こうした事態は、当時の社会主義者にとつて、資本主義の不可避的な矛盾とマルクス理論の正しさを実証しているかのようにみえた。この恐慌から極めてラディカルな帰結を引き出したベーベルの見解を、ベルンシュタイン自身も共有していた。この点について、彼は次のように述べている。「ドイツにおける実業の悪化は、近い将来において実現するであろう経済の大崩壊を必然的にもたらし、その政治的反作用は恐らく大衆の革命的昂揚を喚起するであろうという、ベーベルを強く支配していた見解を当時私も共有しており、それ故こうした崩壊への展望に対応する政策を唱道し擁護したのであった」⁽³⁾。その意味で、八〇年代初期におけるベルンシュタインの急進的立場は、資本主義崩壊へのこ

のような確信と、例外法による社会主義運動迫害に対する反感とに基づいていたといえよう。

けれども、この時期の彼の立場は、彼の基本的にリベラルな傾向と矛盾していた訳では決してない。既にみたように、社会改良に対する彼の評価は極めて消極的なものであり、それはとりわけ資本主義の崩壊への彼の期待に起因していた。しかし、そうした彼の社会改良観にはもう一つの理由があった。それは、彼が述べていたように、党内における「国家崇拜」の傾向に対する彼の批判的立場に求めることができる。即ち、この時期の彼の考えによれば、ラサールの遺産とみられる「国家社会主義」的な幻想が党内に強く残っている限り、社会改良に党自ら参与することは極めて危険であった。なぜなら、それは、既存国家の階級的性格についての認識を曖昧にさせてしまうと同時に、国家を万能視する傾向が生じてくるのを助長してしまうからである。この意味で、社会改良に対する彼の評価は、社会改良それ自体に対する否定を意味しているというよりも、むしろ彼のリベラルな思考傾向に根ざした危惧の表出として捉えるべきであろう。こうした立場こそは、「国家社会主義」に対する彼の激しい批判のもう一つの根拠となっていたのである。

彼の急進的な論調に明らかに変化がみられるようになるのは、一八八四年の帝国議会選挙を契機としてであった。党の議席数を倍増させたこの選挙は、党を、以前のセクトとは異なる議会主義政党としての問題に初めて直面させることになったからである。そして、この問題に即座に対応したのがベルンシュ

タイムであった。彼が『社会民主主義者』に掲載させた論説は、党が、「静観的な態度」や「不毛な否定」の政治に陥ることなく、事態に対して「むしろ極めて現実政治的に対応するであろう」という積極的な姿勢を示していた。さらに、彼は、エンゲルス宛の手紙の中で次のように述べていた。「私の考えによれば、我々は……拒否の立場を貫き通すべきではないでしょう。なぜなら、一二、三票は、しばしば重大な意味を有してくるからです。例えば、軍事問題について考えてみましょう。我が常備軍の反対者であり、それ故軍事予算に反対することを宣言するのは、全く正しいことです。けれども、それで我々が、重要な個別問題についての投票に際して態度を決定する必要性から逃れられるという訳では決してないのです。このことは、たとえ独立の、とりわけ抑圧的な慣行の廃止をねらった議案の提出を我々が放棄したとしても変わりません」(一八八四年一月一六日付)。

こうした彼の立場は、八〇年代初頭のそれと比較した場合、際立った対照をなしているかのようにみえる。けれども、彼が自己の立場を状況追従的に変化させていたのではなかったことは、汽船補助金法案問題をめぐる党内対立への彼の対応から明らかである。八四年末、政府はアフリカ、東アジア、オーストラリアとの定期航路設立に関する同法案を提出した。「穏健派」である党帝国議員団多数派が、ドイツ労働者の雇用拡大と文化的貢献との理由から、留保付きではあるが賛成の態度をとっていたのに対し、「急進派」は、同法案が植民地主義と関連して

いるとしてこれに反対した。「急進派」に属するベルンシュエターイン自身、こうした党内の論争に対して妥協的な提案を試みたエンゲルスをさえ批判して次のように述べている。「私は、この事件を我々の党の政治的立場一般にとつての『テスト』ケースとして捉えていますので、それ故、リーブクネヒトが前号『社会民主主義者』の——筆者——に掲載した、あなたのものである調停案には賛成しません。我々の議員団は、彼らに迫ってくる問題を、政治状況一般との関連において判断するのか、あるいは無原則に『その時々に応じて』決定する、安易な、その結果において反動的な折衷主義に実際に身を委ねてしまうのか、そのどちらであるかを結局いつかは決断しなければならぬのです」(一八八五年一月一五日付のエンゲルス宛の手紙)。従来、この彼の立場は「英雄時代」における急進的立場の例証として、あるいは議会政治への現実的対応を躊躇する原則的拒否の立場への後退として解釈されてきた。けれども、彼の立場は、先にみた選挙直後の積極的議会主義の発言と決して矛盾するものではない。それは、一方で現実的な対応を積極的に求めながら、他方で自らの判断基準を常に一定の原理の下に置くこととする彼の姿勢に基づいているのである。この原理が基本的にリベラルな性格を有していること、しかも、こうした彼固有の原理的態度がその後においても貫徹されていたことは、九〇年に展開された彼の一層積極的な議会主義論にみることができるであろう。

一八八八年に、彼がチューリヒからロンドンへ亡命地を移し

た後、ドイツでは大きな政治的变化が生じることになった。即ち、九〇年における例外法の失効とビスマルクの失脚とがそれである。これらの変化と同年の帝国議会選挙における党の躍進とは、ベルンシュタインに改めて議会主義の意義を検討させる機会を与えた。彼によれば、「今日の社会における、我々の積極的な綱領は国民の権利の拡大と勤労者階級の物質的向上という二大原則に分類される」。この原則は、党の議席数の多少に関わりなく妥当するが、「しかし我々の観点からすれば、党が代表している原則の実現方法は、党の成長に応じて変更できるし、またそうすべきである」。この主張の背景には、ビスマルク失脚後のドイツの政治状況の下で「ドイツ国民の運命に対する帝国議会の影響が恐らく本質的に強化されるであろう」という彼の判断があった。このような認識に依拠して、彼は、積極的な議会活動を通しての社会改良の実現を党の重要な政策目標として提唱する。

けれども、この場合にも、彼の実践的立場を規定している思想的原理に注目する必要がある。なぜなら、労働者保護立法などの社会改良によって、自動的に労働者の福祉と安定とがもたらされるであろうという期待を抱くことの危険な一面に関して、彼は次のように指摘しているからである。「以前には国家社会主義のためにそうであったように、今日あちこちで労働者保護立法のために、労働者階級の政治的及び経済的運動の自由に対する配慮がほとんど後景に退けられている」。このように、彼は社会改良それ自体を無原則に支持してはいたわけではなく、

この問題に対する彼の立場は、決して経済的関心のみに解消されることのない、リベラルな原理的指針に絶えず拘束されていたのである。こうした前提に基づきつつ、彼はさらに次のように主張する。「完全な政治的自由への途は、議会主義を経由しているであって、それを迂回することはできない」。それ故「我々は進歩的ブルジョア政党の固有の課題であったものの多くを達成しなければならぬ」。けれども、このことによつて「党は、自らの原則的に革命的な性格の称号を失うことは決してない。党は、ただ革命的にみえる反議会主義的な言辞から自らを解放するに過ぎないのである」。

一八九〇年におけるこの彼の主張は、後年の『社会主義の諸問題と社会民主主義の任務』（九九年——以下『諸前提』と略す）における有名な、そして多くの非難を呼んだ言葉を彷彿させるであろう。同書において、彼は、「社会民主党が事実上時代遅れになっている空文句から自らを解放し、党が今日実際にある姿、即ち民主主義的・社会主義的改良政党らしくみえるようにする、勇気をもつ」べきであると述べているからである。

- (1) Staatshilfe?, in: *Der Sozialdemokrat* (以下 S. と略す), 9. 1. 1881.
- (2) Staatssozialismus und Klassenstaat, in: S., 6. 10. 1881.
- (3) *Sozialdemokratische Lehrjahre*, Berlin, 1928, S. 125.
- (4) Was aus unserem Wahlsieg folgt, in: S., 14. 11. 1884. ベルンはこの論説がベルンシュタイン自身の手によるものと見ていた。一八八四年一月二十四日付のエンゲルスマンの手紙を参照。
- (5) Cf. Vernon L. Jüttge, *The Outlawed Party*, Princeton, 1966, p. 202. 406頁 同書242頁以下は九〇年のベルンシュタイン

ンの議会主義論が、単にプロバガンダを目的とする「急進派」の「アンビヴァレントな議会主義」を乗り越えるものであったとして評価されている (*Ibid.*, p. 317 f.). けれども、そこでは、九〇年における彼の主張と以前のそれとの関係について説明されていない。なぜなら、同書においては、ヘルンシュタインの主張をその思想形成の視点から分析する方法がとられていないため、それぞれの時期における彼の主張の内在的関連にまで視野が及んでいないからである。

(6) 彼がチェーリヒに約一〇年滞在していたことは、彼の思想形成をみる上で考慮に入れるべき事実の一つであろう。彼は、F. A. ランゲに関する論文の中で、ランゲの思想的变化の原因の一つとしてランゲのスイスへの移住を挙げている。彼によれば、そこでランゲが出会ったものは「力強い市民的民主主義」であった。それは「精神的にみても相対的に進歩的な階層をその主要基盤とし、ドイツの自由主義のように、頑冥な教条主義で労働運動や社会主義と立ち向かうとはしなかった。」*Zur Würdigung Friedrich Albert Lange's*, in: *N.Z.*, X(2), 1891/92, S. 133. 以下した指摘は、ヘルンシュタイン自身の経験の投影でもあったろう。彼は、自伝の中で次のように述べている。「*ユング* (チェーリヒ——筆者) 私は、ドイツとは本質的に異なる政治的発展をもち、それに応じて様々な点で異なる国民精神をもった国を「体験することになった。そして、彼は「政治的左派に属するスイスの知識人と交流」を通じて「政治的地平」の「拡大」を行うことができた。*Sozialdemokratische Lehrjahre*, S. 194 f. このような体験と、さらに彼がヘルンシュタインと第二インターナショナルの設立準備に携わっていたことは、ヘルンシュタインのうち、ドイツを相対化してみる視野と国際感覚とを涵養することに寄与したのである。この意味で、まさに彼の「スイス体験」は、その後の一層決定的な思想形成を可能にした彼の「イギリス体験」を準備するものとなったといえる。

(7) Klippen II, in: S., 3.5. 1890.

(8) Klippen III, in: S., 24.5. 1890.

(9) *Die Voraussetzungen des Sozialismus und die Aufgaben*

der Sozialdemokratie, Berlin, 1921, S. 230. 佐瀬訳、前掲書、二四一頁。

四 思想形成の転回

以上、九〇年までのヘルンシュタインの思想形成の検討を試みてきたが、その結果は、ほぼ次のように要約できるのである。この過程において一貫してみられるのは、彼の基本的にリベラな思想傾向であって、それは、八〇年代初期の「国家社会主義」批判においても、あるいはそれ以降徐々に展開されていた議会主義論においても、等しく彼の立場の原点となっていた。しかも、先に示唆したように、九〇年の時点における彼の主張をみるならば、既にこの時の彼は、後に「修正主義者」と呼ばれるに至った時の彼と比較して、一見恰かもそのほとんど一歩手前にいるかのようさえある。

実際、彼は、早くも九三年の時点で、後の「修正主義論争」の重要な争点の一つに関わる問題提起を行っていた。従来、社会民主党は、ドイツでの事実上の政治的意思決定機関であるプロイセン下院選挙への参加を拒否してきたが、それは同議会選挙が極めて不平等な三級選挙法によって行なわれていたからであった。この党の伝統的戦術に対して異議を唱え、初めて選挙参加を提唱したのが、他ならぬヘルンシュタインである。彼によれば、もしも党が選挙をポイコットし続けるならば、三級選挙法は「ブルジョア社会の最後の審判の日が来るまで存続する」であらう。それ故、党の戦術は資本主義社会の「崩壊」が

「目前に迫っている」場合にのみ正しいものとなる。「しかし」と彼は主張する。「いかにこの破局が近いものであると推測しようとも、それによって、ブルジョア社会が予想されているよりも強い抵抗力を持っている時に、責任能力ある人間として労働者階級の利益の要求のために必要なことをするのを回避すべきではない」。彼は、資本主義崩壊の到来を理由に無行動でいることの危険性について警告していたのである。このことは、彼が、九〇年代後半からの好況を背景にして崩壊論に対する理論的批判を試みていく以前に、崩壊論に規定された党の「待機主義」を既に政策の次元において批判していたことを意味している。

このようにみる限り、確かに後の彼の立場は九〇年の段階において基本的に準備され、そこから直ちに生成してきたかのようである。けれども、九〇年代初頭から「社会主義の諸問題」(九六年から九八年にかけて『新時代』に連載され「修正主義論争」を引き起こす契機となった一連の論文)に至る新たな過程は、彼の思想形成がそのような直線的発展によって進められてきたのでは決してなかったことを示している。なぜなら、この時期における彼の思想形成は、一面において確かにそれまでに形成されていた思想的基層を前提としているが、他面において、それは、亡命地イギリスにおける様々な影響に規定されて、それ以前とは質的に異なる特徴を彼の思想に刻印することになったからである。

このような思想形成を促した最も重要な要因は、世紀転換期

の資本主義が生み出した新たな展開であった。彼によれば、その新たな展開とは、第一に、社会的・経済的發展が各々同質的な性格を有する諸階級の形成と階級間の対立の激化とを必ずしももたらさず、むしろ階級内部の非同質化と階級間の境界の不明明化とを生じさせている現象を意味していた。こうした事態への注目が、彼に「マルクス主義」——『反デューリング論』とエアフルト綱領によって代表される——への理論的批判と大衆社会化状況に関する分析とを試みさせたのである。

第二に、それは、同様の発展が高度の専門性を伴う官僚制の増大を不可避的なものとさせている現象を意味していた。経済的な発展によって「普遍的利害」と「個別的利害」とが自動的に調和され、やがて国家の、即ち恒常的専門的官僚制装置の「廃止」が可能となるであろうという従来の社会主義者の理想を、単なる幻想として彼に拒否させたのは、まさにこの官僚制の不可避性という冷徹な認識に他ならなかった。彼の新たな思想形成は、こうした一連の洞察によって構築されていったのである。

この思想形成を経て到達した新たな思想的立場が、以前のそれと、どの点で連続し、どの点で質的変貌を遂げているかは、九一年と九七年とにおける彼の議論を比較してみれば明らかとなるであろう。九一年の時点において、彼は、恐慌による失業者に対して支払われる国家や自治体の援助が現在よりも増大されるべきであるとしながらも、なお次のように述べている。

「けれども『十分かつ現代の文化水準に適した扶養』は、今日

の国家によっては決して保証されないということを労働者に教えないで、彼らを何が何でも国家の施し物に頼らせようとする場合には、我々は絶対に反対である。このような提案は、結局国家社会主義に帰着するであらうし、実際、永久に国家に頼ることが余りにもやり過ぎであると感ずるために、何もアナキストになる必要はないのである。³⁾ここにみられる「国家社会主義」批判とその根底にある彼のリベラルな立場は、前節で検討してきたように、彼の思想形成を貫いてきた基本的姿勢であったが、それはまたその後の彼の思想の基層を構成するものでもあった。九七年の時点においても、彼は、社会主義の目標が国家を「扶養のための自動機関」へと転化することにあるのでは決してないと論じているからである。⁴⁾

けれども、極めて重視すべきことに、これら一見同様にみえる両時期の立場を支えている各々の思想的前提は、微妙に、しかもかなり重要な意味で異なっていた。その異質性は、労働者保護を過度に行うことに反対する理由から明確に読みとることが出来る。九一年の彼にとって、通常の経済状況の下で生じる失業者に過度の保護を与えることは、党の任務ではないどころか、むしろ「保守的なユートピア」を意味していた。なぜなら、それは「労働運動の完全な無氣力化を必然的にもたらすことによつて、即ち労働者階級がその日から革命的階級であることを止めてしまう」からであった。⁵⁾この点に注目する限り、九一年の彼の立場は、リベラルな思想傾向を基本としつつも、極めて政治的な関心——それも未だ崩壊論的発想に引きずられた

——によつて支配されていたといえよう。過度の労働者保護に反対する彼の根拠は、労働者階級の革命性喪失への危惧にあったのであり、しかも、そうした危惧は、彼らの革命性をア・プリオリに認める楽観的な態度を前提として成り立つものであったからである。

これに対して、九七年の彼が労働者に過剰な保護を与えることに反対した理由は、それによつて労働者階級の革命性が消失してしまうからではなく「経済的自己責任」の原則が後退してしまうことにあった。この視角こそは、まさに先に述べた資本主義の新たな展開に対する彼の注目から導き出されてきたものに他ならない。もはや彼にとつて、経済的發展がほとんど自動的に資本主義の崩壊と共産主義への移行とを可能にさせ、同時に「共産主義社会にとつて必要なすべての特性、即ち……連帯意識、義務感情等を人間の中に造り上げる」であらうという社会主義者の素朴な期待は、全くの幻想に過ぎなかった。それどころか、それは危険な幻想さえ意味していた。なぜなら、現実の發展は、彼のみるところ、その逆に進んでいるかのようであったからである。それ故、共産主義社会にとつて必要な人間の「特性」は、経済的發展の自動的過程からではなく、経済的發展に依存せず、むしろそれに抵抗する人間の主体的な対応から生まれる以外にない。ベルンシュタインが「経済的自己責任」の原理を要請したのは、まさにこのような「危機意識」を背景としていたのである。

したがって、彼が強調する「経済的自己責任」の原理は、単

なる労働義務を意味するものではなく、社会主義的人間の「エートス」の形成という文化的次元での問題関心と深く関わるものであった。「経済的自己責任」という言葉に込められた精神的自律性の原理は、労働組合運動を擁護する彼の組織論の根拠をなしていたのみならず、彼固有の社会主義像構築に際してのバック・ボーンとなっていたのである。そして、このようにみる限り、彼の思想形成の過程において一貫して存在してきたリベラルな傾向は、経済的發展の支配的動向に抗する批判的主体の創出という新たな思想的課題を担わされるに至ったといえよう。九〇年代初頭以降、資本主義の新展開に直面することによって生じた彼の、それ以前には決してなかった「危機意識」の所産に他ならないこの視点は、当時の公式的マルクス主義への批判を彼に余儀なくさせるとともに、『諸前提』を支える思想的根拠となっていたのである。

- (1) Die preussischen Landtagswahlen und die Sozialdemokratie, in: N.Z., XI(2), 1892/93, S. 773 f.
- (2) この新たな思想形成の具体的な分析については、拙稿「ヘルンシュタインの思想形成——『イギリス体験』との関連において——」『思想』一九八二年九月号）を参照せよ。
- (3) Der Entwurf des neuen Parteiprogramms IV, in: N.Z., IX(2), 1890/91, S. 825.
- (4) Probleme des Sozialismus, 5. Die Sozialpolitische Bedeutung von Raum und Zahl, in: N.Z., XV(2), 1896/97, S. 141.
- (5) N.Z., IX(2), S. 824.
- (6) N.Z., XV(2), S. 103.
- (7) ヘルンシュタインにおける「修正主義」の形成の「内的動因」として彼の「危機意識」に注目した先駆的研究に次のものがある。

久松俊一「ベルンシュタイン社会経済思想の生成」、「ベルンシュタインの社会観」(『経済論叢』第九九巻第五号、第一〇〇巻第一号、一九六七年)。けれども、同氏において「危機意識」はドイツ社会民主党の「待機主義」に原因するものとして解釈されているのであって、社会・経済的發展の動向をそれ自体に対するものとしてではない。それ故、ここでは九〇年代初頭以降のベルンシュタインの新たな思想形成とそれ以前の思想形成との、資本主義の新展開への注目起因する不連続的側面が見落されているのである。

五 結 び

P・ゲイは、その著『民主的社會主義のディレンマ』において次のように述べている。「もしもベルンシュタインがいなかったとしたら、彼を造り出すことが必要となったであろう。世紀転換期のドイツにおける政治的・経済的条件は、改良主義の教義を必要としたからである。ゲイによれば、この「条件」とは、ドイツ社会民主党の議会主義的大衆政党化、即ち「非革命化」と、九五年以降の経済好況による労働者の地位改善とを意味している。その結果、ゲイにおいては「ベルンシュタインの楽観的な修正主義」は、結局こうした党と労働者階級との現状に追従する理論を提供しようとしたものであるとされてしまっているのである。

けれども、本稿での考察は、こうした捉え方が、ベルンシュタイン自身の思想の内在的理解として適切ではないこと、むしろ彼の思想の核心的意味を見誤っていることを示している。なぜなら、彼は、世紀転換期の実状に対して肯定的に適応しようとしたのではなく、逆にそれに対する危機感から批判的に対応

しようとしたからである。この意味で、彼の立場は「率観的な修正主義」などでは決してなかった。「修正主義」が、議会主義的な社会主義政党の改良主義的政策に対する理論的基礎付けとして定義されるのであれば、そうした方向は、政策的次元においてではあるが、既に九〇年の時点における彼にみる事ができる。もしも、後の彼の立場が九〇年におけるそれからそのまま直線的に生じてきたのであれば、彼の思想は確かに上記の意味での「修正主義」とほとんど変りなかったであろう。けれども、九〇年代初頭以降の彼の思想形成は、そのような単純な延長線の過程ではなく、質的な転回を伴っていたのである。

既にみたように、この新たな思想形成の結果彼が抱くに至った思想的確信は、経済的發展に由来する優勢な諸傾向への抵抗体としての、あるいはさらにそれらを変革していく担い手としての批判的主体確立の不欠性にあつた。ベルンシュタインに固有のこの思想的確信こそ、彼とベーベル、カウツキーらとの決定的な異質性を帰結させるものであつた。なぜなら、ベーベルやカウツキーは、一般に、社会主義の実現を彼らによつて「自然必然性」をもつて進行するとされた経済的發展に委ねてしまつたため「危機意識」を背景とした批判的主体の創出という視角については、ほとんど無自覚なままに留っていたからである。まさにこの相違こそが「修正主義論争」の思想的背景の一部をなしていたのである。その意味で、政策の次元においては近かつたとされるベルンシュタインと彼らの間には、各々のよつて立つ思想的地平からみる限り、実に架橋しがたい距離があ

つたというべきであろう。「修正主義」と呼ばれたベルンシュタインの思想が、実際には、世紀転換期において「カウツキー主義」へと収斂する社会主義の支配的な潮流に、あるいはさらに「マルクス・レーニン主義」に対峙する、極めて覚醒的な意義をもつた一つの選択肢としての可能性を有するものであつたのは、まさしくこの意味においてなのである。そして、この点においてこそ、今日なお問うことが必要なベルンシュタインの思想の意味を求めることができよう。

(1) Peter Gay, *The Dilemma of Democratic Socialism*, New

York, 1952, p. 99. 長尾克平訳『ベルンシュタイン』木鐸社 一

九八〇年 一三三頁。

(2) 例えば、ベーベルは「社会主義社会の基本原則」の一つとして「労働能力ある者全員の労働義務」を挙げているが、それは、ベルンシュタインにおけるように批判的主体の形成を促すものとしてではなく、むしろ計画経済を遂行するメカニズムの単なる一要素として要請されているに過ぎない。さらに「労働の組織」に関するベーベルの次の指摘をみよ。「労働は、なるべく快適なものではなければならぬ。そのためには、趣味のよい、そして実用的に設備された工場、あらゆる危険に対する可能な限りの予防、不快な臭気や塵埃や煙など、要するにあらゆる不健康かつ厄介な影響の除却が必要である」。A. Bebel, *Die Frau und der Sozialismus*, Berlin, 1923, S. 386. 草間平作訳『婦人論』下巻、岩波書店 一九六五年 一〇五頁。管理社会における労働のイメージとは、このようなものであろうか。

研究 展望

戦後日本のマルクス研究の動向

大庭 健

吉田 憲 夫

山本 啓

はじめに——視点の限定

本稿は戦後日本のマルクス研究の動向の一定の断面を、社会思想史の立場から概観せんとするものであるが、その際にはやはり戦後思想の出発点が八・一五にあった、ということ落すわけにはいかない。三百万「同胞」の死と焦土に充ちる怨嗟の声はいかにオポチュニスティックな心性に対してであったにせよ、伝統的な日本の思想(雑駁に括ってしまえば、私心なく澄

むことにおいて二心なく私を立てずに住む、という人間存在論を前提にして形成される思想)の破綻の可能性を問わしめずにはおかなかつた。実感レベルでいえば、何故あの者たちでなくこの自分が生きのびているのか・誰一人として事態がかくくなるべく欲し企てた者はいない筈なのに何故こうなったのか、という、いわば死と歴史への問をもって戦後思想は始つたのだ、といつてもよい。そしてマルクス研究も、かかる思想状況を離れたものではありえなかつた。というよりも、抑々マルクスの思想は、「関係のアンサンブル」という人間存在論をてこととして、個体の死生についても歴史の動学についても、近代西欧的思想圏・伝統的な日本の思想圏のいずれをも突破しうべき(批判)であつたがゆえに、まさにマルクス研究こそが、右の如き戦後思想情況と直截に切り結ぶものであつた、というべきであるう。

然るに、周知の如く敗戦後しばらくの間は、マルクス研究たるべき営みも、悉く、現実をマルクス主義の「科学」的根本テーゼ(『前衛党公認テーゼ』に照らしてどう規定し、そこから戦略戦術をどう演繹するか、という作業に一元的に包摂されていった。(というより、自らそうした包摂をつくり出していった)というべきであろう)。かくして、戦後思想としての、マルクス研究は、常にマルクス主義科学の「公理」的命題についてのみならず、まさしく右のような没思想的「一枚岩」的な演繹的構造のものへの問いとして始まる他はなかつた。すなわち、この限りでいえば、初期の梅本が問うたような、マルクス

における「個と歴史」・「科学(存在)と倫理(当為)」・「理論と実践」の媒介の構造への一連の問いこそが、戦後日本のマルクス研究の出発点であった、といつてよい。

本稿は、かかる所見に基づいて戦後のマルクス研究の動向を、紙数の制約上ここでは専ら、マルクスにおける〈主体〉の問題——即ちデカルト的エゴにして市場社会的個人であるような個の主体という近代思想の根幹的範型のマルクスの問題化——にのみ焦点を合せて概観してみたい。蓋し、再び繰返していえば、所謂、歴史と個人(全と個、共同所有と個体的所有)の「分裂」、客観的認識と主体的投企の「分裂」という形で問題化されるものが、じつは近代的範型ゆえに不可避的な社会的意識形態のいかなる所為であるのか、ということの吟味こそ、戦後日本の原基的思想情況とマルクスとが切り結びあう根本的論題の一だった、と思われるからである。

一

我々が戦後マルクス研究の出発点とみた梅本初期の一連の思索⁽¹⁾は、徹底的に主体への問であった。すなわち一方では、日本的な「全」空の弁証法⁽²⁾が侵略戦争という「事実への随順の心術に墮する」さいの個の「主体性」への問であったがゆえに⁽³⁾、同時にその問は、「八紘一字の唯物論的顛倒」とでもいふべき思想構造において「科学」の名で語られる「歴史的必然」における個の「主体性」への問であらざるをえなかったのである。たしかに、「歴史が自我の根底に住みつく」際の、従って

「体験しえぬ未来のために死にうる」ところの「主体成立の最後の場面」に関するマルクス主義理論の「空隙」⁽⁴⁾、という問題設定は、今日からみれば結局は主体||個人という近代的範型に枠付けされたものでしかない、といえるかもしれない。が、逆に、かく枠付けられた中で徹底的に突きつめられんとしたがゆえに事柄からいえば却って、近代的範型の下で「社会的に妥当しているがゆえに客観的な」日常的意識形態の問題化||つきつめられた階級意識論たりえたものであった。(その意味では梅本の問いは、第一次大戦後のドイツ・オーストリー革命の蹉跎状況の中での、日常意識批判として階級意識論・文化革命論を継承・展開しうべき問いであった)。

しかるに、かかる初期梅本的な問いは、直接的・政治的には(既にドイツ革命の挫折の中で如実に破綻していったところの)カウツキー流の「必然性の洞察」論と内容的には同値なる決めつけ(「空隙は反革命的思想の中にしかない」)によって押し切られる形になった。とはいえず、当然のことながら梅本の問いは、(右の如き政治的経緯からしても当然に)正統派マルクス主義が「非・マルクス主義科学」として切捨て続けてきた初期マルクス研究——それは既に西欧マルクス主義の正統批判の典拠の一つであったわけだが——を促さずにはおかなかった。すなわち(当初は「経済学ノート」を射程外においての)『経哲草稿』の「疎外された労働」論及びヘーゲル論に即して、類と個、自己実現と疎外をめぐる初期マルクス研究が続々と生み出されていったのである。

ヘーゲル、フョイエルバッハの評価、非ドイツ的啓蒙の評価、については微妙な差異をみせつつも、田中吉六⁽⁶⁾、黒田寛一⁽⁴⁾、城塚登⁽⁸⁾らによってなされたこれら一連の初期マルクス研究は、一樣にフョイエルバッハの観念論的性格を批判しつつも、しかし資本論の労働過程論をかくぐつたフョイエルバッハの人間存在論を基底にすえていたといつてよい。そしてそこから彼らは狭義の生産労働に還元されざる類の自己活動という視点に立つて、近代的私有交換社会・資本制社会を「本来的」な「疎外態」として否定的にとらえ、以つて共産社会を「本来的」なるものの主体的現実化として「基礎づけ」、ありうべき階級形成の方途を探る、という形で『経哲草稿』・『フョイエルバッハ・テーゼ』の読解を進めていったのであった。かかる諸研究は、そうしたマルクス研究であることにおいて同時に、正統マルクス主義——貧困の問題を物的欠乏にのみ予め限定した生産力主義的立場から、国有化を自己目的化してプロレタリアートへの官僚独裁をプロレタリアートの独裁と強弁し言いぐるめていくマルクス主義——を、マルクス自身の思想によつて批判し突破していこうとする営みでもあつたのである。

さて他方、梅本が「主体」をめぐる同時に問うたような「科学と倫理」の問題は、初期マルクス自身にあっては方法的に主題化されていない。が、右のような初期マルクス研究を更に進めて「科学としての」資本論に再接近していけば、当然、逐義的な物のシステムの自然科学的認識と、疎外され物化する相互行為システムの社会「科学」的認識との、区別と連関が、

重要な問となつてこよう。しかるにかかる問題連関でのマルクスの〈科学論〉の研究は、むしろ労働過程論・技術論の文脈へと誘導され——たしかに端初的には例えば黒田寛一⁽⁴⁾がその疎外論研究の中から「社会法則と人間」という形で問題化したものの——全体としては「精密科学としての社会科学対それを妨げるイデオロギー」という形で、原論の畑での問題設定に委ねられていくことになる（これについては次節で検討する）。

さて、右のような五〇年代の初期マルクス研究は、「基本的な問題は全て資本論で解決されている」とする正統派からも、また「資本論を科学として純化する」という宇野派からも、ひとしく「フョイエルバッハへの退行」人間論・ヒューマニズム、科学的社会主義の軽視「主観主義」という否定的評価をうけつづけた。（例えば、林直道⁽⁹⁾、大内秀明⁽⁸⁾らの疎外論批判などがその典型としてあげられよう）。

が、六〇年代も半ばを過ぎると、マルクス研究はドラスチックな地殻変動期を迎える。即ち、それまでの「初期マルクス」未熟な非科学的マルクス」という単純なる疎外論批判に対抗して、一方では、(1)「科学」として資本論が、同時にまた「分業・交通」の「近代的富」を継承すべき粗野・局的なならざる「共産主義」ゲイムンヴェーゼンの高次での実現、を支える「思想」の「作品」である所以を、疎外論にこそ求めていく研究と、他方では全く逆に、(2)資本論が同時に科学「批判」として、科学を枠付けている近代的な社会的意識形態の弁証法的突破でありえた所以を、まさにマルクス人間論での疎外論の超克のう

ちに見出さんとする研究が、ガツブリ四つに組む、という事態を迎えるのである。

(1)の方向は、内田義彦(9)の「スミスの視座」、資本の文明化作用の「ポジ・ネガ」という指摘と呼応しつつ、森田桐郎(10)、望月清司(11)らによって『綱要』の三段階論研究の中で精力的に推進され、ここでは「疎外」が、たんに「賃労働疎外」としてではなく、「外化」譲渡」としての「市民社会」的な分業・交通のポジ・ネガを覆う超マクロの歴史哲学的概念として敷衍されていった。他方(2)の方向は、広松渉(12)によってこれまた精力的に(『広松版・ドイツ・イデオロギー』という記念碑的副産物)を生み落とすつつ)推進され、ここでは「関係」のたかだか二次的な反省規定でしかない項が第一次的・自同的に実体視されていく。「錯認」の暴露「発生論たる「物象化」論こそが、まさにマルクスの近代批判の眼目である、ということが執拗に主張された。かかる広松の主張は「疎外」をもって、自同的な「内的(つまり実体的)本質とその「外」化」表現・現象・凝固、というまさに近代二元論の系にすぎない位置づけ(13)、マルクスは、かかる発想を超克したがゆえに同時に『蒸留法』的な実体的労働価値を公理とする経済科学の内在的・弁証法的批判者でありえた(14)、と主張した点において、マルクス研究の動向に大きな衝撃を与えたのであった。と同時に、当然にも広松の研究は、正統、宇野両派はもとより、先の(1)の流れ(市民社会派)からも様々な批判を呼びおこさずにはおかなかった。

花崎皋平(15)はいちはやく、広松的マルクスは、個をもって関

係・役割の束へと解消し、役割機能を配分する構造の生成・変革へ肉薄しえぬシステム論的構造主義の亜種になると批判し、細谷昂(16)は望月の研究を継承しつつ、ドイツ・イデオロギーでの「エンゲルスの」な「分業論的・階級社会貫通的」物象化——広松はここに経哲的疎外論の超克のテコを見出したのだが——を、むしろマルクスの思想においては二次的なものと評価し、広松の疎外論から物象化論というテーゼを批判した。

なかでも、マルクス思想の「一方の極にすぎぬ」物象化を、広松の「グランド・セオリー」の位置から救い、「生命活動の表現」を根底とする唯物史観——疎外論の中に再包摂せんとする山之内靖(17)は、一方では市民社会派の中にもみられる『護教論』化に抗しつつ、他方で、市民社会派のいう「歴史貫通性」、「ポジ・ネガ」を「人間の本来性」と明示的に倫理化する方向を示している。かかる方向は、まさにフォイエルバッハ的な受苦・共苦の身体的交通への復帰によって、資本制の科学的分析が倫理的当為と連接する回路を探ろうという傾きをみせている点において、他ならぬ戦後マルクス研究の梅本の問題情況への「ラセン的」回帰の試みである、といえよう。

さて、このような広松物象化論と市民社会派疎外論の交錯のさまを見極めるためには、先にふれたマルクス自身にとつての科学、という(広松以前には自明視されていた)問をめぐる研究の動向をみておかねばならない。そのためには、我々は再び五〇年代に戻り、ある意味では梅本とパラレルに、前衛と科学との没思想的・無媒介的癒着を、今度は「科学」の立場から鋭

く問うた宇野の問題提起からみていかねばならない。

(大庭 健)

二 科学とイデオロギー

戦後日本のマルクス主義における「科学とイデオロギー」をめぐる研究は、「理論と実践」・「歴史と論理」・「理論の階級性」といった諸論題をも包摂しつつ、主として経済学方法論をめぐって、つまりは「経済学と唯物史観との関係」如何という問として展開されてきた、といつてよい。

かかる諸研究・論争の口火を切ったのは、いうまでもなく宇野弘藏である。宇野は、人間主体の介在・非介在という差異を曖昧化することなく、自然科学と社会科学の弁別を強調しつつも、社会科学もまた社会「科学」たる限り、「自然科学における実験室的対象に対比せられるもの」の存立をまっぴらしてはじめて成立する¹⁰⁰、とする。つまり、一方では「自然科学で…自然の動きはわれわれの考えの如何に関わらず、それ自身で動くものとして、唯物論的に研究すると同じように」「社会を…それ自身で動くものとして扱わなければ」ならず、従って「経済法則」もまた「法則」である限り「自然科学で明らかにされる法則」と、法則としては共通な面をも「たねばならぬ¹⁰¹、とされつつ、しかし同時に「経済法則は…他面では決して単なる客体的に作用する法則ではなく、個々の個人の主観的行動によって社会的に形成せられて客観的に作用する」ことが重要視される¹⁰²。

かくして宇野にとっては、人間主体に担われる社会的事象

が、如何にして人間主体が介在せぬ自然的事象におけるが如き「実験装置によってえられるような純粹の状態」で分析されうるのか、根本的大問題だったのである。

こうした問への宇野自身の解答が、例の資本主義発展の「純化」傾向に即した「純粹資本主義社会」の理論的再構成―「経済学原理論」の構築であった。即ち「歴史的な諸社会が、資本家的商品経済として」「労働力の商品化の一般的基礎を確立し、純粹の資本主義社会実現の方向に進みつつある」ときにはじめて¹⁰³、人間が商品化(逐義的に物化)しているがゆえに、人間主体の介在にも関わらずその社会的相互行為システムをいわば質点的法則的運動のシステムと同様に「科学的に解明しうるものとする唯物論的立場は…その客観的な拠点を与えられる」とみる宇野¹⁰⁴は、その「純化」傾向を「客観的根拠」として、現実的な歴史の具体相を捨象し、もはや商品化≡物化された相でしか人間が登場しない「純粹の資本主義社会」の「それ自体で運動する自立的な商品社会」を理論的に再構成することによって、社会科学が「科学」たりうるのだと主張したのであった。

かくて方法的にも、自然科学の「仮設演繹法」は、現実的純化傾向からの抽象としての「原理論」において「簡單なる規定が Voraussetzen するより具体的なる諸規定を一步一步 setzen していく過程」としての「上向の方法」によって、自然科学的厳密性を失うことなく代替される¹⁰⁵、という訳である。従って宇野におけるフォラウスゼツングは、そこから純粹資本主義のメカニズムの具体的諸定在を演繹的にゼツェンしうる範囲

に限定・純化(?)されることになる。かくてここから、具体的歴史記述(現状分析)との、しかもイデオロギー的な連続性をもっている——と宇野がみた——『資本論』を、「経済学原理論」へと「純化」し、「科学としての経済学」を「完成」する、という要請が生ずることになる。そこでは、「一定の特殊形態の社会が」あたかも自然的物体のシステムのごとくに、「それによってあたかも永久的に運動し、発展しうるかの如きもの」として表現せられ、その社会の発生、発展、消滅の歴史性は背後にかくれて来るのでなければならぬ」と宇野は主張するのである。

このように近代物理的諸科学の無歴史性に極めて忠実に「科学学」した「経済学原理論」を全社会科学の根基に据えんとした宇野は、「原理をもつて片付けえない側面を必ず呈示して置く」「現実の諸現象」の「科学的説明」を、あくまで原理論を基礎とし「基準」として構築される「発展段階論」そして「現状分析」の課題へと委ねたのであった。かくして宇野によれば社会科学は「原理論—段階論—現状分析」という周知の「三段階論」体系としてはじめて「科学」になりうるという訳である。

このような科学観に対応して、科学とイデオロギーの関係についても、宇野は「純化」・「完成」された「原理論」で「正しく展開される」以外の、社会科学の認識ないし理論は、全てイデオロギーとして科学とは截然と峻別する。が宇野は、社会主義イデオロギーの意義を貶価しているのではなく、むしろ

「日常生活から来るプチ・ブルジョア・イデオロギーを…脱し…清算」し、「原理論」へのいわば露払いをするものとして社会主義イデオロギーの機能を評価する。このようにして、イデオロギーに誘導されつつも、しかしそれから独立しむしろイデオロギーを基礎づける「原理論」は、「何人にも承認せざるをえない科学的な理論体系である」と宇野は宣言したのであった。

見られる如く、マルクスでは未だ不完全であったと宇野がいう「科学」し「原理論」とは、徹底的に自然科学・古典物理学での法則観を模範とするものであった。「時代の子」として、所謂日本主義論争のイデオロギー対立による不毛性、所謂現状分析の支離滅裂さを、唯一「科学としての経済学」の確立によって、克服せんとした宇野にとっては、これこそが立脚点の全てなのであった。

さて、こうした一連の宇野の研究に対しては、主体性論の場合と同様、正統派からは激しい批判が浴びせられ続けた。「資本論の中の命題を否定したから修正主義だ」式の批判(?)はさておくとして、宇野の「純粹資本主義」の措定と所謂ヴェーバー的「理念型」構成の異同を問うた林直道²⁴⁾や見田石介²⁵⁾の批判や「史的唯物論」と諸社会科学の関係を問うた秋岡実の批判は、全て宇野の科学論の基本的テーゼに対する全面的な批判であった。しかし、これら共通してスターリンの『弁証法的唯物論と史的唯物論』に依拠した一連の宇野批判は、「人間の介在」する「社会科学」が、いかんして、「自然科学」と同質の

科学たりうるかという宇野の根拠にあった問に対しては、いかに答えたであろうか。秋間は答える、「史的唯物論は、社会の発展とは、物質の『自己運動』の一形態として、客観的かつ合法的な過程であり、社会革命は合法的で必然的な現象である、と見なす」。この点では一時期において最も戦闘的な宇野批判者であった見田も同じである。彼もまた「社会過程も自然過程とすこしも変わりなく、われわれの意識から独立に存在する合法的な過程であることを確信し、自然科学者と同じ方法にしたがって、諸法則を発見し、事実を説明」する。

しかし宇野は、秋間が「社会の発展」を合法的な「物質の自己運動の一形態として見なす」といい、見田が「社会過程も自然過程と変らない」と確信する」といった時の、その自然科学と社会科学の同質性が、いかにして可能なのか、を問うたのであった。従って、客観主義的実在論プラス素朴反映論マルクスの(一)唯物論科学、といった式のタダ物論の図式に依拠して、自然科学と社会科学とを同質だと無条件的に「見なし」・「確信」することを前提とした宇野批判は、結局ズレ違いに終始する他はなかったのである。

他方、右の如き正統派からの批判とは全く別の陳外論の角度から、宇野の「純化」の礎石である労働力商品化に即して、宇野科学論を批判したのは梅本⁶⁶であった。「労働力という商品の独自の性格」を「やはり人間主体と切り離せないというところ」に「見出す梅本は、かかる労働力の商品化のうちに「資本主義自立」「純化」の根拠があるとすれば、純化の根拠そのもの

の中に純化しきれぬものがある」と主張し、従って「経済学にしても、根底的に批判的であろうとする限り、単なる科学として自分を純化しえない」はずだ、ということに固執したのであった。

このように初期マルクスの陳外論を強引に『資本論』にまで持込み、労働陳外論によって資本主義を人間論的に批判せんとする梅本の立論は、経済学的には「全労働収益権」論に通底する小生産者イデオロギーと融合してしまい、宇野の「科学主義」を揺がすことはできなかった。とはいえ、梅本が「人間主義」の枠内からではあれ、マルクスの「批判」は「単なる科学として自分を純化しきれない」という論点を、従って間接的には、マルクスの「批判」が「科学として自分を純化」していくことを支える意識形態の批判でもあるという論点を、提起していることは注目されねばならない。

以上のように、宇野も見田・秋間も「科学」の模範を客観主義的・決定論的な自然科学に専ら求める、というところでは全く同じであり、ただ宇野が「人間主体の介在にも関らずいかにして」という論題にあくまで固執した点で、マルクス主義の科学論の一つの論争圏が成立し、他方、彼らに共通の「科学主義」に対して、梅本の「人間主義」が対立するという形でもう一つの論争圏が成立する。こうした形で科学論の研究が進んできた訳であるが、こうした研究の地平を一挙に揺るがしたのが、近代的〈主観—客観〉図式の問題化という広松の科学論であった。即ち、量子力学（観測問題—主客峻別の問題性・場

の物理学(実体的質点の問題性—関係の第一次性)という現代自然科学の問題情況の知見を援用した広松勉は、「科学主義」と「人間主義」とが暗黙のうちに共通の前提としていた実体的質点システムの「客観性」(—観測的・描写的活動からの独立性・決定論的な自己運動性)を根底的に問題化し、そこから更に、広松はかかる客観主義的・実体論的な科学を支える物象化的な錯誤的意識形態の批判こそがマルクスの批判の本領である、と主張したのであった。かくして科学論をめぐるマルクス研究は、それまで相争う諸潮流が共通に自明視していたことの問い直し、という新局面を迎えたのである。(吉田憲夫)

三 個体的自己実現と社会主義

主体||個人、という近代的範型の根本的問い直しが再度迫られ、主—客に基づいた近代科学が問題化されてくるといふマルクス研究の動向は、当然にも、「科学的必然」の名の下で託宣されてきたマルクス主義の社会主義論に関してもドラスチックな地殻変動を惹起せしめていくことになる。

周知のように、マルクスは、資本主義そのものが自らを否定していく要因を内部にビルト・インしており、いずれは「搾取者の搾取」という「否定の否定」として、資本主義的生産・交通・領有様式を覆えず、という「見取図」を描いている。(M-FW 23, S. 79)。このように、「自己の労働にもとづく個体的な私的所有の否定」たる資本主義の否定(否定の否定)は、「資本主義時代の成果、すなわち協業と土地の共同占有および

労働そのものによって産み出された生産手段の共同占有にもとづいた個体的所有を再建する」、というマルクスの立論は、「理論と歴史の弁証法的統一」という評価を正統派からは与えられてきた反面、宇野派からは「科学」としての「原理論」を大きく逸脱したものとして消極的に評価された。即ち、宇野によれば、『資本論』は、未だ資本主義社会の構造そのものの科学的解明と現家の諸資本主義社会の具体的歴史の分析とが不分明に癒着しており、『資本論』での右の如き「否定の否定」という立論やそれを含む原著論は、むしろ「原理論」を逸脱した付録にすぎないというのである。

こうした宇野のとらえ方は、現実の帝国主義以降の「変質」した諸資本主義社会の現状に対して無媒介的に『資本論』の立論をアテはめることを拒絶し、原理論・段階論・現状分析論の論理的な位相差を明確ならしめようとした点では今日なお注目値しよう。しかし、ではその「否定の否定」↓「共同占有にもとづいた個体的所有の再建」といふマルクスの立論を、どうとらえかえすのか。この問題について宇野は、一方で歴史的にあらゆる社会に貫通する「経済原則」なるものを立て、他方、労働力商品化にもとづく資本制商品経済では、それが「経済法則」という特殊な形態で科学的対象となってくる、とおさえるところから、労働力の商品化という形式が廃棄されれば「経済原則」という内容が社会主義として実現される、と語るだけの一般的立論の域にとどまっている。

他方、こうした宇野のとらえ方とは異って、「否定の否定」

の弁証法をマルクスに内在して理解し、社会主義への展望につなげていこうとしたのが、平田清明¹⁰⁾、望月清司¹¹⁾ら、いわゆる市民社会派のひとたちであった。彼らは『資本論』のみならず『要綱』貨幣章の「人類史の三段階」論の研究の中から「労働と所有の同一性」が解体され、そして回復されていく過程のうち、資本主義社会の形成と社会主義社会への転換という、マルクスの歴史動学をみてとろうとした。

『要綱』貨幣章の三段階論は、①「本源的ゲマインシャフト」②「貨幣に媒介されぬ直接的交通にもとづく協業体・人格的依存関係」③「疎外としてのゲゼルシャフト」④「貨幣に媒介された私的個人の物象的依存関係」⑤「自覚的ゲマインシャフト」⑥「自由な諸個人によって意識的に制御される人格的依存関係」という「正・反・合」の論理として語られている。市民社会派のひとたちは、この論理を『資本論』の否定の否定の弁証法につなげ、「個体的所有」という概念に新たな意味付与を行うことよって、将来の自覚的ゲマインシャフトにおける連合した直接生産者の姿を透視するのである。

しかし問題なのは、平田¹⁰⁾に典型的にうかがえるように、マルクスが一四〇五世紀のフリーホルダーの社会にみとつた「個体的所有」を一般化してしまい、資本家が剰余価値を収奪し資本主義社会を形成していく過程——それは歴史的に同時に日々の「不断の転変」でもあるとおさえられたわけだが——のなかでも、つねにその基底には「自由・平等・友愛」という同市民的関係が「市民社会」として存続している、とされたこ

とである。そのようにとらえられたがゆえに、ちょうど宇野における資本制的商品経済法則と「経済原則」の場合と類比的に、資本主義的な領有様式という歪んだ形式を取り払いさえすれば、同市民社会的関係が回復される、という論理になってくるのである。

しかし、仮りに、マルクスの着目したフリーホルダー的小経営的生産・領有様式としての「個体的所有」が「同市民的」関係性をおびていた、と仮定してもマルクスのいう第二循環の終わり、つまり市民的領有から資本家的領有への転変を平田流の疎外論で読解し、「自由・平等・友愛」の基底通音の通奏をさきとる、というのはマルクス自身にてらしてもやはり問題であらう。少くともマルクスにおける、形式的同市民的階級的イデオロギー性・ブルジョア的な社会的意識形態のとらえ方との整合性が問われねばならないであらう。

この点では、山之内¹²⁾が的確に指摘しているように、マルクスの直接的文脈を離れても、「労働と所有の同一性」という市民社会の「原ロゴス」すなわち「個体的所有」が現実の後期資本主義社会にまで基底通音として保持されているとはいえない、というべきだろう。となると、社会主義社会への転換を平田のように意味付与した「個体的所有」を軸にして専らそこから展望する、というのは余りにも楽天的にすぎよう。

むしろ、こうした誤解は、マルクス自身がもっていたある見通しと無関係ではない。マルクスは、生産過程の直接的掌握から離脱した株式会社的な資本所有の姿のうちに、資本家階級の

私的所有とは異なる社会資本・社会企業への漸近の萌芽をみてとって、そこに直接的な社会的所有を達成するモメントがある、と考えた。が、同時にマルクスにあっては、そのように展望される直接的な所有は『ゴータ綱領批判』でいう「旧社会の母斑」をまとった第一段階にして、必然の王国」でしかないのである。しかし、右のマルクスの楽天的展望のみを全面展開した平田らの立論は、他方のマルクスにおける「必然の王国」と「自由の王国」の関係をめぐる今日の問題をむしろ曖昧にしてしまった、といえるであろう。

(山本 啓)

マルクス研究の今日的地平——まとめに代えて

我々は冒頭に録したような視角から戦後日本のマルクス研究の動向を概観してきたわけだが、それらの蓄積の結果たる今日の問題状況は、見られる如く甚だ錯綜しており、到底一義的な俯瞰図は期し難い。剩え、本稿の如くに限定した視角からしても、例えばマルクスの科学論の問題は、椎名重明^(註)・森田桐郎^(註)が問うたような「近代科学—技術と自然との関係」についてのマルクスの思想、といった論題を内包しているし、また個体的所有の問題は、非西欧・第三世界と社会主義という枢要の論題を外しては論じえない。

が、そのうえで敢えてまとめを試みるとすれば、これら諸々の研究の重なり合いが、「近代的な個体的主体性のマルクスの批判をどう読むのか」という問へも収束しうる、ということはあるまいであろう。そしてこの問は必ずしも単なる思弁的人間存

在論の間ではない。

「個体的所有」と社会主義、の問題に関していえば、市民社会派の人々の研究は、紛れもなく「ゲマイングート」における自由な諸個人のゲマインヴェーゼンたるべきものが「法制的国有」の下での官僚制的統制へとすりかえられていくことを、マルクスの思想に立帰って突破せんとする試みの一環であったであろう。だからこそこの潮流は、五〇年代の疎外論研究（フォイエルバッハ的なガットゥンクスヴェーゼンに一旦立帰っての、スターリニズム批判）とある面では深く呼応している、とみる事ができよう。しかし、市民社会派にも連なりつつ例えば細谷^(註)が注目している通り、マルクスの展望する将来の「自覚的ゲマインシャフト」では、「社会的個体」でもある「社会的関連」が「生産過程の主作用者」なのであって、その「傍らの」身体的諸個人は「普遍的に発達し」「別の主体」となっている、と構想されている。とすれば今日、そうした個人・そのゲマインシャフトを、果して近代的な実体的な個体的主体という範型の枠内で（しかも近代的技術体系という同じ舞台上で）描きうるのか否か、は相當に根本的な問題のはずである。

そしてこのことはまた、マルクスの批判を、近代科学の範型——つまり実体的な独我論的・デカルト的エゴを「主観」とし、他の一切をその主観にとつての延長的・質点的なる客観としていく範型——の枠内で「科学」として「純化」することが、果してどこまで妥当なのか、という問題と、同一メダルの表裏でしかない。

このようにみえてくるならば、近代の「合理的個人」——即ち個体的死の影の中で快樂計算に基づいて、快を極大化すべく交通しあう個人——の実体化を根底的に問うことなき将来社会の構想は、要は近代的個人の「合理的」欲求を与件とし、それらの衝突における最適解を求めるゲームを語る最適社会論の懷に抱かれる他はあるまい。そして事実、少なからぬマルクス、卒業派は、そうした「旧社会の母胸」に自ら抱きついているようにみえる。

しからは、かかる近代的な個体的主体性へのマルクスの批判はいかに読まらるべきなのか、これが今日の枢要な研究課題の一つとなっている、ということはもはや疑いえないであろう。そしてここではマルクスのいうゲマイングートを、(1)あくまで近代的な個体的主体性の「ポジ」を継承しつつ、其々に実体的な我と汝との共感的相互主体性を軸にして構想||投企する読み方と、(2)個体的実体化のブルジョア社会的錯誤性の暴露を徹底させ、「関係の第一次性」に抛る(つまり個の「創造的無」への不断の殺那滅を媒介とした?)間主体性を軸にして構想||投企する読み方とが微妙ではあるが、相当本質的な対立をもつ可能的読み方として、今日呈示されている、といつてよい。而して、かかる論題についての読み方は、単に抽象的な人間存在論の域にとどまらず、個と全、科学と倫理、死生と歴史、交通と支配といった全論題を覆う(つまりは近代を越うべき革命を担う共同体の)問題へとそのまま違っているのである。(大庭 健)

(付記。本稿は表記三名が分担執筆した原稿をつぎあわせ、討

論のうえ相互に調整して全体の統一を図る予定であったが、討論の不十分性ゆえに各自の執筆した原稿が大庭が一定の補筆・修正を加えて全体の統一をはかる、という形になった。従って表現上の最終的責任は大庭にある。)

文献番号(単行本に限った)

- (1) 梅本克己 過渡期の意識 一九五九
- (2) 同 唯物史観と道徳 一九四九
- (3) 田中吉六 主体的唯物論への途 一九五一
- (4) 黒田寛一 ヘーゲルとマルクス 一九五二
- (5) 同 経済学と弁証法 一九五六
- (6) 城塚 登 若きマルクスの思想 一九五五
- (7) 林直道 唯物史観と経済学 一九七一
- (8) 大内秀明 宇野経済学の基本問題 一九七一
- (9) 内田義彦 資本論の世界 一九六六
- (10) 森田桐郎・望月清司 社会認識と歴史理論 一九七四
- (11) 望月清司 マルクス歴史理論の研究 一九七三
- (12) 広松渉 マルクス主義の成立過程
- (13) 同 マルクス主義の地平 一九六九
- (14) 同 資本論の哲学 増補改訂・マルクスにおける科学と哲学 一九七二
- (15) 花崎學平 増補改訂・マルクスにおける科学と哲学 一九七二
- (16) 細谷昂 マルクス社会理論の研究 一九七八
- (17) 山之内晴 社会科学の方法と人間学 一九七三

- (18) 宇野弘蔵 経済学方法論 一九六二
- (19) 同 資本論の経済学 一九六九
- (20) 同 マルクス経済学原理論の研究 一九五九
- (21) 同 恐慌論 一九五三
- (22) 同 新版・経済原論 一九六四
- (23) 同 マルクス経済学の諸問題 一九六九
- (24) 林直道・見田石介(他) マルクス主義経済学の擁護 一
九七一
- (25) 見田石介(編) 宇野理論とマルクス主義経済学 一九六
八
- (26) 宇野弘蔵・梅本克己 社会科学と弁証法・一九七六
- (27) 広松 渉 科学の危機と認識論 一九七三
- (28) 同 事的世界観の前哨 一九七五
- (29) 宇野弘蔵 資本論と社会主義 一九五八
- (30) 平田清明 市民社会と社会主義 一九六九
- 同 経済学と歴史認識 一九七一
- 同 経済学批判への方法叙説 一九八一
- (31) 椎名重明 農学思想―マルクスとリービヒ 一九七六

《海外研究展望》

西欧におけるマルクス没後

一〇〇年記念集会

山中隆次

オーストリア・リンツ 一九八三年はマルクス没後一〇〇年ということ、東独では「マルクス年」と命名したとのことであるが、それはまずオーストリアのリンツ (Linz) で幕を開いた。すなわち、このリンツにおける「マルクス没後一〇〇年記念集会」は、毎年九月同じくリンツで例会を開いている「労働運動史家国際会議」(IHL) 主催のもとで、その特別会議の形で一九八三年一月六日〜九日におこなわれた。テーマは主催会議の性格を反映して「マルクス主義と歴史科学」、参加者数は一〇〇名前後。その内、地元オーストリアからが約三分の一を占め、他はアメリカを含めて西欧から約三〇名、ソ連を含めて東欧から約二〇名、日本人は六名の参加をみた(松本洋子—駒沢大、大野節夫—同志社大、増谷英樹—東外大、山中隆次—中央大、永原陽子—東大院、井上茂子—東大院)。

集会はまず冒頭に、オーストリアとも縁の深いイギリスの Hobsbawm より「マルクスと歴史科学」と題して、ヨーロッパ資本主義の生成・発展の視角を軸とするマルクス歴史観の特徴と、そのマルクス没後一〇〇年間にわたる西欧歴史学一般へのインパクトを展望した基調報告がおこなわれた。つづいてイスマエルの Avineri が「マルクスの非ヨーロッパ世界把握」と題して、それを具体的にマルクスのインド論、中国論を通して検討し、マルクス歴史観は統一的な世界史像たりうるかの問題提起をおこなった。これとほぼ同様の趣旨の報告は、マルクス・エンゲルスの「歴史なき」スラブ民族論をとりあげたユーゴの Kljopic 報告や、マルクスの先資本主義概念の非ヨーロッパ世界への適用不可能性を論証したデンマークの Rasmussen 報告にもみられ、これら一連の諸報告は期せずして「マルクスの歴史観はヨーロッパ中心主義ではなかったか」という問題提起となり、このリンツ集会のひとつの大きな論点を形成した。

また日本の大野節夫は「マルクスにおける人類前史の三段階把握」と題して、とくに一八五〇年代はじめのマルクスの抜粋ノートにもとづき、マルクスの社会構成体概念がイギリスの農業化学者 Johnston (1796~1855) の地質学上の地層概念の撰取による、すぐれて歴史的な概念であるとの報告がなされ、注目を浴びた(詳しくは『経済』一九八三年五月号所収の同氏論文を参照されたい)。観点は異なるも、同じく社会構成体論をとりあげたものとして、東独の Hentsch 報告があった。その他、歴史における階級意識の位置を論じたイギリスの Young 報告、

労働運動史論をめぐる客観主義と主体主義の系譜をたどった西独の Dapfe 報告。そしてソ連、ハンガリア、ユーゴ、オーストリア、デンマークなどから、各国それぞれのマルクス主義歴史学の形成・発展史ないし共産党史の現状が報告された。

さらにユニークなものとしては、マルクス没後ではなくて生誕一〇〇年（一九一八年）が、当時のヨーロッパの社会主義的新聞・雑誌にどのように反映されたかを調査したハンガリアの Jemnitz 報告。資本主義のもとのいわゆる「共同決定」の問題点と、それが社会変革に結びつく可能性を解明したソ連の Maslov 報告。さらには一九七〇年代に、とくに歴史学講座を中心として急速にマルクス主義が普及しはじめたアメリカの諸大学の現状をまとめたアメリカの Gruber 報告などもみられた。

以上の諸報告は、リンツ記念集会のテーマ「マルクス主義と歴史科学」のうち、当然のことながら、その一側面たる「歴史科学へのマルクス主義の寄与」すなわちマルクスないしマルクス主義歴史学に焦点をあわせた報告であった。これにたいし、テーマ「マルクス主義と歴史科学」はまた他の一側面、すなわち「マルクス主義への歴史科学の寄与」も含まれるべきだとして、ひとつの歴史現象としてのマルクス思想に歴史的省察を試みたオランダの Rojahn 報告もみられた。すなわち Rojahn は、一九三〇年代はじめに公刊以来、今日なお多くの論議をよんでいる初期マルクスのいわゆる『経済学・哲学草稿』をひとつの事例 (ein Fall) としてえらび、これに歴史科学の基礎的手法

たるテキスト・クリティックを適用し、『草稿』が他の『経済学抜粋ノート』とともに、当時のマルクスのさまざまな問題意識にもとづく思索過程を示す一群のノート集にすぎないことを強調し、したがって『草稿』を「独立の著作」とみなして、そこから「真のマルクス思想」をひき出すことには慎重でなければならぬと強調した。この Rojahn 報告の結論がリンツ記念集會にかんがりの反響をよんだのには一驚させられたが、筆者としてはむしろ、マルクス遺稿のオリジナルにもとづく Rojahn の seitlich な報告内容、とくにこれまで「失われた」といわれてきた「第二草稿」の大部分は「リカード・ミル抜粋ノート」であったという推定に注目させられた（この Rojahn 報告の Paper は『思想』一九八三年八月号に訳出）。

最後に Holsbaum がふたたび登壇し、二日間の報告・討論を綜括し、三〇年代とは異なるも新たな世界経済危機を迎えている八〇年代の今日こそ、理論と実践の新たな統一が要請されている時代はないと強調して、このリンツ記念集會をしめくくった（リンツ記念集會の報告・討論は Europa Verlag より近く刊行の予定）。

このリンツ記念集會が、毎年九月の ITH 例会と同様に、相対的に東欧圏からの研究者の参加が多いこと、そして会期中にフォーマルないしインフォーマルな形で東西間の研究交流が比較的スムーズにおこなわれていたこと、これらの点に中立国としてのオーストリアの位置と、集會の円滑な運営と司會につとめた ITH 会長の Neck ならびに事務局長の Steiner 教授の力量

に負うところが大きかったことを付記しておきたい。また Hobsbawm が現地での新聞記者会見で語ったといわれる次の言葉も、筆者としては印象に残ったものとして、最後に付記しておきたい。⁵⁾ "Lebendiger Marxismus" beginne dort, "wo die Marxistate aufhören." (Oberösterreichisches Tagblatt, 8-1-83)

西独・トリリア つづいてマルクスの生地、西独のトリリアでも、F・エーベルト財団主催のもとで、マルクスの命日三月一四日～一六日に「マルクス没後一〇〇年記念集会」が開かれた。この集会に先立ち、三月一三日にはトリリア市立劇場で、トリリア交響楽団によるR・ワグナー（マルクスと同じく没後一〇〇年）ハ長調交響曲の演奏を織り交ぜながら、トリリア市との共催による記念祝典がおこなわれた。四〇〇名前後の一般市民を交じえた参加者を前に、トリリア市長をはじめライブラント・ファルツ州首相(CDU)らの「トリリアの偉大な息子」マルクスをたたえるスピーチがなされ、いずれも今日の自由・民主・社会正義の普及、発展にたいするマルクスの寄与を強調した。

この祝典にひきつづいて、約一年間の工事で内部改装されたマルクスの生家 Karl-Marx-Haus の再開を祝うテープ・カットと、マルクス没後一〇〇年を記念する大規模な展示の披露がおこなわれ、長蛇の列をなす盛況ぶりだった。展示会場には、マルクスの出生証明書をはじめ貴重な原資料・著作(各国語訳版を含めて)とならんで、パノラマ風に示されたマルクス・エ

ンゲルスの家系図に、マルクスとハイネがいずれも母方の二、三代前を通して姻戚関係にあった(本人同士はそのことを知らなかった由)ことも明らかにされ、興味深かった。なお Karl-Marx-Haus のすぐ近くに、八一年より立派な「研究センター」(das Studienzentrum Karl-Marx-Haus)も設けられ、そこではエーベルト財団主催の政治教育セミナーや講演会が開かれるとともに、マルクス関係のアルヒーフもそこに移され研究の便がはかられているとのことである。

翌一四日～一六日の記念研究会は「アフリカ、アジア、ラテン・アメリカにおけるマルクス」をテーマに、トリリア市内の「ヨーロッパ・ホール」でおこなわれた。参加者数は世界三七カ国より二〇〇名以上、テーマを反映して第三世界からの参加が多かったが、約三〇名近くの中国人留学生の参加が目された。日本人は北村実(早大)、一井昭(中大)、山中隆次(中大)に西独に留学中の学生二名とすくなかったが、パリ大学国際都市日本館より小堀館長の引率のもとで一〇数名の日本人留學生も傍聴にみえた。

研究会はまず冒頭に、セネガルの前大統領 Senghor の「マルクスと南北対話」と題する基調報告にはじまり、マルクスのインド論と実際のインドの発展とを対照させたインドの Habib ならびに Gita 報告、中国のマルクス主義の歴史をまとめた中国の宋報告、マルクスの一八六〇年代の経済理論にみられる「オリエントの発展」論をとりあげたソ連の Vysotski 報告、インドネシアの社会主義政党的生成・発展史をまとめたオラン

ダの Tichelman 報告、メキシコの独立運動と大戦後のマルクス主義の普及をとりあげたメキシコの Monjaras 報告、南米のマルクス主義の歴史を展望した同じくメキシコの Arico 報告等がおこなわれた。

以上の諸報告にひきつづいて、第二日目の午後より、これらの報告者に Frank (イギリス)、Rodinson (西独)、Pollard (イギリス)、Kernig (西独)、Rothermund (西独)、Primakov (ソ連) も加わって「マルクス主義と発展理論」と題するシンポジウムが第三日目の午前中までおこなわれた。マルクスのアジア、アフリカ等にたいする把握にヘーゲル歴史観の影をみるもの、反植民地闘争の勝利、社会主義中国の建設こそマルクス歴史観の普遍性を示すと強調するもの、他方では、マルクスの理想と今日の社会主義社会の現実との矛盾を指摘するもの、そしてこれにたいするソ連側の反論等、シンポジウムに移ってからやや熱気をおびた研究会となったが、全体としてはテーマの魅力に比してまとまりのない集会であった。文化大革命への言及を欠き、公式主義的な中国の報告に、civilization なしには社会主義建設も不可能との発言がみられたこと、一般参加者の席よりの中米での実践的な闘争報告に熱のこもった多くの拍手がみられたことなどが目についた。また日本からは北村実より「日本におけるマルクス」と題する特別スピーチがおこなわれ、スターリン主義時代の日本マルクス主義の苦闘の歴史と、その後の高度資本主義の発展を背景として、議会制民主主義による社会主義への展望がぎりひらかれつつあるとの報告がなされ、

一般の注目を浴びた。

また、このエーベルト財団による記念集會に先立って、同じくトリーアで西独共産党系の主催による「マルクス没後一〇〇年記念集會」が開かれた。それはソ連、東独その他東欧よりの参加者を含めて四五〇名を数える大規模な国際集會で、そこでは「ドイツ人民の偉大な息子」マルクスは「現代も益々生きつづけている」ことが強調されたとのことである。

なお、このようなマルクスの偉業をたたえる記念祝典の華やかさ、研究会の熱気を外に、マルクスの妻イエニーの実家のあった建物（現在は西独 Volksbank のトリーア支店）の入口の壁にはめこまれている若き娘イエニーのリリーフの上に、誰が置いたのか、教輪のかれんな花束がそつとそえられてあったのが印象的であったことを、最後に付記しておきたい。

フランス・パリ これら西独におけるマルクスの命日を中心とする記念の催しや研究会にひきつづいて、フランスのパリでも三月十七日と二〇日と「マルクス没後一〇〇年記念集會」がパリ大学で開かれた。これには参加できなかったが、テーマは各国語訳を含めて、とくにフランス語訳によるマルクス著作の出版の歴史とその問題点であった。

オランダ・アムステルダム 西欧ではもともと多くマルクス関係の原資料を所蔵しているとして有名なアムステルダムの「社会史国際研究所」でも、「マルクス没後一〇〇年」を記念

する展示が三月一七日と六月一日と長期にわたっておこなわれた。ここでは『共産党宣言』の唯一残された一枚のマルクス草稿断片をはじめとして、マルクスとイェニーの婚姻契約書（一八四三年六月二日）やマルクスのプロイセン国籍離脱の資料（一八四五年二月一日）、並びにはマルクスの死にたいするゾルゲらの手電など、マルクスの生涯を画する貴重な資料、またオランダのサルトボメル（Zaithommel）に居住していたマルクスの叔父フィリップスとの関係を示す資料やマルクスのオランダ語訳諸著作など、オランダに重点をおいた展示、そして『共産党宣言』の各国語訳版（邦訳を含む）の展示がみられた。

その他 マルクスの命日三月一四日を中心に、西独では Was bleibt von Marx と題して Schwan, Ota Stik, Altvater, Kofler, Witschke の座談会が、オランダでは、マルクスの叔父フィリップス（現在の多国籍家庭電気メーカー・フィリップス社の創設者の祖父）が居住していた、そしてとくに一八六〇年代にマルクスもしばしば訪ずれて『資本論』の原稿も執筆していたといわれているオランダの小都市サルトボメルを中心に「サルトボメル滞在」(Oponthoud in Zaithommel)と題するドキュメントなどの、記念テレビ放映がなされた。なおイギリスでも同様にBBCテレビが昨年より長期にわたって、シリーズとして「マルクス没後一〇〇年」を記念する放映がなされているとのことである。

公募論文執筆・送付要領

- 一、論文提出の資格は、社会思想史学会会員に限る。
 - 二、締切日は三月末日。送付先は社会思想史学会事務局。原稿に住所を明記する。
 - 三、枚数は、二百字×一〇〇枚以内。
 - 四、原稿用紙は二百字詰。タテ書き。
 - 五、注は各節ごとに注(1)(2)(3)……と入れる。
 - 六、引用・参考文献の示し方
- ①洋書単行本のばあに

K. Marx, *Grundrisse der Kritik der politischen Ökonomie*, Dietz Verlag, 1953, S. 75-6, (高木監訳『経済学批判要綱』(大月書店、一九五八年、七九ページ)。(書名ロイタリック体に下線を引く)

②洋書雑誌論文のばあに

F. Toket, Lukács and Hungarian Culture, in *The New Hungarian Quarterly*, Vol. 13, No. 47, Autumn 1972, p. 108, (雑誌名に下線を引く)

③和書単行本のばあに

丸山真男『現代政治の思想と行動』第二版、未来社、一九六四年、一四〇―一ページ。

④和書雑誌論文のばあに

坂本慶一「ブルドンの地域主義思想」『現代思想』五巻、八号、一九七七年、九八ページ以下。

〔編集後記〕

- 一 昨年一〇月の名古屋大学経済学部における第七回大会のシンポジウムおよび自由論題の報告を収めました。なお大会では、中華人民共和国中央編訳局の林基洲氏が「中国におけるヨーロッパ社会主義思想史の研究——ローザ・ルクセンブルクを中心に」という興味深い講演をされましたが、紙数の制約のため割愛しました。
- 二 公募論文が九篇寄せられましたので、編集委員会で慎重に審議し、四篇を掲載することにしました。研究内容の水準とともに、若い研究者に発表の機会を提供するという基準で選考しました。
- 三 編集の手違いで本号には書評を掲載できませんでした。次号までに書評についての編集体制を整えたいと考えております。
- 四 前号までは、表紙および裏表紙の写真は、その号の研究展望（したがって次の大会のシンポジウムのテーマ）の人物を選んでおりましたが、むしろその号に掲載されるシンポジウムのテーマとなっている人物を選んだほうが適切であると思われましたので、前号と重なりますが、ジョン・ロックスの写真にしました。また裏表紙は欧文タイトルが見にくくなるので、写真を載せるのを止めました

〔城塚 登〕

社会思想史学会事務局

東京都目黒区駒場三―八一― 千一五三

東京大学教養学部 城塚研究室

TEL(〇三)四六七一―二七一 内線二四四

社会思想史研究 ⑦

発行日 一九八三年一〇月一日

編集 社会思想史学会

(代表幹事 城塚 登)

発行人 登坂治彦

印刷・海外印刷

北 樹 出 版

東京都目黒区中目黒 1-2-6
〒153 電話 (03) 715-1525

発 売 学 文 社

20世紀思想家文庫

8 西田幾多郎

中村雄二郎著 日本を代表する哲学者の思想を、現代的関心から克明に解きほぐし、その構想の真の姿と意味を明らかにした本格的な西田幾多郎論。

9 メルロ＝ポンティ

廣松 渉著 言語・身体・知覚心理へ港道 隆著 の独特な思索によって知られる「両義性の哲学者」の本質を厳密に把握し、その現象学的限界を批判的に検討。

- 1 トーマス・マン……………辻 邦生著
- 2 チョムスキー……………田中克彦著
- 3 エイゼンシュテイン……………篠田正浩著
- 4 ハイデガー……………木田 元著
- 5 ピカソ……………飯田善國著
- 6 ウイトゲンシュタイン……………滝浦静雄著
- 7 ケイーンズ……………西 部 邁著
- B 6判上製・カバー平均二五〇頁 定価各一五〇〇円

東京都千代田区一橋ノ五ノ五
板橋番町、京橋 六上云二四〇



岩波書店



株式会社 ミネルヴァ書房
〒607 京都市山科区日岡塚谷町1
☎(075)561-5191 振替京都 8076

長い革命

R・ウィリアムズ

其の共同社会の実現を文化革命の視座から追究し、60年代英国で大きな影響を与えた書。若松繁信他訳 ●三三〇〇円 千300

集合行為論

公共財と 集団理論

M・オルソン

今日の高度大衆社会の集団が抱える様々な問題を原理的考察を加え、新しい展望を与える。依田博他訳 ●二六〇〇円 千300

トーマス・ミュンツァー

田中真造 ●革命の神学とその周辺 ミュンツァー研究20年の著者が科学的、実証的実像を提出する。 予三五〇〇円 千300

ヨーロッパ法文化の流れ

H・コイニング 中世より現代までの法思想の発展を理念史や社会経済史との関連で俯瞰。上山安敏監訳 ●一八〇〇円 千250

フランス革命と群衆

G・リュエデ フランス革命の歴史家たちがこれまで無視してきた局面、革命的群衆の性格を分析。 前川貞次郎他訳 ●三五〇〇円 千300

日本神話の思想

スサノヲ論 河合隼雄 日本人の原像ともいうべきスサノヲを様々な角度から分析するユニークな神話論。 歴史と日本人 岡米予一 一六〇〇円 千250 吉田敦彦 湯浅泰雄

政党政治の始動

政治思想 本山幸彦 初期議会から立憲政友会創立までの政治状況を政治史と思想史の中間的視点から考察。 歴史と日本人 岡米予一 二〇〇〇円 千300

明治国家の成立

天皇制成立史研究 大江志乃夫 明治国家の成立を国内市場の統一と支配をめぐる過程として捉え明治絶対主義の確立をあとづける。 五〇〇〇円 千300

市民社会の思想

宮本憲一・大江志乃夫・永井義雄編 A5判 一〇〇〇〇円
〔水田洋教授退官記念論集〕 市民社会の形成・発展とともに展開されてきた、さまざまな社会観、社会主義思想の発生・展開をおとつけた、二十二名の執筆者による記念論文集。

ヘーゲルからマルクスへ

S・フック／小野八十吉訳 A5判 六五〇〇円
〔カール・マルクスの精神的成長にかんする研究〕ヘーゲルおよびヘーゲル新派の批判を通じて、マルクスの思想がいかに形成されてきたかを解明した初期マルクス研究の古典。

ヘーゲルと危機の時代の哲学

C・I・グリアン／橋本剛・高田純訳 A5判 六五〇〇円
激動の現代に新たな「人間学」の確立を目指す著者が、ヘーゲルの生きた時代とその哲学体系を、現代に通底する問題を掘りおこしながら詳細にたどり直す会心のヘーゲル研究。

ヒューム政治経済論集

D・ヒューム／田中敏弘訳 A5判 五〇〇〇円
イギリス経済が重商主義から自由主義へ移行する時期に、技術の優位を説き、重商主義を批判し、自由主義を人間の非理知的的心情に位置づけようと展開した「政治論叢」の全訳。

近代イギリス憲法思想史研究

安藤高行著 A5判 四八〇〇円
〔ヘーコンからロックへ〕 国家、人権、統治機構など、憲法上の主要問題に関して産出した多くの思想の生成の事情やその論理を明らかにし、近代憲法思想の発生を考察する。

1983年11月刊行開始!!

クラレンドン版 ホブズ哲学著作集 全5巻

The Clarendon Edition of the Philosophical Works of
Thomas Hobbes

5 vols. Ed. by H. Warrender. 1983-(in progress)

〈第1回配本〉

「市民論」ラテン語版 De Cive. Latin Version. ca. ¥14,000

「市民論」英語版 De Cive. English Version. ca. ¥14,000

〈続刊〉「法学要綱」ほか Elements of Law and Lives. Three Latin Autobiographies and Translations.

「リヴァイアサン」ラテン語版 Leviathan. Latin Version.

「リヴァイアサン」英語版 Leviathan. English Version.

ホブズの思想的展開を検討するうえで、草稿と著作の異同、ラテン語版と英語版の比較対照の必要性がつとに指摘され、緻密なテキスト・クリティークにもとづいた完全な版の刊行が望まれてきた。'83年から刊行されるこの著作集こそこうした期待に応えるもので、今後の研究にとって不可欠の著作集となることは疑いない。

(Oxford University Press, Oxford)

社会科学専門洋書店
(洋書新刊月報 年購読1500円)

極東書店

東京都千代田区神田神保町2の2
電話 03 (265) 7531

ドイツ政治史・社会思想史研究資料

ドイツの革命民主主義雑誌集成

—ドイツ・ジャコバン党とフランス革命—

Zeitschriften Deutscher Revolutionärer Demokraten, 1778-1804

Edited by Prof. Dr. Walter Grab, Universität Tel-Aviv

全47点 セット価格 ¥2,850,000.-

本資料は、フランス革命期にドイツ各地に台頭したジャコバン党の機関誌を中心に、当時の急進的な社会・政治・文芸雑誌44点と保守的な雑誌3点を収集し、復刻刊行したものです。詳細目録がありますので、ご請求下さい。

日本総販売代理店

雄松堂書店 東京都新宿区三栄町29
〒160 ☎03(357)1411代

現代哲学選書

近代日本の哲学

古田光・鈴木正編著 定価二五〇〇円

近代日本の哲学思想の流れを概説すると共に日本哲学史論への反省的考察を行ない、ついで各学派、学者、思想家のあり方を現代的視点から再検討を試みた好著。

哲学への道 茅野良男編著 一五〇〇円

現代の哲学 藤田孝野・柏原編著 一五〇〇円

社会の哲学 徳永 恂編著 二五〇〇円

科学の哲学 竹尾治二郎編著 二五〇〇円

文化と文明の哲学 平井 正編著 二〇〇〇円

西洋倫理思想史 小倉志祥編著 一五〇〇円

東洋倫理思想史 相良 亨編著 二五〇〇円

歴史の哲学 高橋正二編著 二九〇〇円

新版 こころの哲学 坂本百大編著 二九〇〇円

生命の哲学 三輪 正編著 二四〇〇円

教育の哲学 堀内井野・齋藤編著 二八〇〇円

北樹出版

・東京都目黒区中目黒1-2-6 TEL (03)715-1525 〒153・

新たな歴史的視座を志向する

社会思想事典

現代は「不確実性の時代」へ「混迷の時代」といわれ、繁栄の影には人類の存続を脅やかす危機が深まっている。この現状を打開する新たな思想の創造が、こんにちほど希求される時代はない。本事典は人間の叡知と営為の跡をたずねて、混迷の現代を照らし、明日を模索する人びとにおくる待望の書である。

静岡新聞(57・11・21) 他方、その対極にあるとみられていた社会主義もさまざまな現実的欠陥と低迷をせしめており、さらに、第三世界の困難も構造的なものとなっている。そのような混迷期ともいべき時代状況のもとにある現在、本事典の出版はまことに時宜をえたものである。

週刊読書人(57・12・20) 日本では昭和五一年に「社会思想史学会」が創設され、学際的な社会思想研究の場が築かれたが、社会思想史についての共通の認識はまだ確立されていない。本書はそうした認識を固める一歩として、また「事典」という興味深い試みの下に、「社会思想」概念の展開を跡づけ整理したものととして高く評価される。

日本図書館協会選定図書
 編集 田村秀夫 B6判 五四四頁
 代表 田中 浩 定価 三五〇〇円
 (二 300円)

好評発売中

本事典の構成	社会思想とは何か	中央大学教授	田村 秀夫
ユートピア思想	中央大学教授	田村 秀夫	
社会契約説	静岡大学教授	田中 浩	
啓蒙思想	京都大学助教授	木崎英代治	
市民社会観	横浜市立大学教授	田中 浩	
功利主義	名古屋大学教授	永井 義雄	
フランス社会主義	一橋大学教授	古賀英三郎	
イギリス社会主義	成城大学教授	上野 格	
マルクス主義	中央大学教授	山中 隆次	
ロシア社会主義	工学院大学教授	今井 義夫	
アナキズム	慶應義塾大学教授	白井 厚	
保守主義	東京都立大学教授	半沢 孝感	
社会進化論	静岡大学教授	田中 浩	
女性解放の思想	市野学園大学教授	水田 珠枝	
民族主義の思想	法政大学教授	土生 長根	
社会民主主義	愛媛大学助教授	河合 恒生	
ファシズム	大東文化大学教授	安 世尚	
黒人解放の思想	I 北アメリカ	静岡大学教授	田中 浩
アジアの社会主義	II ラテンアメリカ	桜美林大学教授	中島 和子
現代の社会主義	大阪外国語大学教授	栗山 靖司	
近代日本の社会思想	大東文化大学教授	吉島 和雄	
	名古屋大学教授	稲子 恒夫	
	一橋大学助教授	加藤 哲郎	
	甲南大学教授	杉原 四郎	

中央大学出版部

ANNALS OF THE SOCIETY
FOR THE HISTORY OF SOCIAL THOUGHT

NO. 7 1983

CONTENTS

From the Seventh Annual Meeting

Symposia

John Locke's social and political thought *A.Hirano, T.Katō, H.Itō*... 4

Independent Papers

A point of view on Lockes's theory of

origin of property *Takashi Kurashima*... 59

German pietism and economic thought *Atsumi Sakai*... 69

Musical situation in eighteenth century London

—focussing on Handel *Kōko Fujie*... 84

Ideologie and behavior of Big Business in the

New Deal era *Kiyokazu Kobayashi*... 103

L.T.Hobhouse Revisited: In View of the Recent Studies

..... *Akira Hanabusa*... 116

Articles

Die moralische Grundlage der Lehre von "der

sittliche Freiheit" *Fumio Nanjō*... 124

Hegels Lehre der Bildung—seine Auffassung von der

gesellschaftlichen Bildung des Subjekts *Makoto Takada*... 140

Friedrich List und Wilhelm Schulz im Vormärz *Kunihiko Uemura*... 156

Who was Bernstein? *Yōichi Kamejima*... 171

Survey of Studies

A Trend of Marx-Research in postwar Japan

..... *Takeshi Ohba, Norio Yoshida, Hiraku Yamamoto*... 185

Overseas Trends of Study *Takatsugu Yamanaka*... 197

Edited by

The Society for the History of Social Thought